

## 第1回いなべ市行政改革推進委員会事項書

日時 令和7年1月31日(金)午後2時～

場所 いなべ市役所 行政棟2F庁議室

### 1 開会

### 2 市長あいさつ

### 3 会長の互選について

### 4 諮問書の交付

### 5 会長あいさつ

### 6 いなべ市行政改革推進委員の紹介

### 7 説明事項

#### (1) 行政改革の推進について

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律のあらまし)

#### (2) 第3次いなべ市行政改革大綱の位置づけについて・・・ 資料1

#### (3) 第3次いなべ市行政改革大綱策定スケジュールについて・・・ 資料2

### 8 審議事項

第2次いなべ市行政改革大綱(第3次集中改革プランを含む。)の検証と総括

・・・ 資料3

### 9 次回の会議について

開催日時：令和7年2月27日(木)午後2時から

場 所：いなべ市役所 行政棟2F庁議室

### 10 閉会

# 行政改革推進委員会 座席表

(敬称略)

会長席					
四日市看護医療大学 前学長 丸山 康人					株式会社デンソー 大安製作所 所長 岡本 孝文
林会計事務所 所長 林 伸一					トヨタ車体株式会社 いなべ工場 工務部工場管理室 総務グループ長 近藤 雄司
株式会社百五銀行 いなべ支店 支店長 佐々木 文昭					一般社団法人グリーン クリエイティブいなべ 代表理事 岡 正光
いなべ市商工会 伊藤 章子					

	教育長 小川 専哉	副市長 山下 正史	市長 日沖 靖	企画部長 出口 和典	政策課長 小谷 直仁
総務部長 近藤 栄人	都市整備部長 大川 洋海	市民部長 伊藤 ひろ	環境部長 岩田 長司	福祉部長 岡 真水	健康こども部長 出口 美紀
農林商工部長 若松 辰彦	建設部長 太田 東洋	水道部長 寺本 靖彦	教育部長 伊藤 功	会計管理者 三好 宏尚	議会事務局長 市川 久春
	監査委員事務局長 中村 政紀	企画部次長 岡 武史	財政課 伊藤 真次	職員課長 多湖 篤人	職員課 辻 貴久子
傍聴席			事務局 児玉 吏	事務局 堀田 彰宏	事務局 西尾 みずき

出入口

出入口

## 行政改革推進委員会委員名簿

(敬称略)

役職等	氏名
四日市看護医療大学前学長	丸山 康人
林会計事務所所長	林 伸一
株式会社百五銀行いなべ支店支店長	佐々木 文昭
いなべ市商工会	伊藤 章子
株式会社デンソー大安製作所所長	岡本 孝文
トヨタ車体株式会社いなべ工場 工務部工場管理室 総務グループ長	近藤 雄司
一般社団法人グリーンクリエイティブいなべ 代表理事	岡 正光

## 第3次総合計画基本構想の構成案

第2次総合計画（現行計画）の構成	第3次総合計画（次期計画）の構成（案）	
<b>第1部 序論</b>	<b>第1部 基本構想</b>	
<b>第1章 計画の策定にあたって</b> 第1節 計画策定の趣旨 第2節 計画の役割と位置づけ 第3節 計画の構成と目標年次  <b>第2章 いなべ市の地域特性</b> 第1節 位置・自然 第2節 歴史・沿革 第3節 人口・世帯の状況 第4節 産業の状況  <b>第3章 まちづくりをとりまく背景</b> 第1節 人口の予測 第2節 市民ニーズの状況 第3節 社会潮流の動向  <b>第4章 まちづくりの主な課題</b> 第1節 分野横断的な課題 第2節 分野別の課題	<b>第1章 計画の策定にあたって</b> 第1節 計画策定の趣旨 第2節 計画の役割と位置づけ 第3節 計画の構成と目標年次  <b>第2章 いなべ市の地域特性</b> 第1節 位置・自然 第2節 歴史・沿革  <b>第3章 まちづくりをとりまく現状と課題</b> 第1節 まちづくりの現状 第2節 市民ニーズの状況 第3節 まちづくりの課題と方向性  <b>第4章 まちづくりの基本方針</b> 第1節 まちづくりの基本理念 第2節 まちづくりの将来像  <b>第5章 計画の基本フレーム</b> 第1節 <u>人口推計と将来人口</u> 第2節 交流人口 第3節 <u>市民参画</u> 第4節 市民幸福度 第5節 財政フレーム 第6節 土地利用構想  <b>第6章 施策の大綱</b> 第1節 基本目標 第2節 総合的取組事項  ※共通目標、基本目標は、限られた財源を効果的・効率的に活用するための行財政改革との一体的推進、近年の激しく変化する社会に対応可能な行政運営、SDGs、脱炭素社会、ウェルビーイング、災害の激甚化、DX化、嗜好の多様化、都市への人口一極集中等を見据えて設定します	(10/3) 第4回審議会で 検討  ↓ (11/6) (12/10) 第5、6回審議 会で検討  ↓ (12/13) 第3次総合計画 基本構想の答申
<b>第2部 基本構想</b>		
<b>第1章 まちづくりの基本方針</b> 第1節 まちづくりの基本理念 第2節 まちづくりの将来像  <b>第2章 計画の基本フレーム</b> 第1節 将来人口 第2節 交流人口 第3節 協働のまちづくり 第4節 市民幸福度 第5節 財政フレーム 第6節 土地利用構想  <b>第3章 施策の大綱</b> 第1節 共通目標 第2節 基本目標		
<b>第3部 人口ビジョン、総合戦略</b>	<b>第2部 人口ビジョン総合戦略</b>	
<b>第4部 基本計画</b>	<b>第3部 基本計画（各分野の施策）</b>	※令和7年度で 検討・審議 第4部 （令和6年度）
<b>第5部 計画の推進にあたって</b>	<b>第4部 計画の推進にあたって（行政改革大綱）</b>	

## 第3次いなべ市行政改革大綱の策定及び行政改革の推進についてに係るスケジュール

No	日程	内 容
1	R7/1/31 第1回 行政改革 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委嘱式 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問：第3次いなべ市行政改革大綱の策定及びいなべ市行政改革の推進について</li> </ul> </li> <li>○行政改革大綱 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政改革の推進について (簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律)</li> <li>・ いなべ市行政改革推進委員会設置要綱等について</li> </ul> </li> <li>○第3次いなべ市行政改革大綱の位置づけについて</li> <li>○第3次いなべ市行政改革大綱策定スケジュール</li> <li>○第2次いなべ市行政改革大綱(第3次集中改革プランを含む。)の検証と総括</li> </ul>
2	R7/2/27 第2回 行政改革 推進委員会	○第3次いなべ市行政改革大綱(案)について
3	R7/3/26 第3回 行政改革 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第3次いなべ市行政改革大綱(案)の策定</li> <li>○いなべ市行政改革の推進について</li> </ul>
4	R7/4/28 第4回 行政改革 推進委員会	○第3次いなべ市行政改革大綱(案)の策定(予備日)
5	R7.5~ R7.12 第5回~ 行政改革 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いなべ市行政改革の推進について</li> <li>○行政改革アクションプラン(仮称)の策定</li> </ul>

## 第2次いなべ市行政改革大綱に対する検証結果

令和7年1月

いなべ市行政改革推進本部

## 目 次

1	第2次行政改革大綱の総括	
(1)	第2次行政改革大綱（大分類）及び集中改革プラン（中分類）	1
(2)	合併特例債（235.2億円）の活用	3
(3)	持続可能な行政運営の確保：第2次いなべ市総合計画（2016年度～2025年度）の評価・検証	4
ア	財政フレーム（行財政運営のための中長期的な歳入歳出の見通し）に対する検証	4
イ	歳出決算・性質別経費の状況	6
（ア）	投資的経費と公債費の状況	7
（イ）	人件費と物件費の状況	8
（ウ）	扶助費と補助費等の状況	10
ウ	基金の状況	12
（ア）	財政調整基金と市債管理基金の状況	13
（イ）	市債管理基金以外のその他目的基金の状況	14
2	次期（令和8年度～令和17年度）財政フレーム（案）	15
3	検証結果（個票）	
1	パートナーシップのまちづくり	16
(1)	多様な市民参加の推進	16
ア	自治会の組織強化支援	16
イ	市民活動の充実	17
ウ	民間のコーディネーターを活用した市民参画の推進	18
(2)	パートナーシップを進める広聴・広報活動の充実	19
ア	コミュニティFMを活用した広報活動の充実	19
イ	いなべ市政策意見公募（パブリックコメント）制度の積極的な活用	22
(3)	シティプロモーションの推進	23
ア	広報戦略基本方針に基づく広報体制の確立	23
イ	いなべブランドを通じた戦略的な市の売り込み	24
2	簡素で効率的な行政システムの構築	26
(1)	総合的・計画的な行政の推進	26
ア	いなべ市総合計画に基づいた計画的な行政運営の推進	26
イ	行政評価を通じた対話の促進と活発な事務改善の推進	28
ウ	目標管理による計画的・効率的な業務の推進	30
(2)	組織体制の充実	31
ア	法令遵守による行政執行の徹底	31
イ	定員管理の適正化	33
ウ	職員力・組織力の向上	34
エ	危機管理体制の充実	35
(3)	電子市役所の推進	36
ア	マイナンバー制度を活用した利便性の向上と経費の削減	36
イ	情報システムの再構築による事務の効率化と経費の削減	37
3	効果で効率的な財政運営の実現	42

(1) 財源の確保	42
ア 受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）	42
イ 公有財産の売却等の推進	58
ウ 企業誘致の推進	59
(2) 財源の効率的な活用	60
ア 補助金等の見直し	60
イ 新庁舎建設に伴う公共施設の適正配置の推進	62
(3) 財政運営の適正化	63
ア 決算分析と他市町比較による無駄の排除	63
イ 資産台帳の整備	65
ウ 行政コストの把握と公表	67
エ 安全かつ効率的な公金の管理運用	68

# 1 第2次行政改革大綱の総括

いなべ市では、平成15年12月の合併以降、H19～26年度を第1次いなべ市行政改革大綱、H27～R7（1年延長）を第2次いなべ市行政改革大綱の期間として、「1. パートナーシップのまちづくり」、「2. 簡素で効率的な行政システムの構築」、「3. 効果的で効率的な財政運営の実現」の3つの基本方針のもと、25項目の改革に取り組んできました。

第1次いなべ市行政改革大綱では、補助金の見直しや公共施設の統廃合計画といった4町の一体化の醸成に取り組みました。

第2次いなべ市行政改革大綱では、いなべブランドの確立ということで行政サービスの質の向上に取り組んできました。

この20年間は、合併特例債（235.2億円）や緊急防災対策事業債をはじめとする普通交付税算入がある起債事業を活用して小学校建設、新庁舎建設、消防防災施設などの将来につながるような建設事業を進めてきました。

※普通交付税算入がある起債事業とは、借り入れた地方債に対して、毎年度返済する元利償還金の一部が普通交付税として後年度で措置される事業です。

今後もこうした財源確保に努める一方、持続可能な行政運営の確保するため、行政改革をより一層推進する必要があります。

第3次いなべ市行政改革大綱（R8～R17）を策定するに当たり、第2次行政改革大綱の検証を行います。

## (1) 第2次行政改革大綱（大分類）及び集中改革プラン（実施事項）

### 行政改革大綱における取組 25 項目

基本方針 (大分類)	中分類	実施事項
1 パート ナーシッ プのまち づくり	(1) 多様な市民参加 の推進	ア 自治会の組織強化支援
		イ 市民活動の充実
		ウ 民間のコーディネーターを活用した市民参画の推進
	(2) パートナーシップを 進める広聴・広報活動 の充実	ア コミュニティFMを活用した広報活動の充実
		イ いなべ市政策意見公募（パブリックコメント）制度の積極的な活用
		ウ 市民活動の推進
2 簡素で 効率的な 行政シス テムの構 築	(1) 総合的・計画的な 行政の推進	ア いなべ市総合計画に基づいた計画的な行政運営の推進
		イ 行政評価を通じた対話の促進と活発な事務改善の推進
		ウ 目標管理による計画的・効率的な業務の推進
	(2) 組織体制の充実	ア 法令遵守による行政執行の徹底
		イ 定員管理の適正化
		ウ 職員力・組織力の向上
(3) 電子市役所の推進	エ 危機管理体制の充実	
	ア マイナンバー制度を活用した利便性の向上と経費の削減	

		減
		イ 情報システムの再構築による事務の効率化と経費の削減
3 効果的で効率的な財政運営の実現	(1) 財源の確保	ア 受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）
		イ 公有財産の売却等の推進
		ウ 企業誘致の推進
	(2) 財源の効率的な活用	ア 補助金等の見直し
		イ 新庁舎建設に伴う公共施設の適正配置の推進
	(3) 財政運営の適正化	ア 決算分析と他市町比較による無駄の排除
		イ 資産台帳の整備
		ウ 行政コストの把握と公表
		エ 安全かつ効率的な公金の管理運用

## (2) 合併特例債(235.2億円)の活用

借入年度	事業名	総事業費	地方債	借入年度	事業名	総事業費	地方債
H16	地域振興基金債	2,000,000	574,000	H24	員弁東保育園整備事業	19,525	18,100
H16	地域振興基金債		574,000	H24	笠間小学校駐車場整備事業	9,660	9,100
H16	地域振興基金債		574,000	H24	公立保育園整備事業	18,214	17,300
H16	地域振興基金債		178,000	H24	防災無線施設整備事業	25,200	23,900
H16	公共施設用地取得	377,000	350,000	H25	公立保育園整備事業(H24繰越)	7,668	7,200
H16	道路橋梁整備事業(H16)	760,435	267,100	H25	道路橋梁整備事業(H24繰越)	147,348	70,700
H17	道路橋梁整備事業(H16繰越)		57,900	H25	防災無線施設整備事業(H24繰越)	69,264	65,800
H17	健康福祉温浴施設整備(H16繰越)	582,315	522,000	H25	笠間保育園整備事業(H24繰越)	26,345	25,000
H17	健康福祉温浴施設建設(H17)	65,384	62,100	H25	大安中学校校舎改築事業	1,387,465	823,100
H17	地域振興基金債	600,000	570,000	H25	あじさいクリーンセンター基幹的設備整備事業	1,222,566	788,200
H17	員弁西保育園建設事業債	3,585	3,400	H25	いなべ公園整備事業	130,637	124,100
H17	消防団活動拠点施設整備	71,761	48,200	H25	高規格救急車・救助工作車購入事業	131,563	124,900
H17	石榑小学校屋内運動場債	556,730	311,600	H25	員弁東小学校プール整備事業	125,092	79,200
H17	藤原中学校屋内運動場債	552,302	276,700	H25	防災施設整備事業	86,445	49,200
H17	総合グラウンド整備債	20,740	19,000	H25	大安駅前駐車場整備事業	13,206	12,500
H17	道路橋梁整備事業(H17)	571,290	125,800	H25	道路橋梁整備事業(H25)	258,700	141,800
H18	道路橋梁整備事業(H17繰越)		123,200	H26	公立保育園整備事業(H25繰越)	47,088	44,700
H18	防災基盤整備事業債(H17繰越)	239,400	169,700	H26	道路橋梁整備事業(H25繰越)	55,502	27,500
H18	地域交通整備事業債	36,750	34,900	H26	防災施設整備事業(ヘリポート)(H25繰越)	90,332	45,900
H18	員弁西保育園建設事業債	188,384	178,900	H26	大安駅前駐車場整備事業	37,872	35,000
H18	一般廃棄物処理施設整備	152,250	96,400	H26	公立保育園施設整備事業	42,996	40,400
H18	廃棄物処分場整備事業債	78,364	74,400	H26	藤原山頂トイレ建築事業	35,572	18,700
H18	総合グラウンド整備債	9,573	8,700	H26	道路橋梁整備事業(H26)(新庁舎含む)	242,708	128,600
H18	道路橋梁整備事業(H18)	687,930	205,300	H26	藤原地区小学校統合整備事業	79,840	74,800
H19	道路橋梁整備事業(H18繰越)		95,200	H26	小学校大規模改修事業	5,940	5,600
H19	員弁西保育園建設事業債	421,914	388,200	H26	中学校大規模改修事業	6,354	6,000
H19	障害者福祉施設整備事業	241,566	210,400	H26	阿下喜小学校臨時駐車場整備事業	20,748	19,700
H19	健康増進施設整備事業	102,797	91,200	H26	北勢市民会館改修事業	7,020	6,600
H19	地域交通整備事業債	36,389	34,500	H27	道路橋梁整備事業(H26繰越)(新庁舎)	43,457	35,500
H19	員弁西小学校建設事業債	224,910	151,400	H27	緊急避難場所整備事業	2,600	2,400
H19	道路橋梁整備事業(H19)	522,700	240,800	H27	庁舎建設整備事業	842,993	0
H20	道路橋梁整備事業(H19繰越)	110,160	90,400	H27	障害者グループホーム新築事業	5,850	5,500
H20	山郷保育所(H19繰越)	5,374	5,100	H27	障害者総合支援センター整備事業	18,283	17,300
H20	丹生川保育園(H19繰越)	3,198	3,000	H27	農と福祉の活性化事業	73,466	64,100
H20	員弁西小学校(H19繰越)	291,921	183,900	H27	ほくせい保育園整備事業	631,609	414,000
H20	員弁西小学校建設事業	805,358	482,700	H27	北勢市民会館修繕事業	505,779	480,400
H20	大安学校給食センター	460,491	162,100	H28	庁舎建設整備事業(H27繰越)	132,386	123,500
H20	大安学校給食センター		200,000	H28	ほくせい保育園整備事業(H27繰越)	174,044	141,400
H20	山郷保育所建設事業	575,493	525,300	H28	緊急避難場所整備事業(H27繰越)	7,136	6,700
H20	丹生川保育園建設事業	219,707	201,400	H28	庁舎建設整備事業	562,130	119,100
H20	道路橋梁整備事業(H20)	111,480	47,600	H28	障害者グループホーム新築事業	223,922	200,800
H21	道路橋梁整備事業(H20繰越)	246,520	105,300	H28	農と福祉の活性化事業	546,280	200,000
H21	員弁西小学校建設事業	78,915	42,600	H28	農と福祉の活性化事業		104,300
H21	道路橋梁整備事業(H21)	150,700	63,000	H29	庁舎建設整備事業(H28繰越)	83,312	79,100
H22	道路橋梁整備事業(H21繰越)	112,611	48,100	H29	緊急避難場所整備事業	151,124	143,500
H22	消防指揮隊新設事業	71,436	42,700	H29	庁舎建設整備事業	1,204,883	949,200
H22	員弁東小学校校舎改築事業	34,965	33,200	H29	農と福祉の活性化事業	256,293	121,700
H22	員弁西小学校建設事業(屋内運動場、プール等)	592,170	449,100	H30	庁舎建設整備事業	7,588,879	1,925,100
H22	中央保育園建設補助事業	193,856	89,700	H30	庁舎建設整備事業		4,096,200
H22	道路橋梁整備事業(H22)	155,043	82,400	H30	庁舎建設整備事業		56,700
H23	道路橋梁整備事業(H22繰越)	94,064	48,900	H30	緊急避難場所整備事業(H29繰越)	56,442	53,600
H23	員弁東小学校建設事業	327,043	228,300		計	34,519,516	23,520,000
H23	ふるさと農道緊急整備事業	64,750	61,500				
H23	児童野外施設整備事業	101,397	62,700				
H23	阿下喜小学校駐車場整備事業	29,067	27,400				
H23	大安中学校建設事業	57,750	54,800				
H23	第1・第2保育園統合整備建設	130,869	124,300				
H23	道路橋梁整備事業(H23)	249,556	112,600				
H24	道路橋梁整備事業(H23繰越)	115,741	59,900				
H24	第1・第2保育園統合整備建設(H23繰越)	5,775	5,400				
H24	道路橋梁整備事業(H24)	310,254	144,100				
H24	あじさいクリーンセンター基幹的設備整備事業	463,881	244,400				
H24	員弁地区防災拠点整備事業	34,743	15,100				
H24	大安中央保育園駐車場整備事業	43,575	41,300				
H24	笠間保育園整備事業	601,245	315,600				
H24	ふるさと農道緊急整備事業	14,700	13,900				
H24	大安中学校校舎改築事業	530,044	157,500				
H24	員弁東小学校校舎改築事業	559,457	154,000				

### (3) 持続可能な行政運営の確保：第2次いなべ市総合計画（2016年度～2025年度）の評価・検証

#### ア 財政フレーム（行財政運営のための中長期的な歳入歳出の見通し）に対する検証

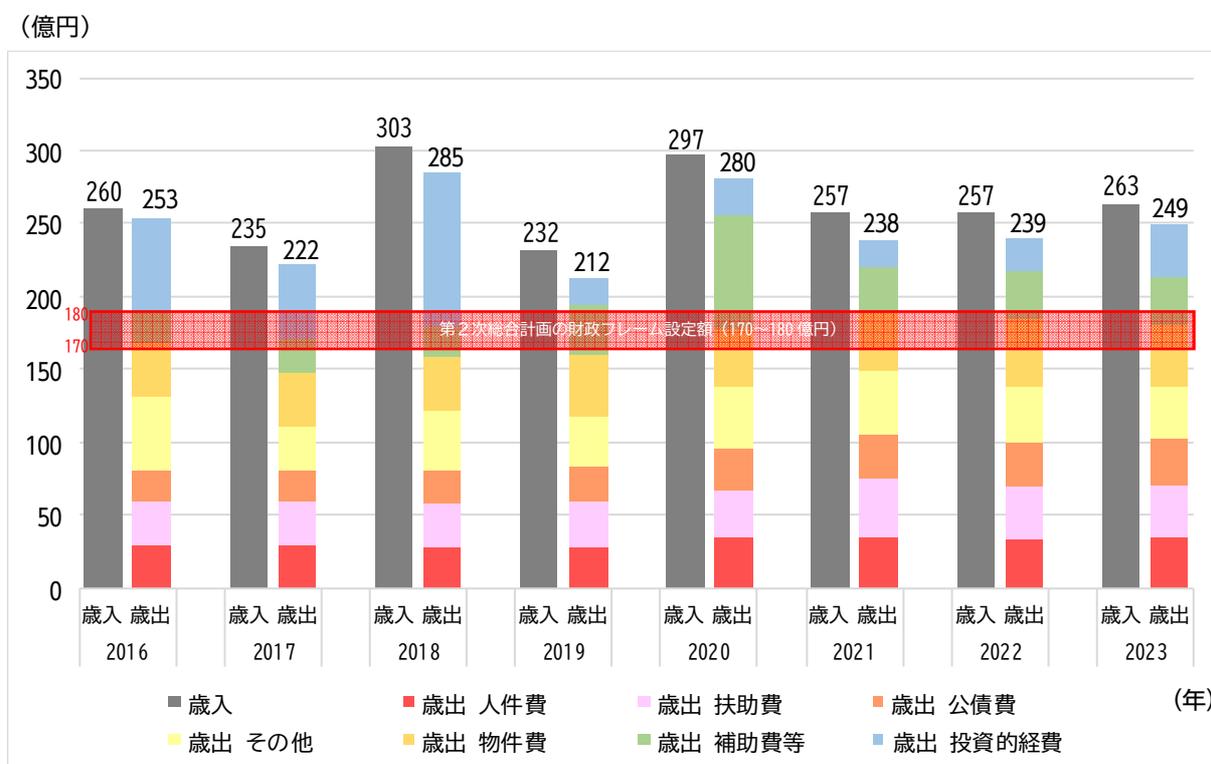
第2次総合計画では、本計画の目標年次である令和7（2025）年度の財政フレームを、170億円から180億円と設定していました。この財政フレームは基金からの繰り入れ（貯金を崩す）は行わないこととし、市税収入や普通交付税等を試算して設定したものです。

第2次総合計画期間中の主な投資的事業では、藤原地区小学校5校の統廃合に伴う藤原小学校建設、老朽化した笠間小学校と員弁東保育所の建て替えや障がい者福祉施設の新設等、福祉、子育てや教育に関する施設整備を優先的に進めてきました。また、4つの庁舎を統合した庁舎建設も行いました。

令和2年度に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式は大きく変化しました。財政面では、国から新型コロナウイルス感染症対策として令和2年度における一人当たり10万円の特別定額給付金事業をはじめ、新型コロナウイルスワクチン接種事業、地方創生臨時交付金事業等、次々に国の事業が実施されたことにより、予算規模が大幅に膨れ上がりました。

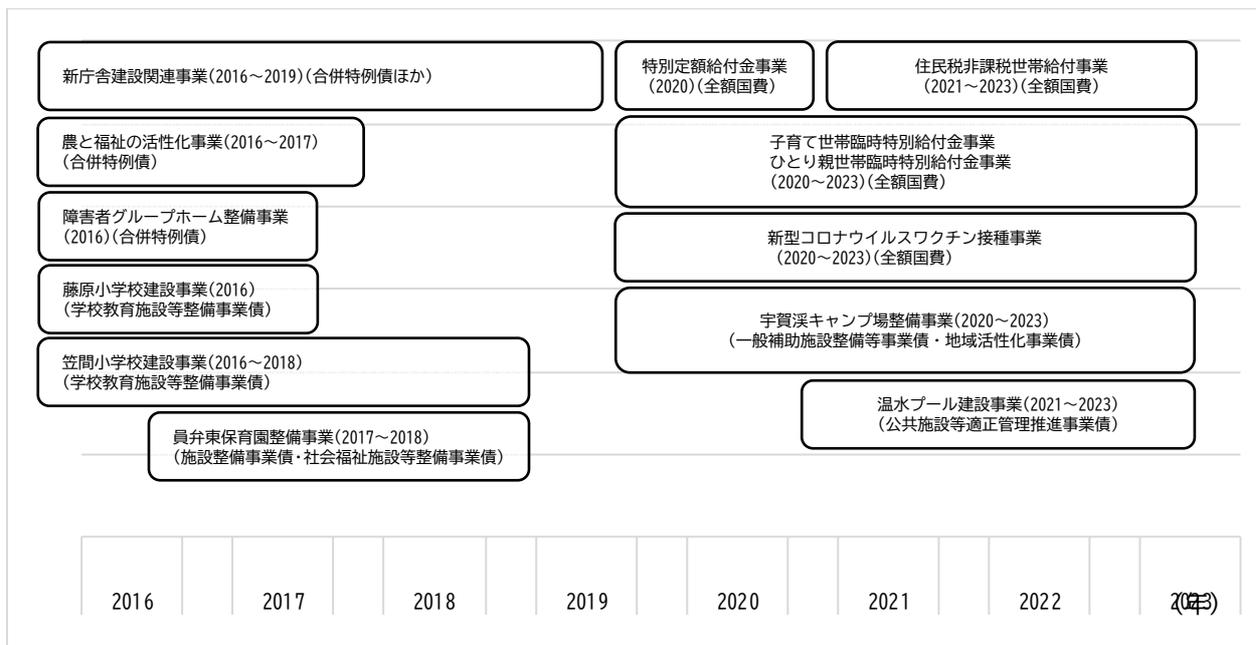
想定した財政フレームを大幅に上回る予算規模となりましたが、国庫補助金や実質的な負担が少ない合併特例債等の地方債を活用することで基金残高は114億円を維持しています。

#### ■歳入歳出の実績



(歳入歳出の差額は基金へ積立を行ったほか、翌年度の歳入（繰越金）へ計上しています)

## ■予算規模に大きく影響した主な事業

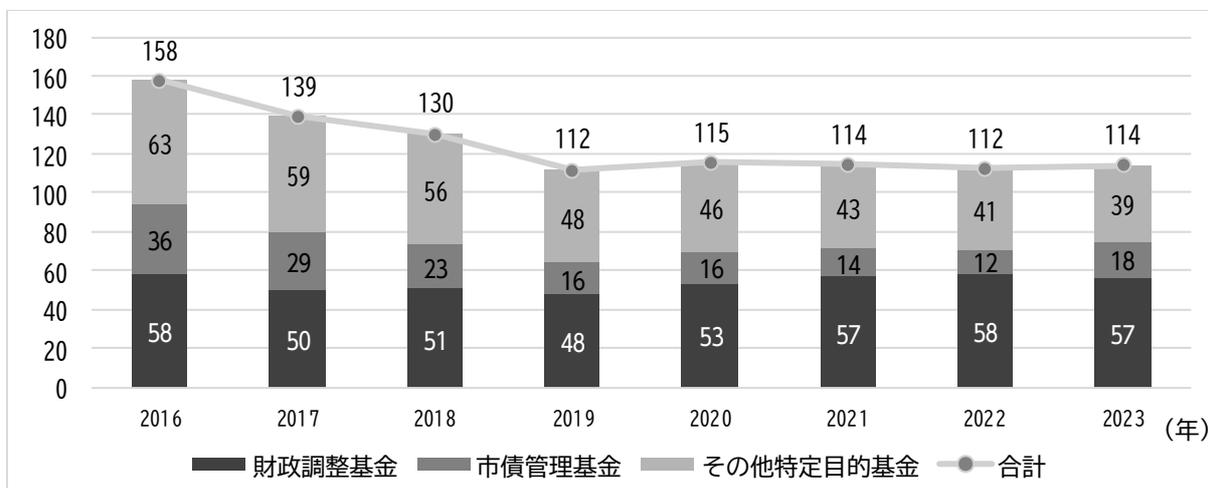


## ■行政改革につながった主な事業

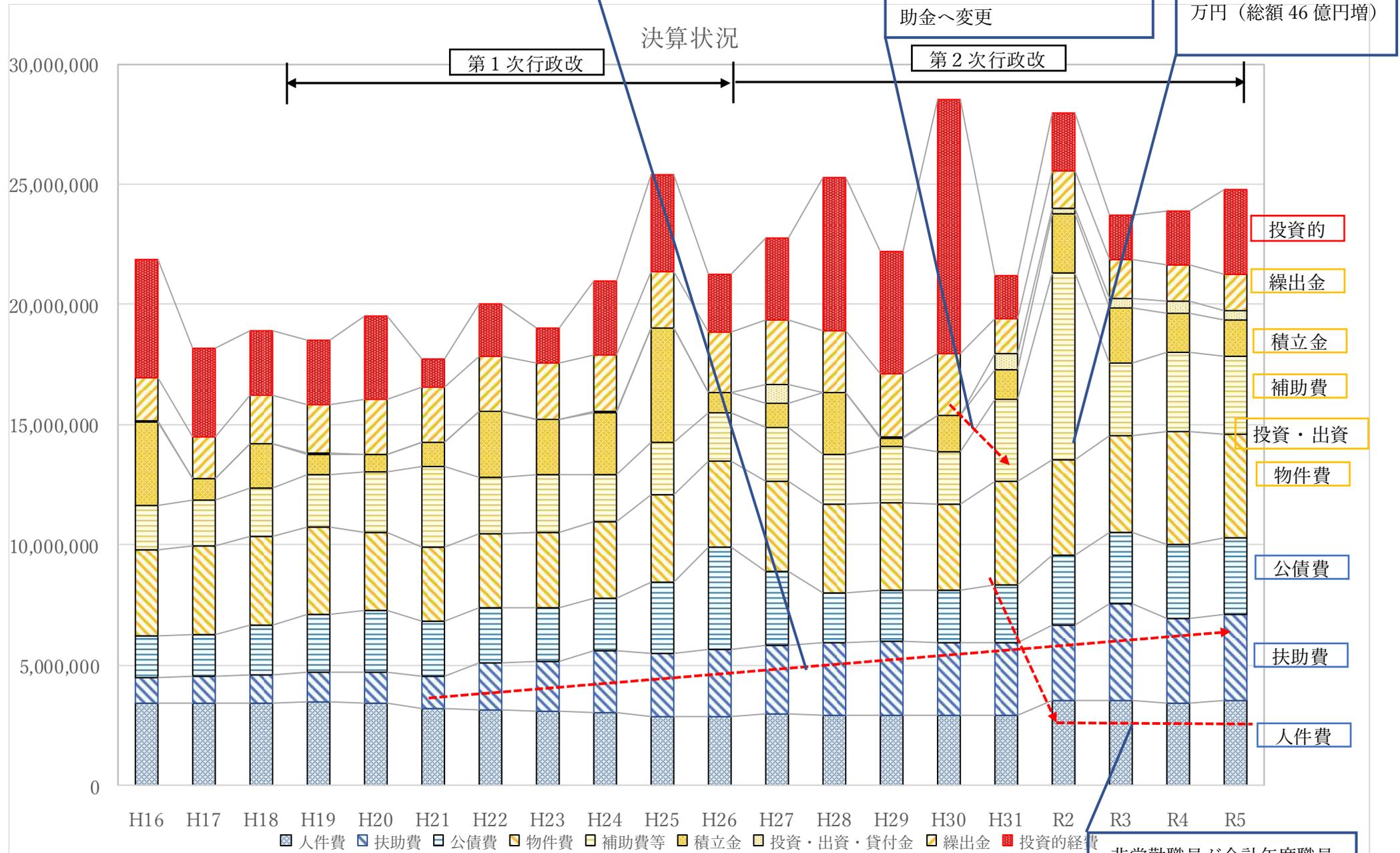
- ・ コンビニ収納、発行の実現
- ・ 小さな行政を推進する職員数の削減（保育園民営化の推進）
- ・ 民間活力の活用（地域活性化起業人制度の活用）
- ・ 施設の統廃合（小学校のプールを統廃合し、室内温水プールの設置）
- ・ 施設の統廃合（藤原町の5小学校を1つに集約、旧白瀬小は、校舎及びグラウンドを民間企業に譲渡、旧東藤原小は教育機関に利活用、員弁健康センター、北勢東部林業会館の譲渡、北勢福祉センターの解体）
- ・ コロナ禍でのテレワークの推進、作業効率化
- ・ 新庁舎建設による効率的な行政運営の推進

## ■基金の推移

(億円)



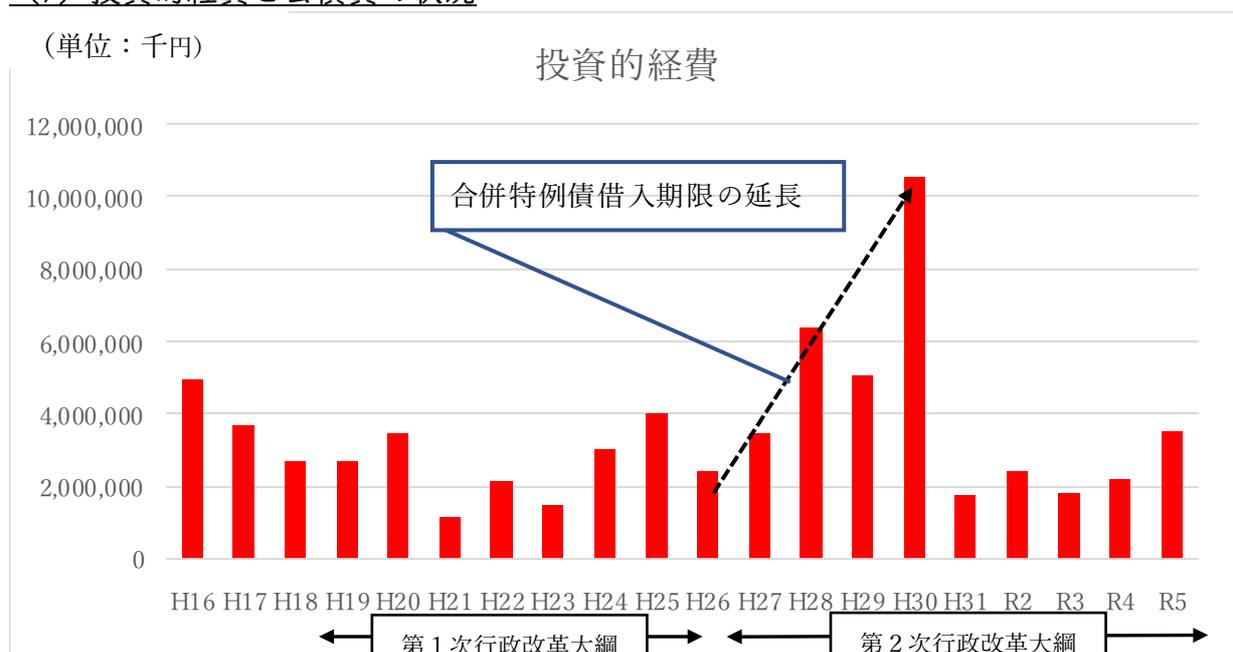
イ 歳出決算・性質別経費の状況



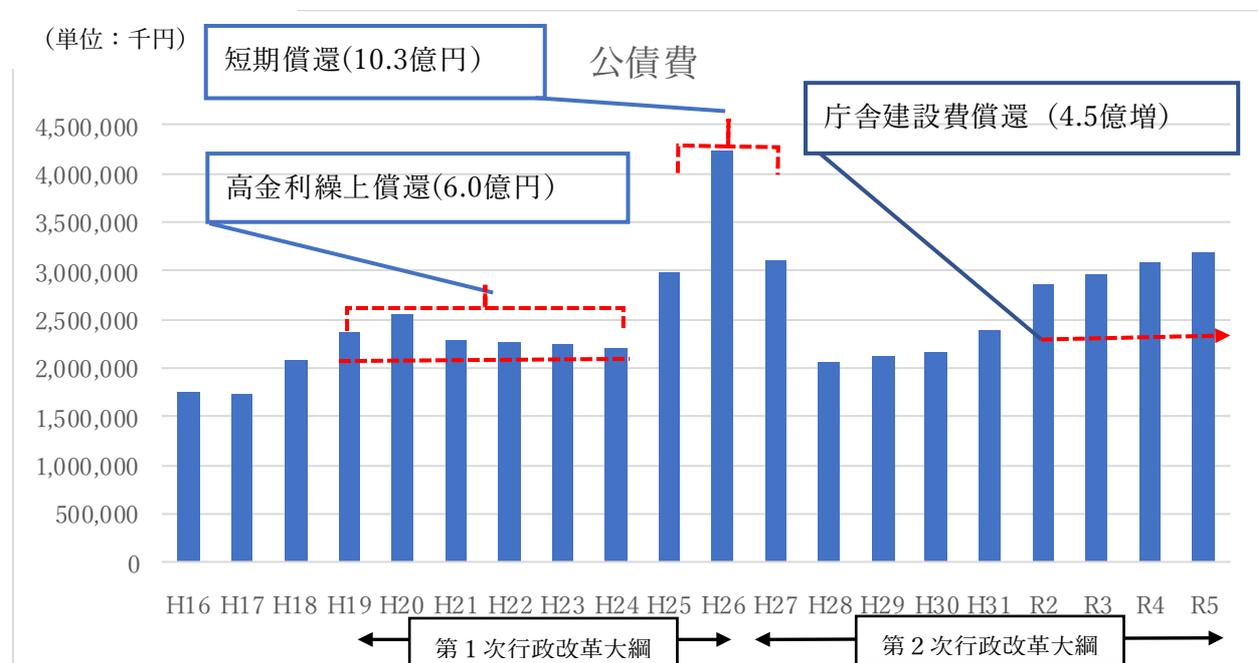
非常勤職員が会計年度職員へ制度変更に伴い、物件費から人件費へ変更

## (ア) 投資的経費と公債費の状況

(単位：千円)

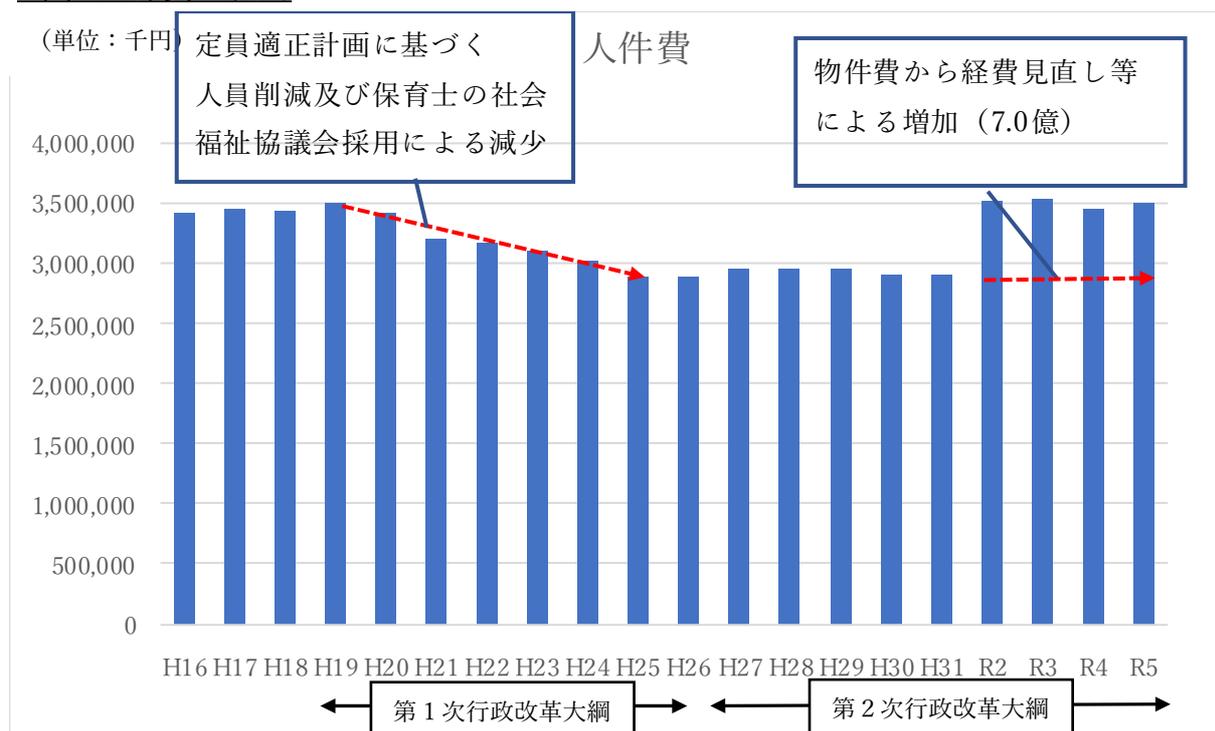


投資的経費は、生産的経費ともいわれ、これに分類できる性質別経費としては、①普通建設事業費、②災害復旧事業費、③失業対策事業費が挙げられる。合併特例法に基づき、平成16年度から平成25年度までに合併特例債の活用は、東日本大震災の影響で5年間延長され、本市は、平成30年まで活用が可能になったため、新庁舎建設を行うなど、主に合併特例債の借入限度額の235.2億円を活用し、施設整備を行ってきました。



公債費は、地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額をいいます。平成25年度から平成27年度までは、普通交付税額をより多く国から受けられるよう、政策的な見地から短期償還を実施したため公債費が増加しました。

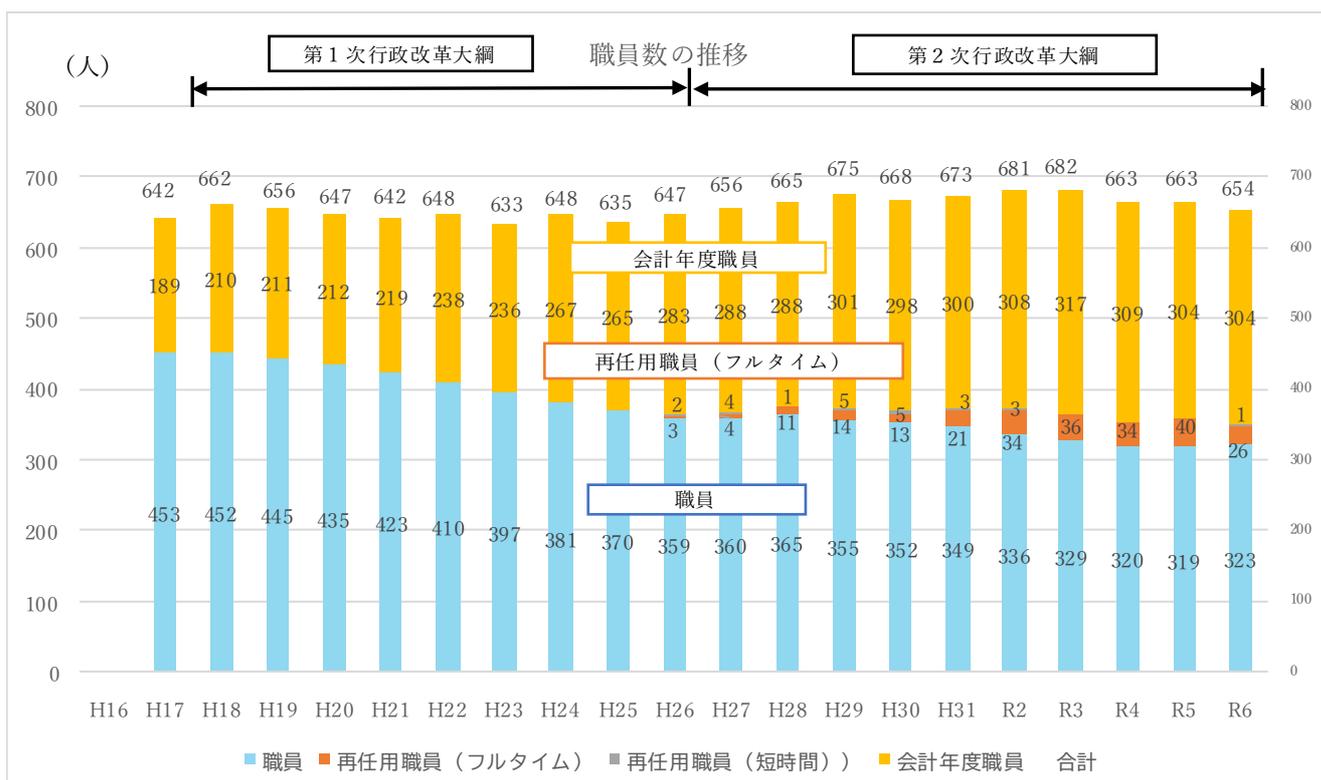
## (1) 人件費の状況



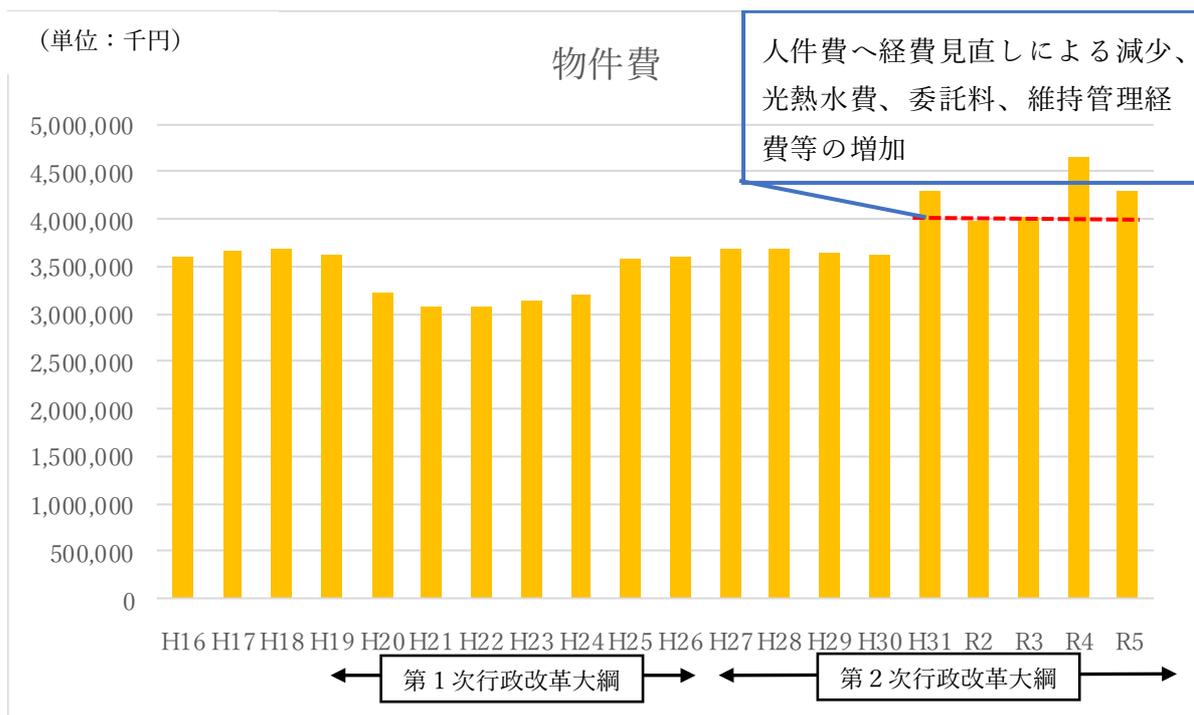
人件費は、職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる一切の経費をいいます。

人件費に属するものとしては、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給、地方公務員共済組合負担金、恩給及び退職年金、退職手当組合に対する負担金等があります。

第1次行政改革大綱の期間中は、定員適正化計画に基づき人件費の削減ができましたが、第2次行政改革大綱の期間中は、非常勤職員の会計年度職員への制度変更や職員の定年延長など、国が実施した制度変更により人件費の削減はできませんでした。今後は、会計年度職員を含めた定員適正化計画を新たに策定する必要があります。



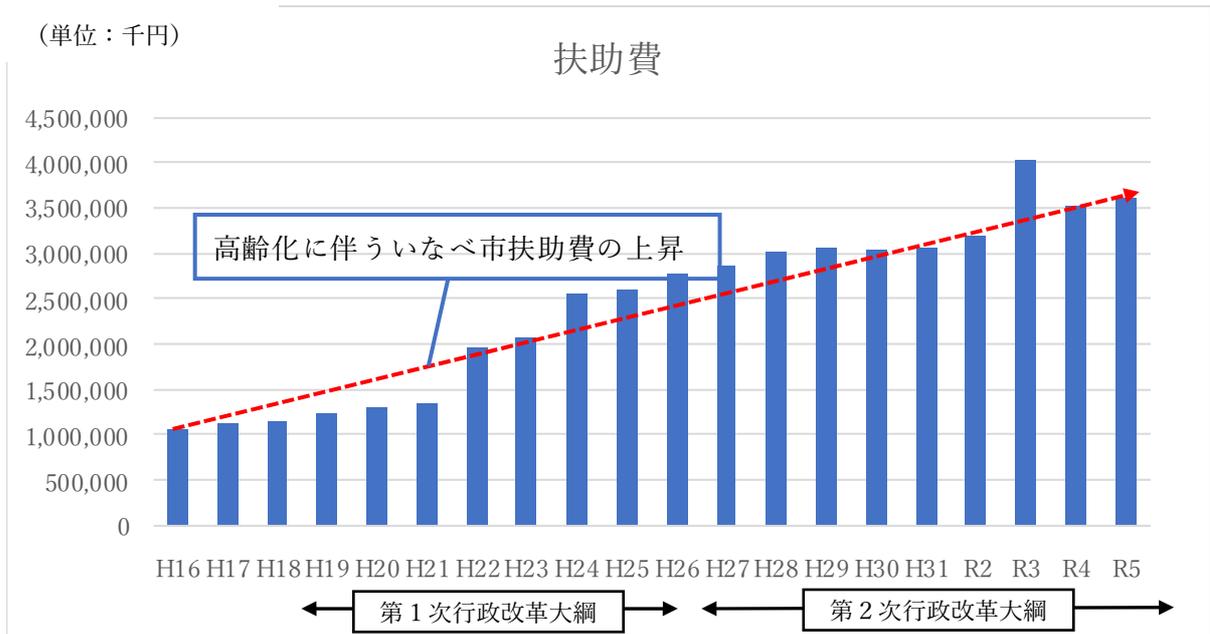
## 物件費の状況



物件費は、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費等があります。平成25年度以降35億円以上、平成31年度以降40億円前後の高い水準となっています。

維持管理費は、物価高騰等により増加傾向にあることから、公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の管理を推進する必要があります。

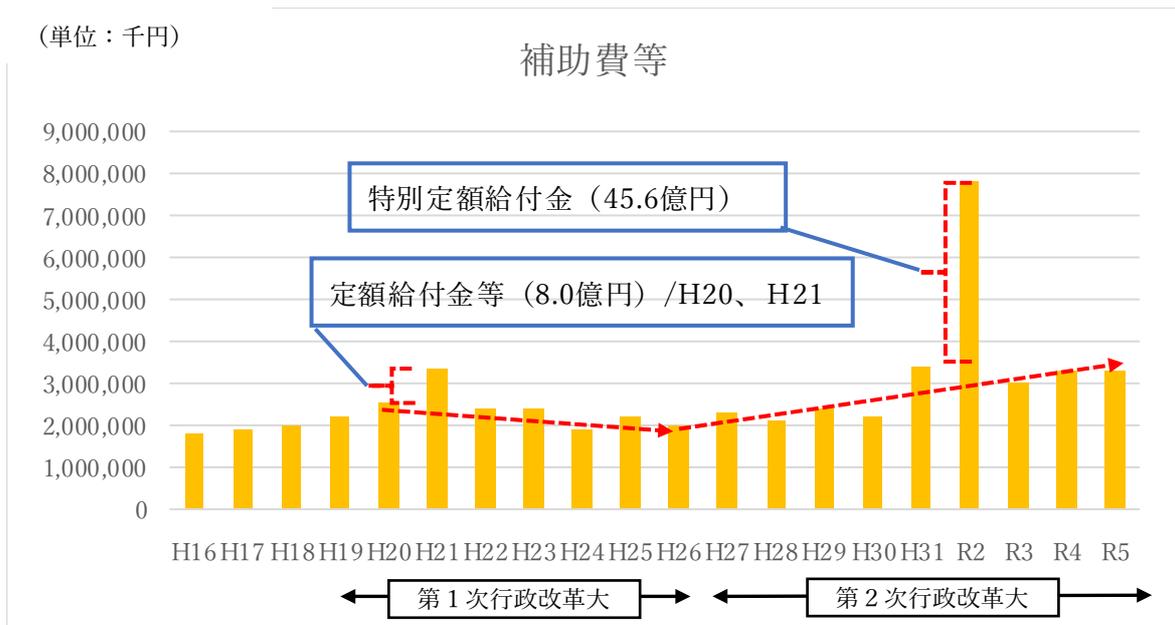
(ウ) 扶助費と補助費等の状況



扶助費は、社会保障制度の一環として、地方公共団体の各種の法令(生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、老人福祉法)等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費をいいます。

高齢者人口の割合は、2020年 27.9%、2025年 29.1%、2030年 30.3%、2035年 31.62%、2040年 34.0%、2045年 35.3%、2050年 36.4%とさらに上昇することが見込まれています。

扶助費については、国の制度により影響されることから、国の動向を注視しながら国の補助金をうまく活用しながら進める必要があります。



補助費等は、支出基準が「公益上必要がある場合」（地方自治法 232 の 2）という抽象的な表現にあり、支出について基準や判断を甘くすると対象範囲が広がり、補助金の支出効果が損なわれることが多いことから、財政運営の適否を判断する場合に注目される費目にあります。

特に単独事業として実施している補助事業については、効果を検証しながら第 2 次行政改革大綱にある補助金の適正化の視点に基づき見直しを行っていく必要があります。

#### 第 2 次行政改革大綱にある補助金の適正化の視点

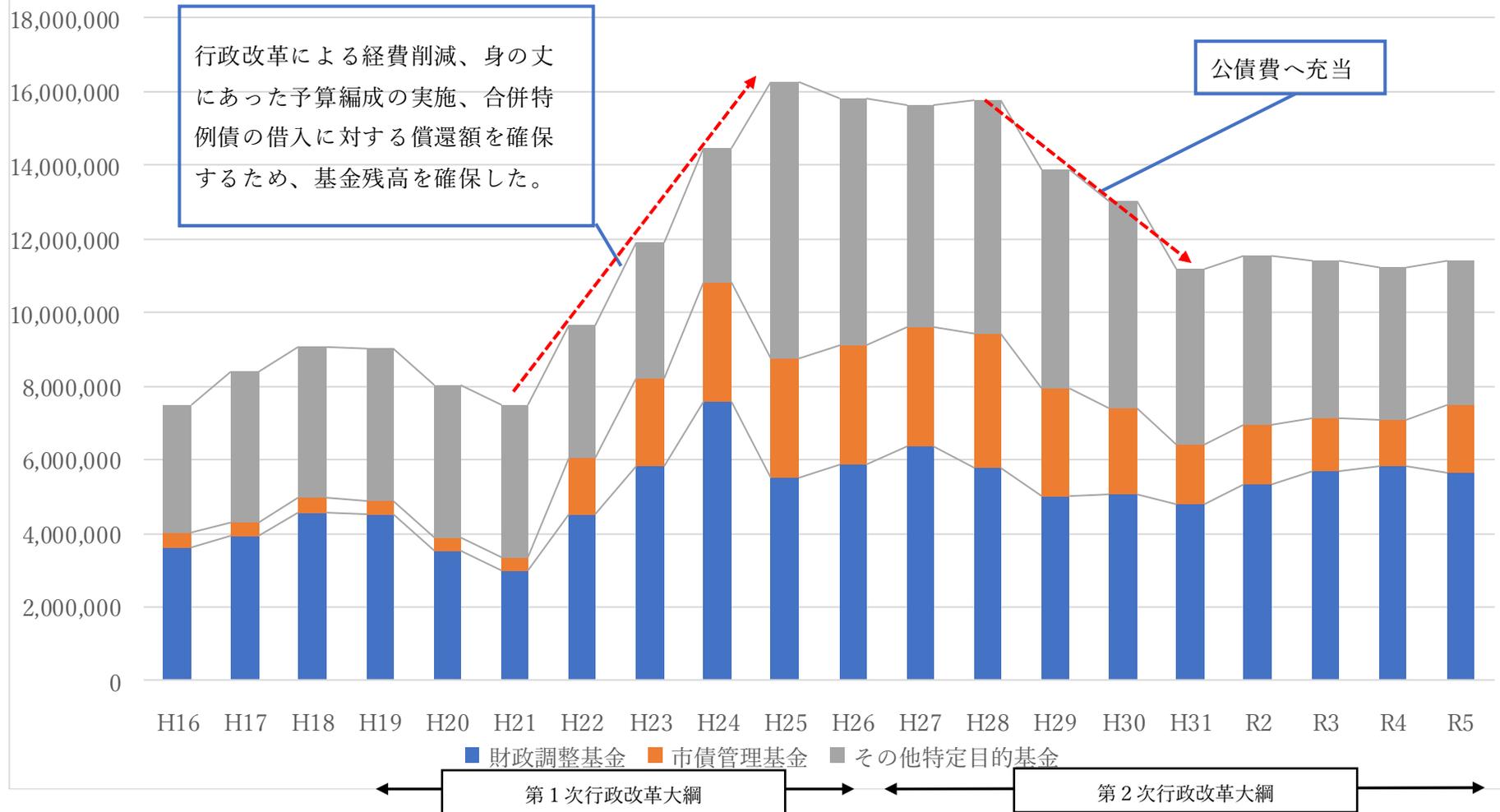
補助金等については、次の視点で適正化を図ります。

- ・補助対象事業の繰越金額が補助金額を上回っているもの
- ・補助金等の交付の当初の目的を達成したもの
- ・補助の目的と実際の使途内容が合致しないもの
- ・団体等が、本来、独自で負担すべきもの
- ・公益性や補助期間などの要因により自立を促すべきものであるもの
- ・補助金等の交付以外の方法で実施すべきもの、又は対応が可能なもの
- ・関係市町村による補助金等の負担割合が応分の比率によらないもの
- ・補助対象事業に不合理な支出が含まれるもの
- ・同種の団体で統合再編を支援することにより補助金の適正化が図られるもの

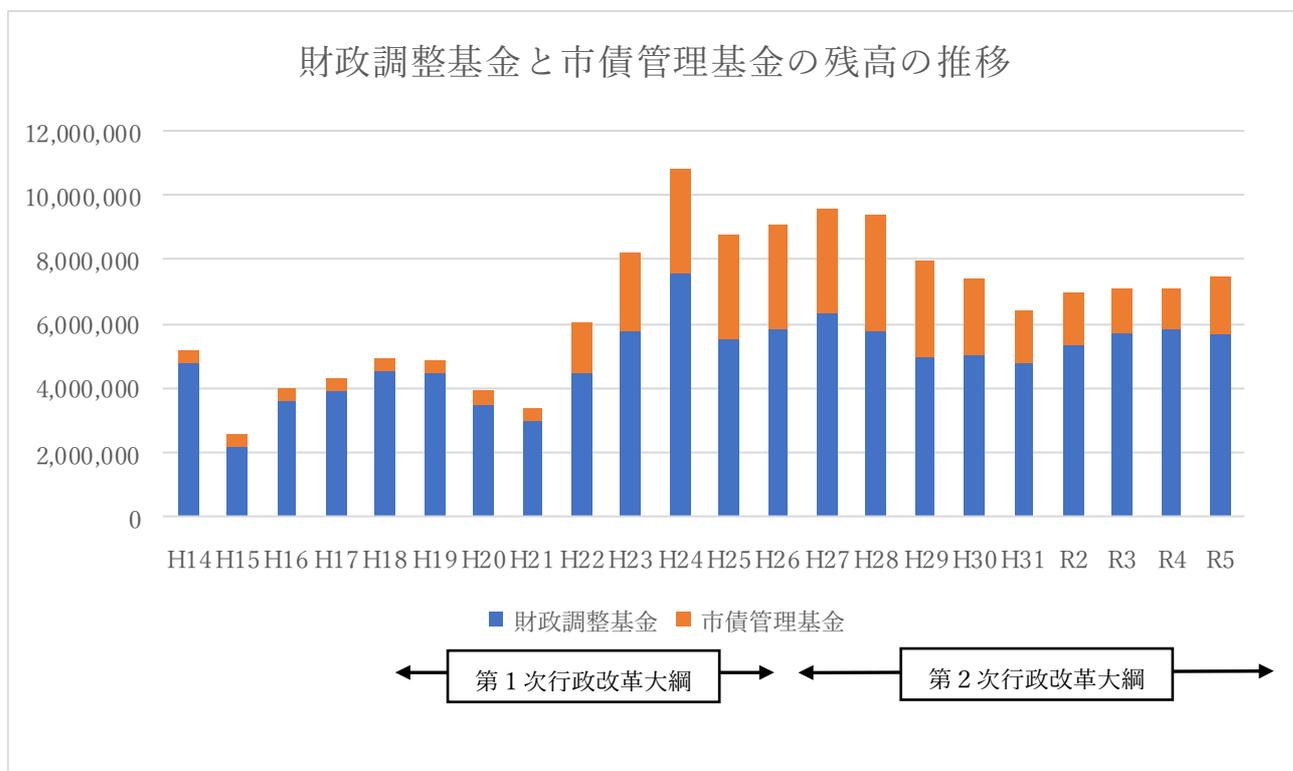
## ウ 基金の状況

(単位：千円)

基金残高（一般会計）



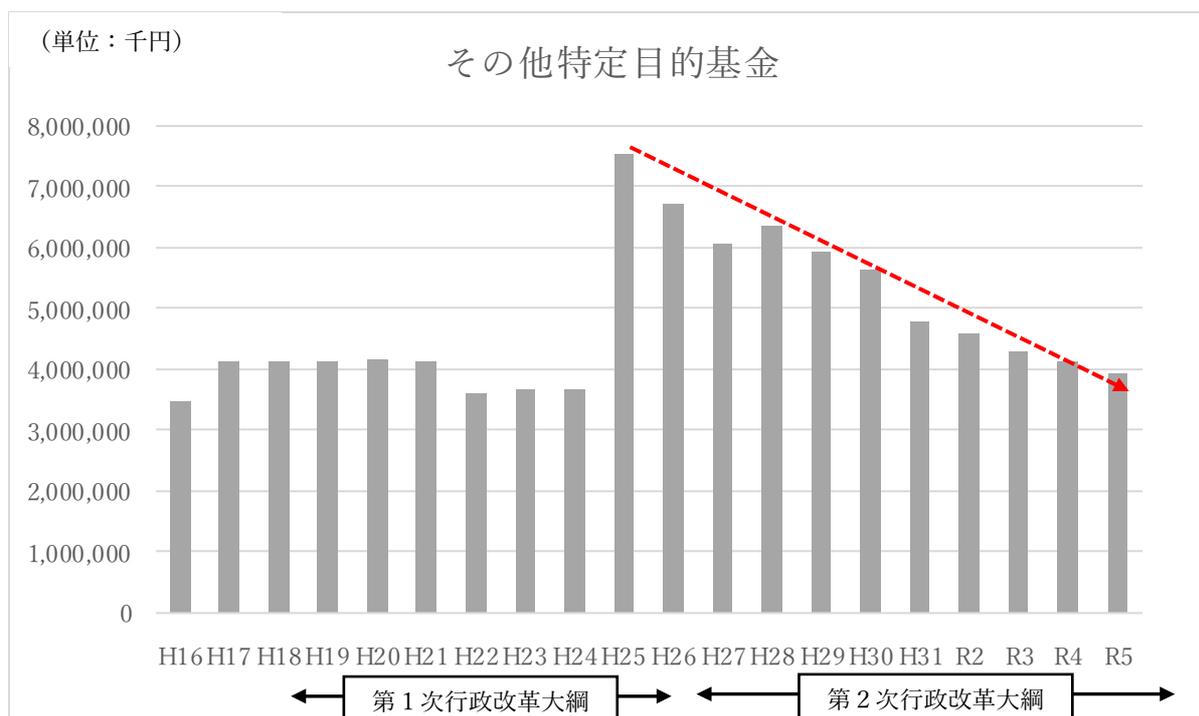
(ア) 財政調整基金と市債管理基金の状況



財政調整基金は、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金です。地方公共団体の財政は、経済の不況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を与儀なくされるため、予期しない収入減少や不時の支出増加等に備え、長期的視野に立ち、財源に余裕のある年度に積立てをする必要があります。

市債管理基金は、地方債の償還（公債費）及びその信用の維持のための積立金です。公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てをする必要があります。

(1) 市債管理基金以外のその他目的基金の状況



その他の基金については、平成25年度に財政調整基金から新庁舎建設の基金に積み替えた（30億円）ことにより大幅な増となりましたが、新庁舎建設費と公債費に充当したことから平成24年の水準まで下がっております。

その他目的基金残高

地域福祉基金	2.6 億	みえ森と緑の県民税市町交付金基金	0
地域振興基金	26.6 億	農業公園整備基金	0
あじさいクリーンセンター管理基金	1.0 億	国民健康保険	0.2 億
育英基金（貸付金除く）	0.1 億	ふるさと応援基金	2.1 億
アジアまなびや基金	0.3 億	森林環境基金	0.4 億
物づくり・発明支援基金	0.1 億	指定管理施設管理基金	0.6 億
市営住宅整備基金	0.2 億	下水道整備基金	0.6 億
医師養成奨学基金（貸付金除く）	0	地域の元気臨時交付金基金	廃止
災害対策基金	1.0 億	土地開発基金	廃止
庁舎建設基金	4.0 億	ツアー・オブ・ジャパンいなベストエージ基金	0

## 2 次期（令和8年度～令和17年度）財政フレーム（案）

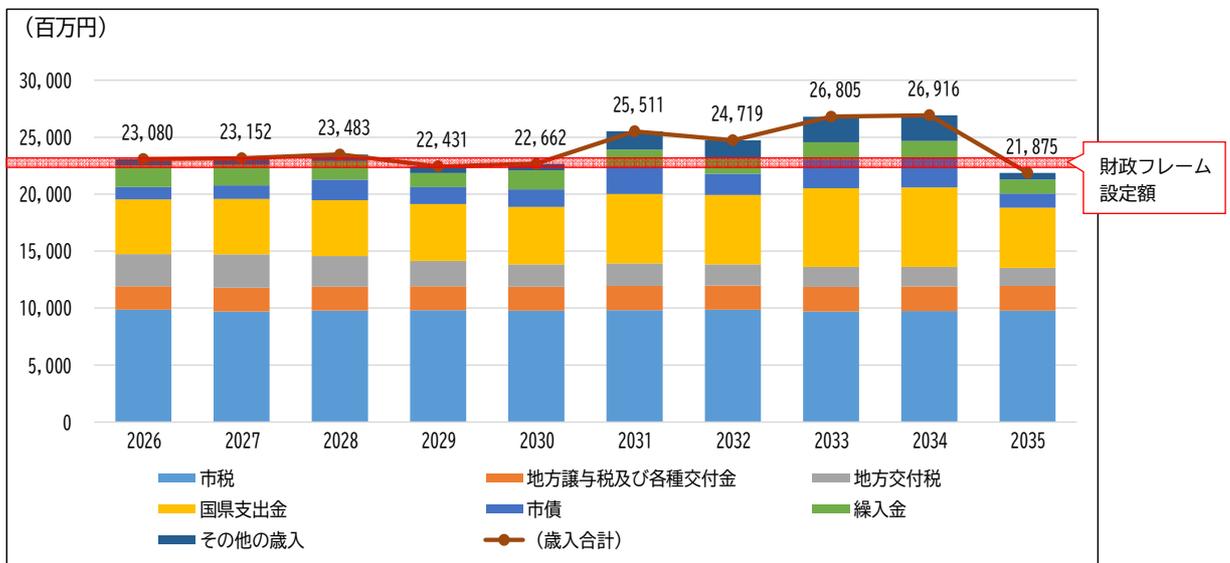
国内及び世界では、不安定な経済状況が続いており、市税、地方交付税などの一般財源の大幅な増加は見込みにくい状況です。また、公共施設の老朽化対策に加え、ごみ処理施設や斎場施設の整備などの大規模事業を予定していることから、財政の健全化市民サービスとのバランスを考慮しつつ、将来にわたり、持続可能な財政基盤を確立する必要があります。

本計画の目標年次である令和17（2035）年度の財政フレームは、歳入に応じた財政規模で引き続き安定的な財政運営を行うことを基本とします。

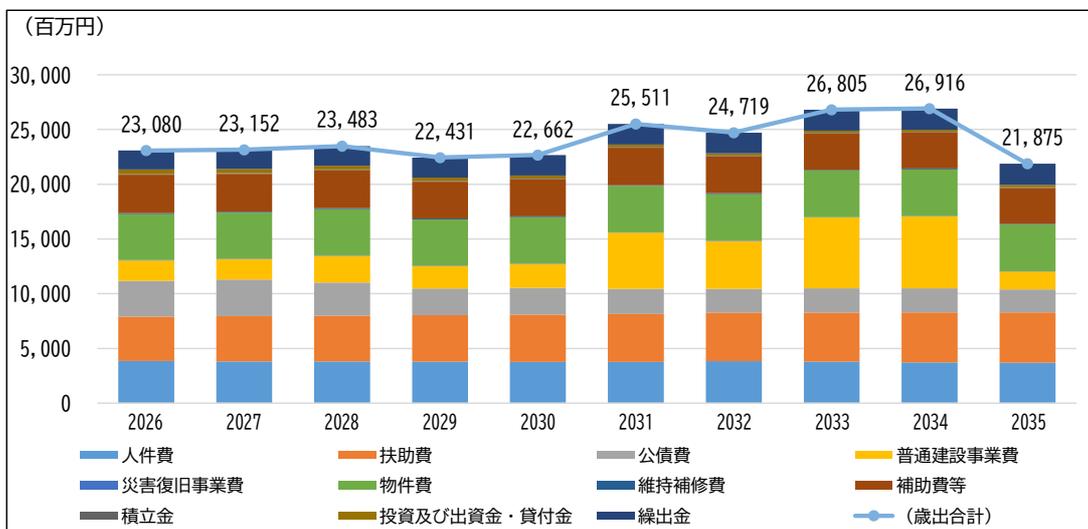
令和13（2031）年度から令和16（2034）年度までに歳入規模が大きくなった要因は、ごみ処理施設整備事業などの大規模事業に係る国庫補助金や市債が影響しており、そのような要因を除いた歳入推計をもとに、220億円から230億円の規模と設定します。

総合計画を計画的に進めるためには持続可能な財政運営を行うための行財政改革が必要です。

### ■歳入の推計



### ■歳出の推計



番号	行政改革大綱大分類	パートナーシップのまちづくり
	行政改革大綱中分類	多様な市民参加の推進
I	基本計画実施事項名	自治会の組織強化支援
	担当部署	総務部 総務課
第2次 行政改革大綱 取組内容	<p>パートナーシップのまちづくりを目指すには、自治会を基盤とした多様な市民参加が欠かせません。自治会加入率が低下することは、組織の弱体化につながります。高齢化社会が進む中、火事や自然災害などいざという時に最も頼りになるのは、遠い親戚よりもご近所のつながりです。普段の付き合いの大切さをPRする「自治会加入促進広報」を作成し、自治会組織強化の支援を図ります。</p>	
現状・課題	<p>高齢世帯の増加により、地域のつながりがますます重要となるため、地域コミュニティの基盤である自治会の加入促進を継続する必要があります。</p>	
令和2年度 取組実績	<p>転入者に対して自治会加入促進広報（チラシ）を配付しました。</p>	
令和3年度 取組実績	<p>転入者に対して自治会加入促進広報（チラシ）を配付しました。</p>	
令和4年度 取組実績	<p>転入者に対して自治会加入促進広報（チラシ）を配付することで、前年度と比較して加入世帯数は増加しました。 (18,644世帯→18,998世帯)</p>	
令和5年度 取組実績	<p>転入者に対して自治会加入促進広報（チラシ）を配付することで、前年度と比較して加入世帯数は増加しました。 (18,998世帯→19,285世帯)</p>	
令和6年度 取組経過	<p>転入者に対して自治会加入促進広報（チラシ）を配付することで、前年度と比較して加入世帯数は増加しました。 (19,285世帯→19,504世帯)</p>	
総括	<p>高齢世帯が増加していく中、新たに転入する方に地域とのつながりを持ってもらうよう、転入者に対して自治会加入促進広報を配布してきました。また令和2年に広報チラシをリニューアルし、加入促進をより一層おこなってきました。微弱ではあるが加入世帯数は増加しました。</p>	
今後の課題 及び方向性	<p>高齢化が増加していく中、転入者に対し地域とのつながりを持ってもらえるよう今後も自治会加入促進広報を配布し、自治会活動に積極的に参加できるような加入促進活動をおこなっていきたいと考えます。</p>	
第3次 行政改革大綱 の取組	<p>第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。</p>	

番号	行政改革大綱大分類	パートナーシップのまちづくり
2	行政改革大綱中分類	多様な市民参加の推進
	基本計画実施事項名	市民活動の充実
	担当部署	企画部 市民活動室
第2次 行政改革大綱 取組内容	法人化された団体に市民活動事業を委託することで、『みんなのためになる仕事を、責任をもって自分たちでやろう!』という、市民の自主的な動きを活性化し、様々な公共分野における多市民参加を推進します。	
現状・課題	活動の幅や内容が広がるような交流会、団体に有益な講演会、研修会の実施や効果的な情報発信が必要です。	
令和2年度 取組実績	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、いくつかのイベント等を中止しました。 オンライン会議ツールを利用した交流会を始めました。	
令和3年度 取組実績	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、いくつかのイベント等を中止しました。 YouTubeを利用した動画による市民活動団体20団体の紹介を実施しました。	
令和4年度 取組実績	新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を実施した上で、3年ぶりにスマイルフェスタを実施しました。 YouTubeを利用した動画による市民活動団体11団体の紹介を実施しました。	
令和5年度 取組実績	新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を実施した上で、スマイルフェスタを実施しました。 YouTubeを利用した動画による市民活動団体12団体の紹介を実施しました。 市出身のグラフィックデザイナーによる市民活動団体のためのチラシ講座を開催しました。	
令和6年度 取組経過	新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を実施した上で、スマイルフェスタを実施しました。 市民と市民活動団体をつなげる交流カフェ（毎月）を今年度から開始しました。 市在住のフォトグラファーによる市民活動団体のための写真講座を開催しました。	
総括	平成22年度から開催し、現在では恒例の行事となっているスマイルフェスタは、市民を対象にした交流会であり、この行事によって市民の理解と参加の促進ができました。 また、この行事を通して各団体同士の交流も多くみられ、市民活動センターが各団体や市民との連携を促す役割を果たすことができました。 プロによる写真講座、助成金講座などを実施することで、団体活動の支援し、「活センニュース」、「市民活動センターだより」、ホームページやSNSでの情報発信を行いました。	
今後の課題 及び方向性	市民への市民活動への周知不足という課題に対して、今年度から気軽に交流できる出張型の交流カフェ（毎月）を開催しました。引き続き、周知に力を入れ、市民の積極的な市民活動を促します。 また、引き続き市民活動の充実のため各種交流会、講習会、研修会、情報発信を行います。	
第3次 行政改革大綱 の取組	第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。	

番号	行政改革大綱大分類	パートナーシップのまちづくり
3	行政改革大綱中分類	多様な市民参加の推進
	基本計画実施事項名	民間のコーディネーターを活用した市民参画の推進
	担当部署	農林商工部 商工観光課
第2次行政改革大綱取組内容	<p>現在進めている阿下喜商店街活性化事業のような古い歴史的な街並みの再生といった核になる事業の強みを見極めながら、中長期的なビジョンに基づいた統一性のある商店街などの活性化事業を市民の参画を得ながら推進します。</p> <p>推進に当たっては、故郷に誇りと愛着を持つ市民自らが住み続けたいまちをつくるために全国的に活躍している民間コーディネーターの活用を支援します。</p>	
現状・課題	阿下喜地区の活性化の手法を持続・継続性を鑑みつつ地域おこし協力隊だけでなく、既存の団体等の活用も視野に入れた検討が必要です。	
令和2年度取組実績	コロナ禍におけるイベント実施には苦慮しましたが、市民団体による地域活性化イベントとして感染拡大防止措置をとりながら実施しました。また地域おこし協力隊の活動促進を支援しました。	
令和3年度取組実績	コロナ禍におけるイベント実施には苦慮しましたが、市民団体による地域活性化イベントとして感染拡大防止措置をとりながら実施しました。また地域おこし協力隊の活動促進を支援しました。	
令和4年度取組実績	コロナ禍におけるイベント実施には苦慮しましたが、市民団体による地域活性化イベントとして感染拡大防止措置をとりながら実施しました。	
令和5年度取組実績	コロナ禍の制限が緩和し、コロナ前の水準でイベントを実施できました。	
令和6年度取組経過	市民団体が実施する地域イベントの後方支援により市民参画の推進を行いました。	
総括	地域と連携したイベント「阿下喜 秋ノ市」を皮切りに市民団体がノウハウを身に着けたことから、近年は地域イベントの後方支援により市民参画の推進を行いました。	
今後の課題及び方向性	<p>阿下喜商店街の活性化のため文化財施設（桐林館）を活用した地域おこし協力隊などの外部人材や既存の団体（喜人、町中発展会など）の活用が必要になります。</p> <p>また、民間のコーディネーターが必要な場合、国の制度等を活用するなどして、市民団体等に民間のコーディネーターを派遣する必要があります。</p>	
第3次行政改革大綱の取組	第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。	

番号	行政改革大綱大分類	パートナーシップのまちづくり
4	行政改革大綱中分類	多様な市民参加の推進
	基本計画実施事項名	コミュニティFMを活用した広報活動の充実
	担当部署	総務部 防災課
第2次行政改革大綱取組内容	<p>地域相互の情報を共有し、地域に密着したオリジナリティあふれる番組を放送することで、地域の活性化と市民生活の向上を図り、いなべ市という魅力的な地域の更なる発展を目指します。</p> <p>また、東日本大震災で被災地にあるコミュニティFM局や臨時災害FM局が活躍して被災者等への確かな情報を提供できたことを受けて、当市においても不測の災害対策としてFM電波を利用した緊急情報システムを構築します。</p>	
現状・課題	<p>災害時における住民への情報発信は重要であり、特に大規模災害時には、避難所情報、医療機関情報、ライフラインの復旧情報等命に直結した情報の他にも生活に関する情報は被災者支援に関する情報も発信していく必要があります。</p>	
令和2年度取組実績	<p>災害情報や防災に特化した放送のみならず、新型コロナウイルス感染症における予防対策についての啓発放送を実施しました。</p>	
令和3年度取組実績	<p>災害情報や防災に特化した放送のみならず、コロナ感染症における予防対策やワクチン接種情報についての放送を実施しました。</p> <p>市民にいなべの医療介護を知っていただく情報番組、子育てを応援する番組、議会中継の録音番組を制作放送しました。</p>	
令和4年度取組実績	<p>さまざまな災害情報発信手段の構築が必要となるなか、コロナ渦により災害時に多様な避難形態があり、市内外どこでもいなべ市の防災情報が取得できる仕組みが必要と考え、今年度スマートフォンを活用したいいなべ市防災アプリ「知らせえ〜る」を構築しました。</p> <p>これまで視覚障がい者や聴覚障がい者への防災情報発信手段に限られるなか、アプリを活用することにより緊急時に迅速に災害情報が取得できるようになりました。</p>	
令和5年度取組実績	<p>コミュニティFMは地域密着型の情報発信手段として、継続して発信していくとともに、情報の多様化やあらゆる世代への情報発信を進めるべく、アプリを活用した情報発信手段を継続して進めていきます。アプリの登録者を増加させるため、自治会を通じてアプリの周知を行いました。また、若年層への周知については消防団の広報イベントを活用しチラシの配布を行い周知しました。</p> <p>南海トラフ地震発生が危惧されているなか、細やかな災害情報発信に努めていくとともに、緊急防災情報システムやアプリを活用し避難警報の発令を行いました。</p>	
令和6年度取組経過	<p>情報媒体が多様化するなか、いなべ市の主たる情報配信はコミュニティFMです。今年度発生した行方不明者事案ではコミュニティFMの情報により行方不明者が発見され、迅速な情報配信は重要であると認識されました。</p> <p>また、令和4年度に構築したいいなべ市防災アプリ「知らせえ〜る」は若年層を中心に開発をおこなったが、自治会長から自治会員に送信できる仕組みを取り入れ、スマートフォンの所有世代が高齢化まで進むなか、多世代にもアプリを活用してもらえらることとなりました。</p>	
総括	<p>これまでいなべ市では大規模な災害が発生していませんが、災害対応で情報発信は重要であり、きめ細かく情報を配信することにより市民の安心につながります。今後も継続して現システムを活用し運用していく必要があります。</p>	

<p>今後の課題 及び方向性</p>	<p>コミュニティFMを活用した災害情報伝達システムの老朽化により、更新経費が増大となり苦慮しています。そのため、あらゆる視点を以てコミュニティFMの継続や時代の変化に合わせた情報伝達手段の構築を進めていく必要があります。</p>
<p>第3次 行政改革大綱 の取組</p>	<p>第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。</p>

番号	行政改革大綱大分類	パートナーシップのまちづくり
	行政改革大綱中分類	多様な市民参加の推進
4-1	基本計画実施事項名	コミュニティFMを活用した広報活動の充実
	担当部署	企画部 広報秘書課
第2次 行政改革大綱 取組内容	地域相互の情報を共有し、地域に密着したオリジナリティあふれる番組を放送することで、地域の活性化と市民生活の向上を図り、いなべ市という魅力的な地域の更なる発展を目指します。	
現状・課題	<p>さまざまなメディア媒体がある現在、ラジオを聴く人は以前より少なくなっています。しかしながら、日々の生活の中でテレビよりはラジオのほうが望ましい環境もあるため、より多くの人に情報を伝える媒体として、ラジオ放送を通じた情報発信も必要です。</p> <p>耳から伝わる情報としての側面を有効に利用した番組作りや市民に親しまれてもらえるラジオ放送として定着していくための取り組みが求められています。</p>	
令和2年度 取組実績	令和3年度から開始	
令和3年度 取組実績	行政情報を中心として、市民にとって有益な情報を積極的に発信しました。	
令和4年度 取組実績	行政情報を中心として、市民にとって有益な情報を積極的に発信しました。	
令和5年度 取組実績	行政情報を中心として、市民にとって有益な情報を積極的に発信しました。	
令和6年度 取組経過	行政情報を中心として、市民にとって有益な情報を積極的に発信しました。	
総括	<p>コミュニティFMを活用した広報活動は、地域密着型の情報発信を目的として令和3年度から取組が開始され、以降継続的に行政情報を発信してきました。これにより、行政と市民の間での情報共有が進み、市民生活の利便性向上と地域の活性化に一定の効果が見られました。</p> <p>また、地域に根ざしたオリジナル性の高い番組制作を通じて、地域の魅力を再認識させる媒体としても機能している点が評価されています。</p>	
今後の課題 及び方向性	コミュニティFMの存在を広く認知してもらうため、引き続き市の広報誌やホームページ、SNSなどを通じた宣伝活動を行い、放送内容の魅力を発信していきます。	
第3次 行政改革大綱 の取組	第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってききましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。	

番号	行政改革大綱大分類	パートナーシップのまちづくり
5	行政改革大綱中分類	パートナーシップを進める広聴・広報活動の充実
	基本計画実施事項名	いなべ市政策意見公募（パブリックコメント）制度の積極的な活用
	担当部署	企画部 広報秘書課
第2次行政改革大綱取組内容	<p>行政運営の透明性の向上と市民の市政への参加機会の拡充を図るため、パブリックコメントを実施し、計画の段階から可能な限り市民の参加を求めます。</p> <p>周知方法については、市ホームページや窓口閲覧のほか、広報誌への掲載や報道機関への資料提供など幅広い広報に努めるとともに、概要書や概略図などを添付するなど、公表案をわかりやすい形で解説する資料等を活用します。</p>	
現状・課題	<p>計画、方針の策定時にパブリックコメントを実施しない場合があります。また、実施した場合でも、広報誌掲載、報道機関などへの情報提供をしない場合があります。さらに、市民にわかりやすい資料の添付が少ない状況となっています。</p>	
令和2年度取組実績	<p>市の計画4件について、パブリックコメントを実施しました。 また、県が所管する計画1件について、広報誌に掲載しました。</p>	
令和3年度取組実績	<p>市の計画2件について、パブリックコメントを実施しました。 また、県が所管する計画1件について、広報誌に掲載しました。</p>	
令和4年度取組実績	<p>市の計画1件について、パブリックコメントを実施しました。</p>	
令和5年度取組実績	<p>市の計画3件について、パブリックコメントを実施しました。</p>	
令和6年度取組経過	<p>市の計画5件（うち3件は現在募集中）について、パブリックコメントを実施しました。</p>	
総括	<p>パブリックコメント制度を活用したことで、行政運営の透明性の向上と市民の市政への参加機会の拡充を図りました。</p> <p>案件及び市民からの意見の一覧表を作成してホームページに掲載することで、透明性を高め、市民との信頼関係を強化することができました。</p> <p>令和6年度は過去5年で最も多い5件のパブリックコメントを実施し、意見の数も過去最多の件数となり、市民が主役の市政実現に寄与できました。</p>	
今後の課題及び方向性	<p>パブリックコメント制度が浸透して、市民と行政がともに作り上げる基盤を根付かせることができました。デジタル社会に対応する手法を取り入れながら、今後も引き続き活用していきます。</p>	
第3次行政改革大綱の取組	<p>第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。</p>	

番号	行政改革大綱大分類	パートナーシップのまちづくり
6	行政改革大綱中分類	シティー・プロモーションの推進
	基本計画実施事項名	広報戦略基本方針に基づく広報体制の確立
	担当部署	企画部 広報秘書課
第2次行政改革大綱取組内容	「広報戦略基本方針」を策定し、職員が情報発信を常に意識できるような体制をつくります。既存の媒体だけでなく、各メディアを効果的に利用した情報発信力の強化にも取り組みます。	
現状・課題	いなべ市広報戦略基本方針に定めた「いなべ市広報のめざす姿」の達成が必要です	
令和2年度取組実績	管理職向けの研修、カメラ撮影の研修を実施し、職員の広報に対する意識と技術の向上を図りました。	
令和3年度取組実績	UDフォントを活用した広報力向上研修を実施し、職員の広報に対する意識と技術の向上を図りました。	
令和4年度取組実績	「UDフォントの活用とデザイン研修」を実施し、職員の広報に対する意識と技術の向上を図りました。	
令和5年度取組実績	第2期いなべ市広報戦略基本方針を策定しました。	
令和6年度取組経過	管理職向けの広報研修、UDフォントの活用とデザイン研修を実施し、職員の広報に対する意識と技術の向上を図りました。 いなべ市の魅力を若者ならではの視点で発見して、市公式Instagramで発信する市民協力者「いいいなべ広報部」の取組を実施しました。	
総括	平成31年度に、市と市民との双方向のコミュニケーションを前提とした「広報戦略基本方針」を策定し、市全体の情報発信力強化に取り組んできました。 平成31年度にホームページに災害用テンプレートを実装し、コロナ禍の令和3年度には災害用テンプレートを活用して、必要な情報を迅速かつ見やすく提供して市民のニーズに対応することができました。 平成31年度以降、広報誌のデジタル配信アプリや行政情報発信アプリを導入するなど、新しい広報サービスを取り入れてきました。 平成29年度からSNSを積極的に活用して市の魅力を発信してフォロワーを合計1万まで伸ばし、市内外へのいなべの知名度やイメージを向上させることができました。 平成29年度以降、Instagramを活用して市民参加型のいなべの魅力を伝える写真展等を開催し、双方向のコミュニケーション手段として広報を活用してきました。令和5年度以降、市民と市が協同でいなべ市の魅力をInstagramで発信し、郷土への愛着や誇りの醸成を図りました。	
今後の課題及び方向性	広報戦略基本方針に基づいたさまざまな取組によって、市民と行政の双方向のコミュニケーションを進めることができたので、引き続き各取組を進めていきます。 デジタル社会が進む中、自治体広報もホームページやSNSの活用は必要不可欠であり、ICTの進歩に後れを取らないように新しい技術やサービスを積極的に導入し、試行していきます。	
第3次行政改革大綱の取組	第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。	

番号	行政改革大綱大分類	パートナーシップのまちづくり
	行政改革大綱中分類	シティー・プロモーションの推進
7	基本計画実施事項名	いなべブランドを通じた戦略的な市の売り込み
	担当部署	農林商工部 商工観光課
第2次 行政改革大綱 取組内容	<p>高品質の行政サービスである「いなべブランド事業」や、産品、自然などの魅力ある地域資源を「いなべブランド」として、企業、関連団体、担い手などさまざまな主体との連携により「いなべブランド」の効果的なPRに取り組みます。</p> <p>また、三重テラスへの継続的な出店、モンベルのホームページや有名アウトドア雑誌への掲載などあらゆるチャンネルを活用し、「いなべ」の三文字が広く認知されるように、「いなべブランド」の取り組みを進めています。</p>	
現状・課題	<p>都会の人々を魅了するモノ・コト・トキまで高めていく一連の創造活動である「グリーンクリエイティブいなべ」を推進し、更なる“いなべブランド”の効果的なPRを進める必要があります。</p>	
令和2年度 取組実績	<p>グリーンクリエイティブいなべの推進に係る事業を一般社団法人グリーンクリエイティブいなべに委託し、行政にはないスピード感と専門的な知見の中で更なる推進を図りました。にぎわいの森を活用したまちづくり事業、地域回遊促進事業、地域商社事業、情報発信事業を通し、企業、関連団体、担い手などと連携し、地域資源を磨き上げていきました。</p> <p>また、にぎわいの森の中にグリーンクリエイティブいなべ推進の拠点を整備しました。</p>	
令和3年度 取組実績	<p>グリーンクリエイティブいなべの推進に係る事業を一般社団法人グリーンクリエイティブいなべに委託し、行政にはないスピード感と専門的な知見の中で更なる推進を図りました。にぎわいの森を活用したまちづくり事業、地域回遊促進事業、地域商社事業、情報発信事業を通し、企業、関連団体、担い手などと連携し、地域資源を磨き上げていきました。</p> <p>また、にぎわいの森の中にグリーンクリエイティブいなべ推進の拠点を整備しました。</p>	
令和4年度 取組実績	<p>グリーンクリエイティブいなべの推進に係る事業を一般社団法人グリーンクリエイティブいなべに委託し、行政にはないスピード感と専門的な知見の中で更なる推進を図りました。</p> <p>また、にぎわいの森を活用した日曜マルシェの開催やグリーンクリエイティブいなべ推進の拠点であるinabe's Shopで地域商品の販売や体験型ワークショップ等を開催し、地域資源の磨き上げを行いました。</p>	
令和5年度 取組実績	<p>グリーンクリエイティブいなべの推進に係る事業を一般社団法人グリーンクリエイティブいなべに委託し、行政にはないスピード感と専門的な知見の中で更なる推進を図りました。</p> <p>また、にぎわいの森を活用した日曜マルシェの開催やグリーンクリエイティブいなべ推進の拠点であるinabe's Shopで地域商品の販売や体験型ワークショップ等を開催し、地域資源の磨き上げを行いました。</p>	
令和6年度 取組経過	<p>グリーンクリエイティブいなべの推進に係る事業を一般社団法人グリーンクリエイティブいなべ（GCI）に委託し、行政にはないスピード感と専門的な知見の中で更なる推進を図りました。</p> <p>また、にぎわいの森を活用したWEEKEND MARKETなど様々なマルシェの開催やグリーンクリエイティブいなべ推進の拠点であるinabe's Shopで地域商品の販売、体験型ワークショップ等を開催し、地域資源の磨き上げを行いました。</p>	

<p>総括</p>	<p>にぎわいの森の中に拠点を整備（inabe's Shop）したG C Iに事業を委託し、行政にはないスピード感と専門的な知見の中で、マルシェや体験イベントなどの開催しました。 「グリーンクリエイティブいなべ」の事業推進を図ったことにより「いなべブランド」のPRを進めることができました。</p>
<p>今後の課題及び方向性</p>	<p>引き続き、都会の人々を魅了するモノ・コト・トキまで高めていく一連の創造活動である「グリーンクリエイティブいなべ」の事業をより一層推進し、効果的なPRを行いながら更なる“いなべブランド”の創造を図る必要があります。</p>
<p>第3次行政改革大綱の取組</p>	<p>第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。</p>

番号	行政改革大綱大分類	簡素で効率的な行政システムの構築
8	行政改革大綱中分類	総合的・計画的な行政の推進
	基本計画実施事項名	いなべ市総合計画に基づいた計画的な行政運営の推進
	担当部署	企画部 政策課
第2次行政改革大綱取組内容	<p>総合的かつ長期的な計画に基づく行政運営が必要なため、平成26年3月議会でいなべ市総合計画条例を新たに制定しました。</p> <p>第1次いなべ市総合計画いきいきプラン（平成18年度～平成27年度）、第2次いなべ市総合計画（平成28年度～令和7年度）を経て、第3次いなべ市総合計画の策定に取り組んでいます。</p> <p>いなべ市総合計画は、まちづくりの長期的な展望を示し、魅力あるまちの将来像を描くもので、市民のみなさんとともにまちづくりの推進を行うための計画として策定していきます。</p>	
現状・課題	<p>総合的かつ長期的な計画に基づく行政運営のため、令和8年度から始まる第3次いなべ市総合計画を策定し、計画に基づいた計画的な行政運営を推進する必要があります。</p>	
令和2年度取組実績	<p>4回の総合計画審議会を開催し、第2次いなべ市総合計画第2期基本計画を策定しました。新しい総合計画冊子を全職員へ配布することで、各事業の取組内容についての見直しの機会となりました。</p>	
令和3年度取組実績	<p>審議会委員を再選定して総合計画審議会（進捗管理）を開催し、第2次いなべ市総合計画第1期基本計画の最終年度（令和2年）の進捗管理を行いました。委員の方からはコロナ禍での柔軟な対応や目標変更を行うようご意見いただき、計画や目標を見直す機会となりました。</p> <p>また、いなべ市議会への報告も行いました。</p>	
令和4年度取組実績	<p>第2次いなべ市総合計画の進捗管理を行うため、いなべ市総合計画審議会を開催しました。</p> <p>審議会委員の方からは、工夫して行った事業活動に対して称賛頂いた一方、ウィズコロナにおける柔軟な目標の見直しや目標項目自体の見直しのご提案をいただきました。</p> <p>また、いなべ市議会への報告も行いました。</p>	
令和5年度取組実績	<p>第2次いなべ市総合計画については、いなべ市総合計画審議会を開催して進捗管理を行いました。審議会委員の方からは、時勢にあった指標、目標であるか、指標の設定は適切であるかをもう一度検討するよう、ご提案をいただきました。終了後、いなべ市議会への報告も行いました。</p> <p>また、第3次いなべ市総合計画について、業務委託契約を締結し策定に向けての準備に取り組んでいます。</p>	
令和6年度取組経過	<p>第2次いなべ市総合計画については、いなべ市総合計画審議会を開催し、令和5年度の進捗管理を行いました。</p> <p>審議会委員からは、重要業績評価指標（KPI）の目標値設定が適切でない指標があるため、指標の考え方を整理する必要があることや、目標値は、当初設定の内容から社会情勢等の変化に対応して、柔軟に見直していくべきとのご意見をいただきました。</p> <p>令和8年度から令和17年度までの新たなまちづくりの指針となる第3次いなべ市総合計画の策定するため、市民満足度調査をはじめ、各種アンケート調査を実施し、課題の整理を行いながら全6回の審議会で協議を重ね、3次いなべ市総合計画基本構想（案）を策定しました。</p> <p>また、基本構想（案）に対するパブリックコメントを実施しました。</p> <p>令和7年3月定例会には、基本構想（案）を議会へ提出する予定です。</p>	

<p>総括</p>	<p>いなべ市の総合計画は、第2次いなべ市総合計画からその計画をより具体的に実施するため、予算編成及び行政評価を一体的に連動させ、総合計画のPDSサイクルで評価検証を行いました。</p> <p>また、全体として機能させていく総合的な行政マネジメントの仕組みを財務会計システム内に構築することができました。</p> <p>総合計画の基本計画における各施策の進捗状況を確認するため、毎年、外部委員による総合計画審議会を開催し、その進捗について審議するとともに、必要に応じて目標修正を行ってきました。</p> <p>国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえて、平成27年に「いなべ市人口ビジョン」と「いなべ市総合戦略」を策定しました。</p> <p>令和3年度から令和7年度までの市政の基本的な計画で、施策の基本的な方向及び体系を示す「第2次総合計画第2期基本計画」の策定に当たっては、「いなべ市人口ビジョン」と「総合戦略」を確実に推進するため、第2次総合計画の中に、いなべ市版総合戦略として4つのプロジェクトの方向性（しごと創生プロジェクト、みらい創生プロジェクト、であい創生プロジェクト、くらし創生プロジェクト）のもと、重要業績評価指標（KPI）を掲げ、施策・事業の進捗度を定量的に評価してきました。</p> <p>当該評価に対する進捗管理については、いなべ市議会に報告及び効果検証を行ってきました。</p>
<p>今後の課題及び方向性</p>	<p>人口減少や高齢化などの一層の進行により、地方自治体における税収の増加が見込みにくい状況にあります。そのため、各種の社会保障や行政サービスに必要な財源の不足が懸念されており、より効果的、効率的で市民満足度の高い事業を選択と集中により推進する必要があります。</p>
<p>第3次行政改革大綱の取組</p>	<p>第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。</p>

番号	行政改革大綱大分類	簡素で効率的な行政システムの構築
	行政改革大綱中分類	総合的・計画的な行政の推進
9	基本計画実施事項名	行政評価を通じた対話の促進と活発な事務改善の推進
	担当部署	企画部 政策課
第2次 行政改革大綱 取組内容	<p>厳しい財政状況の中、限られた経営資源（人・物・金）を効果的・効率的に配分するため、事務事業評価と施策評価の定着化を図ります。</p> <p>総合計画策定時に達成すべき目標を定め、事業の有効性、効率性などについて評価を行い、その検証結果を市民に公表し、その結果を今後の事業に反映させることで総合計画の着実な推進を行います。</p> <p>また、評価表作成段階での組織内対話を促進し、活発な改善活動を行います。</p>	
現状・課題	<p>総合計画に基づく行政評価を継続的に実施し、事業の有効性、効率性などを明らかにすることで行政活動を明確化し、市民への説明責任を果たし、行政の透明性を図る必要があります。</p>	
令和2年度 取組実績	<p>42施策、328事業の行政評価を公表しました。「暮らしを支える上水道の充実」と「地域の助け合いによる福祉の充実」の2施策については議会による評価をいただき「良好である」と評価をいただきました。</p>	
令和3年度 取組実績	<p>42施策、342事業の行政評価を公表しました。「グリーンクリエイティブいなべの推進」「安心・安全で安定した農業の振興」「高齢者が地域で安心して暮らすための支援」「一人ひとりを大切にする教育の推進」の4つの基本事業については議会による評価をいただき「改善し継続する」「現状のまま継続する」と評価をいただきました。</p>	
令和4年度 取組実績	<p>42施策、357事業の行政評価を公表しました。「生活道路網の整備」「集落を基軸にした担い手への支援」「行政運営の充実（41事業のうち4事務事業）」「青少年健全育成の推進」「健やかなからだの育成」の5つの基本事業については、いなべ市議会基本条例第11条に基づく事務の評価を受けるとともに、事業に対する提案を受けました。</p>	
令和5年度 取組実績	<p>42施策、338事業の行政評価を公表しました。「安定給水の推進」「災害に強いまちづくり」「地域に開かれた学校づくりの推進」「保育サービスの充実」「男女共同参画の環境づくり」「森林の適正管理の推進」の6つの基本事業については、いなべ市議会基本条例第11条に基づく事務の評価を受けるとともに、事業に対する提案を受けました。</p>	
令和6年度 取組経過	<p>42施策、335事業の行政評価を公表しました。</p> <p>令和7年度に実施する総合計画基本計画策定に備えて、行政評価に関する研修会を開催しました。</p> <p>職員が行政評価の意義を再確認するとともに、作成に関する意識の統一を図りました。</p>	

<p>総括</p>	<p>行政評価は、各事業や施策についてその効果や必要性を評価し、改善につなげていくものです。目指すべき方向性について、文章化するとともに、その達成状況が客観的にわかるよう、指標として成果を数値化しています。</p> <p>行政評価の精度を上げるため、行政評価ヘルプデスクとして、各部局に「指標の設定」「目標の達成状況の説明」「総合的な評価」について支援をいただきました。</p> <p>また、行政評価に関する研修会では、事務事業評価や施策評価の考え方や指標の設定について助言をいただきました。</p> <p>行政評価ヘルプデスク、研修会の開催状況は下記の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度 行政評価ヘルプデスク 2日間 62施策</li> <li>・平成29年度 行政評価ヘルプデスク 2日間 48施策</li> <li>・平成30年度 行政評価ヘルプデスク 2日間 44施策</li> <li>・令和元年度 行政評価に関する研修会 1日 2回 計169人参加</li> <li>・令和2年度 行政評価ヘルプデスク 46施策</li> <li>・令和3年度 行政評価ヘルプデスク 42施策 328事業</li> <li>・令和6年度 行政評価に関する研修会 2日 3回 計114人参加</li> </ul>
<p>今後の課題及び方向性</p>	<p>行政評価ヘルプデスクや研修会の開催により、入力・作成作業については定着し、評価検証はできるようになった一方で、行政改革の視点に係る評価検証につながっていないことから、今後は、以下の2つアクションプランを実施していきます。</p> <p>第3次行政改革大綱の策定に当たっては、持続可能な行政運営を実現するため、第3次総合計画（令和6年度、令和7年度の2か年で策定）の中にも含めて、総合計画アクションプランと行政改革アクションプランで管理し、各事業の評価に加えて、行政改革の視点を加え、評価検証を行います。</p>
<p>第3次行政改革大綱の取組</p>	<p>第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってききましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。</p>

番号	行政改革大綱大分類	簡素で効率的な行政システムの構築
	行政改革大綱中分類	総合的・計画的な行政の推進
10	基本計画実施事項名	目標管理による計画的・効率的な業務の推進
	担当部署	総務部 職員課
第2次 行政改革大綱 取組内容	<p>目標管理制度を活用して計画的・効率的な業務を推進します。総合計画、集中改革プラン、重要施策など組織の基本課題を共有化・目標化し、組織目標に沿って設定した個人目標の取組から組織目標の実現を図ります。また、目標の設定内容、達成の結果について検証を行い、更なる目標の達成に向けたP-D-Sサイクルを展開します。</p>	
現状・課題	<p>目標や達成の結果に対する検証過程において、客観的な検証が徹底されず、組織によっては適正な検証が行われないうことで職員の職務意欲の高揚が妨げられるため、組織間の目標管理体制に差異が生じないように、検証方法の見直しが必要です。</p>	
令和2年度 取組実績	<p>制度運用の課題を解決するためマニュアルを改正し、全職員を対象に制度説明会を開催しました。 昨年度の評価結果を次年度の全職員の賞与に反映します。</p>	
令和3年度 取組実績	<p>制度運用の課題を解決するためマニュアルを改正するとともに、昇給に反映するための制度改正を行い、全職員を対象に制度説明会を開催しました。 前年度の評価結果を当該年度の期末手当に反映しました。</p>	
令和4年度 取組実績	<p>能力態度評価の評価基準を見直し、目標管理と連動した評価基準に改正しました。 また、通常業務において高い業績を発揮した場合には、能力態度評価で評価できる運用に改善しました。</p>	
令和5年度 取組実績	<p>目標の達成度水準を数値化することで、より高い難易度を設定するための工夫を指導しました。</p>	
令和6年度 取組経過	<p>会計年度任用職員の評価制度を見直し、客観的な能力実証の一要素として、前年度の任期における勤務実績を考慮して、評価結果を勤勉手当に反映しました。</p>	
総括	<p>組織間の目標管理体制に差異が生じないように評価者研修や難易度及び達成度調整会議等を開催しました。また、人事評価マニュアルを改正し評価基準等を明確化した上で周知を徹底し、各職員が組織目標に沿って個人目標を適切に設定できる環境を整備しました。その上で、調整会議等のあり方を検証し、評価制度の客観性を高めつつ簡素化を図り、評価内容を平準化させました。また、職員組合との協議を通じて、給与面への評価結果の活用を進めました。</p>	
今後の課題 及び方向性	<p>目標管理制度に基づく評価を給与等に反映し競争意識を高めることは、組織パフォーマンス向上の観点から重要ですが、今後も面談等による個別指導を通じて各職員の人材育成、モチベーションの向上を図ることを基本とします。能力開発及び業務改善を実現するための手法として目標管理制度を活用するとともに、目標や達成の結果に対する客観的な検証を継続します。</p>	
第3次 行政改革大綱 の取組	<p>第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。</p>	

番号	行政改革大綱大分類	簡素で効率的な行政システムの構築
	行政改革大綱中分類	組織体制の充実
11	基本計画実施事項名	法令遵守による行政執行の徹底
	担当部署	企画部 法務課
第2次 行政改革大綱 取組内容	<p>適正な事務執行が求められる行政においては、法令遵守は大前提です。研修等により職員に法令遵守を意識づけて不正・不当な行政事務を排除するとともに、組織運営の適正化により行政危機の回避に努め、公正な市民サービスの提供により市民の信頼を確保します。</p> <p>万が一、事故が発生した場合には、事実確認と原因究明、適正な事後の対応と公表を速やかに行い、一刻も早い信頼の回復に努めます。</p>	
現状・課題	<p>法令遵守による行政執行を図っていく必要があります。</p> <p>ファイリングシステムにより適正な文書管理を継続していくことが必要です。</p>	
令和2年度 取組実績	<p>本年度は、保存文書358箱について整理を実施しました。累計508箱完了しました（整理対象の約15%）。</p>	
令和3年度 取組実績	<p>保存文書1650箱について整理を実施しました。累計2512箱完了しました（整理対象の約74%）。</p>	
令和4年度 取組実績	<p>保存文書916箱について整理を実施しました。累計3428箱完了しました。</p>	
令和5年度 取組実績	<p>保存文書1,527箱の整理を実施し、全ての作業が完了しました。累計は4,955箱（平成31年度～令和5年度）でした。</p> <p>永年保存文書（平成15年度完結文書）の保存期間の見直しを各課において実施しました。対象23,236冊のうち、変更（廃棄）は2,399冊でした。</p>	
令和6年度 取組経過	<p>この5年間の取組により、全ての文書をファイリングシステムによって適正に管理できるようになりました。一方、長年の運用の中で生じた不具合として、貸出した保存文書が誤った場所へ返却される等、所在不明文書が存在することや、長期間継続使用されている保管文書の中には、経年による劣化や損傷が深刻なものが見受けられました。</p> <p>令和6年度は、所在不明文書の調査に着手しました。また、損傷の程度が深刻な保管文書について、旧公函約2,100枚、土地台帳約300,000枚を電子データ化しました。</p>	
総括	<p>前期5年間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法制執務研修を開催し、例規等の制定改廃を適正に実施しました。</li> <li>・新規採用職員、経験者を対象とした文書作成研修、職位別のコンプライアンス研修（職員課へ依頼）を実施しました。</li> <li>・行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、毎年、行政手続に係る審査基準等の見直しを行いました。</li> <li>・個人情報を適切に取り扱うため、毎年、個人情報取扱事務の確認を行いました。</li> <li>・公文書を適切に管理するため、ファイリングシステムに関する研修及び内部監査を行いました。また、平成29年度に文書データを一元管理するシステムを導入しました。</li> </ul> <p>この10年間の取組により、職員の法令遵守の意識は向上しています。特にファイリングシステムに関する研修及び内部監査を毎年実施し、ルール遵守の意識を定着させたことで、法令遵守に対する意識にも影響が表れています。</p>	

<p>今後の課題 及び方向性</p>	<p>文書管理体制の維持には、ファイリングシステムによる文書管理を職員全員で継続して取り組んでいきます。また、個々の文書の処理についても、法令遵守を意識した文書事務の執行が求められることから、より一層、法令遵守を徹底していく必要があります。</p>
<p>第3次 行政改革大綱 の取組</p>	<p>第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。</p>

番号	行政改革大綱大分類	簡素で効率的な行政システムの構築
12	行政改革大綱中分類	組織体制の充実
	基本計画実施事項名	定員管理の適正化
	担当部署	総務部 職員課
第2次 行政改革大綱 取組内容	<p>民間委託・民営化の推進、事務事業の統廃合、市民協働の推進、非常勤職員・派遣職員の有効活用、早期退職者の募集、再任用職員の活用、職員の業務遂行能力の向上により職員数の抑制を図るとともに、新しい行政需要に対応した適切な職員配置を行い、非常勤職員を含めた職員数の適正な管理に努めます。</p> <p>新規職員の採用では、優秀な人材を確保し、長期的な世代間の平準化を見据えた計画的採用を行います。</p> <p>定員適正化の推進に当たっては、数値目標を明らかにした定員適正化計画を策定していきます。</p>	
現状・課題	今後の行政需要の変化に対応した定員管理及び職員配置を行う必要があります。	
令和2年度 取組実績	6月に第4次定員適正化計画を策定し、適正な数値目標を示すことができました。また、計画的な職員採用を実施し、職員数の抑制を図りました。	
令和3年度 取組実績	第4次定員適正化計画に基づき計画人数を採用し、職員数の抑制を図りました。 会計年度任用職員の適正な任用に向けて課題を洗い出しました。	
令和4年度 取組実績	第4次定員適正化計画に基づき計画人数を採用し、適正な定員管理に努めました。 会計年度任用職員の業務内容を把握するため、増員要望する所属からヒアリングを行い、任用の必要性と業務の実態を把握し、予算に反映しました。	
令和5年度 取組実績	第4次定員適正化計画に基づき計画人数を採用し、適正な定員管理に努めました。 会計年度任用職員の抑制を図るため、予算編成時に次年度採用数の増加は認めない方向で周知しました。	
令和6年度 取組経過	第4次定員適正化計画に基づき計画人数を採用し、適正な定員管理に努めました。 会計年度任用職員の抑制を図るため、昨年に引き続き予算編成時に次年度採用数の増加は認めない方向で周知しました。また、任用部署に対し、会計年度任用職員を必要とする業務を確認する調査を実施しました。	
総括	平成15年12月の合併に伴い大幅に膨らんだ職員数を、定員適正化計画に基づき抑制し、目標を達成しました。	
今後の課題 及び方向性	社会全体が労働力不足の時代となり、今後は職員数の削減ではなく、職員数の確保が課題です。また、会計年度任用職員数が膨らみすぎており、抑制を図る必要があります。会計年度任用職員を含めて、行政需要に対応した適切な職員の配置、職員数の管理を行う必要があります。	
第3次 行政改革大綱 の取組	第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。	

番号	行政改革大綱大分類	簡素で効率的な行政システムの構築
13	行政改革大綱中分類	組織体制の充実
	基本計画実施事項名	職員力・組織力の向上
	担当部署	総務部 職員課
第2次行政改革大綱取組内容	職員それぞれの能力開発、意識改革を図る研修の充実、職場内の人材育成の推進により「職員力」の向上を図ります。また、「組織力」の向上を図るため、組織内の役割と責任の明確化、コミュニケーションの活発化、目標管理制度を活用した組織マネジメントの強化に取り組むとともに、職員の能力を最大限発揮できる職場環境づくりに努めます。	
現状・課題	職員の資質向上につながる研修をより積極的にすすめ、「職員力」の向上を図り、同時に「組織力」の向上も図っていききたい。	
令和2年度取組実績	管理職の評価者研修を通じて、組織マネジメント能力の向上に努めるとともに、庁内研修の開催、派遣研修の参加により、職員の職務遂行能力の向上に努めました。 また、人材育成基本方針を見直し、改定を行いました。	
令和3年度取組実績	庁内研修の開催、オンライン研修を実施し、職員の資質向上を図りました。 また、人事評価制度を運用強化するため、管理職研修を実施しました。	
令和4年度取組実績	庁内研修の開催、派遣研修、オンライン研修を実施し、職員の資質向上を図りました。 また、人事評価制度の運用強化のために、管理職研修を実施しました。	
令和5年度取組実績	庁内研修の開催、派遣研修、オンライン研修を実施し、職員の資質向上を図りました。また、新たにEラーニングを導入し、職員のリスクニング環境を整備し、自己啓発を推進しました。 人事評価制度では運用強化のために、管理職研修を実施しました。	
令和6年度取組経過	庁内研修の開催、派遣研修、オンライン研修、Eラーニング研修を実施し、職員の資質向上を図りました。 人事評価制度では運用強化のために、管理職研修を実施しました。	
総括	職員が取り組みやすいよう多様な研修体制の提供を行ってきました。社会全体でオンライン研修が充実したことにより、職員にとって容易に研修を受講できるようになりました。 人事評価制度においては、制度が定着し、管理職の組織マネジメントに活用されています。	
今後の課題及び方向性	少子高齢化がさらに加速し、人材不足及び地域課題の増加が想定される将来を見据え、職員一人一人の「職員力」だけでなく、部門内及び部門を越えた「組織力」の向上が必要です。「職員力」と「組織力」を向上できる研修機会を提供に努めます。	
第3次行政改革大綱の取組	第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。	

番号	行政改革大綱大分類	簡素で効率的な行政システムの構築
14	行政改革大綱中分類	組織体制の充実
	基本計画実施事項名	危機管理体制の充実
	担当部署	総務部 防災課
第2次行政改革大綱取組内容	<p>地震や台風などの自然災害のみならず、爆発や列車脱線などの大規模事故あるいは感染症による重篤な健康被害など市民生活に影響を及ぼす緊急事態の発生が想定されます。</p> <p>このようなことから、「いなべ市地域防災計画」や「新型インフルエンザ行動計画」などを基本として、マニュアルの整備を計画的に進めることで危機管理体制の充実を図ります。</p>	
現状・課題	<p>新庁舎に建設に伴う災害対応を新しく構築する必要があることから、新庁舎体制を見直し、防災計画の修正を行う必要があります。</p>	
令和2年度取組実績	<p>防災拠点倉庫の整備も完了し、市本庁舎と合わせて防災拠点施設の強化が図られました。また、広域受援計画も策定し、大規模災害への備えを充実しました。</p>	
令和3年度取組実績	<p>防災拠点倉庫及び防災拠点施設の整備が完了し、市本庁舎と合わせて防災拠点施設の強化が図られました。また、広域受援計画も策定を改訂し、大規模災害への備えを充実しました。</p>	
令和4年度取組実績	<p>防災基本計画及び三重県地域防災計画の修正を基にいなべ市地域防災計画の修正をおこないました。また、新たに、公共施設を指定避難所として指定したため、地域防災計画の修正をおこないました。</p> <p>今年度は初動時の対応マニュアル（風水害・地震編、雪害、緊急速報メール）を整理し、初動期の迅速な活用へ繋げる仕組みを構築しました。</p>	
令和5年度取組実績	<p>防災体制を構築し、広域受援計画の修正を行いました。</p> <p>また、南海トラフ地震の発生確率が高くなると共に南海トラフ地震に付随し内陸直下型地震の養老桑名四日市断層帯における地震も危惧されており、オールハザードに対応した計画の見直しを行いました。</p>	
令和6年度取組経過	<p>能登半島地震では多くの職員が被災地支援に行き、現地での災害対応や避難所運営等での経験値を高めた。この経験を基に広域受援計画の修正を行いました。</p>	
総括	<p>時代の変化と共に災害対応も変化していきますが、被災地経験を基にさまざまな計画を修正する必要があります。被災地派遣のみならず他の地域で発生した災害を自分事として捉え、事前に予防対策をしていく必要があります。いなべ市では新庁舎建設と共にオペレーションルームや被害認定調査など多くの応援職員が派遣された際には適格に受け入れを行うスペースの確保を事前に選定しました。また、いなべ市防災拠点倉庫の建設と共に庁舎周辺の災害拠点整備を行い円滑な災害対応ができるようハード整備を行いました。</p>	
今後の課題及び方向性	<p>ハード整備をするなか、ソフト整備も重要であり、訓練を通じてソフト対策の構築と他の被災地の経験を基にいなべ市の計画を見直ししていきます。</p>	
第3次行政改革大綱の取組	<p>第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。</p>	

番号	行政改革大綱大分類	簡素で効率的な行政システムの構築
	行政改革大綱中分類	電子市役所の推進
15	基本計画実施事項名	マイナンバー制度を活用した利便性の向上と経費の削減
	担当部署	企画部 情報課
第2次 行政改革大綱 取組内容	平成28年度から本格的な運用が始まった社会保障・税番号（マイナンバー）制度について、各分野における行政事務の効率化と、より公正かつ公平な市民サービスの提供を実現します。 制度の活用にあたっては、市民側のメリットという視点での検討も行っていきます。	
現状・課題	マイナンバーカードを活用した行政サービスが可能となった場合、対象手続きのシステム検討が必要となります。	
令和2年度 取組実績	マイナンバーカードを活用した行政サービスの検討を実施しました。また、マイナンバーカードの普及促進のため市独自のプレミアムポイントの付与を実施しました。	
令和3年度 取組実績	マイナンバーカードを活用した行政サービスの検討を実施しました。また、マイナンバーカードの普及促進のため市独自のプレミアムポイントの付与を実施しました。 その結果、令和4年3月末現在の普及率は56.65%で、県内1位です。（国平均43.29%、三重県平均43.14%）	
令和4年度 取組実績	国の示す「特に国民の利便性向上に資する手続」（マイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続）について、J-LISの令和4年度デジタル基盤改革支援補助金を活用し、ぴったりサービスと基幹システムを自動で連携する仕組みを構築しました。	
令和5年度 取組実績	国から通知にてマイナンバーカード利活用に係る情報等を関係部署へ周知し、情報共有を図りました。	
令和6年度 取組経過	マイナンバーカードを活用した行政サービスとして、国が主導するマイナ保険証を開始しました。また、福祉医療費の助成に関する事務において独自利用できる個人番号の利用範囲を追加する等の改正を、令和7年3月定例会で議会に提出する予定です。	
総括	マイナンバーカードの普及促進のため、市独自のプレミアムポイントを付与するなど様々な施策を実施し、高い普及率を実現しました。令和4年度では、国が示す特に国民の利便性向上に資する手続に焦点を当て、J-LISのデジタル基盤改革支援補助金を活用してぴったりサービスと基幹システムを連携する仕組みを構築しました。また、マイナ保険証の開始や個人番号の有効利用等、行政事務の効率化にも取り組みました。	
今後の課題 及び方向性	マイナンバーカードを活用した行政サービスの検討を実施し、市民の利便性の向上と経費の削減を継続します。	
第3次 行政改革大綱 の取組	第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。	

番号	行政改革大綱大分類	簡素で効率的な行政システムの構築
	行政改革大綱中分類	電子市役所の推進
16	基本計画実施事項名	情報システムの再構築による事務の効率化と経費の削減
	担当部署	企画部 情報課
第2次 行政改革大綱 取組内容	各情報システムの更新に際して、システム構成や委託業務とともに事務処理手順についても再考し、事務の効率化と経費の削減に努めます。	
現状・課題	新規システム導入の場合、費用対効果についても検討を行います。 既存システムの更新の場合、事務の見直しによる事務の効率化と経費の削減についても検討を行います。	
令和2年度 取組実績	統合型地理情報システムをプロポーザルによる業者選定を実施し、更新しました。（保守費17%削減） また、ビジネスチャットツールを導入し、職員間の情報共有の活性化を計りました。	
令和3年度 取組実績	校務支援システムを東員町との共同利用に更新し、構築費、保守費及び使用料について、約10%の経費圧縮を実現しました。 また、インターネット回線を増強（1G→10G）し、オンライン会議等の利便性向上を図りました。	
令和4年度 取組実績	電子申請について、市独自の取組みとして全業務の行政手続の洗出しを実施し、電子申請が有効な手続から順次整備を進めています。 行政事務では、電子文書管理及び収受起案を導入し、運用を開始しています。	
令和5年度 取組実績	電子申請について、市独自の取組みとして全業務の行政手続の洗出しを実施し、電子申請が有効な手続から順次整備を進めています。	
令和6年度 取組経過	国の自治体DX推進計画に基づき、標準化対象の20業務の標準準拠システムへの移行及びガバメントクラウド上へのシステム構築を開始しました。	
総括	<p>1 情報システムの更新：各年度において、情報システムの更新や導入を行いました。（例：統合型地理情報システムの更新においては保守費を17%削減）</p> <p>2 事務の見直しと効率化：既存システムの更新や新規システム導入の際に、事務の処理手順も再考しました。これにより、事務の効率化と経費の削減を図りました。</p> <p>3 業務の合理化：行政改革の一環として、業務の合理化を進めました。具体的な改善策として、校務支援システムの共同利用により約10%の経費圧縮が実現しました。</p> <p>4 技術の活用：新たな技術やツールの導入により、行政事務の効率化を図りました。（例：ビジネスチャットツールの導入により、職員間の情報共有を活性化）</p> <p>5 電子申請の推進：電子化による手続きの効率化を図るため、電子申請の整備を進めました。具体的な取組として、行政手続の洗い出しを実施し、適用範囲を広げています。これらの取組により、行政事務の効率化や経費削減が実現し、市民へのサービス向上につながっています。</p>	
今後の課題 及び方向性	標準化対象の20業務のうち令和6年度にガバメントクラウド上にシステム構築が完了し運用を開始できた業務が2業務のため、残り18業務について運用開始できるよう継続していきます。	
第3次 行政改革大綱 の取組	第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン（仮称）として定量的に評価検証していきます。	

番号	行政改革大綱大分類	簡素で効率的な行政システムの構築
	行政改革大綱中分類	電子市役所の推進
17	基本計画実施事項名	情報システムの再構築による事務の効率化と経費の削減
	担当部署	会計課
第2次行政改革大綱取組内容	各情報システムの更新に際して、システム構成や委託業務とともに事務処理手順についても再考し、事務の効率化と経費の削減に努めます。	
現状・課題	支払い事務の効率化を図るため、公共料金の支払い方法について検討する必要があります。	
令和2年度取組実績	公共料金（電気料金、NTT固定電話、ドコモ携帯電話料金、いなべ市上下水道料金）の請求書数に応じた決議書による原課支払手続を、会計課において一括支払処理が行えるようにするため、公共料金明細サービスの利用申込をするとともに、財務会計システムに支払処理データを取り込むためのシステム改修を行うことで、支払い事務の効率化と経費削減につなげました。	
令和3年度取組実績	公共料金（電気料金、NTT固定電話、ドコモ携帯電話料金、いなべ市上下水道料金）の請求書数に応じた決議書による原課支払手続を、会計課において一括支払処理が行えるようにするため、公共料金明細サービスの利用申込をするとともに、財務会計システムに支払処理データを取り込むためのシステム改修を行うことで、支払い事務の効率化と経費削減につなげました。	
令和4年度取組実績	令和3年度で完了	
令和5年度取組実績	令和3年度で完了	
令和6年度取組経過	令和3年度で完了	
総括	支払い事務の効率化を図るため、公共料金の支払い方法について検討を行い、口座振替による支払いを実現しました。事務処理手順についても再考し、全庁的な事務の効率化を図ることができました。	
今後の課題及び方向性	支払い事務の効率化についての検討を継続していきます。	
第3次行政改革大綱の取組	第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行っていましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。	

番号	行政改革大綱大分類	簡素で効率的な行政システムの構築
	行政改革大綱中分類	電子市役所の推進
18	基本計画実施事項名	情報システムの再構築による事務の効率化と経費の削減
	担当部署	教育委員会 学校教育課
第2次 行政改革大綱 取組内容	各情報システムの更新に際して、システム構成や委託業務とともに事務処理手順についても再考し、事務の効率化と経費の削減に努めます。	
現状・課題	<p>教員のICT活用スキルを身につける研修を継続する必要があります。</p> <p>また、ICT支援員の活用を継続するとともに、ICT支援員不在時にも機器のトラブルに対応できる体制を構築する必要があります。</p> <p>さらに、家庭学習におけるタブレット端末の活用について検証を行う必要があります。</p>	
令和2年度 取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報担当者会を開催し、オンライン学習実施計画の説明や情報モラル教材活用研修会、ICT活用状況・課題の交流、家庭学習でのタブレット活用の効果と課題について話し合いました。</li> <li>・学期ごとにICT活用事例を作成し、教材・事例共有サイト「ラボ」で共有しました。</li> <li>・ICT支援による情報モラル教材活用研修会、プログラミング教育研修会、ICT機器操作説明会などを各校で開催しました。</li> <li>・中学校のICT機器の導入を完了しました。</li> <li>・教員及び児童生徒にICT活用アンケートを実施し、現状と課題を把握しました。</li> </ul>	
令和3年度 取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議でタブレットを活用し、会議資料の印刷業務を省くことができました。</li> <li>・指導者用デジタル教科書やデジタル資料を提示し説明することで、拡大印刷業務を省くことができました。また、タブレットに資料を送信することで、カラー資料を使い、わかりやすく説明したりすることができました。</li> <li>・デジタルドリルを活用することで、プリント等の印刷業務、○付け業務を省くことができました。</li> <li>・情報担当者会を開催し、オンライン学習実施計画の説明や情報モラル教材活用研修会、ICT活用状況・課題の交流、家庭学習でのタブレット活用の効果と課題について話し合いました。</li> <li>・学期ごとにICT活用事例を作成し、教材・事例共有サイト「ラボ」で共有しました。</li> <li>・ICT支援による情報モラル教材活用研修会、プログラミング教育研修会、ICT機器操作説明会などを各校で開催しました。</li> <li>・中学校のICT機器の導入を完了しました。</li> <li>・教員及び児童生徒にICT活用アンケートを実施し、現状と課題を把握しました。</li> <li>・非常時におけるオンライン学習を実施できるよう、研修会を実施しました。</li> </ul>	

<p>令和4年度 取組実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議でタブレットを活用し、会議資料の印刷業務を省くことができました。</li> <li>・指導者用デジタル教科書やデジタル資料を提示し説明することで、拡大印刷業務を省くことができました。また、タブレットに資料を送信することで、カラー資料を使い、わかりやすく説明したりすることができました。</li> <li>・デジタルドリルを活用することで、プリント等の印刷業務、○付け業務を省くことができました。</li> <li>・情報担当者会を開催し、デジタルドリルや情報モラル教材活用研修会、ICT活用状況・課題の交流、日常的なICT活用の課題と具体的な活用事例・案について話し合いました。</li> <li>・学期ごとにICT活用事例を作成し、教材・事例共有サイト「ラボ」で共有しました。</li> <li>・ICT支援による情報モラル教材活用研修会、プログラミング教育研修会、ICT機器操作説明会などを各校で開催しました。</li> <li>・高校受験に対応するため、中学校デジタルドリルを変更しました。</li> <li>・教員及び児童生徒にICT活用アンケートを実施し、現状と課題を把握しました。</li> <li>・感染症による出席停止や学校に登校しづらい児童生徒のためのオンライン支援を行いました。</li> <li>・校務支援システム改善委員会を立ち上げ、教員の意見をもとに、システム改善案を作成しました。</li> </ul>
<p>令和5年度 取組実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議でタブレットを活用し、会議資料の印刷業務を省くことができました。</li> <li>・指導者用デジタル教科書やデジタル資料を提示し説明することで、拡大印刷業務を省くことができました。また、タブレットに資料を送信することで、カラー資料を使い、わかりやすく説明したりすることができました。</li> <li>・デジタルドリルを活用することで、プリント等の印刷業務、○付け業務を省くことができました。</li> <li>・中学校のテスト等の○付け業務改善のために、テスト等の自動採点システムの仮運用を行い、次年度の本導入を決めました。</li> <li>・情報担当者会を開催し、「日常的なICT活用」「文房具としてのタブレット活用」の課題と具体的な活用事例・案について話し合いました。</li> <li>・学期ごとにICT活用事例を作成し、教材・事例共有サイト「ラボ」で共有しました。</li> <li>・家庭学習におけるICT活用状況調査を行い、具体的な取組内容や持ち帰り時のルールや指導事項についてまとめました。</li> <li>・ICT支援による情報モラル教材活用研修会、プログラミング教育研修会、ICT機器操作説明会などを各校で開催しました。</li> <li>・高校受験に対応するため、中学校デジタルドリルを変更しました。</li> <li>・教員及び児童生徒にICT活用アンケートを実施し、現状と課題を把握しました。</li> <li>・感染症による出席停止や学校に登校しづらい児童生徒のためのオンライン支援を行いました。</li> </ul>

<p>令和6年度 取組経過</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報担当者会を開催し、「タブレットを活用した授業づくり」「情報モラル教育の取組」について学ぶ機会を持ちました。また、「日常的なICT活用」「文房具としてのタブレット活用」の課題と具体的な活用事例・案について話し合いました。</li> <li>・授業におけるICT活用の推進を図りました。（効果的な視覚支援、デジタルドリルの活用、思考ツール・表現ツールとして活用、表現する機会の増加など）</li> <li>・ICT活用事例を作成し、教材・事例共有サイト「ラボ」で共有しました。</li> <li>・ICT支援員による情報モラル教材活用研修会、プログラミング教育研修会、ICT機器操作説明会などを各校で開催しました。</li> <li>・指導者用デジタル教科書の活用により、教材準備の幅が広がり、タブレットに資料を送信することで、視覚支援やわかりやすく説明したりすることにつながっています。また、教材準備の時間短縮や拡大印刷業務を省くことができました。</li> <li>・デジタルドリルを活用することで、プリント等の印刷業務、○付け業務を省くことができました。</li> <li>・中学校のテスト等の○付け業務改善のために、テスト等の自動採点システムを本導入しました。</li> <li>・教員及び児童生徒にICT活用アンケートを実施し、現状と課題を把握しました。</li> <li>・感染症による出席停止や学校に登校しづらい児童生徒のためのオンライン支援を行いました。</li> <li>・職員会議でタブレットを活用し、会議資料の印刷業務を省くことができました。</li> <li>・セキュリティ面でも安全性が高い校務支援システムの活用により、出席簿、通知表、指導要録、健康診断票等が市内で統一され、異動しても作成方法が変わらないため、教師の負担軽減となっています。</li> </ul>
<p>総括</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校のICT機器（タブレット端末）の整備が完了したことで、小中学校の電子黒板、一人一台端末の活用を推進することができました。</li> <li>・ICTを活用した授業づくり、教材研究、研修会、会議の日常化を図り、教材準備時間の短縮、ペーパーレス化につながりました。</li> <li>・ICT研修の実施とICT支援員の活用を継続的に行ったことにより、教員のICT活用スキルの向上が図られました。</li> <li>・感染症による出席停止や学校に登校しづらい児童生徒のためのタブレット活用、オンライン支援を行えるようになりました。</li> <li>・校務支援システムの導入から10年が経過し、活用の定着が図られました。使用する機能が統一されているため、どの教員も迷うことなく操作でき、セキュリティ面でも安全性が高いため、安心安全に業務が行うことができます。</li> </ul>
<p>今後の課題 及び方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員のICT活用スキルをさらに向上させるために、継続的な支援と研修の必要があります。（ICT支援員の継続、トラブル対応のサポート体制の継続）</li> <li>・第2次の取組の中で、ICT機器の操作に慣れ、ICT活用が日常となってきたので、次の段階として、子どもの力を伸ばすための効果的なICTの活用方法や活用場面をさらに検討していく必要があります。</li> <li>・児童生徒が情報機器やSNS等に適切に対応できる力を育成するために、継続的に情報モラル教育を実施する必要があります。</li> </ul>
<p>第3次 行政改革大綱 の取組</p>	<p>第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。</p>

番号	行政改革大綱大分類	効果的で効率的な財政運営の実現
19	行政改革大綱中分類	財源の確保
	基本計画実施事項名	受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）
	担当部署	福祉部 長寿福祉課
第2次行政改革大綱取組内容	<p>受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに次のような基準で見直しを行います。</p> <p>④ 受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス →受益者負担中心（例：社会体育施設利用、コミュニティセンター利用など）</p> <p>また、民間企業や近隣自治体の状況や行政コストの把握から明らかになった課題をもとに受益者負担の見直しを行います。</p>	
現状・課題	<p>使用料は、受益者負担の原則に基づき施設ごとに条例規則で定めています。建物が老朽化していく中、料金の見直しは大規模改修等により見直しが必要な場合以外は、現行のとおりとします。また、運営管理経費の節減をしても、建物は経年劣化するため、保守・修繕費用は発生します。必要な経費を予算化せず使用すれば、短い期間で使用できなくなると予測されます。</p>	
令和2年度取組実績	<p>員弁老人福祉センターの使用料基準にかかる条例の規定で、不明瞭な規定について再確認し、適正な料金徴収を実施しました。</p>	
令和3年度取組実績	<p>員弁老人福祉センターの使用料基準にかかる条例の規定で、不明瞭な規定について再確認し、適正な条例規則の運用、適正な料金徴収が実施できました。</p>	
令和4年度取組実績	<p>いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に関する規則の一部を改正し、制限のあった土日の運用について、6月から平日と同様に開館して利用者の利便性を図りました。</p>	
令和5年度取組実績	<p>シルバー人材センターを北勢福祉センターから員弁老人福祉センターへ移転しました。 ふじわらデイサービスセンター空調工事、員弁老人福祉センターの電気をLED化し、光熱費の削減に取り組みました。</p>	
令和6年度取組経過	<p>適正な条例規則の運用、適正な料金徴収を実施しました。</p>	
総括	<p>北勢福祉センターは施設の統廃合により、令和5年度に解体しました。現存する高齢者福祉施設は、員弁老人福祉センター、藤原デイサービスセンター、藤原高齢者生活支援センターいこいの3施設です。</p>	
今後の課題及び方向性	<p>使用料は、受益者負担の原則に基づいて条例で制定されているところですが、員弁老人福祉センター以外では、一般の利用は、使用料の減免対象者のみの利用であり、利用料収入による財源確保は期待できません。 しかしながら、いずれの施設も老朽化が進んでいることから、大規模修繕工事が必要になる可能性があるため、今後も適正な保守管理が必要です。</p>	
第3次行政改革大綱の取組	<p>第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。</p>	

番号	行政改革大綱大分類	効果的で効率的な財政運営の実現
20	行政改革大綱中分類	財源の確保
	基本計画実施事項名	受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）
	担当部署	市民部 保険年金課
第2次行政改革大綱取組内容	<p>受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに次のような基準で見直しを行います。</p> <p>③ 受益者が不特定多数の市民であり、市民の側で選択可能なサービス →受益者負担と公費負担の組み合わせ（例：保育所、公営住宅など）</p>	
現状・課題	<p>全国的に高齢化による社会保障費の上昇が懸念され、社会保障費の抑制が国政レベルで議論されています。令和元年10月の消費税増税の主眼は「消費税の社会保障費への充当」であることから、受益者負担の是々非々から別次元の社会問題へ進展しつつあります。令和元年6月に金融庁が発表した公的年金の限界（所謂老後2000万円問題）により、将来への社会不安が増徴しています。</p>	
令和2年度取組実績	<p>県が要求する国保事業納付金を満たすための標準保険（税）料率に合わせる方向性について運営協議会に説明し、諮問を行い、答申を得ました。</p>	
令和3年度取組実績	<p>県が要求する国保事業納付金を満たすための標準保険（税）料率に合わせる改正について国保運営協議会の答申を受けた上で条例改正を行いました。</p>	
令和4年度取組実績	<p>県が要求する国保事業納付金を満たすための標準保険（税）料率に合わせる改正について国保運営協議会の答申を受けた上で条例改正を行いました。</p> <p>国保加入者の減少と高齢化等による一人当たり医療費の増加を受け、一人当たりの納付金負担額が上昇したため、大幅な税率の引上げを行いました。</p>	
令和5年度取組実績	<p>県が要求する国保事業納付金を満たすための標準保険（税）料率に合わせる条例改正を行いました。国保加入者の減少と高齢化等による一人当たり医療費の増加を受け、一人当たりの納付金負担額が上昇したため、税率及び課税限度額、軽減判定所得金額の引上げを行いました。</p>	
令和6年度取組経過	<p>県が要求する国保事業納付金を満たすための標準保険（税）料率に合わせる条例改正を3月定例会で議会に提出予定です。国保加入者の減少と高齢化等による一人当たり医療費の増加を受け、一人当たりの納付金負担額が上昇しているため税率の引上げを予定しています。また、令和7年度税制改正大綱において課税限度額及び軽減判定所得金額の引上げが示されたため、条例改正に向けた準備をしています。</p>	
総括	<p>少子化傾向と併せて、団塊の世代が全て後期高齢者へ移行となることで、担税力は低い医療費の高い65歳以上が過半数を占めるため、本来、保険制度としては成り立たない加入者構成となっています。</p> <p>国保制度を持続可能な制度とするため、財政の県域化（国保広域化）を行うことで各市町の負担が平準化されました。全ての市町が標準保険（税）料率に合わせることで広域化が実現し、適正な取組ができました。</p>	
今後の課題及び方向性	<p>団塊の世代が全て後期高齢者医療制度へ移行すれば被保険者の減少傾向は緩やかになるとは思われますが、被用者保険制度の適用適正化と拡充が実施されたことで、被保険者の減少傾向は継続すると考えます。</p> <p>以上からも国保広域化は重要であり、標準保険（税）料率へ合わせることを継続していくことが必要です。</p>	
第3次行政改革大綱の取組	<p>第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン（仮称）として定量的に評価検証していきます。</p>	

番号	行政改革大綱大分類	効果的で効率的な財政運営の実現
21	行政改革大綱中分類	財源の確保
	基本計画実施事項名	受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）
	担当部署	環境部 環境政策課
第2次行政改革大綱取組内容	<p>受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに次のような基準で見直しを行います。</p> <p>④ 受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス →受益者負担中心（例：社会体育施設利用、コミュニティセンター利用など）</p> <p>また、民間企業や近隣自治体の状況や行政コストの把握から明らかになった課題をもとに受益者負担の見直しを行います。</p>	
現状・課題	北勢斎場の炉本体の老朽化による課題、ばい煙・臭気等の環境問題、駐車場不足、更には利用者らの施設需要に対する要望等の観点から、施設再整備が求められています。	
令和2年度取組実績	現在の斎場を維持するため、火葬炉の修繕工事を行いました。 また、新火葬場建設に向けて、現在の火葬関連問題を明らかにするため斎場の需要状況調べに取り組みました。	
令和3年度取組実績	現在の斎場を維持するため、火葬炉の修繕工事を行いました。 また、新火葬場建設に向けて、需要状況調べを基に、施設機能、施設規模及び受益者負担も考慮して事業を推進しました。	
令和4年度取組実績	現在の斎場を維持するため、火葬炉の修繕工事を行いました。 また、新火葬場建設に向けて、需要状況調べを基に既存施設の現状把握を行い受益者負担も考慮して事業を推進しました。	
令和5年度取組実績	現在の斎場を維持し運営するため、2号炉の大規模修繕工事及び、1号炉動物炉の修繕工事を行いました。 また、新火葬場建設に向けて、需要状況調べを基に既存施設の現状把握を行い受益者負担も考慮して事業を推進しました。	
令和6年度取組経過	現在の斎場を維持し運営するため、1号炉の大規模修繕工事、2号炉及び動物炉の修繕工事を行いました。 また、新火葬場建設に向けて、需要状況調べを基に既存施設の現状把握を行い受益者負担も考慮して事業を推進しました。	
総括	平成24年度の斎場使用料の改定により、近隣の市町と比較し4倍程度の受益者負担であることから、料金の見直しは行いませんでした。 北勢斎場は旧大字阿下喜斎場を含めて竣工後46年が経過し老朽化してきているため、建物、設備、火葬炉の修繕を行いました。	
今後の課題及び方向性	老朽化による課題や環境問題等から施設の再整備をする必要があります。	
第3次行政改革大綱の取組	第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。	

番号	行政改革大綱大分類	効果的で効率的な財政運営の実現
	行政改革大綱中分類	財源の確保
22	基本計画実施事項名	受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）
	担当部署	環境部 環境衛生課
第2次 行政改革大綱 取組内容	<p>受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに次のような基準で見直しを行います。</p> <p>② 受益者が特定の市民で市民生活に必需的なサービス →公費負担と受益者負担の組み合わせ（例：上水道、下水道、一般家庭ごみなど）</p>	
現状・課題	<p>適正なごみ分別は、資源を守る一方で、ごみの焼却量を減らすことができます。異物混入は、処理作業を遅らせ、処理装置を故障させ維持管理や経費に負担をかけます。ごみ減量は、処理経費を削減し環境負荷を低減します。ごみを分別収集し処理していますが、処理作業において異物混入が多々みられ分別ルールの順守が課題となっています。</p>	
令和2年度 取組実績	<p>いなべ市の広報誌による啓発記事の掲載、あじさいクリーンセンターへの直接搬入者及び施設見学者に、紙類のみならずごみ全般の分別や減量について理解と協力を得られるよう、説明に取り組みました。</p>	
令和3年度 取組実績	<p>広報誌による啓発記事の掲載、あじさいクリーンセンターへの直接搬入者及び施設見学者に、ごみ全般の分別や減量について理解と協力を得られるよう、説明に取り組みました。また、古布におけるリサイクル量の増加に取り組み、あじさいクリーンセンターでの処理量を削減し負担を抑え適正化に努めました。</p>	
令和4年度 取組実績	<p>パブリックコメント制度の実施及び環境審議会の承認の上、第2次いなべ市一般廃棄物処理基本計画を策定しました。策定にあたり、市民へのアンケートや組成調査の実施、そして過去のごみ処理実績を把握することで今後の廃棄物処理に対する方針を見直す機会となりました。</p>	
令和5年度 取組実績	<p>あじさいクリーンセンターの施設整備の方針を定める計画を策定しました。策定にあたり、現施設の精密機能検査を基に今後の施設について検討しました。</p>	
令和6年度 取組経過	<p>広報誌による啓発記事の掲載、あじさいクリーンセンターへの直接搬入者及び施設見学者に、ごみ全般の分別や減量について理解と協力を得られるよう、説明に取り組みました。また、今後の施設について、菰野町とのごみ処理施設の広域化に向けた検討を行いました。</p>	
総括	<p>適正なごみの分別について、市の広報誌、ホームページ、ごみ分別アプリなどで啓発し、家庭から出るごみの減量に取り組みました。</p> <p>家庭から出る燃えるごみの量については、横ばいで推移していますが、資源ごみ・プラスチック容器包装ごみについては、減少傾向にあります。また、可燃ごみのごみ質検査結果では紙類が令和元年度から令和5年度までの平均値で約42%と多い傾向にあり、紙類をリサイクル資源として活用し、分別を徹底することでごみ減量化に取り組みました。</p>	

<p>今後の課題 及び方向性</p>	<p>可燃ごみにおいては紙類が42%と多く含まれています。紙類は生ごみのように腐敗する性格のものではなく一定の期間保管することも可能であり、従来から資源化されてきたものであるため、より一層の分別と資源化が期待されます。また令和4年4月1日に施行されたプラスチック新法により現在のプラスチック容器包装ごみに加えて、プラスチック製品のそのもののリサイクルも今後の課題であるため、生ごみ堆肥化等のごみの減量化に加えて、紙類、プラスチック容器包装ごみ等、適切な分別を徹底し、更なる一層の資源化により受益者負担の適正化を図ります。</p> <p>また、あじさいクリーンセンターの老朽化による施設の更新については、引続き菰野町とごみ処理施設の広域化に向けて検討していきます。</p>
<p>第3次 行政改革大綱 の取組</p>	<p>第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。</p>

番号	行政改革大綱大分類	効果的で効率的な財政運営の実現
23	行政改革大綱中分類	財源の確保
	基本計画実施事項名	受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）
	担当部署	福祉部 長寿福祉課
第2次行政改革大綱取組内容	<p>受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに次のような基準で見直しを行います。</p> <p>④ 受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス →受益者負担中心（例：社会体育施設利用、コミュニティセンター利用など）</p> <p>また、民間企業や近隣自治体の状況や行政コストの把握から明らかになった課題をもとに受益者負担の見直しを行います。</p>	
現状・課題	<p>使用料は、受益者負担の原則に基づき施設ごとに条例規則で定めています。建物が老朽化していく中、料金の見直しは大規模改修等により見直しが必要な場合以外は、現行のとおりとします。また、運営管理経費の節減をしても、建物は経年劣化するため、保守・修繕費用は発生します。必要な経費を予算化せず使用すれば、短い期間で使用できなくなると予測されます。</p>	
令和2年度取組実績	<p>北勢福祉センター解体基本調査を実施しました。 調査結果により、アスベスト撤去工事が必要であり、多額の解体費用が伴うことが判明しました。</p>	
令和3年度取組実績	<p>北勢福祉センターの長寿命化を検討するため建物調査を実施しました。 調査結果から長寿命化には大規模改修が必要で、また、除却の場合もアスベストの撤去が必要なため、いずれも多額の費用が伴うことが判明しました。</p>	
令和4年度取組実績	<p>検討の結果、北勢福祉センターは解体に向けて、いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に関する条例の一部を改正し解体設計を実施し解体費用を確保しました。 また、利用者に閉鎖の告知を行うとともに現入居者新しい入居先を調整しました。</p>	
令和5年度取組実績	令和5年度から19に統合	
令和6年度取組経過	令和5年度から19に統合	
総括	令和5年度から19に統合	
今後の課題及び方向性	令和5年度から19に統合	
第3次行政改革大綱の取組	<p>第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。</p>	

番号	行政改革大綱大分類	効果的で効率的な財政運営の実現
24	行政改革大綱中分類	財源の確保
	基本計画実施事項名	受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）
	担当部署	健康こども部 保育課
第2次 行政改革大綱 取組内容	<p>受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに次のような基準で見直しを行います。</p> <p>③ 受益者が不特定多数の市民であり、市民の側で選択可能なサービス →受益者負担と公費負担の組み合わせ（例：保育所、公営住宅など）</p>	
現状・課題	<p>低所得世帯に対する保育料の軽減に関しては国の基準に従い運用しているが、高所得世帯に対する保育料の基準額は周辺市町と比較して低い状況となっている。また令和元年10月から始まった保育料無償化に伴い3,4,5歳児クラスの保育料は無償となったが、これまでの未納保育料の徴収・未満児の保育料の徴収事務は残る。</p>	
令和2年度 取組実績	<p>保育料滞納保護者に対して納付誓約の締結等、保育料の納付意識を向上させる必要があります。</p>	
令和3年度 取組実績	<p>現年度課税分、過年度課税分を問わず保育料無償化以降に、保育料が滞納になっている保護者については、電話により連絡をとり、納付書を送付しました。また一部保護者については、保育料納付誓約を結び受益者負担の適正化に努めました。</p> <p>また、公立保育園5園に給食費の未納は発生していません。</p>	
令和4年度 取組実績	<p>現年度課税分、過年度課税分を問わず保育料無償化以降に、保育料が滞納になっている保護者については、電話により連絡をとり、納付書を送付しました。また一部保護者については、保育料納付誓約及び児童手当からの特別徴収の同意書を結び、受益者負担の適正化に努めました。</p> <p>また、公立保育園5園に給食費の未納は発生していません。</p>	
令和5年度 取組実績	<p>現年度課税分、過年度課税分を問わず保育料無償化以降に、保育料が滞納になっている保護者については、電話により連絡をとり、納付書を送付しました。また一部保護者については、保育料納付誓約及び児童手当からの特別徴収の同意書を結び、受益者負担の適正化に努めました。</p>	
令和6年度 取組経過	<p>現年度保育料は期日までに納付のない場合、督促状を発送しています。また、児童手当からの特別徴収の通知を事前に発送し、その後も納付がなければ特別徴収しています。過年度保育料は電話により保護者に納付依頼のうえ納付書を送付しています。また、一部保護者については保育料納付誓約を結び分納してもらったり、同意を得て児童手当からの特別徴収を行っています。</p> <p>以上のように、受益者負担の適正化に努めています。</p>	
総括	<p>令和元年10月から3歳以上児の保育料が無償化したことに伴い、滞納者は少数であり、現年度保育料は児童手当からの特別徴収が滞納者の同意がなくても可能であるため着実に事務を進めることができました。今後も、新たな滞納者の抑制に努めます。</p>	

<p>今後の課題 及び方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当支給額より保育料が高い場合、特別徴収しても完納とはならず未納額が残ってしまいます。この場合、個別に納付誓約を結ぶ必要があります。</li> <li>・高所得世帯に対する保育料の基準額は周辺市町と比較して低い状況ですが、子育て支援施策を推進するなかでの負担増は難しい状況です。</li> <li>・令和7年度から11か所の保育園が認定こども園に移行し、私立認定こども園7園の認定こども園料は事業者が徴収することになります。</li> </ul>
<p>第3次 行政改革大綱 の取組</p>	<p>第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。</p>

番号	行政改革大綱大分類	効果的で効率的な財政運営の実現
25	行政改革大綱中分類	財源の確保
	基本計画実施事項名	受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）
	担当部署	農林商工部 農林整備課
第2次行政改革大綱取組内容	<p>受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに次のような基準で見直しを行います。</p> <p>④ 受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス →受益者負担中心（例：社会体育施設利用、コミュニティセンター利用など）</p> <p>また、民間企業や近隣自治体の状況や行政コストの把握から明らかになった課題をもとに受益者負担の見直しを行います。</p>	
現状・課題	施設設置から30年以上経過している施設が多く、今後多くの施設改修が予測され市財政への大きな負担となることが考えられる。	
令和2年度取組実績	農業施設整備工事の受益者負担金について、いなべ市分担金徴収条例の規定に基づき適正に徴収しました。	
令和3年度取組実績	農業施設整備工事の受益者負担金について、いなべ市分担金徴収条例の規定に基づき適正に徴収しました。また、土地改良事業により造成された土地改良施設（道路、排水路）については、公共性が高いことから、いなべ市分担金条例第4条の規定を適用する内規を整備しました。	
令和4年度取組実績	補助事業や起債事業の活用促進のために、いなべ市分担金条例第4条の規定を適用する内規を整備し、これらの事業に係る受益者負担率を軽減しました。	
令和5年度取組実績	受益者負担率の軽減を周知し、補助事業の積極的な活用を促しました。また、比較的簡易な工法による、多面的機能支払金等の直接払交付金を活用した地元初動の施設修繕の提案を行いました。	
令和6年度取組経過	引続き地元要望に対して市、地元の負担を共に軽減できるよう、補助事業や起債事業を推進しました。	
総括	令和3～4年度に取り組んだ受益者負担率の見直しにより、市の財政負担軽減が見込まれる補助事業や起債事業にかかる負担率を軽減しました。結果、これらの事業を活用した施設整備件数が増加し、市と地元の受益者双方の負担が軽減しました。	
今後の課題及び方向性	今後施設の老朽化が進行していく中で、修繕にかかる市の財政コスト及び地元負担の増大が見込まれるため、国・県の補助事業や起債事業による施設の改良・修繕に加え、多面的機能支払交付金等を活用した、受益者を中心とした施設管理を推進していく必要があります。	
第3次行政改革大綱の取組	第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。	

番号	行政改革大綱大分類	効果的で効率的な財政運営の実現
26	行政改革大綱中分類	財源の確保
	基本計画実施事項名	受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）
	担当部署	農林商工部 獣害対策課
第2次行政改革大綱取組内容	<p>受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに次のような基準で見直しを行います。</p> <p>④ 受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス →受益者負担中心（例：社会体育施設利用、コミュニティセンター利用など）</p>	
現状・課題	近年の施設維持費用に対して、使用料収益は、維持費の概ね30%で推移している。今後、施設の老朽化に伴い施設維持費用が高騰する場合は、施設使用料の見直しをする必要がある。	
令和2年度取組実績	夢かなえ荘内会議室、交流室、特産物開発室をそれぞれ半日当たり1,000円の使用料を徴収し、利用者であるそば打ち同好会や自治会等に貸し出しを行いました。	
令和3年度取組実績	エアコンの修繕を行い、施設維持管理を適正に行いました。使用料については、条例に基づき適切に徴収しました。	
令和4年度取組実績	施設維持管理を適正に行いました。使用料については、条例に基づき適切に徴収しました。	
令和5年度取組実績	施設維持管理を適正に行いました。使用料については、条例に基づき適切に徴収しました。	
令和6年度取組経過	施設運用開始以来特産物開発室のエアコン清掃を行い、施設維持管理を適正に行い、施設使用料については、条例に基づき適切に徴収しています。	
総括	夢かなえ荘は、農業振興並びに農業公園利用者との交流、地位住民の相互融和を図ることを目的にした施設です。令和3年度には、特産物開発室のエアコン修繕、令和5年度にはガスヒートポンプの定期点検を実施し、施設維持管理の適正に努めました。なお、施設使用料についても条例に基づき適切に徴収しました（受益者から半日1,000円、1日2,000円を徴収）	
今後の課題及び方向性	<p>施設利用者の延べ人数は、平成30年度には年間で約2,600人あったものが、令和5年度では約1,400人と約半数まで落ち込んでいます。</p> <p>また、平成30年当時に約50万円だった維持管理費は利用人数の減少と水道光熱費の高騰により相殺され令和5年度でも同レベルで推移しています。</p> <p>一方、施設利用料収入は、約27万円から約20万円まで低下しています。（社協などは利用料が無料なため半額にならない）</p> <p>その結果、平成30年当時に概ね30%近くあった使用料収益率は、現在では25%にまで低下しています。</p> <p>今後の課題として、施設利用者の増加と使用料の収益率回復があげられます。</p> <p>近年の物価高騰により、施設の老朽化に伴う修繕費及び施設維持費用の高騰が見込まれており、施設利用料の改正も検討する必要があります。</p> <p>ただし、現状物価高騰が続いている中、「鼎活性化施設夢かなえ荘の設置及び管理に関する条例」を改正し、施設使用料の増額見直しは慎重に行う必要があります。</p>	
第3次行政改革大綱の取組	第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。	

番号	行政改革大綱大分類	効果的で効率的な財政運営の実現
	行政改革大綱中分類	財源の確保
27	基本計画実施事項名	受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）
	担当部署	農林商工部 商工観光課
第2次 行政改革大綱 取組内容	<p>受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに次のような基準で見直しを行います。</p> <p>④ 受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス →受益者負担中心（例：社会体育施設利用、コミュニティセンター利用など）</p> <p>また、民間企業や近隣自治体の状況や行政コストの把握から明らかになった課題をもとに受益者負担の見直しを行います。</p>	
現状・課題	開業から何年も経過しているため、経年劣化、老朽化も進み、施設の維持管理費の捻出や、効率的な運用管理が必要となっている。	
令和2年度 取組実績	指定管理者制度における効率的な運営管理を進め、適正な料金体制により、施設の利用促進が図られました。	
令和3年度 取組実績	指定管理者制度における効率的な運営管理を進め、適正な料金体制により、施設の利用促進と、施設の機能を維持したまま利用需要の変化に対応した新たなサービスの向上と業務の効率化が図られました。	
令和4年度 取組実績	指定管理者制度における効率的な運営管理を進め、適正な料金体制により、施設の利用促進と、施設の機能を維持したまま利用需要の変化に対応した新たなサービスの向上と業務の効率化が図られました。	
令和5年度 取組実績	指定管理者制度における効率的な運営管理を進め、適正な料金体制により、施設の利用促進と、施設の機能を維持したまま利用需要の変化に対応した新たなサービスの向上と業務の効率化が図られました。	
令和6年度 取組経過	<p>指定管理者制度における効率的な運営管理を進め、適正な料金体制により、施設の利用促進と、施設の機能を維持したまま利用需要の変化に対応した新たなサービスの向上と業務の効率化に努めました。</p> <p>また、指定管理施設である阿下喜温泉を大規模改修し、当該施設を民間企業に貸し付け、健康増進機能を有したまま、民間による新たな運営により、サービスの向上と業務の効率化を図りました。</p>	
総括	<p>青川峡キャンプパーク及び農業公園について引き続き同じ業者に指定管理者を選定したことにより、適正な料金体制と施設の利用促進、施設の機能を維持したまま利用需要の変化に対応した新たなサービスの向上と業務の効率化を図りました。</p> <p>また、阿下喜温泉に関しては、新たな取組として民間事業者への貸付けによる運営を実施することで、更なる効果的な運営となり財政負担の軽減を図ることができました。</p>	
今後の課題 及び方向性	今後も指定管理制度の活用や民間貸付など、様々な手法により効果的で効率的な財政運営の実現を図る必要があります。	
第3次 行政改革大綱 の取組	第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。	

番号	行政改革大綱大分類	効果的で効率的な財政運営の実現
28	行政改革大綱中分類	財源の確保
	基本計画実施事項名	受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）
	担当部署	水道部 水道総務課
第2次行政改革大綱取組内容	<p>受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに次のような基準で見直しを行います。</p> <p>② 受益者が特定の市民で市民生活に必需的なサービス →公費負担と受益者負担の組み合わせ（例：上水道、下水道、一般家庭ごみなど）</p>	
現状・課題	<p>人口減少による収入減とは逆に施設の老朽化対策や耐震化対策など取り組むべき課題が山積しています。より効率的な事業経営を行うには取り組むべき課題の優先度と重要度に応じた取捨選択と経営体質の強化が重要な課題となります。</p>	
令和2年度取組実績	<p>水道の安定供給を目指し、送水管や旧町間の緊急用配水連絡管の布設、老朽管の布設替え、配水池の増設に向けた設計業務を進めました。</p>	
令和3年度取組実績	<p>効率的な事業経営及び水道の安定供給を行うことで、受益者の適正な利益が守られます。送水管や旧町間の緊急用配水連絡管の布設、送水ポンプの増設、老朽管の布設替え、配水池の増設工事に着手などの事業を行いました。</p>	
令和4年度取組実績	<p>効率的な事業経営及び水道の安定供給を行うことで、受益者の適正な利益が守られます。緊急用としての配水連絡管の布設、送水ポンプの増強、老朽管布設替え、配水池増設の設計業務などの事業を行いました。</p>	
令和5年度取組実績	<p>効率的な事業経営及び水道の安定供給を行うことで、受益者の適正な利益が守られます。緊急用としての連絡管の布設、老朽管布設替え、機械電気計装設備更新工事などの事業を行いました。また、配水池増設敷地造成工事に着手しました。</p>	
令和6年度取組経過	<p>効率的な事業経営及び水道の安定供給を行うことで、受益者の適正な利益が守られます。老朽管布設替え、機械電気計装設備更新工事などの事業を行いました。また、配水池増設工事に着手しました。</p> <p>「いなべ市水道事業経営戦略」の策定から5年経過しました。成果の検証・評価をしたうえで、残りの計画期間の投資・財政計画の見直し等、改定作業を行っています。</p>	
総括	<p>水道の安定供給を保つための事業（緊急用配水連絡管の布設、配水池の増設、機械電気計装設備の更新工事など）を行ってきました。</p> <p>平成30年度に水道ビジョン及び水道事業経営戦略を策定しましたが、策定から5年が経過し検証を行ったところ、策定当初の計画とは乖離（かいり）しており、水道料金収入が減少する一方、管路の老朽化による修繕費の増加、物価の高騰の影響などにより水道事業の経営は、予測より厳しい状況となりました。</p> <p>経営戦略の改定においては、将来にわたって安定的に水道事業が継続していくための投資・財政計画を盛り込み、事業の指標として次期財政運営の取組みへと繋げます。</p>	

<p>今後の課題 及び方向性</p>	<p>今後、人口減少に伴い料金収入が減少していく状況で、施設の老朽化や更新によって多額の費用が必要となるなど厳しい経営状況が予測されます。また、能登半島地震の教訓を踏まえ防災対策の強化が推進されています。永続的な水道の安定供給を持続させるためにも、水道管路耐震化事業を中心に更新事業を進めることとなります。このような状況から、随時収支計画を見直し、料金改定の必要性を積極的に検討することが、水道事業の安定経営を保つには必要であると考えます。</p>
<p>第3次 行政改革大綱 の取組</p>	<p>第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。</p>

番号	行政改革大綱大分類	効果的で効率的な財政運営の実現
29	行政改革大綱中分類	財源の確保
	基本計画実施事項名	受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）
	担当部署	水道部 水道総務課
第2次行政改革大綱取組内容	<p>受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに次のような基準で見直しを行います。</p> <p>② 受益者が特定の市民で市民生活に必需的なサービス →公費負担と受益者負担の組み合わせ（例：上水道、下水道、一般家庭ごみなど）</p>	
現状・課題	<p>下水道事業は、公営企業に転換しても一般会計からの補助金（繰出金）に頼る経営であることに変わりはありません。現状の是非や適正な補助金と受益者負担のバランスを見極めていく必要があります。</p>	
令和2年度取組実績	<p>法適用初年度の下水道事業会計の決算を行い、将来の経営改善に向けた資料作成に取り組みました。</p>	
令和3年度取組実績	<p>専門家のアドバイスを得ながら、今後10年間の経営指針となる「いなべ市下水道事業経営戦略」を策定しました。</p>	
令和4年度取組実績	<p>下水道使用料改定について、上下水道事業運営審議会へ諮問を行い、答申により議会において改定の議決をいただきました。</p>	
令和5年度取組実績	<p>カメラ調査を行い不明水の流入が認められる管路について、管路更生工事を行いました。</p>	
令和6年度取組経過	<p>下水道使用料の改定（2段階の1段階目）を行いました。2段階目は、令和7年度に行います。</p> <p>下水道使用料の改定、下水道事業の全体計画及び下水道事業計画の変更、国からの通達等、下水道事業の経営環境の変化に対応するため「いなべ市下水道事業経営戦略」の改定を行っています。</p> <p>不明水対策事業、農業集落排水区域の公共下水道統合事業等、経費削減に有効な事業を継続しています。</p>	
総括	<p>平成31年度、下水道事業及び農業集落排水事業において地方公営企業法を適用しました。それにより経営状況を的確に把握することが出来るようになりました。下水道事業会計は、独立採算とはほど遠く、多額の一般会計からの補助金（繰出金）に頼る経営であったことから、そこを見直して国の示す最低限の使用料単価150円/㎡を満たす基準の改定を行いました。この使用料改定によって、一般会計からの補助金を減らすことが出来ました。また、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄っているかを示す指標である経費回収率が100%を超える見込みです。（公共下水道事業のみ）</p> <p>さらに下水道事業の経営指針となる「いなべ市下水道事業経営戦略」を策定（令和3年度）・改定（令和6年度）により、公費負担と受益者負担のバランスをふまえた収支計画の策定を進め、次期取組への指標とします。</p>	
今後の課題及び方向性	<p>今後、人口減少に伴い使用料収入が減少していく状況で、施設の老朽化や更新によって多額の費用が必要となるなど厳しい経営状況が予測されます。不明水対策事業・農業集落排水区域の公共下水道への統合事業等により経費削減に努めつつ、定期的に収支計画を見直し、使用料改定の必要性を検討するなど持続的な安定経営を保つ必要があります。</p>	
第3次行政改革大綱の取組	<p>第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン（仮称）として定量的に評価検証していきます。</p>	

番号	行政改革大綱大分類	効果的で効率的な財政運営の実現
30	行政改革大綱中分類	財源の確保
	基本計画実施事項名	受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）
	担当部署	教育委員会 学校教育課
第2次行政改革大綱取組内容	<p>受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに次のような基準で見直しを行います。</p> <p>④ 受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス →受益者負担中心（例：社会体育施設利用、コミュニティセンター利用など）</p> <p>また、民間企業や近隣自治体の状況や行政コストの把握から明らかになった課題をもとに受益者負担の見直しを行います。</p>	
現状・課題	放課後児童クラブ指導員が不足しているため、指導員の賃金を上げ、募集を行う必要があります。その結果、受益者への負担額が増額される可能性もあります。	
令和2年度取組実績	国の「子ども子育て支援交付金」及び市独自の補助金を有効活用し、放課後児童クラブ利用者の受益者負担の適正化の支援を行いました。	
令和3年度取組実績	国の「子ども子育て支援交付金」及び市独自の補助金を有効活用し、放課後児童クラブ利用者の受益者負担の適正化を支援します。	
令和4年度取組実績	国の「子ども・子育て支援交付金」及び市独自の補助金を有効活用し、放課後児童クラブ利用者の受益者負担の維持を図ることができました。	
令和5年度取組実績	国の「子ども・子育て支援交付金」及び市独自の補助金を有効活用し、放課後児童クラブ利用者の受益者負担の維持を図ることができました。	
令和6年度取組経過	国の「子ども・子育て支援交付金」及び市独自の補助金を有効活用し、放課後児童クラブ利用者の受益者負担の維持を図ることができました。	
総括	放課後児童クラブの支援において、国の「子ども・子育て支援交付金」及び市独自の補助金を有効活用したことで、放課後児童クラブ指導員の賃金を確保しつつ、利用者の受益者負担の維持を図ることができました。	
今後の課題及び方向性	国の「子ども・子育て支援交付金」及び市独自の補助金を有効活用し、ニーズが多様化している放課後児童クラブへの支援を継続して行う必要があります。	
第3次行政改革大綱の取組	第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。	

番号	行政改革大綱大分類	効果的で効率的な財政運営の実現
	行政改革大綱中分類	財源の確保
31	基本計画実施事項名	受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）
	担当部署	教育委員会 生涯学習課
第2次 行政改革大綱 取組内容	<p>受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに次のような基準で見直しを行います。</p> <p>④ 受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス →受益者負担中心（例：社会体育施設利用、コミュニティセンター利用など）</p> <p>また、民間企業や近隣自治体の状況や行政コストの把握から明らかになった課題をもとに受益者負担の見直しを行います。</p>	
現状・課題	施設の維持管理経費に加えて、老朽化した施設の修繕等の経費の増加が課題となっています。	
令和2年度 取組実績	条例に基づき適正に施設利用料を徴収しました。また、減額及び免除の基準を明確にしました。	
令和3年度 取組実績	管理するすべての施設において、条例に基づき適正に施設利用料を徴収しました。また、減額及び免除の基準を明確にしました。	
令和4年度 取組実績	管理するすべての施設において、条例に基づき適正に施設利用料を徴収しました。また、減額及び免除についても適切な執行に努めました。	
令和5年度 取組実績	管理するすべての施設において、条例に基づき適正に施設利用料を徴収しました。また、減額及び免除についても適切な執行に努めました。	
令和6年度 取組経過	管理するすべての施設において、条例に基づき適正に施設利用料を徴収しました。また、減額及び免除についても適切な執行に努めました。	
総括	<p>受益者負担の原則に基づいて施設利用者に対する施設利用料の徴収を行いました。徴収した料金収入は施設維持管理費の経費に充てられています。</p> <p>利用料金については、施設の利用実態に基づき料金設定の時間区分を改訂しましたが、減免対象があり施設利用料の増額には繋がりませんでした。</p> <p>減免基準については随時検討していますが、抜本的な見直しを行うことはできませんでした。</p>	
今後の課題 及び方向性	物価高に伴う施設の維持管理経費に加え、老朽化した施設の修繕等経費の増加が課題となっています。全ての市民が受益者負担の原則に則り、負担していただくよう受益者負担の見直しを検討することが必要です。	
第3次 行政改革大綱 の取組	第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。	

番号	行政改革大綱大分類	効果的で効率的な財政運営の実現
32	行政改革大綱中分類	財源の確保
	基本計画実施事項名	公有財産の売却等の推進
	担当部署	総務部 管財課
第2次行政改革大綱取組内容	施設の統廃合で不要となった施設や活用されていない財産については積極的に売却等を検討します。	
現状・課題	売却に必要な土地の条件整備（境界測量、法定外公共物の移転等）に長期間を要する。	
令和2年度取組実績	令和2年度 11,169千円 （内訳、土地入札0件、随契13件、法定外公共物の払下げを含みます。）	
令和3年度取組実績	令和3年度 12,058千円 （内訳、土地入札0件、随契11件、法定外公共物の払下げを含みます。）	
令和4年度取組実績	令和4年度 25,133千円 （内訳、土地入札0件、随契12件、法定外公共物の払下げを含みます。）	
令和5年度取組実績	令和5年度 11,529 千円 （内訳、土地入札0件、随契17件、法定外公共物の払下げを含みます。）	
令和6年度取組経過	令和6年度 3,704 千円 （内訳、土地入札0件、随契17件、法定外公共物の払下げを含みます。）	
総括	問い合わせには積極的に対応し、スムーズに売却につなげました。しかし、未活用地は面積の小さいものが市内各地に点在しているケースが多く、ニーズとマッチしない現状があり、かつ、所有する財産が膨大で、その現地を十分に把握し切れないため、情報発信や土地入札は積極的にできませんでした。	
今後の課題及び方向性	不要となった施設や活用されていない財産について、現況を把握し、市役所内の各部署と情報を共有すること及び積極的に情報を公開することで売却につなげていきます。	
第3次行政改革大綱の取組	第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。	

番号	行政改革大綱大分類	効果的で効率的な財政運営の実現
33	行政改革大綱中分類	財源の確保
	基本計画実施事項名	企業誘致の推進
	担当部署	都市整備部 都市整備課
第2次 行政改革大綱 取組内容	<p>優良企業の誘致は、市民の雇用創出や地域の活性化に加え、その安定した税収は、いなべ市にとって重要な財源となるものです。</p> <p>国内景気は、新型コロナの感染状況が拡大と一服を繰り返し、コロナ時代の新生活様式が定着しつつありますが、企業の生産活動においては、資源価格高騰と円安による企業のコスト負担の増加や部品不足によって、中部経済を牽引する輸送機械関連の企業の景況は不安定な状況にあります。また、ロシアによるウクライナ侵攻に伴って資源価格の更なる上昇や経済悪化への警戒感と不透明感が漂っていますが、アフターコロナを見越した経済環境の変化への対応と企業の投資活動に積極的にアプローチし、高速道路の全線開通による、事業継続活動の体制確立とサプライチェーンの強化が図れる利点を活かしながら新規に進出を希望する企業や規模拡張のニーズに寄り添っていきます。反面、企業の条件に対応できる適地を確保できていないことから、新しい工業団地の整備が急務となっています。工業団地の整備計画を明確にし、いなべ市のポテンシャルと魅力を発信しながら新規企業の誘致に努めます。</p>	
現状・課題	<p>インフラ整備の充実とともに、企業の市内への新規進出や事業の拡張など積極的な投資が進んでいます。市民の雇用安定と安定的な税収を確保するために、企業が進出できる適地の整備を計画する必要があります。</p>	
令和2年度 取組実績	<p>予算編成時に補助金の有効性と必要性について確認を行いました。</p>	
令和3年度 取組実績	<p>株式会社コベルクの事業拡張のための用地取得を行いました。新しくいなべ市に進出を計画している企業と条件整理などを行い、次年度以降の誘致実現に向けて調整を行いました。</p>	
令和4年度 取組実績	<p>新しくいなべ市に進出を計画している企業と条件整理などを行い、誘致実現に向けて調整を行いました。また、新たな企業用地確保のため、関係地区の自治会長に説明を行い、合意を得ました。</p>	
令和5年度 取組実績	<p>市内進出を希望している企業との条件整理が整い、令和6年度に立地協定を締結します。また、新規の工業団地開発に向けた用地調査が進行中です。</p>	
令和6年度 取組経過	<p>前年度から調整を行っていた企業との条件が整い立地協定を締結し、地元自治会との調整及び地権者との用地交渉を進めています。 また企業用地として造成を進めていた用地が完成し、進出が決定している企業と売買契約を進めていきます。</p>	
総括	<p>企業の事業規模やニーズに合った事業用地を確保して、企業誘致を進めてきました。5年間で事業拡張用地を含めて3件の実績がありました。</p>	
今後の課題 及び方向性	<p>進出を希望する相談は増えていますが、事業用地の確保から操業までの期間で調整がつかないケースもあり、希望する操業期間まで迅速に対応できる企業用地の確保が必要です。そのため、アクセスがよく立地条件の良い企業用地を確保して対応していきます。</p>	
第3次 行政改革大綱 の取組	<p>第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。</p>	

番号	行政改革大綱大分類	効果的で効率的な財政運営の実現
34	行政改革大綱中分類	財源の効率的な活用
	基本計画実施事項名	補助金等の見直し
	担当部署	企画部 政策課
第2次 行政改革大綱 取組内容	<p>補助金等の見直しについては、その役割、必要性、費用対効果等について再検討し、整理合理化を推進するとともに、新たな補助金等を制度化する場合は、目的の明確化、交付基準の適正化及び交付の終期を設けるなどの措置を講ずることによって、補助金総額を抑制します。また補助金等については次の視点で適正化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象事業の繰越金額が補助金額を上回っているもの</li> <li>・補助金等の交付の当初の目的を達成したもの</li> <li>・補助の目的と実際の用途内容が合致しないもの</li> <li>・団体等が、本来、独自で負担すべきもの</li> <li>・公益性や補助期間などの要因により自立を促すべきものであるもの</li> <li>・補助金等の交付以外の方法で実施すべきもの、又は対応が可能なもの</li> <li>・関係市町村による補助金等の負担割合が応分の比率によらないもの</li> <li>・補助対象事業に不合理な支出が含まれるもの</li> <li>・同種の団体で統合再編を支援することにより補助金の適正化が図られるもの</li> </ul>	
現状・課題	補助金等の役割、必要性、費用対効果について検証し、整理合理化を進める必要があります。	
令和2年度 取組実績	予算編成時に補助金の有効性と必要性について確認を行いました。	
令和3年度 取組実績	補助金等の役割、必要性、費用対効果について検証しました。	
令和4年度 取組実績	財政課の予算査定時に同席し、補助金等の役割、必要性、費用対効果について確認しました。	
令和5年度 取組実績	財政課の予算査定時に同席し、補助金等の役割、必要性、費用対効果について確認しました。	
令和6年度 取組経過	財政課の予算査定時に同席し、補助金等の役割、必要性、費用対効果について確認しました。	
総括	<p>平成27年度から平成31年度までは、財政課の予算査定に同席し、補助金等の役割、必要性、費用対効果について確認を行うなど、補助金の抑制を定性的に行ってきました。</p> <p>令和2年度から令和6年度までは、新型コロナ対策に伴う各種給付金（補助金）の交付、物価高騰対策に伴う交付金など、「補助金等の見直し」というよりは、国から配布される「補助金の交付」に重点を置きながら、財源確保に努めてきました。</p> <p>よって、この第2次行政改革大綱期間の10年間の補助金額は、年々上昇している状況となりました。</p>	

<p>今後の課題 及び方向性</p>	<p>第2次行政改革大綱においては、第1次行政改革で実施してきた「補助金の見直し」のような数値や数量で表した「定量的」な効果検証から「定性的」な効果検証としたことで、抽象的な判断や認識となり、補助金の見直しの効果を図ることができませんでした。</p> <p>補助金は、地方自治法第232条の2の規定に基づき、「公益上必要がある場合」に支出が可能となります。</p> <p>したがって、補助金の支出基準や補助の対象範囲については、適切かつ明瞭である必要があります。</p> <p>持続可能な行財政運営を実現するため、第3次行政改革においては、第1次行政改革同様、「定量的」な効果検証を行っていきます。</p>
<p>第3次 行政改革大綱 の取組</p>	<p>第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。</p>

番号	行政改革大綱大分類	効果的で効率的な財政運営の実現
35	行政改革大綱中分類	財源の効率的な活用
	基本計画実施事項名	新庁舎建設に伴う公共施設の適正配置の推進
	担当部署	総務部 管財課
第2次行政改革大綱取組内容	<p>公共施設の整備については、将来の行政需要と市民の利便性を最大限考慮し、これまでのように地域に分散していたほうがよい施設と、集約化し機能を充実したほうがよい施設、それぞれの用途に応じた整備を行い、公共施設の適正配置を推進します。</p> <p>また、確実な公共施設の適正配置を進めるためのロードマップの作成を行っていきます。</p> <p>これらの公共施設の適正配置を進める上では、市民の理解が得られるような広報広聴活動を行いながら進めていきます。</p>	
現状・課題	個別施設計画の作成に当たっては、時点の財政状況や各施設の状況など個別の調整が必要となります。	
令和2年度取組実績	公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定 令和2年9月策定「いなべ市林道施設長寿命化計画」	
令和3年度取組実績	令和4年3月、「公共施設等総合管理計画（改訂版）」を策定しました。	
令和4年度取組実績	保健センター建設により、保健施設の集約化を図ったため、員弁健康センター条例を廃止しました。	
令和5年度取組実績	保健センター建設により、保健施設の集約化を図ったため、員弁健康センターを譲渡により処分しました。	
令和6年度取組経過	施設の集約化により、藤原庁舎を解体する目途が立った。	
総括	<p>立田、西藤原、東藤原、中里、白瀬の各小学校は藤原小学校に集約。東藤原小学校と白瀬小学校の校舎は民間の法人に譲渡した。老朽化した郷土資料館は用途廃止の上、閉校した中里小学校に移転し、立田小学校と白瀬小学校は地元の自治会等に貸し付け、有効活用している。</p> <p>また支所を集約することで藤原庁舎の解体の目途が立ったほか、員弁健康センター、北勢福祉センター、大安福祉センターは統合し、本庁舎の保健センター棟に集約。また十社、治田、阿下喜、山郷、三里、丹生川の各小学校プールは、いなべ市温水プールに統合するなど適正配置を推進しました。</p>	
今後の課題及び方向性	公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画を作成し、更新・統合・長寿命化などを推進します。	
第3次行政改革大綱の取組	第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。	

番号	行政改革大綱大分類	効果的で効率的な財政運営の実現
36	行政改革大綱中分類	財政運営の適正化
	基本計画実施事項名	決算分析と他市町比較による無駄の排除
	担当部署	企画部 財政課
第2次 行政改革大綱 取組内容	中長期的な視点に立った財政計画の策定過程において、いなべ市の決算分析とともに他市町との比較を行うことによって無駄を排除し、財源の有効配分を行います。	
現状・課題	財源の有効配分を行うため、財政構造のどこに無駄があり、財源配分の課題がどこにあるかを把握する必要があります。	
令和2年度 取組実績	<p>統一的な基準による財務書類の状況を作成し、類似団体と比較をしました。合併以降の施設整備や償還期間の短い借り入れにより、新しい施設を多く所有しているものの、将来世代への負担が少ない状況となっていることや、施設利用の受益者負担率が低く、施設コストの多くが市税で賄われていることが分かりました。</p> <p>当初予算の他市町比較を行い、災害復旧費の当初予算計上をやめました。</p>	
令和3年度 取組実績	<p>財政状況資料集を作成し、類似団体と比較しました。経常経費について人件費や扶助費は類似団体より少ないものの、物件費は多くなっていることが明らかになりました。また、公債費は庁舎建設事業のために借り入れた市債の償還が増加したため、類似団体より多くなりました。</p>	
令和4年度 取組実績	<p>財政状況資料集を作成し、類似団体と比較しました。経常経費について人件費や扶助費は類似団体より少ないものの、物件費は多くなっていることが明らかになりました。また、公債費は庁舎建設事業のために借り入れた市債の償還額が大きいいため、類似団体より多い状態が続いています。</p>	
令和5年度 取組実績	<p>財政状況資料集を作成し、類似団体と比較しました。経常経費について人件費や扶助費は類似団体より少ないものの、物件費は多くなっていることが明らかになりました。また、公債費は庁舎建設事業のために借り入れた市債の償還額が大きいいため、類似団体より多い状態が続いています。</p> <p>公債費の平準化を図るために、耐用年数に合わせた長期償還の借入を基本としながら、長期金利を考慮した借入を行いました。</p>	
令和6年度 取組経過	<p>今年度中は、物価高騰の影響に配慮しつつ財源の有効活用を行いました。</p>	

<p>総括</p>	<p>全事務事業の財政構造を分析し、その性質に従って、政策的な判断や市長指示により実施される事業を「政策的経費」、市単独事業など市の裁量がある事業を「裁量的経費」、人件費や扶助費、公債費などを「義務的経費」、複数年契約で将来の負担が決まっているものや一般財源額が50万円以下などの事業を「経常的経費」、災害復旧費や選挙などの臨時で発生するものや、固定資産評価替えなどの複数年に一度実施される事業を「臨時的経費」、地域おこし協力隊や地域活性化起業人、集落支援員などの事業を「特別経費」に分類しました。そのうち、裁量的経費に対しては一般財源使用額を制限する枠配分方式を行いました。</p> <p>平成29年度からは、議会の要請により、予算書や決算書だけでは分からないより具体的な事務事業の内容を盛り込んだ「事務事業別予算説明資料」、「事務事業別決算説明資料」を作成しました。</p> <p>また、財政状況資料集を基に、決算分析と類似団体比較を行いました。経常的経費の物件費や、義務的経費の人件費や扶助費は類似団体より少ないものの、公債費は償還期間の短い借入れを行ってきたことや、庁舎建設事業のために借入れた市債の償還額が大きいため、類似団体より多くなっていることが明らかになりました。</p> <p>令和3年度の地方債の借入れから、これまで行ってきた短期償還の借入れを見直し、対象施設の耐用年数に合わせた長期償還の借入れを行うことで、公債費の平準化や交付税算入期間との整合を図り、政策的経費や裁量的経費への財源配分を確保しました。</p>
<p>今後の課題及び方向性</p>	<p>財源の有効配分を行うため、財政構造のどこに無駄があり、財源配分の課題がどこにあるかを継続して分析していきます。</p> <p>枠配分方式による予算編成が定着化してきたものの予算が硬直化しつつあることから事業そのものの有効性を評価する行政評価との連携を進めることで無駄のない財源配分を行っていきます。</p>
<p>第3次行政改革大綱の取組</p>	<p>第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。</p>

番号	行政改革大綱大分類	効果的で効率的な財政運営の実現
37	行政改革大綱中分類	財政運営の適正化
	基本計画実施事項名	資産台帳の整備
	担当部署	企画部 財政課
第2次行政改革大綱取組内容	資産台帳整備を行うことにより、現在、市が保有する資産を明らかにするとともに、将来にわたる公共施設の維持管理・更新計画につなげることで、計画的な財政運営を図ります。	
現状・課題	施設毎の老朽化度を分析することで、将来経費やコストを明らかにし、修繕や改修を行う時期をあらかじめ把握することで、計画的な財政運営につなげる必要があります。	
令和2年度取組実績	藤原庁舎は年度途中で国土事務所が利用することとなったため、解体しませんでした。中央児童センターは年度途中で利用要望があったため、解体しませんでした。繰越明許としたため、令和3年度での取組となります。	
令和3年度取組実績	市民温水プールへ集約される学校等プールについて、教育総務課、生涯学習課と調整し、将来にわたる維持管理更新経費を集約前よりも低くすることができました。	
令和4年度取組実績	財務書類に関する情報や統一的な基準による財務書類の状況にて有形固定資産減価償却率を分析した結果、類似団体と比べ低いが、上昇傾向にあることがわかりました。	
令和5年度取組実績	財務書類に関する情報や統一的な基準による財務書類の状況にて有形固定資産減価償却率を分析した結果、類似団体と比べ低いが、上昇傾向にあることがわかりました。	
令和6年度取組経過	固定資産台帳の更新を行いました。また、有形固定資産減価償却率など固定資産台帳を基に類似団体との比較分析を行いました。	
総括	<p>各部局が所管する施設について、台帳を借用したり、現地調査を行ったりして、市保有の全資産を洗い出し、平成29年度に固定資産台帳が完成し、市保有の資産、負債、純資産の金額を明らかにすることができました。その後、毎年たな卸しを行い、固定資産台帳の更新を行いました。</p> <p>有形固定資産のうち、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の比率を算出し、資産の耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過しているかを表す指標である、有形固定資産減価償却率の分析を行いました。有形固定資産減価償却率は、平成30年度が51.4%、平成31年度が51.1%、令和2年度が52.9%、令和3年度が54.7%、令和4年度が56.6%であり、公共施設等の老朽化が進んでいることが明らかになりました。</p> <p>また、有形固定資産減価償却率の類似団体平均との比較も行いました。施設全体では有形固定資産減価償却率は類似団体平均を大きく下回っているものの、施設類型別では、公営住宅、公民館、図書館、体育館・プール、一般廃棄物処理施設において類似団体平均を上回っていることが明らかになりました。</p> <p>資産台帳整備を行ったことにより、将来にわたる公共施設の維持管理・更新計画である「公共施設等総合管理計画」の策定につなげることができましたが、各施設担当課で個別施設計画を全て策定するには至りませんでした。</p>	

<p>今後の課題 及び方向性</p>	<p>施設毎の老朽化度を継続して分析することで、将来経費やコストを明らかにし、修繕や改修を行う時期をあらかじめ把握することで、計画的な財政運営につなげていきます。</p> <p>老朽化した施設は廃止を含めどのように整備していくのかを利用状況などを踏まえて検討していきます。また、公共施設等総合整備計画に基づき個別計画を策定することで公共施設の適正配置を進めていきます。</p>
<p>第3次 行政改革大綱 の取組</p>	<p>第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。</p>

番号	行政改革大綱大分類	効果的で効率的な財政運営の実現
38	行政改革大綱中分類	財政運営の適正化
	基本計画実施事項名	行政コストの把握と公表
	担当部署	企画部 財政課
第2次行政改革大綱取組内容	行政コストの状況を明らかにすることで、施策の費用対効果や受益者の負担を明らかにします。	
現状・課題	行政コストの状況をより分かりやすく市民のみなさまに明らかにするため、施策の費用対効果や受益者の負担を明らかにする必要があります。	
令和2年度取組実績	令和元年度決算では類似団体に比べ、物件費は人ロ一人当たり1万5千円多いことが分かりました。	
令和3年度取組実績	令和5年度に除却期限を迎える北勢福祉センター、大安老人福祉センター、員弁健康センターの除却に対して、地方債の借入ができるか検討しました。	
令和4年度取組実績	令和5年度当初予算に北勢福祉センター、員弁健康センターの除却費用と地方債を計上しました。また、十社小学校プールについても放課後児童クラブ整備に合わせて解体することとなり、当初予算へ費用を計上しました。	
令和5年度取組実績	実質的な費用が削減できるよう、学校の大規模改修等に合わせてプールを解体することで有利な地方債の借入ができるか検討しました。十社小学校のプールを放課後児童クラブの整備に合わせて解体しました。	
令和6年度取組経過	統一的な基準による財務書類として行政コスト計算書を作成しました。今年度中に、行政コスト計算書をもとに受益者負担比率について分析を行いました。	
総括	平成28年度決算からは、国が定めた統一的な基準により、1つ1つの伝票を複式簿記で仕訳した一般会計等財務書類、特別会計を含めた市全体会計財務書類及び一部事務組合等を含めた連結財務書類を作成し、公認会計士のチェックを受け公表してきました。 作成した財務書類の行政コスト計算書を基に、行政サービスの提供に対する受益者の直接的な負担割合（受益者負担比率）の分析と類似団体比較を行いました。受益者負担比率は、平成30年度が2.1%、平成31年度が1.8%、令和2年度が1.3%、令和3年度が1.8%、令和4年度が2.1%であり、いずれも類似団体平均を下回っていることが明らかになりました。	
今後の課題及び方向性	引き続き、財務書類を分析して市の財務状況を分かりやす形で公表していきます。 行政コスト計算書を分析して明らかになった受益者負担比率が類似団体に比べて低い状況については、利用状況を分析するとともに利用者の理解を得ながら応分負担を求めています。	
第3次行政改革大綱の取組	第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。	

番号	行政改革大綱大分類	効果的で効率的な財政運営の実現
	行政改革大綱中分類	財政運営の適正化
39	基本計画実施事項名	安全かつ効率的な公金の管理運用
	担当部署	会計課
第2次 行政改革大綱 取組内容	積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用を行います。	
現状・課題	債券購入に当たっては、満期まで期限が長いことから、財政見通し等、庁内情報等の収集及び連携を図りながら債券運用比率を高める必要がある。	
令和2年度 取組実績	令和4年度より開始	
令和3年度 取組実績	令和4年度より開始	
令和4年度 取組実績	<p>新たないなべ市資金管理運用方針は、債券購入の対象商品の明確化、債券購入の条件等の明確化を図るとともに、毎年度の運用結果を公表（ホームページを開設）することで資金管理及び運用の透明性を確保しました。</p> <p>資金管理及び運用に当たっては、支払準備資金に支障を及ぼすことのないよう、いなべ市資金管理計画を作成するなど、適正で確実な予算執行を行いました。</p> <p>預金から安全な債券購入の分散化については、昨年12月、いなべ市資金管理運用方針に基づき、5年と10年の債券を1億ずつ、20年の債券を2億、合計4億円の債券を購入し、大幅な運用益（利息）確保につなげました。</p>	
令和5年度 取組実績	<p>令和5年4月28日にいなべ市資金管理運用検討委員会を開催し、令和5年度いなべ市資金管理計画の内容を資金の管理及び運用方法について検討しました。</p> <p>令和5年10月に5年と20年の債券を1億円ずつ、11月に10年の債券を1億円、12月に20年の債券を1億円、合計4億円の債券（公営企業分の1億円の資金運用を含む。）を購入し、運用益の確保につなげました。</p> <p>令和5年度の運用実績は、預金利子2,187,957円と債券利子4,135,315円で合計6,323,272円でした。</p>	
令和6年度 取組経過	<p>いなべ市資金管理運用検討委員会を開催し、令和6年度いなべ市資金管理計画の内容を資金の管理及び運用方法について検討しました。</p> <p>令和7年度以降の各種事業計画に伴う予算化について、現段階では確実な資金計画を行うことが難しいとの判断から、基金については流動性の確保に重点を置き、令和6年度は定期預金の預け替えを中心とした運用を行いました。</p>	
総括	<p>令和4年度、5年度に計7億円の債券を購入し、基金の運用益の確保につなげました。</p> <p>令和4年度から令和6年度までの3か年の全基金の運用益は22,222千円であり、債券による運用を行っていなかった平成31年度から令和2年度までの3か年の運用益6,578千円と比較し、効率的な公金の管理運用を行うことができました。</p>	

<p>今後の課題 及び方向性</p>	<p>債券による運用を始めた令和4年度と比較し、国内外の金利情勢は大きく変化しました。庁内において関係部局と財政見通し等の協議を行うことに加え、金融環境の情報収集能力を高めていく必要があります。</p> <p>また、毎年いなべ市資金管理運用検討委員会を開催し、その時点での財政見通しを中心に協議し債券購入を行ってきましたが、債券による運用は満期までの期間が長期に渡ることから、投資計画を含めた財政見通しを立てた上で資金の安全性及び流動性に重点を置いた運用計画を立てる必要があります。</p>
<p>第3次 行政改革大綱 の取組</p>	<p>第2次行政改革大綱は、集中改革プランとして定性的な評価検証を行ってきましたが、第3次行政改革大綱については、総合計画に含めて新たに行政改革アクションプラン(仮称)として定量的に評価検証していきます。</p>

# 第1次いなべ市行政改革大綱に対する検証結果

平成25年8月

いなべ市行政改革推進本部

## 目 次

I. 総括	2
II. 検証結果	5
1. パートナーシップのまちづくり	
(1) 多様な市民参加の推進	
(ア) 自治会の組織強化支援	5
(イ) 行政とNPO・ボランティア・自主サークルの意見交換会の実施	7
(ウ) 市民の市民活動への参加促進	7
(エ) 市民活動団体への育成支援	7
(オ) 市と市民活動団体との協働を進める具体的なしくみづくり	11
(2) パートナーシップを進める広聴・広報活動の充実	
(ア) 市民からの意見募集	14
(イ) 的確な情報提供の実施	16
(ウ) いなべ市政策意見公募（パブリックコメント）制度の積極的な活用	18
2. 簡素で効率的な行政システムの構築	
(1) 総合的・計画的な行政の推進	
(ア) 総合計画に基づいた計画的な行政運営	20
(イ) 効率的な行政運営の推進のための行政評価システム導入	22
(ウ) 枠配分予算編成制度導入による予算編成改革	24
(2) 組織体制の充実	
(ア) 法令遵守による行政執行の徹底	26
(イ) 定員管理の適正化と給与の適正化	29
(ウ) 職員の資質の向上	32
(エ) 窓口サービスの充実	34
(3) 電子市役所の推進	37
3. 効果で効率的な財政運営の実現	
(1) 財源の確保	
(ア) 税収の確保	41
(イ) 受益者負担の適正化	42
(ウ) 公有財産の有効活用	45
(2) 財源の効率的な活用	
(ア) 合併特例債の効果的な活用	48
(イ) 経費の節減	50
(ウ) 補助金等の見直し	58
(エ) 公共施設の維持管理の効率化と統廃合（民間委託等の推進）	61
(3) 財政運営の適正化	
(ア) 計画的な財政運営の推進	66
(イ) 財務状況の積極的な公表	67

## I. 総括表

### 1. 行政改革効果額の算定

行政改革効果額とは、行政改革を実施しなかった場合のコスト（人、金）から行政改革を実施した場合のコストを引いた額を示す。

### 2. 行政改革効果額一覧表

(単位：千円)

項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	累積計
1. 定員管理及び給与の適正化	7,107	51,191	74,180	88,524	95,680	95,628	118,720	1,678,907
2. 補助金の見直し			104,576	47,274	45,123	29,126	30,342	935,939
3. 地方債の繰上償還		23,749	339,014	165,156	25,429	21,142	28,834	603,324
一般会計		3,707	9,933	16,482				30,122
下水道					25,429	21,142	28,834	75,405
上水道		20,042	329,081	148,674				497,797
4. 電算委託の見直しによる削減効果				10,380	4,080	8,467	2,641	73,335
年度計	7,107	74,940	517,770	311,334	170,312	154,363	180,537	<b>3,291,505</b>

注1：累積額は(18年度の効果額×7年)+(19年度の効果額×6年)+(20年度の効果額×5年)+(21年度の効果額×4年)+(22年度の効果額×3年)+(23年度の効果額×2年)+(24年度の効果額×1年)で示しています。

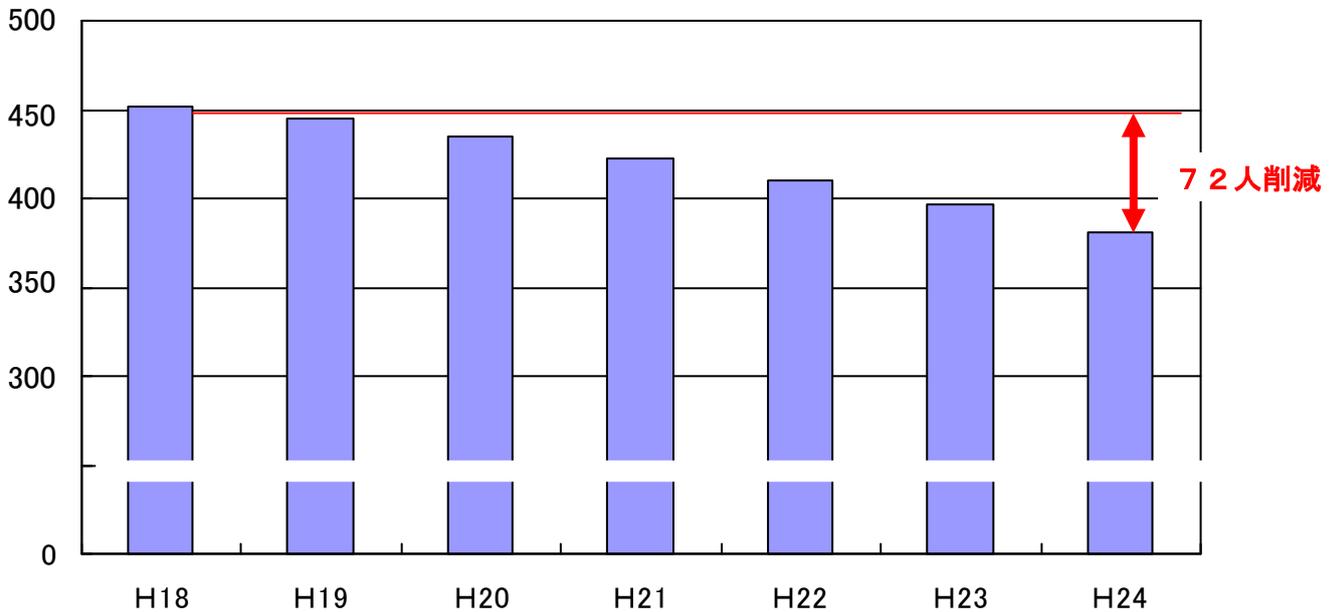
注2：定員管理及び給与の適正化の各年度効果額は各年度予算書の平均人件費から算定  
効果額は18年度：一般職員削減数×7,107千円、19年度：一般職員削減数×7,313千円、20年度：一般職員削減数×7,418千円、21年度：一般職員削減数×7,377千円、22年度：一般職員削減数×7,360千円、23年度：一般職員削減数×7,356千円、24年度：一般職員削減数×7,420千円 一般職員削減数：P4職員数削減数を参照

注3：地方債の繰上償還は注1により累積せずに各年度の効果を累計しております。

職員数の推移

(単位：人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
職員数	453	452	445	435	423	410	397	381
うち事務職員	335	331	330	328	325	328	323	316



職員数削減数の内訳

区分 当該年度	退職者					採用者			削減人数 ①-②
	一般職員			教育公務員	退職者 合計 ①	一般職員		採用合計 ②	
	うち技能職員	うち保育士				うち技能職員			
平成18年度	4	0	0	0	4	3	0	3	1
平成19年度	10	4	0	1	11	4	0	4	7
平成20年度	13	4	3	1	14	4	1	4	10
平成21年度	18	9	5	1	19	7	0	7	12
平成22年度	19	6	2	0	19	6	0	6	13
平成23年度	20	0	6	0	20	7	0	7	13
平成24年度	27	3	9	0	27	11	0	11	16
合計	111	26	25	3	114	42	1	42	72

※削減人数は前年度職員数と当該年度職員数との差

市役所内部の職員の削減数は **19人** です。

## 評価

自己（担当課）評価の結果をもとに、大綱で定められた取り組むべき事項に挙げられた項目（以下「実施項目」という）の達成状況を検証しました。

なお、実施項目毎に示している達成度の表示については、下表を基準に表示しています。

達成度	目安
未検討	取り組みの検討が進んでいないもの
未実施	検討されたが実際には取り組まれていないもの
一部未実施	ある程度取り組みがなされているが、実施対象がまだ多くあると思われるもの
一部未達成	目標は達成されているが、引き続き取り組む必要があるもの 目標は達成されているが、実施対象がまだ他にもあると思われるもの 各種計画に基づいて計画通り進めるだけのもの
達成	目標が達成されたもの、目標以上に進んだもの

## 記載方法

検証結果：これをもとに行政改革推進委員会で説明をしていただくこととなります。

### 1. パートナーシップのまちづくり

達成状況

#### (1) 多様な市民参加の推進

##### (ア) 自治会の組織強化支援

《一部未実施》

【具体的な内容】 → 大綱からの抜粋

防犯・防災・教育・福祉など地域づくりの各種施策において、自治会が担い手としての役割を果たせる組織となれるような、地域コミュニティの醸成を図ります。

【取り組み実績】 → 平成19年度から平成24年度までの取り組み実績を記入  
平成19年度からの取り組み内容を具体的に記入して下さい。

【検証】 → 達成状況と今後改善すべき課題等を記入

達成状況と今後の課題について記入

達成状況を必要に応じて、表やグラフを挿入

【資料】

## Ⅱ. 検証結果

### 1. パートナーシップのまちづくり

#### (1) 多様な市民参加の推進

##### (ア) 自治会の組織強化支援

《一部未実施》

##### 【具体的な内容】

総務部

防犯・防災・教育・福祉など地域づくりの各種施策において、自治会が担い手としての役割を果たせる組織となれるような、地域コミュニティの醸成を図ります。

##### 【取り組み実績】

《自治会に依頼していること》

地域づくりの各種施策の担い手として、地域コミュニティの基盤となる自治会は必要不可欠です。自治会に対しては、配布物の配布、回覧や各種委員の推薦、ゴミ等の環境衛生に関する事や防犯灯の設置など様々な地域振興事業を依頼しています。

《自治会の組織強化》

住宅開発された地域に自治会を新たに設置する事も、地域コミュニティの醸成に繋がります。平成21年と24年に新しく開発された員弁町地内の住宅団地で、それぞれ「笠田東」と「上笠田北」が自治会として新たに誕生しました。

市民の自治会加入を促すために「自治会加入促進広報」のチラシを試験的に作成し、北勢町の一部自治会に提供しました。

##### 【検証】

笠田東自治会に55世帯（全体区画数70）、上笠田北自治会に23世帯（全体区画数68）の市民が、新しく自治会に加入されました。今後もこのような住宅開発は進むと考えられますので、新たな自治会設立支援の一環として「自治会の設立及び運営の手引き」を作成しました。

一方、いなべ市でも近年、人材派遣用のアパートやマンションなどの建設が盛んになり、転入しても自治会に加入しない市民が増えています。

■近隣市町の自治会加入率

いなべ市	73%
桑名市	86%
四日市市	83%
東員町	86%
川越町	87%

■町別自治会加入率

いなべ市	73%
北勢町	75%
員弁町	72%
大安町	66%
藤原町	86%

■トヨタ車体、デンソーを除いた場合

いなべ市	76%
北勢町	75%
員弁町	78%
大安町	70%
藤原町	86%

デンソー、トヨタ車体など大手自動車関連企業の独身寮の世帯数が、自治会加入率の数値を引き下げている要因のひとつです。

また、草刈りやゴミ拾い、祭りや集会等への参加義務に加え、高額な自治会費の負担が自治会離れを引き起こす要因になっていると考えられます。

《今後改善すべき課題》

多様な市民参加を推進させるため自治会の組織強化を図るには、既存自治会への市民

加入も促進させる必要があります。

火事や自然災害などいざと言う時に最も頼りになるのは自治会です。遠い親戚よりもご近所付き合いの大切さを「自治会加入促進広報」などを用いて市民にアピールし自治会加入率の向上に向けての支援を行い地域コミュニティの醸成を図る必要があります。

**【資料】**

「自治会加入促進広報」

(イ) 行政とNPO・ボランティア・自主サークルの意見交換会の実施 《 達成 》

【具体的な内容】

企画部

NPO・ボランティア・自主サークルとの意見交換会を実施するなど各団体との連携に努めます。

(ウ) 市民の市民活動への参加促進

《一部未達成》

【具体的な内容】

企画部

市民活動への参加を希望する市民と受け皿となる各種団体の調整を行い、広く市民の参加を促すとともに、あらゆる機会をとらえてボランティア精神の高揚をはかり、市民活動に関する情報提供や相談窓口の拡充を図ります。

(エ) 市民活動団体への育成支援

《 達成 》

【具体的な内容】

企画部

市民活動に必要な知識についての学習機会の提供を行うことにより、ボランティア、NPOや自主サークル活動を活発化させ、市民組織の育成を行います。また、各種団体のデータベースを構築し、情報を一元的に管理し、市内で活動する団体の紹介などを情報発信することにより、市民活動団体相互の連携強化を図ります。

(オ) 市と市民活動団体との協働を進める具体的なしくみづくり

《一部未達成》

【具体的な内容】

企画部

これからの公共サービスは行政と市民が協働して担っていくという視点に立ち、行政と市民の役割分担を見直すとともに、協働して担うための具体的なしくみづくりを行います。

上記の(イ)から(オ)に関しては関連性があるので一括報告します。

【取り組み実績】

- ① NPO・ボランティア・自主サークルの活動の拠点として市民活動センター設置・運営。

市民活動センター設置の経緯

平成19年度2月より市民活動室設置に向け庁内で協議。

2月…市内市民活動団体へセンター利用のアンケート実施。

平成20年度4月…市民活動センター設置。総務課職員2名配属

7月…第1回登録団体全体交流会（市民活動センターのあり方について市民団体と交流会を行う。）

平成22年度4月…センターに市民活動団体所属者を職員として2名配属。

現在では、市民団体の代表が運営委員となり、市民活動センター運営会議をH21より毎月開催している。また、市民活動センターの利用者数も増え（表1）、市民活動の拠点として機能している。

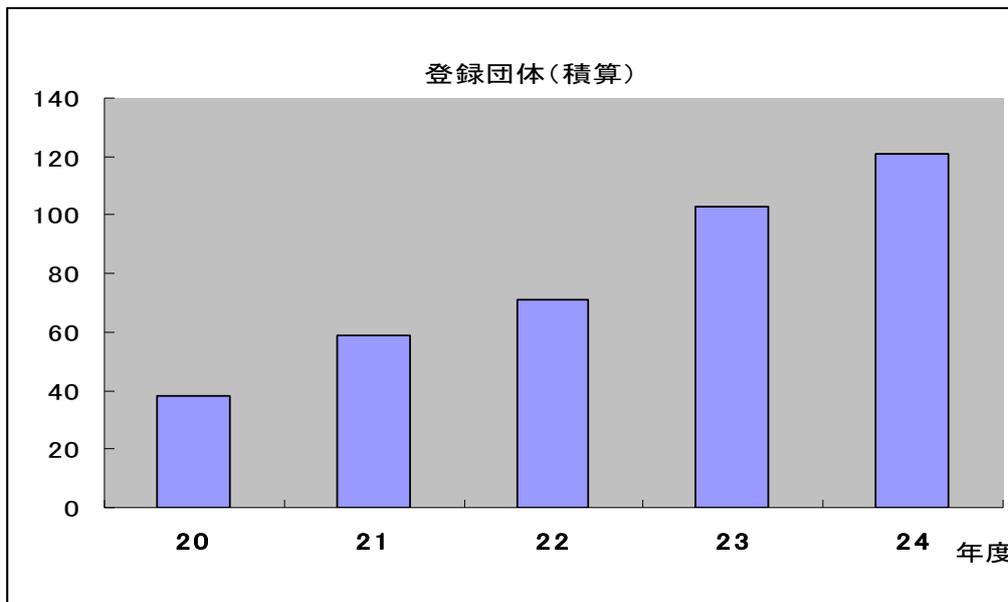
◎主な業務

- ・ 会議など活動の拠点を提供
- ・ 印刷機の利用
- ・ 活動団体の連携のサポート
- ・ 情報の発信

◎表1 市民活動センター利用者数

23年度	1,825人 (504団体)
24年度	2,243人 (1,229団体)

◎表2 市民活動センター登録団体（NPO法人含む）の推移



現在 114 団体（7 団体は解散などで登録抹消）

② 講座・ワークショップ等交流団体の育成

- 21年度
- ・ 広報講座・企画講座等計 4 回
- 22年度
- ・ 市民活動の必要性に関する講座 1 回
- 23年度
- ・ 防災講座 4 回
  - ・ 助成金セミナー 1 回
  - ・ 交流会（ヨシズヤ）とその展示パネルの巡回展示（4 庁舎）
  - ・ 運営講座・会計講座各 1 回
  - ・ 市民対象のボランティア講演会、1 回
- 24年度
- ・ ボランティア講演会 1 回
  - ・ 助成金セミナー 1 回
  - ・ 広報セミナー 2 回
  - ・ NPO 会計講座 1 回
  - ・ ツイッター・ブログ講習会

### ③ 交流会など市民活動への参加促進

交流会（団体間）を 20 年度より毎年開催

市民交流会 22 年度 ヨシヅヤ員弁店で市民活動団体交流会を開催

23 年度 第 1 回 スマイルフェスタ in いなべに変更し実施

24 年度 第 2 回 北勢市民会館に会場を変更 参加者約 1000 人

※交流会を兼ねた啓発活動としてヨシヅヤでも実施

25 年度 第 3 回 6 月 23 日予定 さくらホール

### センターだより

平成 20 年 11 月よりセンターだよりを発行。

年に 4 回、3 カ月毎に約 12500 部発行。2013 年 5 月に 19 号を発行済み。各種団体・市内世帯・市内企業に配布。

市民活動団体の紹介や情報を発信している。

### 活センニュース

毎月、お知らせや活動報告、イベント開催状況を活センニュースとして各種団体、関係企業に配布。毎月約 200 部発行

### 【検証】

市民活動センター設置以降、市民活動センター利用者数、及び、登録団体数は順調に増加しており（表 2 参照）、市民活動センターが市民団体から支持され、機能を果たしている。今後は団体数の数だけでなく、活動内容など団体の規模や育成にも視点を向け、検証をする必要がある。

また、市民活動センターが同種のグループを引き合わせて交流会や講演会や事業を実施するなど、市民活動センターが市民団体相互の連携を継続的にサポートし、団体の活動をさらに活性化している。

以上のことより、(イ)「各団体との連携に努める」という所期の目的は達成している。今後は、団体の活動を自治会へ向けて発信したり、市内企業と市民活動団体とのコーディネートを図るなど、団体の対外的な活動を支援していく。

(ウ) 市民の市民活動への参加促進については、センター設置により登録団体が増えて、市民活動をしやすい環境になっている。センターがあることで市民に向けて情報を発信しやすいので、個々の団体が市民を対象にしたイベントが増えている。また、恒例の行事となったスマイルフェスタは、市民を対象にした交流会であり、市民の参加促進ができています。

課題としては、市民活動センター自体が一般市民に周知不足であり、市民が気軽に情報収集をしたり、ボランティアや団体活動に参加するきっかけの場となるような取り組みが必要である。

(エ) 市民活動団体への育成支援については、市民活動団体向けに会計、広報、NPOに関する講座など幅広いテーマで定期的に講演会を開催しているが、多種多様な団体があるため、すべての団体の興味があるテーマを選択することが難しいことが課題である。また、各団体が活動する上で生じる課題や問題については随時、相談を受ける体制があり、団体をサポートできる環境が整っている。データベースについては、登録団体のデータベース化は済んでおり、随時、更新され、活用されている。

(オ) 市と市民活動団体との協働を進める具体的なしくみづくりについては、毎月、市民活動団体の代表から委員を選出し、市民活動センター運営委員会を開催し、市民活動センターの活動やスマイルフェスタの開催について協議している。また、市民活動センターを市民活動団体に業務委託する方向に向け、検討会を行うなど、市民協働のしくみづくりについてはこれからも重点的に取り組む予定である。

以上

スマイルフェスタの様子



【具体的な内容】

健康こども部

これからの公共サービスは行政と市民が協働して担っていくという視点に立ち、行政と市民の役割分担を見直すとともに、協働して担うための具体的なしくみづくりを行います。

【取り組み実績】

- ・子育て応援団の立ち上げ(平成 19 年度)
- ・子育て支援に関わる自主的な活動を行う団体の育成支援
  - 中央ヶ丘あそびの会 (平成 21 年度活動開始)
  - 奥村あそびの会 (平成 23 年度活動開始 治田の里あそびの会へ発展的解消)
  - 治田の里あそびの会 (平成 24 年度活動開始)

【検証】

子育てに不安があっても近所に友達がいない、子育て支援センターまで遠い・行く勇気がない・行く手段がないなどの理由から、子育て支援センターを利用できない人がいるため、利用者の偏りをなくし、すそ野を広げるために公共の施設や公園、自治会の集会所などを利用した「出前ひろば」や「出前テントひろば場」を開催して支援センターを利用できない方に対応することにより、行政サービスの充実を図ってきました。しかし、地域の人々の暖かいまなざしと支えの中で、声を掛け合い、知恵と豊かな経験をもとに皆で子育てを見守り、安心して子育てに取り組めるように共助の充実も図る必要があることから、地域住民に呼びかけ、自治会長・民生委員・母子保健推進員・食生活改善推進協議会員などを中心に子育て応援団を立ち上げました。

子育て応援団は、市が実施している子育て支援事業をはじめ、応援団の交流会などを企画して自主的な活動も実施しています。

現在、市が把握している応援団員数は 220 名(5 支援センター)であり、市事業に関する活動は把握できていますが、応援団毎に自主的な活動も行われているため、すべての活動実績については把握していません。

子育て応援団に加え、地域住民の自発的な子育て支援ボランティア活動団体の設立を目的に情報提供などの支援を行ったことにより、自主活動組織として、平成 21 年度から中央ヶ丘自治会に「中央ヶ丘あそびの会」が、平成 23 年度に「奥村あそびの会」が立ち上がりました。また、「奥村あそびの会」は、平成 24 年度からその活動範囲を広げ、「治田の里あそびの会」として拡充されています。

今後は、団体の人材の育成などにより自主的な運営が継続して実施されるよう支援を行います。また、新たな団体の設立に向けた環境づくりを模索しながら、地域と協働して事業を進めます。

【資料】

平成24年度の実績

中央ヶ丘あそびの会、治田あそびの会、子育て応援団人数

◎中央ヶ丘あそびの会

月日（曜）	参加者数		応援団	備考
	大人	子ども		
4/16（月）	4	5	6	23年度総括・24年度の取り組みについて会議 （こども家庭課・支援センター・応援団参加）
5/15（火）	10	12	3	
6/15（金）	8	8	3	
7/17（火）	6	7	5	
8月はお休み 夏休みで上の子がいると参加しにくい。お盆と重なり、地域性もあり帰省する家庭が多い。				
9/18（火）	0	0	1	大雨警報
10/15（月）	1	1	1	10/21 市民感謝祭にてポスター展示
11/15（木）	11	12	4	志摩市民生委員視察
12/17（月）	4	5	3	
1/15（火）	3	3	2	
2/15（金）	1	1	3	小学校の参観日と重なり参加者が少ない 24年度総括（こども家庭課・支援センター・応援団）
3/15（金）	8	9	4	
計(11回)	56	63	35	

◎治田の里あそびの会

月日（曜）	参加者数		応援団	備考
	大人	子ども		
4/10（火）	9	10	8	23年度総括・24年度の取り組みについて会議 （こども家庭課・支援センター・応援団参加）
5/22（火）	13	14	7	
6/12（火）	9	10	8	
6/26（火）	22	22	5	
7/ 3（火）	9	10	7	
7/24（火）	13	14	7	
8/28（火）	14	15	7	

9/25 (火)	15	16	9	
10/9 (火)	16	16	4	
10/23(火)	10	12	6	
11/27(火)	13	15	7	
12/25(火)	14	15	14	
1/22 (火)	14	16	6	
2/12 (火)	9	9	4	
3/12 (火)	14	15	6	
3/26 (火)	7	8	5	
計(16回)	201	217	110	

◎子育て応援団 人数

支援センター名	応援団人数	備 考
すこやか（北勢）	43人	
なかよし（員弁）	46人	
つくしんぼ（藤原）	33人	
はっぴい（大安）	30人	社協委託
チャイルド（大安）	68人	
合 計	220人	

中央ヶ丘あそびの会の様子



治田あそびの会の様子



## (2) パートナーシップを進める広聴・広報活動の充実

### (ア) 市民からの意見募集

《一部未達成》

#### 【具体的な内容】

企画部

ご意見箱・ホームページ上からの質問と提案など、これまで実施してきた市民からの意見募集に関する仕組みの充実に努めるとともに、職員が窓口や現場で市民から直接聞いた要望苦情などをデータ化するなど、市役所内部での仕組みづくりを行います。

また、寄せられた意見や苦情等に迅速に対応し、再発防止や未然防止につなげるといった、対応の検証を行う仕組みづくりを行います。

#### 【取り組み実績】

ホームページの「質問と提案」コーナーをより利用しやすいものとするため、よくある質問コーナーを設けてその充実に図り、利用者の利便性を向上させました。

職員ポータルに「質問と提案の回答一覧」を設け、市役所内部で共有を図り再発防止や未然防止につなげました。

寄せられた意見や苦情等に対しては、迅速に的確な対応ができるよう、マニュアルを作成し随意時改善を行いました。また、管理リストを活用し担当部課とメール管理課（広報秘書課）間での対応について漏れや遅延が発生しないよう努めました。この結果、平成 24 年度回答に要した日数は、目標の 5 営業日（土日祝祭日除く）を上回る 3.13 日となりました。

ご意見箱については、各庁舎に設置してより幅広い方から意見を聴取できるよう努めました。

平成 23 年度から、携帯電話などの電子メールを活用した簡単なアンケート「もにめる」を構築し、施策等に対する市民の評価や意向の把握を始めました。

#### 1. ホームページの「質問と提案」コーナーへの投稿 (件)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
件数	291	208	210	240	247	249

#### 2. ご意見箱 (件)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
件数	24	9	13	13	18	18

#### 3. もにめる (人)

年度	H23	H24
累計登録者数	56	94

## 【検証】

- ・ ホームページの「質問と提案」コーナーへの投稿については、遅滞なく回答することができました。同コーナーは、市役所へ電話や来庁することができない方への質問や意見をお聴きする有効手段として引き続き実施していきます。
- ・ ご意見箱については、速やかに担当部課に送付するとともに、重要案件については対応結果の報告を求めました。年間16件（H19-24年度平均）と利用件数は僅かではありますが、管理コストは要せず公聴手段の一つとして引き続き実施していきます。
- ・ 平成23年度から実施した「もにめる」については、市政モニター制度として、より広く公聴活動が行えるよう登録者数を増やす必要があります。また、今後もより多くの市民の声を聞くため、多様でより積極的な方法や手段を検討していく必要があります。
- ・ 寄せられた苦情等の再発防止や未然防止につなげる取り組みについては、市役所内部での情報の共有化に止まり、対応の検証を行う仕組みづくりの構築には至りませんでした。

## もにめる

# 市政インターネットモニター「もにめる」メンバー大募集!

協働のまちづくりを目指し、市政モニター制度をはじめます。  
この制度は、市が運営するアンケート制度で、市政運営に関する皆さんの声を聴くことを目的としています。  
モニター登録していただいたパソコンまたは携帯電話のメールアドレスに市からお知らせ（「もにめる」）が届くので、インターネットを利用してアンケートに回答していただきます。

**応募資格**

- 16歳以上の方
- インターネットおよび電子メール（携帯電話を含む）の使用が可能な方

## 登録方法 もにめる登録までの3ステップ!

- 1** パソコンや携帯電話でメールモニターのページ（下記アドレス）をご覧ください。利用規約を確認後、必要事項を入力し送信してください。  
※携帯の場合は空メールを送信していただけます。  
「<http://www.city.inabe.mie.jp/monitor/>」  
携帯電話端末でURLが読み取れます▶ 
- 2** 仮登録のメールが届きます。記載されているURLにアクセスし本登録を行ってください。
- 3** 登録完了のメールが届きます。

## 注意事項

- お寄せいただいた意見に対し、個別の回答は行いません。
- インターネットモニターが利用する機器に関する経費や接続に要する通信費などは、インターネットモニターの負担となりますのであらかじめご了承ください。
- 携帯電話のメール機能をご利用の方で、受信拒否機能を設定されている場合は、「[monitor@city.inabe.mie.jp](mailto:monitor@city.inabe.mie.jp)」からのメールを受信できるように設定してください。設定方法は、ご契約の携帯電話会社にお問い合わせください。

## どんなアンケートが届くの?

5～10分程度で答えられる市政に関する簡単なアンケートです。

## アンケートは、いつ実施しますか?

12月に1回目のアンケートを予定しています。  
今後、1年に数回を予定しています。

※毎年年度末に、アンケートに答えていただいた方の中から抽選でプレゼントをご用意いたします。



☎ 員弁庁舎 広報秘書課 ☎ 74-5820 ☎ 74-5821

**【具体的な内容】****企画部**

市民の視点に立ち、市民ニーズに的確に応えられる行政運営を推進するため、いなべ市情報誌「Link（リンク）」やホームページ、「いなべ10」など多様な媒体を活用しながら行政情報の積極的な提供に努めます。また、市民に対し確実に情報を提供するため、携帯電話を活用した登録制による広報活動の推進に取り組みます。

**【取り組み実績】**

いなべ市情報誌「Link（リンク）」については、平成20年5月からホームページにデジタルブックでの掲載を開始しました。また、平成24年度にはカラー頁を4頁から6頁に増やし、より見やすい紙面としました。

ホームページについては、梅まつりなどのイベント情報をFLASH映像にして視覚的アピールを行いました。また、梅、フクジュソウ、ボタンなどの開花情報をイラスト化し見ごろ案内を行いました。

地域情報番組「いなべ10」については、市内のニュースの他、特集としてまちかど博物紹介や語り部さんによるふる里紹介を放送するなど、積極的な情報提供に努めました。平成23年度からは、毎月3回の番組更新を毎週日曜日に変更し情報提供の充実を図りました。また、同放送のデジタル化に伴い、それまでの文字放送に変えてケーブルテレビコミュニティチャンネルCTY12chのデータ放送を活用して、訃報情報やイベント情報、休日診療などの医療情報の提供を開始しました。

さらに、三重テレビ放送の第2チャンネルを利用していなべブランドの情報発信を行いました。

また、市民に対し確実に情報を提供するため、携帯電話等を活用した登録制による広報活動については、平成18年5月から、携帯電話やパソコン向けに市行事案内、訃報情報、生活安全情報などを提供するサービス「まいめる」を開始し、行政情報の積極的な提供と広報活動の推進拡大に取り組みました。

## 1. ホームページアクセス総数 (件、月平均)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
件数	129,900	134,500	111,300	134,400	158,274	217,640

## 2. まいめる登録者数 (人、年度末の値)

年度	H22	H24
累計登録者数	2,734	4,333

**【検証】**

- ・いなべ市情報誌「Link（リンク）」については、市の情報発信の根幹を成す媒体として毎月1回12,600部を発行しています。広報誌は印刷媒体として手元に置いて何度でも読み返えすことができる利点があります。「Link（リンク）」の愛称で市民の認知度も高く、世代や性別を問わず市民と市役所をつなげる最も基本的な媒体として位置付け、今後もより多くの方に読んでもらえるような紙面づくりに努めます。
- ・ホームページについては、5年間（H19年度対H24年度比）で67%の増加が示すよう

に、行政情報の積極的な提供がアクセス数の増加につながりました。人口や産業構造の特徴が類似する市とアクセス数を比較すると、高浜市（愛知県）の15.6万件よりは多いものの、南足柄市（神奈川県）の57.1万件と比較するとまだまだ少なく、市が伝えたい情報や市民が必要とする情報をより積極的に発信し、アクセス数の増加を目指していく必要があります。

- ・登録制による携帯電話等への情報提供サービス「まいめる」については、H22年度対H24年度比で58%増加しました。市民への迅速かつ確実な情報提供手段として引き続き実施していきます。
- ・情報通信技術の発達にともなう新たな広報手段として、フェイスブックやツイッター、ラインなどによる多様な広報手段の活用も検討していく必要があります。
- ・市長の施政方針にもありますように、誰もが誇りと愛着を持ち地域自慢ができる「いなべ市」を目指し、いなべの魅力を発信していく必要があります。また、市のイメージは、人が住み、働き、訪れるうえで、さらには企業が立地するうえで重要な要素でもあります。これらを踏まえ市の広報戦略として、「市民の誇りや絆の醸成」、「いなべの魅力（ブランド力）の発信」といった視点が必要です。また、これらの戦略を展開するうえで「市民が主役のまちづくり」を実践していくため、広報を単なる「お知らせ」ではなく市民との「コミュニケーション手段」として位置付けていくことが重要です。

まいめるイメージ図

5月開始!

## いなべ市生活情報『まいめる』

### (メール配信サービス)登録受付中!

いなべ市生活情報「まいめる」は、あなたがお持ちの携帯電話のメールアドレスを事前にこのシステムに登録しておくとその携帯電話にいなべ市から情報をメール配信するという、いなべ市の新しいメールサービスです。現在、登録を受け付けていますので、みなさんの登録をお待ちしています。  
登録は、以下のURL（アドレス）からあなたのメールアドレスとほしい情報を選んでご登録ください。なお、登録は無料ですが、メールにかかる通信料、受信するメールアドレス取得等は利用者の負担となります。  
※メールアドレス等の条件によりメールが届かない場合があります。

**「まいめる」URL**

<http://mymail.city.inabe.mie.jp/mymail/index.php>

QRコード

バーコードが進化した二次元コード方式でQRコードに対応したカメラ付き携帯電話が必要です。

**「まいめる」の配信内容は、以下のように「緊急性の高い情報」に限定し、配信します。**

①市イベントの中止、遅延情報

②学校等の休校(園)情報

③生活安全情報(防犯情報等)

④計報情報(申請依頼の場合のみ)

その他の情報は従来からご覧いただける「いなべ市モバイルサイト」などでご確認ください。  
登録できるメールアドレスは、携帯電話メール、パソコンメールのどちらでも可能です。  
なお、「まいめる」サービスは、5月の連休明けから配信予定です。  
**「まいめる」…MY（わたしの）MAIL（メール）**  
その名のとおり、ほしい情報を選べば、あなたのほしい情報がメールで届きます。

**(ウ) いなべ市政策意見公募（パブリックコメント）制度の積極的な活用《一部未達成》**

**【具体的な内容】**

企画部

パブリックコメント制度などを活用し、可能な限り計画の段階から市民の参加を求め、事業完了後の運営・保守などに市民の自主的参加を促すように努めます。

また、パブリックコメント制度の期間延長や公募対象の拡大など、制度の主旨にあった運用に努めます。

**【取り組み実績】**

「市民が主役」の市政を実現するため、計画等の策定に当たっては、市民等から広く意見を募集しました。意見の応募期間を原則 30 日以上に延長し、総合窓口課やホームページ上で計画案を公表し周知に努めました。提出された意見については、それに対する市としての考え方とあわせて、市のホームページなどで要旨を公表するとともに、その意見を考慮しながら、審議会等での検討資料として積極的に活用しました。また、案件の一覧表を作成しホームページに掲載しました。

1. パブリックコメント

(件)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	計
案件数	4	6	3	3	5	2	22
意見の数	3	4	0	0	0	0	7

**【上記内訳】** ( )意見の数

H19 年度

いなべ市男女共同参画推進計画(2)

いなべ市障害者計画(0)

いなべ市都市計画マスタープラン(1)

H20 年度

いなべ市地域新エネルギービジョン(1)

いなべ市水道ビジョン(1)

いなべ市水道事業基本計画書(2)

いなべ市第2期障害福祉計画(0)

いなべ市高齢者福祉計画および第4期介護保険事業計画(0)

いなべ市住生活基本計画(0)

H21

まちづくり交付金事後評価原案(0)

いなべ市次世代育成支援地域行動計画(後期行動計画)(0)

いなべ市農業委員会平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画(0)

H22

いなべ市農業委員会平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)(0)

旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン(素案)(0)

いなべ市総合計画いきいきプラン第2期基本計画(0)

## H23

いなべ市農業委員会平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)(0)

工場立地法に基づく地域準則条例(案)(0)

いなべ市地域福祉計画(素案)(0)

いなべ市障害者計画及び第3期障害福祉計画(案)(0)

いなべ市高齢者福祉計画および第5期介護保険事業計画(案)(0)

## H24

いなべ市農業委員会平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)(0)

いなべ市男女共同参画第2次推進計画(案)(0)

### 【検証】

- ・意見提出の状況は、22案件のうち2案件、2案件に対する意見数は7件でした。全体の90%にあたる20案件は意見がありませんでした。
- ・周知方法については、市ホームページと窓口設置をとっていますが、意見公募をしていることが知られ難く、広報誌への掲載や報道機関への発表など媒体を活用した幅広い広報を検討する必要があります。また、公表案に概要書やポンチ絵などを添付し公表案をわかりやすい形で解説する資料等の活用も、幅広く意見を集約するうえで有効な用法であると考えられます。

## 2. 簡素で効率的な行政システムの構築

### (1) 総合的・計画的な行政の推進

#### (ア) 総合計画に基づいた計画的な行政運営

《一部未達成》

##### 【具体的な内容】

企画部

市民サービスの向上に向け、総合計画に基づいた計画的な行政運営を進めるため、施策の進捗管理を進めるとともに、財政見通しに整合した実効性のある実施計画の策定に努めます。実施計画においては、どのような状態にしたいのかといった状態の変化を意識し、適切な成果指標の設定を行うとともに、成果指標の設定を通じて組織内の意思統一を図ります。

複数の部局に関係する施策については、横断的な連絡調整を緊密にし、統一的な施策の実施に努めます。

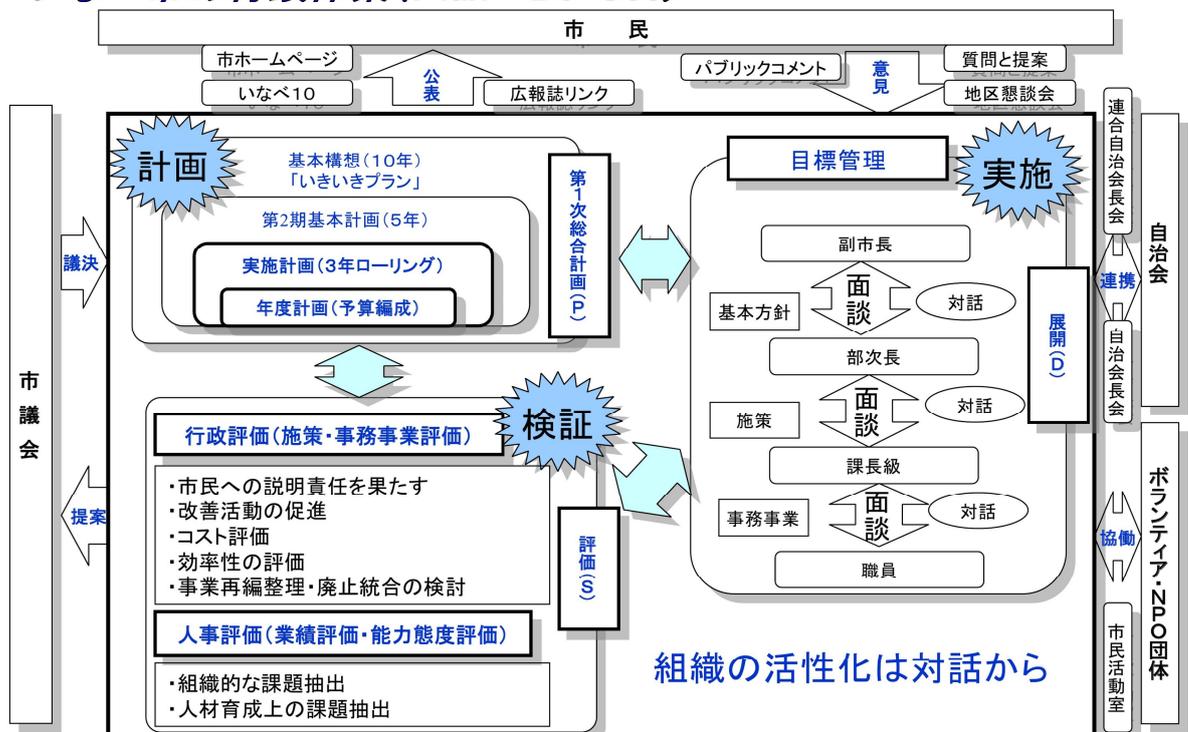
また、実施した施策に対する市民アンケートなど意見収集を積極的に行い、有効的な施策の実施に努めます。

##### 【取り組み実績】

総合計画に基づいた計画的な行政運営を行うために、いなべ市行政改革体系(Plan-Do-See サイクル)の構築を目指してきました。

いなべ市の行政体系イメージ図

### いなべ市の行政体系(Plan-Do-See)



H22.11.25作成

平成 18 年度 事務事業体系化の実施（総合計画の体系に基づく予算事業の整理）

予算編成のための事務事業の単位（細事）を総合計画の体系にあわせるために、総合計画実施計画の事務事業名に変更を行いました。

このことにより、施策別のコスト把握が可能となりました。

平成 22 年度 第 1 次総合計画第 2 期基本計画の策定（行政評価が可能な基本計画の策定）

第 2 期基本計画では、文章中心の定性的な計画から施策の成果を指標で表現する定量的な計画へと見直しを行いました。

また、施策評価との関連性をより明確にするために、基本計画の施策の意図と成果指標を施策評価表に転記出来るように様式を統一化しました。

平成 25 年度 評価した結果を目標管理に反映するようにしました。

### 【検証】

予算編成の細事と評価の単位である事務事業を完全に一致させたことにより、総合計画の実施計画をもとにした予算編成（Plan）—目標管理による着実な事務事業の実施（Do）—行政評価（事務事業評価・施策評価）と人事評価による検証（See）といういなべ市の行政経営体系の流れは出来ました。

今後は、それぞれの仕組みのつながりを密にし、評価した結果を確実に改善につなげるといった、より効率的な行政運営を行うことが重要な課題となっています。

平成 26 年度から始まる第 2 次いなべ市総合計画の改訂では、施策の達成度を評価できる指標の設定や、評価を念頭においた施策の体系化など第 1 次総合計画での課題を改善し、P-D-S サイクルの流れをよりよくする工夫が必要です。

### 【資料】

第 1 次いなべ市総合計画いきいきプラン第 2 期基本計画（2011 年～2015 年）

**【具体的な内容】****企画部**

いなべ市でも様々な事務事業を実施しています。従来のように右肩上がりの経済状態の中では「あれもこれも」という形で事務事業を実施することができましたが、近年の財政危機の中では「あれかこれか」という形で事業を選択し、低い事業費で最大の効果をあげる事業に取り組む必要が出てきています。そのため、事務事業の必要性や効果などをさまざまな観点で評価を行う行政評価システムを構築していきます。行政評価においては市民にわかりやすい様式と表現を心がけます。

この行政評価の結果に基づいて事務・事業の再編・整理、廃止・統合を行います。この評価の結果は、予算編成、組織管理、定員管理等にも役立っています。

**【取り組み実績】**

いなべ市の行政評価の取り組み

**① 事務事業評価**

- ・平成19年度 制度構築に向けての作業及び庁内研修
- ・平成20年度 導入（評価対象：平成20年度事業）
- ・平成21年度～

約400の事務事業を対象に、「有効性」「効率性」の視点で評価した上で、事務事業の目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善に取り組んでいます。

**② 施策評価**

- ・平成21年度 制度構築に向けての作業及び庁内研修
- ・平成22年度 評価対象者への研修及び試行（評価対象：平成21年度事業）
- ・平成23年度 導入（評価対象：平成22年度事業）

54の施策について、施策を象徴する指標の達成度に基づき評価する「達成度評価」と、施策を構成する各事務事業の当該施策への貢献度・緊急度を踏まえて事務事業の優先度を判断する「優先度判断」により、施策の推進に向けた的確な進捗管理と、限られた経営資源（人・物・金）の効果的・効率的な配分を行っています。

- ・平成24年度 全事務事業評価と全施策評価を総合計画の施策別に市のホームページで公表。
- ・平成25年度 施策評価で明らかになった方針を人事評価の目標管理で進捗を管理できるようにしました。

**【検証】**

地方交付税に対する合併特例措置が期限を迎えることにより、歳入が大幅に減少することが予測されています。限られた財源を有効に活用するためには、行政評価を活用した事務事業の改廃と資源の最適配分が不可欠です。このようなことからより適正な評価が求められています。

行政評価は、風通し良い組織風土づくりのための対話を行うためのツールであり、評価の過程で組織のコンセンサスを得ることが大切です。しかし、評価すること自体が目的になって、十分な対話もなく評価が進められる場合もあります。

今後は、評価を通じて部内での対話を活発化し、風通しの良い組織風土づくりを行う必要があります。

**【資料】**

平成 24 年度施策評価表

## 【具体的な内容】

## 企画部

予算編成権限の一部を、財政部局から各事業部局に移譲しようという試みが、行政評価制度の導入の定着につれて、地方自治体の間で急速に広がりつつあります。予算編成にあたって、政策的経費と経常的経費に区分して、義務的経費を除いた経常的経費について、事業部局にあらかじめ一定額の予算枠を指示し、その範囲内で予算要求が行われれば、財政部局で個別事業の査定を行わないという枠配分予算制度の導入をまず検討します。

この枠配分予算制度の導入のねらいには、事業部局の事務事業のスクラップアンドビルドの促進、事業部局の視点に立った効率的かつ効果的な行政運営、事業部局の自主性・自律性の確立とコスト意識の向上等が上げられます。

## 【取り組み実績】

平成21年度予算編成に、全細事を聞き取るにより予算編成（1事業査定方式）から、経常的経費に関して基準額を設定して、部次長の裁量により予算編成を行っていた方式（基準額方式※）に変更させていただきました。

## 基準額導入の背景

- ・一般財源と要望額に乖離が生じているが、将来的には益々乖離が拡大していくことが予測されている。
- ・サービス提供の最前線である現場の意見を予算に反映するためには、各部局で予算編成を行う方が良い。

※基準額方式とは事務事業ごとの予算の性質により目標額を設定し、その総枠の中で予算編成を行っていた方式です。

## 基準額計算の予算区分

経費区分	予算編成上の分類	対象事業	予算要求額	査定方法
臨時的経費	重要事業(A)	・事項審査でエントリーが認められた事業 ・条件クリアによりエントリーが認められた事業	実費計上	事項審査 市長査定
	基準額外事業(B)	工事請負費・委託料などの投資的経費及び年度毎の変動が大きい事業(※) ※選挙・統計調査等	実費計上	市長査定 政策課査定
経常的経費	基準額内事業(C)	経常的な経費で毎年度の変動が少ない事業	基準額を目標額として計上	政策課査定
	義務的経費(D)	人件費、公債費、広域連合負担金など部に裁量権がない事業	実費計上	政策課査定

## 【検証】

平成21年度までは、市税収入も好調であったこともあり、枠配分方式での予算編成も合理的な方法として導入を試みましたが、リーマンショックの影響で市税収入が減少に転じ、予算規模を大幅に削減する必要が生じた事や合併特例債事業など近々に解決を行う必要がある重要事業を実施していくためには、市長が直接各部の担当部署から意見を聞き予算額を決定する一事業査定方式の方が合理的な予算編成と考え、現在は枠配分方式による予算編成は保育所事業のような限られた分野でのみの実施となっております。

安定した財源が確保出来ない場合には前年度予算を基準に予算枠を決めて予算編成を行う方式は難しく、施策の重要度を市長自らが判断し、予算額を決定する方式の方が効率的で公平な予算編成が可能となります。

以上のようなことからこれからは枠配分方式による予算編成ではなく、市長による一事業査定方式により、行政需要の変化に応じた柔軟な予算編成を行う必要があります。

これからは、スクラップアンドビルドの発想ではなく、「これをするために、これを我慢しましょうとか」「これをやるために、やり方を変える必要があります」といったビルドアンドスクラップの発想で事業の改廃を行うことが市民のみなさんの理解を得るためには必要です。

## 【資料】

なし

## (2) 組織体制の充実

### (ア) 法令遵守による行政執行の徹底

《達成》

#### 【具体的な内容】

企画部

適正な事務執行が求められる行政において、法令遵守は大前提であります。

市民の信頼を確保するため、公正な市民サービスの提供に努めます。

不正・不当な行政事務を排除し、行政危機を回避するよう組織の適切運用に努めます。

#### 【取組実績】

透明性の高い行政運営により公平・公正な市民サービスを提供するため、行政手続に係る審査基準、標準処理期間及び不利益処分の基準を明確にし、その内容について毎年度チェックを行い、市役所窓口において閲覧に供しました。

また、個人情報取扱事務についても同様に閲覧に供するとともに、公文書公開請求や個人情報の開示請求には条例の規定に則して適正に対応することにより、市民の信頼の確保に努めました。

なお、不正・不当な行政事務を排除し、適正な情報公開に対応するための基本となる公文書の管理については、検索性とセキュリティ性に優れた「ファイリングシステム」を順次導入し、平成19年度に4庁舎の全課・室への導入を完了しました。さらに、職員研修や各部署に出向いての実地指導により、文書管理に対する意識とファイリングシステムの技術の向上を図りました。

また、導入当初からコンサルティング業者に委託していたファイリングシステムの維持管理業務については、業者委託の依存度を年々減少させ、最終的に庁内組織である文書管理委員会による自主管理へと移行することにより、委託経費を削減しました。

#### 【検証】

行政手続に係る審査基準、標準処理期間及び不利益処分の基準を明確にして公表することにより、公平・公正な市民サービスを提供することができています。

また、公文書公開請求や個人情報開示請求にも適正に対応しており、平成20年度以降において不服申立案件は発生していません。

公文書管理においては、ファイリングシステムを全庁的に展開することにより、検索性とセキュリティ性の高い文書管理が実現しています。さらに、ファイリングシステムの維持管理を外部委託から自主管理に移行することにより、経費削減も達成しました。

#### ①行政手続に係る審査基準等の公表状況（平成24年度実績）

処分等の区分	種類数
条例適用処分（申請に対する処分）	109
条例適用処分（不利益処分）	127
法適用処分（申請に対する処分）	259
法適用処分（不利益処分）	280

②個人情報取扱事務の公表状況（平成24年度実績）

実施機関名	種類数
市長	303
議会	8
教育委員会	85
選挙管理委員会	23
監査委員	2
農業委員会	5
公営企業管理者	13
固定資産評価審査委員会	1

③公文書公開請求及び個人情報開示請求の状況並びに不服申立ての状況

年度	公文書公開請求		個人情報開示請求	
	請求件数	うち不服申立数	請求件数	うち不服申立数
平成19年度	141	2	7	1
平成20年度	78	0	4	0
平成21年度	66	0	1	0
平成22年度	149	0	1	0
平成23年度	150	0	1	0
平成24年度	83	0	2	0

④ファイリングシステム導入部署数・研修等実施日数・維持管理業務委託費の状況

年度	導入部署数	研修日数	実地指導日数	委託費
平成19年度	43	4	14	5,512,500円
平成20年度	43	3	12	4,593,750円
平成21年度	42	1	10	3,318,000円
平成22年度	42	2	7	2,953,125円
平成23年度	44	2	6	2,625,000円
平成24年度	48	1	3	1,312,500円

【資料】

行政手続等一覧表

個人情報取扱事務一覧表

いなべ市ファイリングマニュアル



ファイリングシステム

**(イ) 定員管理の適正化と給与の適正化**

《一部未実施》

**【具体的な内容】**

総務部

施策・事務事業の選択集中、組織機構改革による部課の統合、保育所の民営化、事務事業の民間委託等により定員の抑制を図るとともに、今後の社会情勢の変化にも対応が可能な定員管理の適正化を図ります。また、新規職員の採用は、団塊の世代の定年退職等、長期的な世代間の平準化を考慮し、計画的な職員の採用を行い、職員定数の適切な管理に努めます。

また、職員の給与に関しても、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、年功給与から勤務実績や職務の職責に応じた給与への転換を図り、市民の理解が得られるとともに、職員のやる気や働き甲斐を引き出す給与制度の構築を進めます。

**【取り組み実績】****<職員定数の削減>**

第1次定員適正化計画（H17.4.1～H22.4.1）に基づき、定員管理の適正化を図るために早期退職者の募集及び職員採用数の抑制を行い、当初削減数25名（5.5%）を上回る43名（9.5%）を削減しました。

**■第1次定員適正化計画 職員数の削減状況（各年度4月1日基準）**

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	計画期間削減数
目標	453	451	449	444	434	428	25
実績	453	452	445	435	423	410	43
前年度比較		△1	△7	△10	△12	△13	

第2次定員適正化計画（H22.4.1～H27.4.1）を策定し、5年間で43名の削減を目標とし、H25.4.1現在で、40名の削減を行いました。

**■第2次定員適正化計画 職員数の削減状況（各年度4月1日基準）**

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計画期間削減数
目標	410	409	396	388	380	367	43
実績	410	397	381	370	—	—	40
前年度比較		△13	△16	△11	—	—	

**<保育所の統合及び民間委託>**

保育所では園の統合、民間委託を進め、平成19年から平成24年度までに2園を統合、3園を民間委託することで保育園関係職員を削減しました。

**■保育園関係職員の状況**

年度	統合及び民間委託を行った保育所	保育園関係職員数 (各年度4月1日)
H19	—	84
H20	員弁中保育園を員弁西保育園に統合	82
H21	三里保育園の民間（社会福祉協議会）委託開始	81

H22	—	78
H23	山郷保育所の民間（社会福祉協議会）委託開始 丹生川保育園の民間（社会福祉協議会）委託開始	71
H24	—	62
H25	笠間第1保育園と笠間第2保育園を統合し、笠間保育園として開園	56

#### <人事評価制度の導入>

平成19年度から目標管理による職員の能力及び実績に基づく人事評価制度を導入し、能力開発と人材育成に取り組みました。

平成23年度から評価結果を管理職の賞与に反映しました。

#### ■人事評価の取り組み状況

年度	取組み実績
H19	一般事務職員を対象に試行を開始
H20	保育士、業務員を含めて全職員に試行を開始
H21	全職員試行
H22	管理職は本格実施 管理職以外は試行
H23	管理職は本格実施（前年度の評価結果を賞与に反映） 管理職以外は試行
H24	管理職は本格実施（前年度の評価結果を賞与に反映） 管理職以外は試行

#### 【検証】

定員管理では、希望退職者が予想以上に増えたこと並びに保育園の統合及び民間委託が計画どおり進行したことにより計画以上の職員数を削減することができました。

正規職員数の削減が進む一方、新たな行政需要の増加に伴う事務を非常勤職員の活用で対応しているため、非常勤職員が増加する傾向にあります。職員の能力開発及び業務の効率化を進め、非常勤職員を含めた職員の適正な任用管理を行うことが重要となっています。

また、人事評価制度の導入は、業務の目標管理の定着化及び組織内での共有を進展させ、職員にやりがいを提供するためのツールとして大きな役割を果たしています。

評価の運用では、難易度設定のブレや評価誤差を是正する仕組みを設けて精度の向上に努めていますが、なお評価の客観性及び信頼性（公平性）に課題が残ります。

評価者訓練と制度の定着のための改善を行い、客観性及び信頼性の高い人事評価制度を確立します。

#### 【資料】

第1次定員適正化計画  
第2次定員適正化計画  
人事評価制度マニュアル

**(ウ) 職員の資質の向上**

《一部未達成》

**【具体的な内容】**

総務部

専門的知識の研修の充実、自主研究への支援など、職員研修の充実に努め、職員の政策立案能力や専門的な行政能力の向上を図るとともに、市民との協働に対する意識や調整能力の向上に努めます。

**【取り組み実績】**

毎年度当初に研修計画を作成し、「いなべ市人材育成基本方針」に基づくひと（職員）を伸ばす研修を実施しました。

**<階層別研修の実施>**

職位と職責に応じた役割を認識し、職務遂行能力を向上させる階層別研修を実施しました。

階層	研修内容
新規採用職員	地方公務員法、地方自治法、接遇、福祉体験、実務、ごみ収集体験
採用4年目職員	クレーム対応、コミュニケーション能力
採用6年目職員	不当要求対策、危機管理
新任主幹職員	コーチング、課題解決
新任課長補佐職員	ディベート
課長補佐	人事評価制度の理解
新任管理職	評価者訓練、リーダーとしての役割、安全衛生管理
管理職（保育園長含む）	難易度調整会議、達成度調整会議

**<専門研修機関へ派遣>**

高度複雑化する行政事務に対応する専門知識を習得するため、研修機関への参加及び派遣を実施しました。

研修実施機関	参加人数					
	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市町村アカデミー（千葉市）	3	4	8	10	10	0
国際文化アカデミー（大津市）	1	2	8	4	3	3
日本経営協会（名古屋市ほか）	8	16	15	15	22	20
三重県市町総合事務組合（津市）	43	38	36	41	12	38
三重県等その他の研修機関	44	27	12	43	3	0
三重県への職員派遣	2	2	1	1	3	3
三重県建設技術センターへの職員派遣	0	0	1	1	0	0
B & G財団への職員派遣	0	0	0	0	1	0

※H25 から政策研究大学院大学へ職員派遣を開始

**<実務研修、その他研修の実施>**

職務遂行能力の向上及び資質向上に必要な研修を実施しました。

研修名	研修種別
契約事務研修	実務研修
文書事務研修	実務研修
法制執務研修	実務研修
接遇研修	実務研修
クレーム対応研修	実務研修
人権研修	特別研修
普通救命講習	特別研修
メンタルヘルス研修	健康管理研修
心とからだの健康アップ研修	健康管理研修
生活習慣病予防研修	健康管理研修
男女共同参画・次世代育成研修	次世代育成研修
企業経営研修	定住自立圏構想研修

<自主研究活動等への支援>

行政課題を自主的に研究するグループ活動及び職員個人が自己啓発によりスキルアップを図る通信教育講座の受講に対して活動費を補助することで職員の能力向上のための支援を実施しました。

活動項目	補助金額	参加人数					
		H19	H20	H21	H22	H23	H24
自主研究グループ活動	上限 30,000 円	0	0	0	0	0	1
通信教育講座受講	上限 20,000 円	2	1	4	1	0	1

**【検証】**

いなべ市人材育成基本方針及び研修計画に基づき計画的な研修を実施し、職員の資質向上及び専門知識の習得に取り組むことができました。

今後も継続して、行政課題に積極的に対応できる能力を備えた職員を育成するために計画的な人材育成に取り組む必要があります。

**【資料】**

人材育成基本方針  
平成 24 年度研修計画

ワンストップサービスで住民サービスを提供できる体制づくりを行っていますが、さらに、サービス提供の迅速化と手続きの簡素化を進めます。研修会への積極的な参加により、自己能力を高め、市民本位の行政サービスを提供できる職員の養成を行うとともに、最新のマニュアルの整備と浸透に努めます。また、窓口立つ職員一人ひとりが個々の役割を自覚し、問題解決には速やかな報告と対応にも努めます。

**【取り組み実績】****① 年間事務処理件数**

平成19年度からの記録では、年間約12万～14万件の事務処理を実施しています。19年度～22年度までと、それ以降の年度の処理件数の減少要因は、記録項目を見直したことに由来します。

**総合窓口課処理件数の推移**

平成19年度	平成20年度	平成21年度
146,071	144,779	131,532
平成22年度	平成23年度	平成24年度
125,605	119,437	118,853件

**② 業務マニュアルの整備**

各課の業務マニュアルは、変更があった場合逐次連絡をいただいています。また、毎年8月末までに見直しをしていただき、窓口業務の基準としています。

**③ 職員の養成**

各種研修会に参加して、自己能力を高め、窓口サービスが向上できるよう研鑽に努めました。

接遇研修・クレーマー対応研修・戸籍事務研修・人権研修・危機管理研修 等

**④ 窓口対応の適正化**

均一化されたサービスを提供するため、各種手続きにみえる方に、「〇〇届を出された方へ」という案内用紙を交付し、事後の手続きの参考にさせていただきました。

また、事務用チェックシートを作成して、事務の経過を確認し、手続きに遺漏の無いように努めました。

「出生届けを出された方へ」・「死亡届けを出された方へ」 交付・チェック用紙  
「いなべ市から転出される方へ」 交付用紙

#### ⑤ 課題対応

総合窓口課では、常に親切・丁寧な対応に心がけ、お客様に満足していただけるよう努めています。

しかし、問題が発生した場合、速やかな報告・対応に努め、長期化、誇大化しないように努めました。

また、窓口に見えたお客様には、対応した職員が最後まで手続きにあたり、事務の混乱や重複が無いように心がけています。

#### 【検証】

市民満足度を把握するため、近年、お客様アンケートを実施しています。アンケート結果の概要は下記のとおりです。大多数の方に、満足していただいていると判断しますが、数値が下降すること無く、更に高い数値を残せるよう努めます。

#### 総合窓口課お客様アンケート結果概要

実施年度	21年度	23年度	24年度
対象人数	200人	400人	400人
満足度数値 調査項目	84% 言葉遣い・応接態度  87% 的確な対応	91% 言葉遣い・応接態度  92% 的確な対応	85% 下記5項目の集計 ・対応時間 ・身だしなみ ・接客態度 ・説明の理解度 ・所要時間

市庁舎の新設構想があり、現在4庁舎に設置されている総合窓口課の体制をどうしてゆくかは未定です。

一本化して存続する、出張所的な施設で継続する、或いは窓口課を廃止して各部署でそれぞれの窓口業務を行う等色々な方法が考えられます。

今後、市民満足度と業務の効率化を考慮しての検討が必要です。

## 【資料】

### 処理件数集計表

総合窓口課処理年報	平成19年度
総合窓口課処理年報	平成22年度
総合窓口課処理年報	平成23年度
総合窓口課処理年報	平成24年度

※ 20、21年度のデータファイル不明

### アンケート結果

総合窓口課お客様アンケート	平成21年度
総合窓口課お客様アンケート	平成23年度
総合窓口課お客様アンケート	平成24年度

※ アンケート実施年度のみ

### 窓口配布資料・チェックシート

「出生届けを出された方へ」

「死亡届けを出された方へ」・「〇〇様の（死亡後の）手続き」

「いなべ市から転出される方へ」

**【具体的な内容】****企画部**

各部局からの情報を共有する仕組みづくりやポータルサイトの活用、国、県及び関係機関との情報ネットワークの構築など、情報通信技術の活用を進めながら、行政事務の効率化を図るとともに、誰もが利用しやすい電子市役所の構築を進め、時間や場所の制約なしに行政サービスを行える体制づくりを行います。

**【取組実績】****① 電子市役所の推進**

新しいシステムの導入や既存システムの拡大などにより、行政事務の効率化と市民の利便性向上を図りました。

- ・ 電子申請の開始 … いなべ公園利用申請、上水道開閉栓申請、後援名義申請などについて、市のホームページから申請できるようにしました。
- ・ 施設予約システムの導入 … 市内文化施設や体育施設の仮予約が、市のホームページからできるようになりました。
- ・ ホームページからの応募 … 職員採用試験説明会、人権標語や各種コンテスト、講座など、市のホームページから応募できるものを増やしました。
- ・ 生活情報メール「まいめる」の利便性向上 … 災害情報、行方不明者情報の配信を追加しました。
- ・ 市民向け地理情報システム「いなっふる」の利便性向上 … トップ画面を使いやすいものに変更し、福祉バス路線図、ハザードマップ、悪臭規制地域などを追加しました。
- ・ 市民向けシステムの利用啓発 … 市民祭や人権フェスティバルなどのイベント会場に出向き、市ホームページや地理情報システム「いなっふる」の活用方法などの周知を図りました。
- ・ クレジット収納の開始 … インターネットを利用して、市税、国保料、上下水道料金をクレジット払いで納付できるようにしました。
- ・ 口座振替情報の電送化 … 記録媒体による金融機関とのやり取りを電送化しました。
- ・ 庁内業務における地理情報システム（GIS）の活用拡大 … GISで公図を閲覧できるようにして、印刷経費を削減しました。また、各種レイヤーを追加して、庁内での情報共有の拡大を図りました。

## ② アウトソーシングの見直し

業者に委託している電算関係業務の内容を見直し、自庁処理化の推進、委託業務の削減、構成機器の削減などにより、経費の削減を図りました。

- ・ 自庁処理化の推進 … 以下の業務を、業者委託から自庁処理に移行しました。
  - 口座振替データ作成業務
  - 宿日直者確認用閲覧名簿作成業務
  - 市税催告状作成業務
  - 福祉医療費受給者証作成業務
  - 保育所国県負担に係る提出資料作成業務
  - 住民情報システムから農地情報システムへのデータ移行業務
  - 振替不能分等の納付書作成業務
  - 年金情報媒体作成業務
  - 選挙人名簿及び投票所入場券作成業務
  
- ・ 委託業務の削減 … 委託内容や回数などを見直しました。
  - パソコン研修の講師
  - 児童手当支払通知
  - 年金特別徴収分のパンチ入力作業
  - 例規集更新データの提出方法
  - 給与計算業務における業者サポート
  - 健康管理システムにおける健康診断業務
  
- ・ システム機器の見直し … 電算システムの機器更新に際して、システム構成や事務手順などを見直し、更新する機器の台数を減らしました。
  - OCRスキャナ
  - ネットワーク機器
  - ロードバランサー

### 【検証】

電子申請の利用数は、絶対数は少ないものの開始当初からは年々増加しており、徐々にではありますが市民の間にも浸透しつつあると思われます。市ホームページからの応募については、職員採用試験説明会や標語募集などでは全応募者数に対する利用率が非常に高く、市民の利便性向上に寄与していると思われます。

また、図書館の蔵書検索・予約システムは年々利用度が増加しており、平成24年度には文化施設・体育施設の予約システムが導入され、市民向けの地理情報システム「いなっふる」においては提供する情報の種類を増やすなどして、利便性を高めています。

今後は、時間や場所の制限のない行政サービスの更なる拡充という観点から、電子申請項目の拡大や、市民が最寄りのコンビニエンスストアで住民票や印鑑登録証明書等を取得できる「コンビニ交付」の導入などを進めていく必要があります。

なお、市役所業務における電算システムの運用経費については、業者に委託している電算関係業務の内容を見直し、自庁処理化の推進、委託業務の削減、構成機器の削減などを進めたことにより、平成 24 年度においては、地域情報化計画に掲げた目標値（平成 18 年度対比 20%減）を超える、22.7%の削減を達成しています。

①電子申請の利用件数

申請の種類	担当部署	年 度			
		H21	H22	H23	H24
火入れに関する許可の申請	農林振興課	—	0	0	1
都市公園行為の許可申請(公園使用申請)	都市整備課	—	1	8	9
寄附申出書(ふるさと納税)	政策課	—	0	1	0
上下水道使用開始・中止届水道	総務課	—	0	7	21
後援名義使用申請(市)	広報秘書課	—	0	1	3
後援名義使用申請(教育委員会)	教育総務課	—	1	1	2

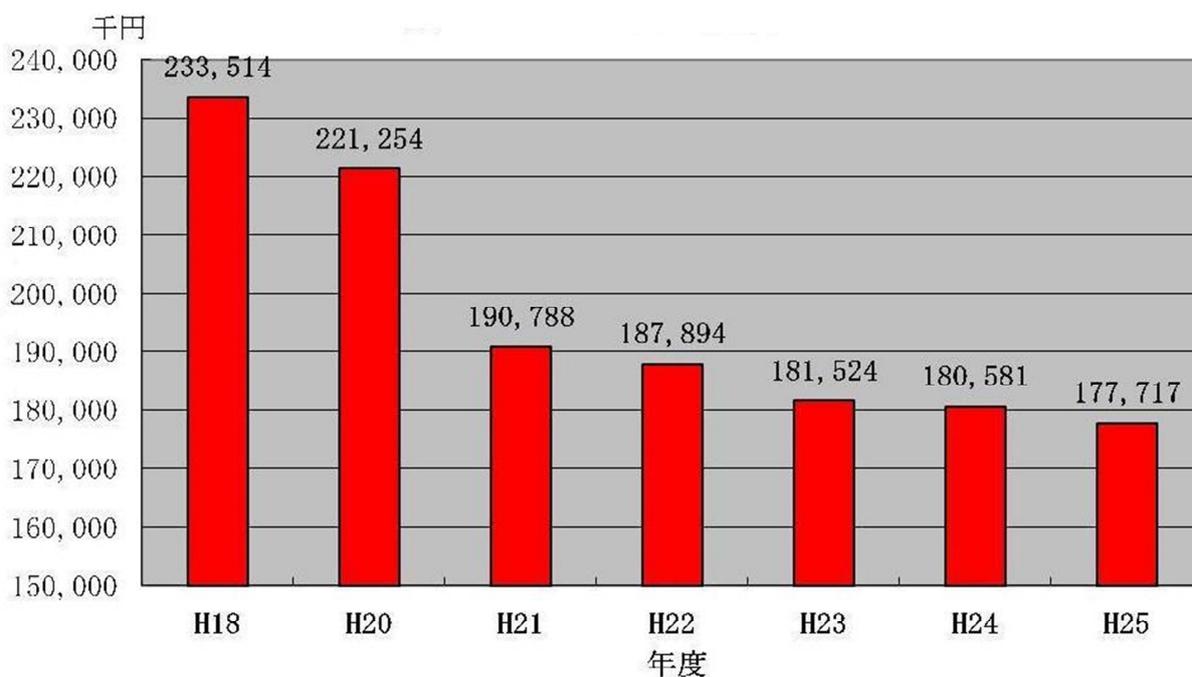
②ホームページからの応募等の件数

応募等の種類	担当部署	年 度			
		H21	H22	H23	H24
職員採用試験説明会	職員課	43	112	115	108
人権標語募集	人権福祉課	5	11	9	11
人権連続講座	人権福祉課	—	16	44	34
地域サポーター育成講座参加申込み	長寿介護課	—	—	1	—
手話教室	こども家庭課	—	5	—	—
出会いの場提供事業参加募集	こども家庭課	—	—	69	69
うめまつり写真コンテスト	農業公園	57	46	73	76
ぼたんまつり写真コンテスト	農業公園	79	50	23	36
講演会受講申込み	市民活動室	—	4	8	1
アクティブセミナー	生涯学習課	3	—	—	—
市民大学講座 生き生きセミナー	生涯学習課	9	17	—	—
歴史と文化の講座	生涯学習課	43	13	—	—
成人式スタッフ募集	生涯学習課	1	1	—	—
e なべ産品活用コンテスト	広報秘書課	—	—	—	3
新そば粉簡単料理コンテスト応募	獣害・ブランド対策室	—	—	—	3
介護者の集い参加申請	包括支援センター	—	—	—	0
農業委員会目標及びその達成に向けた活動計画意見募集	農業委員会	—	—	—	0

### ③市民向け情報システムの利用件数

申請名	担当部署	年度			
		H21	H22	H23	H24
図書館システム	生涯学習課	44,932	69,700	74,224	186,397
GIS アクセス 総数		11,752	22,980	25,341	23,491
施設・観光・医療機関マップ		4,066	7,232	10,498	11,773
地形図	都市整備課	2,046	3,858	3,640	3,124
航空写真	課税課	1,928	3,698	2,794	1,783
都市計画図	都市整備課	916	2,496	2,743	1,942
白図	都市整備課	1,121	2,487	2,159	1,839
遺跡地図	生涯学習課	623	1,019	765	431
ハザードマップ	総務課	347	694	794	461
学校区	学校教育課	292	629	528	372
アイバス路線図	交通政策課	240	459	—	—
福祉バス路線図	交通政策課	164	355	995	732
悪臭規制地域	生活環境課	—	45	420	253
市道路線網図	管理課	—	—	—	555
サル出没情報	獣害ブランド対策室	—	—	—	226

### ④電算システム運用経費の削減状況



#### 【資料】

電子申請等の利用状況

電算システム運用経費の削減状況

### 3. 効果的で効率的な財政運営の実現

#### (1) 財源の確保

##### (ア) 税収の確保

《一部未実施》

##### 【具体的な内容】

総務部

課税客体の的確な把握と適正な課税、口座振替の推進など収納率の向上に努めます。また、標準税率の見直し及び目的税の導入など市税の増収策について調査研究を行います。

##### 【取り組み実績】

固定資産税の評価替えに合わせて3年ごとに航空写真を撮影し、GISに登載して土地の現況調査に活用しました。

また、償却資産について平成23、24年度で国税の申告状況等の調査を実施し、その結果に基づき償却資産の納税義務者に適正な申告を働きかけました。

収納率の向上については、三重地方税管理回収機構と連携して、滞納処分の強化を図りながら収納率の向上に取り組んできました。

また口座振替の推進に加えて、平成23年度からクレジット収納、平成24年度からはコンビニ収納を実施して納税者の納付しやすい環境の整備に取り組みました。

##### 【検証】

課税地目の見直し等により、平成21年度から平成25年度までの間に宅地面積が462,848.12㎡増加しました。また、固定資産税の償却資産に係る納税義務者数は、平成23年度の517名から平成25年度は571名となり、54名、9.46%増加しました。

平成20年のリーマンショックによる影響により、平成21年度から市税収入が減少に転じ、合わせて収納率についても平成20年度が前年比0.29ポイント減の97.55%、平成21年度は0.9ポイント減の96.65%、平成22年度は0.07ポイント減の96.58%へと低下傾向にありました。

しかし、市税の適正かつ公平な課税と徴収によって、平成23年度は前年比0.2ポイント増の96.78%、平成24年度は収納率が97%台に回復する見通しとなっています。(平成25年5月21日現在97.01%)

標準税率の見直し及び目的税の導入については、東日本大震災に係る復興特別所得税、みえ森と緑の県民税が平成26年度から課せられ、納税者の負担増となるために見合わせることにしました。

##### 【資料】

なし

**【具体的な内容】****市民部**

受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに、次のような基準で見直しを行います。

- ①受益者が不特定多数の市民で市民生活に必需的サービス  
→公費負担中心
- ②受益者が特定の市民で市民生活に必需的なサービス  
→公費負担と受益者負担の組み合わせ
- ③受益者が不特定多数の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担と公費負担の組み合わせ
- ④受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担中心

**【取り組み実績】****<国保料金の見直し>**

- ・平成 20 年度・・・後期高齢者医療制度の施行に伴い 75 歳以上の被保険者が約 4,000 人減少したことを受け、後期高齢者医療制度に係る国保制度の改正に合わせた保険料率の抜本的な改正を行った。そのため、一般会計からの法定外繰入金の前年度対比で 30,000 千円減額。
- ・平成 22 年度・・・国保会計の健全運営のため、1 人当たり保険料 5%引き上げ、応能（所得割）：応益（人数割・世帯割）50：50 を 60：40 に改正し、低所得者から中間所得者の負担を軽減し、より低所得者層に配慮した。保険料引き上げにより、前年度対比で 21,000 千円増額。また、一般会計からの法定外繰入金が平成 19 年度対比で 60,000 千円減額。
- ・平成 24 年度・・・健全運営・財政不足を解消し、広域化を見据えて適正な保険料率とするため、1 人当たり保険料を約 5%引き上げた。さらに低所得者に配慮するよう所得割（応能割）の比重を高くした。保険料引き上げにより、前年度対比で 43,000 千円の増額。

**<国保の仮算定廃止>**

- ・平成 21 年度・・・5、6 月の仮算定を廃止し、本算定を 8 月から 7 月に変更した。さらに、10 期徴収を 9 期に変更し国保料の賦課を行った。そのため、前年度対比で電算委託料 792 千円、郵送料 320 千円の減額。

**【検証】**

国保料金について、平成 20 年度までは、4 町の中の最低料率を採用していたが、平成 20 年度の後期高齢者医療制度の施行に伴い、国保会計の財政不足を解消し、健全運営ができるよう、抜本的な改正を行ってきました。なお、保険料を引き上げた時には一般会計からの繰入金を減額しています。

以上のように、国保会計の健全運営及び持続可能な保険制度（広域化を見据えて）が構築できるよう、保険料率の適正化を図ります。

**(イ) 受益者負担の適正化****《達成》****【具体的な内容】****市民部**

受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに、次のような基準で見直しを行います。

- ①受益者が不特定多数の市民で市民生活に必需的サービス  
→公費負担中心
- ②受益者が特定の市民で市民生活に必需的なサービス  
→公費負担と受益者負担の組み合わせ
- ③受益者が不特定多数の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担と公費負担の組み合わせ
- ④受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担中心

**【取り組み実績】****<斎場使用料の見直し>**

斎場使用料の改訂を平成 22 年度より検討し、平成 24 年度 10 月より市内大人（12 歳以上） 1 万円→2 万円、市内小人（12 歳未満） 5 千円→1 万円とし、前年度対比 平成 24 年度 8,448,500 円－平成 23 年度 5,905,000 円＝2,543,500 円の収入増となりました。

**【検証】**

財政軽減をして施設運営にかかる受益と負担のバランスを図りました。

**【資料】**

なし

**(イ) 受益者負担の適正化****《実施》****【具体的な内容】****教育委員会**

受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに、次のような基準で見直しを行います。

- ①受益者が不特定多数の市民で市民生活に必需的サービス  
→公費負担中心
- ②受益者が特定の市民で市民生活に必需的なサービス  
→公費負担と受益者負担の組み合わせ
- ③受益者が不特定多数の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担と公費負担の組み合わせ
- ④受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス  
→受益者負担中心

**【取り組み実績】**

- ・ 体育施設の利用料金：市内施設の状況を把握し、条例を改正して17年4月から実施している
- ・ 社会教育施設の利用料金：市内施設の状況を把握し、条例を改正して20年4月から実施している

**【検証】**

受益者負担の原則に基づいて施設利用者に対する使用料の徴収は必然との考えから、合併後料金の統一に関して統一化をしました。

その結果、料金収入は増額となりました。維持管理費の一助となっています。

しかしながら、料金徴収対象に関して未だ減免対象や減額対象が存在します。

今後は利用する全ての市民が受益者負担の原則に則って負担するべきものは負担をしていただくことが本意であると考えています。

今後は条例規則等の整備を含めて市民に対して説明と周知をしていきます。

**【資料】**

受益者負担の推移(社会教育使用料・保健体育使用料)

年度	社会教育使用料(千円)	保健体育使用料(千円)
16	6,164	7,002
17	5,645	8,165
18	5,305	9,213
19	4,694	8,908
20	6,973	8,861
21	7,372	8,894
22	6,356	8,459
23	6,171	8,187
24	5,877	8,217

体育施設料金改正

文化施設料金改正

**（ウ）公有財産の有効活用****《一部未実施》****【具体的な内容】****総務部**

市の公有財産台帳を整備し、有効活用又は活用されていない財産については積極的に売却等を検討します。

**【取り組み実績】****1 公有財産台帳の整備（公有財産整備室）**

公有財産台帳の再整備のため、公有財産の調査を実施し、データベース化を図り、売却可能資産を把握し、売却等を行い、財産のスリム化を図りました。

(1) 公有財産台帳の再整備に向けて平成19年度に公有財産の調査を実施し、公有財産施設の確定を行いました。

(2) 調査結果を基に公有財産管理システムの構築を平成20年度に実施しました。

**2 売却可能資産の把握、処分（公有財産整備室・管財課）**

平成20年度から公有財産施設の台帳整備により、公有財産処分審査会で処分可能と判断された普通財産について、売却を実施しました。

**【年度別売却実績】**

	売却実績額 (千円)	売却した公有財産と売却額
平成20年度	28,576 (4件) (3,968㎡)	員弁町畑新田字池ノ脇 689-1 17,142,048円 員弁町畑新田字西垣内 552 1,058,075円 大安町梅戸字山請 3169 他 3,557,900円 大安町南金井字笠取 3741 6,818,000円
平成21年度	21,713 (10件) (2,864㎡)	員弁町楚原字宮之腰 644-51 3,122,986円 員弁町楚原字宮之腰 644-1① 8,295,400円 員弁町笠田新田字南垣内 478-7 131,240円 員弁町笠田新田字大丸 957-2 1,414,000円 大安町南金井字北川原 705-58 534,920円 大安町大泉字西神貝 445-16 845,240円 大安町大泉字西神貝 445-51 903,480円 大安町大泉字西神貝 445-19 902,720円 大安町梅戸字馬場田 3552-1 他 4,064,081円 藤原町市場字南新田 136-5 1,499,738円
平成22年度	25,093 (7件) (9,752㎡)	員弁町松之木字西奥田 1174-2 他 117,872円 員弁町楚原字宮之腰 644-1② 4,658,600円 大安町丹生川上字堀越 2108-2 478,860円 大安町南金井字井川 645-7 56,381円 大安町南金井字鶴沢 3122 他 18,447,500円 大安町石樽南字前林 1689-1 他 1,390,800円 大安町石樽東字下島ヶ原 1992-2 他 4,932,542円
平成23年度	32,004 (3件) (3,984㎡)	員弁町松之木字西奥田 1173-2 27,033,800円 藤原町坂本字上屋敷 3623-1 他 3,418,062円 大安町南金井字鶴沢 3109 1,552,500円
平成24年度	28,514 (3件) (5,374㎡)	藤原町本郷字国重 796-4 2,950,000円 大安町門前字北山 1408-1 508,410円 員弁町市之原字垣内 1551-1 他 25,055,686円
合計	135,900 (27件) (25,942㎡)	

**【検証】**

**1 公有財産台帳の整備**

平成 20 年度に実施した公有財産管理システムの構築により、現在、市が管理している公有財産を全庁的に行政財産、普通財産等現状の詳細な情報を把握した公有財産台帳として職員端末から確認し、管理できるようになりました。

参考 台帳上の総筆数約 3900 筆（平成 25 年 5 月 27 日現在確認）

また、平成 19 年度に実施した旧台帳からの情報を基に所在・用途・数量・経緯・現地等個々の物件について調査を行い台帳整備を実施しました。

**2 売却可能資産の把握、処分（公有財産整備室・管財課）**

さらに公有財産の有効活用を図るため、台帳整備を基に個々の財産の情報の精度を高める必要があり、今後は処分可能資産の積極的な売却のための資産の洗い出しを継続的な取り組みとしていく必要があります。

（決算資料：平成 24 年度財産に関する調書から抜粋）

**【表 1】 いなべ市公有財産（土地及び建物）の保有状況（平成 25 年 3 月 31 日現在 単位：㎡）**

区 分		土 地	建 物			
			木 造	非 木 造	合 計	
行政 財産	公用 財産	庁舎施設	51,553.81	0.00	15,521.75	15,521.75
		消防施設	14,652.53	0.00	2,220.00	2,220.00
		その他の施設	67,577.36	0.00	5,914.90	5,914.90
	公 共 用 財 産	学校施設	374,011.86	3.00	99,944.39	99,947.39
		公営住宅	27,380.36	489.90	4,315.32	4,805.22
		公園	699,121.06	757.06	3,668.63	4,425.69
		その他の施設	448,666.49	5,829.20	56,684.20	62,513.40
小 計		1,682,963.47	5,151.44	7,079.16	188,269.19	
普通 財産	建 物		-	389.02	389.02	7,323.88
	土 地	宅地	112,282.04	-	-	-
		田・畑	60,263.08	-	-	-
		山林	187,062.20	-	-	-
		原野・雑種地	176,789.46	-	-	-
		その他	698,990.64	-	-	-
	小 計		1,235,387.42	-	-	-
合 計		2,918,350.89	7,468.18	195,593.07	203,061.25	

**【資料】**

特にありません。

## (2) 財源の効率的な活用

### (ア) 合併特例債の効果的な活用

《一部未達成》

#### 【具体的な内容】

企画部

合併特例債は、新市建設計画に基づく市の一体性の速やかな醸成、均衡のある発展のための公共的施設の整備、地域住民の連帯の強化、旧町の区域の地域振興等のための事業費及び基金の積立に充当できます。この起債は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り借入（事業費の95%）ができ、元利償還金の一部（70%）は、普通交付税の基準財政需要額（※）に算入される有利な起債事業です。しかし、その特典も国の改革（基準財政需要額の圧縮）により効力のないものにされつつあり、その借入にあたっては、いなべ市の財政状況を見極めながら慎重に進める必要があります。

#### 【取り組み実績】

#### 合併特例債事業一覧表

合併特例債の借入年度別状況

単位：百万円

事業名	年 度						
	19	20	21	22	23	24	計
道路橋梁整備事業	336.0	138.0	168.3	130.5	161.5	220.2	1,154.5
員弁西保育園建設事業	388.2						388.2
地域交通整備事業	34.5						34.5
健康増進施設整備事業	91.2						91.2
障害者福祉施設建設事業	210.4						210.4
員弁西小学校建設事業・屋内運動場・プール建設事業	151.4	666.6	42.6	449.1			1,309.7
学校給食施設整備事業		362.1					362.1
山郷保育所建設事業		530.4					530.4
丹生川保育園建設事業		204.4					204.4
員弁東小学校校舎改築事業				33.2	228.3	163.2	424.7
大安中央保育園建設補助事業				89.7			89.7
消防指揮隊新設事業				42.7			42.7

第1・第2統合保育園統合整備事業					124.3	369.1	493.4
ふるさと農道緊急整備事業					61.5	23.2	84.7
児童野外活動施設整備事業					62.7		62.7
大安中学校校舎改築事業					54.8	177.0	231.8
阿下喜小学校駐車場整備事業					27.4		27.4
公立保育園整備事業						17.3	17.3
大安中央保育園駐車場整備事業						38.9	38.9
員弁東保育園保育室改修事業						18.1	18.1
あじさいクリーンセンター基幹的設備整備事業						376.3	376.3
員弁地区防災拠点整備事業						15.1	15.1
防災無線施設整備事業						23.9	23.9
笠間小学校駐車場整備事業						9.1	9.1
計	1,211.7	1,901.5	210.9	745.2	720.5	952.7	4,789.8

合併特例債 借入上限額
23,520

### 【検証】

平成15年12月の合併以後、新市建設計画と財政状況を見極めながら、保育園・小学校・中学校といった公共的施設の耐震化工事等を慎重に進めて参りました。

しかし、「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が、平成24年6月27日に施行されたことに伴い、合併特例債を起こすことができる期間が、合併年度及びそれに続く10年度から、合併年度及びそれに続く15年に改正されたことにより、さらなるまちづくりの一体感の醸成が期待できますので、財政状況を見極めながら新市建設計画に近づけるよう事業をおこないます。

### 【資料】

## (イ) 経費の節減

《達成》

### 【具体的な内容】

総務部

内部管理的な経費、一般事務経費については、備品の更新時期の延伸や共有化、消耗品の節減、光熱水費の節減など効率的な運営を行い徹底した経費節減に取り組めます。

また、入札方法の見直しなど工事等の発注方法や長期継続契約など委託方法も見直し経費の節減を図ります。

### 【取り組み実績】

#### 契約監理課担当分

- 1 入札方法の見直しなど工事等の発注方法の見直し
  - (1) 総合評価落札方式の試行（建設工事）

平成 19 年度試行適用開始（適用工事については三重県準拠）
  - (2) 一般競争入札の実施及び拡充
    - ア 建設工事  
平成 20 年度本格適用開始（設計金額 50 万円以上適用）
    - イ 建設コンサルタント業務  
平成 22 年度試行適用開始（案件ごと検討）
    - ウ 特定建設工事共同企業体による施工の対象とする建設工事（建築一式で 5 億円以上など）  
平成 24 年度試行適用開始
    - エ 物品売払い（インターネットを利用した一般競争入札）  
平成 22 年度試行適用開始（車両等に適用）
- 2 長期継続契約など委託方法の見直し（光熱水費の節減を期待）
  - (1) 電気調達の価格競争による契約（一般電気事業者以外の特定規模電気事業者を含む）  
平成 24 年度適用開始（契約電力 50kW 以上の 35 施設に適用）

### 【検証】

#### 契約監理課担当分

- 1 入札方法の見直しなど工事等の発注方法の見直し
  - (1) 総合評価落札方式の試行  
建設工事において、平成 19 年度以降から平成 24 年度までの適用実績は、3 件でありました。この方式は、落札者決定基準を定め、これを定めようとするとき、あらかじめ学識経験者の意見聴取を義務付けられています。このことなどにより、施行前から契約までの期間が通常の契約より 1 か月以上も長く要することなどが障害となり、期待した実績が得られませんでした。  
今後も庁内への啓蒙普及に継続して努めます。
  - (2) 一般競争入札の実施及び拡充
    - ア 建設工事  
平成 20 年度から平成 24 年度までの適用実績は、720 件でありました。

適用した建設工事についての、年度ごとの適用件数及び落札比率の単純平均は次の表のとおりでありました。

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
適用件数	3	195	128	122	141	134
落札比率	88.56%	87.04%	86.30%	86.18%	87.13%	88.08%
対前年比	—	△1.52	△0.74	△0.12	0.95	0.95

今後も継続して適用に努めます。

イ 建設コンサルタント業務

平成 22 年度から平成 24 年度まで適用実績は、4 件でありました。

今後は適用の拡充に努めます。

ウ 特定建設工事共同企業体による施工の対象とする建設工事（建築で 5 億円以上など）

平成 24 年度の適用は、1 件でありました。

今後は適用の拡充に努めます。

エ 物品売払い（インターネットを利用した一般競争入札）

平成 22 年度から平成 24 年度までの適用実績は、車両 4 件、その他備品 11 件であり、この売払収入は 1,372 千円となりました。

今後も継続して適用に努めます。

2 長期継続契約など委託方法の見直し（光熱水費の節減を期待）

(1) 電気調達の価格競争による契約

平成 24 年度契約分において、想定した予定価格（115,578 千円）対して、3,428 千円（3.0%）の歳出減になりました。

今後も継続して価格競争による契約を実施します。

**【資料】**

**契約監理課担当分**

特にありません。

**【具体的な内容】****総務部**

内部管理的な経費、一般事務経費については、備品の更新時期の延伸や共有化、消耗品の節減、光熱水費の節減など効率的な運営を行い徹底した経費節減に取り組めます。

また、入札方法の見直しなど工事等の発注方法や長期継続契約など委託方法も見直し経費の節減を図ります。

**【取り組み実績】****1 物品購入方法の見直し****(1) 単価契約の拡大**

ア 平成 17 年度から実施しているコピー用紙の単価契約を継続して実施。

イ 灯油及び重油の購入について、庁舎ごとに単価契約を行っていたものを、平成 20 年度から管財課にて一括契約とした。

ウ 平成 18 年度から実施しているプリンタトナーの購入単価契約については継続して実施。

エ 衛生用具借上についての契約事務を、平成 22 年度に 4 庁舎まとめて管財課で一括契約した。

オ 市内各施設の LP ガス購入の単価契約を、平成 24 年度から地区別契約から市内全地区統合し一括契約とした。

**2 公用車の見直し****(1) ワゴン車のレンタカー活用**

公用車のあり方検討部会の基本方針により、平成 22 年度からこれまで使用していた利用頻度の少ないワゴン車 5 台を廃止し、レンタカー対応へと効果的な運用を図った。

**(2) 公用車の効果的な運用**

公用車の効果的な運用を図るため、公用車の運行状況を逐次職員ポータルに入力する方法に変更した。また、平成 22 年度からその入力したデータを基に公用車の稼働率を算出し、各庁舎への再配分を行うなど、効果的な運用に努めた。

**3 公共施設維持管理業務の発注方法の見直し****(1) 庁舎の維持管理業務の効率化**

庁舎の維持管理の効率化を図るため、経費削減に向けた取り組みを実施した。

平成 24 年度から北勢庁舎及び員弁庁舎の電気保安管理業務を統合し、一括契約とした。

**(2) 庁舎管理経費の縮減****ア O A 機器の見直し**

行政改革推進本部による O A 機器の見直し検討結果に基づき削減を行った。

平成 22 年度 4 庁舎と教育委員会事務局に設置の複写機 31 台を 9 台減らして、22

台に削減しました。(内1台は印刷機、契約年数は5ヵ年)

平成23年度 コピー機賃貸借料金実績 5,372千円(22年度対比で5,656千円削減)

平成24年度 コピー機賃貸借料金実績 5,647千円(22年度対比で5,381千円削減)

## イ 節電の取り組み

庁舎の節電対策を実施した。今後とも継続して節電への取り組みとしたい。

平成23年度 電気使用量の監視システムの導入(市内32施設設置)、グリーンカーテンの設置、クールビズ・ウォームビズの実施等節電対策に取り組んだ。

平成24年度 デマンド装置のデータを分析し、エアコン等の電気使用を抑制する働きかけを実施した。その結果、4庁舎の庁舎管理費支出ベースで2,340千円削減(22年度対比)できた。

## ウ 契約電力量の見直し

平成23年度に上記、デマンド装置を市内32施設に設置し、契約電力を抑制するため、20%削減を目標に実施したところ、平成25年2月現在の契約電力は、平成23年4月から比較して削減量298kwとなりました。金額にして5,502,033円(298kw×1,538.6円×12月)の削減となりました。

## 【検証】

### 1 物品購入方法の見直し

#### (1) 単価契約の拡大

さらに単価契約の見直しを進め、契約可能な物品について効果的な購入方法等の検討を行います。

### 2 公用車の見直し

#### (1) ワゴン車のレンタカー活用

稼働率の低いワゴン車をレンタカー利用にすることで、ワゴン車にかかる年間の維持費が不要となり、また年間を通じて約20回ほどしか利用回数がないため、より高い効果が見込めると考えられる。

#### 年度別財政効果額

年度	集中改革プランでの 財政効果額	レンタカー代
平成22年度	1,394千円	459,455円
平成23年度	232千円	361,200円
平成24年度	225千円	344,400円

※初年度を22年度として、公用車購入代金の償却の関係で初年度のみ高い数値となる。

#### (2) 公用車の効果的な運用

平成22年度から実施した公用車の稼働率算定による再配置の運用方法は、

下記稼働率のとおり、年々上昇傾向にあり、効果的な運用ができていると考えられる。今後も効果的な運用ができるよう継続した管理が重要となる。

#### 年度別平均稼働率

年度	1台当りの 平均稼働率	1台当りの 平均市内使用率
平成 22 年度	65.26%	-
平成 23 年度	67.45%	89.90%
平成 24 年度	74.82%	86.45%

### 3 公共施設維持管理業務の発注方法の見直し

#### (1) 庁舎の維持管理業務の効率化

経費削減のため、各庁舎の維持管理業務の見直しにより、平成 24 年度から北勢庁舎及び員弁庁舎に係る電気保安管理業務について統合し一括契約とした。

##### 契約実績

	北勢庁舎	員弁庁舎
平成 21 年度 ～平成 23 年度	各年度 238,140 円	各年度 238,518 円
平成 24 年度 ～平成 26 年度	各年度 214,200 円	各年度 312,228 円

今回は、契約周期が同一であったことで、北勢庁舎と員弁庁舎を統合することができた。今後は、経費削減のため、他の庁舎についても統合についての検討が必要である。

#### (2) 庁舎管理経費の縮減

##### ア O A機器の見直し

平成 22 年度に実施した O A 機器の削減（複写機 31 台→22 台）により、平成 22 年度対比で毎年約 5,000 千円を超える削減効果を得ることができたことは、事務の効率化も含めた形で検討された結果として評価できると考えられる。

##### イ 節電の取り組み

電気使用量の監視システムを平成 23 年度に導入したことにより、各施設のエアコンの使用を抑制でき、また冷暖房効率を高めるため、グリーンカーテンやクールビズ・ウォームビズの実施により、平成 24 年度の 4 庁舎の庁舎管理費支出ベースで 2,340 千円削減（22 年度対比）できた。

##### ウ 契約電力量の見直し

平成 23 年度に上記、デマンド装置を市内 32 施設に設置し、契約電力を抑制するため、20%削減を目標に実施したところ、平成 25 年 2 月現在の契約電力は、平成

23年4月から比較して削減量298kwとなりました。

金額にして5,502,033円(298kw×1,538.6円×12月)の減となりました。

施設数	契約電力量①	目標(①×0.8)	契約電力量②	削減量(②-①)
32施設	3,538kw	2,830.4kw	3,441.4kw	298.2kw

**【資料】**

デマンド監視装置設置後の成果

**【具体的な内容】****教育委員会**

内部管理的な経費、一般事務経費については、備品の更新時期の延伸や共有化、消耗品の節減、光熱水費の節減など効率的な運営を行い徹底した経費節減に取り組めます。

また、入札方法の見直しなど工事等の発注方法や長期継続契約など委託方法も見直し経費の節減を図ります。

**【取り組み実績】****〔学校予算の削減〕**

- 1 学校事務費の配分について数値化
- 2 購入備品内容を検証し統一化
- 3 事務局一括購入により購入コスト軽減
- 4 学校が事業を進める予算を補助金から事業予算に変えて内容を検証
- 5 提案型の事業を進めることで学校の意識が改革

**【検証】**

- 1 学校事務費の配分については、いなべ市事務共同実施グループリーダーを中心に、北勢、藤原、大安員弁校区の事務担当教諭が重点目標のもと、市内小中学校で統一した会計事務ができた。事務費の予算のうち消耗品は児童数等で数値化をし、年度初めに各学校へ配当をしている。また、実績額を予算化している項目は当初の配当を燃料費、光熱水費：80%、印刷製本費 90%等に制限をし、12月の時点で、予算不足分を再配当している。このように無駄な支出を抑えていく取り組みが徹底されてきている
- 2 学校管理備品は、学校で購入できる小額の備品と区分をして、全小中学校をまとめて前、後期で発注をしている。一括購入するためコストが軽減されている。
- 3 児童生徒の机・椅子は、全小中学校で規格が統一され、不足の場合の購入や修繕など生徒数を事前に把握して事務局が一括管理し学校間の調整などで軽減が図られている。

年間の維持管理費の削減には学校現場においても検証され、衛生用具借上げ料（掃除用モップ）では、全小中学校 19 校分を一括発注したことにより削減が図られた。

	平成 23 年度		平成 24 年度
小学校	1,189,347 円	→	660,240 円 (△529,107 円)
中学校	776,346 円	→	540,540 円 (△235,806 円)
合計	764,913 円の削減		

今後は、複写機の年間維持管理の削減に取り組んでいく。

- 4 「総合学習推進事業」では、前年度に予算計上させ、年度初めに各校長から事

業内容や各必要経費等のヒアリングを通して予算のチェックを実施している。このことにより、学校長はじめ、教職員に「公金意識」が浸透し、結果的に経費節減にもつながっている。

- 5 「研究指定校事業」のように、事務局提案型の事業を増やすことにより、「与えられた事業から意志ある事業」へと、学校の意識が高まり、より積極的、自発的な取組姿勢がみられるようになった。

**【資料】**

**【具体的な内容】****企画部**

補助金等については、その役割、必要性、費用対効果等について再検討し、整理合理化を推進するとともに、新たな補助金等を制度化する場合は、目的の明確化、交付基準の適正化及び交付の終期を設けるなどの措置を講ずることによって、補助金総額を抑制します。また補助金等については次の視点で適正化を図ります。

- 補助対象事業の繰越金額が補助金額を上回っているもの
- 補助金等の交付の当初の目的を達成したもの
- 補助の目的と実際の用途内容がかけ離れているもの
- 団体等が、本来、独自で負担すべきもの
- 公益性や補助期間などの要因により自立を促すべきものであるもの
- 補助金等の交付以外の方法で実施すべきもの、又は対応が可能なもの
- 関係市町村による補助金等の負担割合が応分の比率によらないもの
- 補助対象事業に不合理な支出が含まれるもの
- 同種の団体で統合再編を支援することにより補助金の適正化が図られる

**【取り組み実績】**

平成 19 年度：行政改革推進本部幹事会による補助金負担金の総点検を次のとおり実施しました。

調査体制：行政改革幹事会の補助金のあり方検討部会を設置し、4 班体制で調査を実施しました。

調査実施期間：平成 19 年 6 月 11 日から平成 19 年 7 月 31 日まで

調査方法：調書をもとに担当者から聞きとりを実施

今回の調査対象事業数と結果

区 分	件 数	割 合
継 続	306	72.0%
廃 止	37	8.7%
縮 小	26	6.1%
要検討	32	7.5%
統 合	24	5.7%
調査実施補助金数	425	100.0%

点検で明らかになった課題

●市の一体感醸成の視点での補助制度の見直し

旧町単位で設けられていた補助制度が、そのまま旧町のみを対象とした補助制度として現在も引き続き設けられているものについては、廃止や統合を検討する必要がある。

●補助金要綱・補助基準の整備について

補助要綱や補助基準が無いものについては、早急な策定が必要である。

●食事代について

食事代は職員が負担すべき性質のものである。食事代が含まれる負担金については、食事代とその他の経費とに区分して請求書を入力するなど、食事代については職員負担となるよう事務処理を行う必要がある。

●補助金の使途について

補助金の一部が旅費手当的な費用に支出されている事例等があり、補助金の使途については適正であるか、交付申請時及び実績報告時にチェックが必要である。

●市の役割見直しの視点での補助制度の見直し

市と関係団体（農家組合、商工会など）との役割分担を再検討し、補助制度のあり方を見直す必要がある。

夏祭りや農業まつりなどのイベントについては、住民や関係団体が主体となったものとなるよう見直しを行い、あわせて補助制度の廃止や縮小を検討する必要がある。

●補助金とする必要がない経費について

補助金の使途が限定的で通常の予算として予算化できるものについては、補助金を廃止し、通常の予算で計上すべきである。

●職員研修負担金について

職員研修などの負担金については、参加者を最小限の人数とし、参加した職員が中心となって情報の共有を図るなど経費縮減に対する対策が必要である。

また、いなべ市人材育成基本方針（平成18年4月）との整合を図りつつ、計画的な人材育成が必要である。

●各種協議会への参加負担金の見直し

各種協議会に参加することの意義や有効性を再度確認したうえで、それら意義や有効性の低いものについては、協議会の場において今後のあり方を検討するよう提言していく必要がある。

### 【検証】

平成 19 年度の調査結果を受け、旧町単位で設けられていた補助制度の廃止・統合や補助金の使途が限定的で通常の予算として予算化できるものについては、補助金を廃止し、通常の予算で計上するなどの是正を行いました。その結果、現在支出している補助金・負担金については、調査で明らかになった課題については是正が進みました。

しかし、削減される一方で、新たな福祉サービスを実施するための事業費補助金や保育所の民営化による保育所運営費補助金など新たな行政サービスを実施するための補助金が創設されており、それらの補助金の効果に対する検証等を行う仕組みづくりが求められています。

### 【資料】

廃止補助金一覧表

(エ) 公共施設の維持管理の効率化と統廃合（民間委託等の推進） 《一部未達成》

【具体的な内容】

健康こども部

これまで、石樽保育園や藤原町内の学校給食センターの調理の民間委託を行ってきましたが、今後も、次のような基準で、指定管理者制度（※）の導入や民営化も含め施設等の管理の効率化と経費削減に努めます。

- ①公共性が確保できること。
- ②住民サービス水準が確保できること
- ③経済性が期待できるものであること
- ④安定的にサービスが供給できること

また、4町が合併したことにより、旧町で整備された重複した公の施設があります。このような施設に対して利用率の調査などの実態調査を行い、利用率が低く将来とも改善が見込めない施設に対しては統廃合、再配置等を検討します。

【取り組み実績】

- ・ 保育所（園）の民営化
  - 石樽保育園（平成 18 年 4 月）
  - 三里保育園（平成 21 年 4 月）
  - 丹生川保育園（平成 23 年 4 月）
  - 山郷保育所（平成 23 年 4 月）
- ・ 保育所（園）の統廃合
  - 員弁中保育園・員弁西保育園→員弁西保育園（平成 19 年 9 月）
  - 笠間第 1 保育園・笠間第 2 保育園→笠間保育園（平成 25 年 4 月）
- ・ 幼稚園の廃止等
  - 治田幼稚園（平成 20 年 4 月）
  - 阿下喜幼稚園・十社幼稚園・山郷幼稚園（平成 21 年 4 月 廃止）
  - ふじわら幼稚園（平成 22 年 4 月 休園）

【検証】

合併時（平成 15 年 12 月）には公立保育所（園）が 13 園ありましたが、平成 18 年 4 月に石樽保育園をいなべ市社会福祉協議会に譲渡したのを手始めに合計 4 園を民営化、平成 19 年 9 月に員弁中保育園・員弁西保育園を、平成 25 年 4 月に笠間第 1 保育園・笠間第 2 保育園をそれぞれ統合し、現在、公立保育所（園）は 7 園（私立保育所（園）7 園）となっています。この間、幼保一元化（いなべ市においては、保育所（園）に統一）の取り組みを平成 20 年度から進め、平成 22 年度に完了しました。

今後は、民営化に向けた体制・環境整備に加え、阿下喜保育所と十社保育所の統合に向けた取り組みを進めていきます。

【資料】

- ・ 市内保育所（園）の状況

## 市内保育所の状況 (H25. 4. 1 現在)

単位：人

保 育 所 名		所 在 地	定員	入所児童数	受入年齢	
公 立	阿下喜保育所	北勢町阿下喜 974	120	93	12月～5歳	
	十社保育所	北勢町畑毛 774	60	48	3歳～5歳	
	治田保育所	北勢町中山 5-2	90	82	2歳～5歳	
	員弁東保育園	員弁町大泉新田 848	120	137	2歳～5歳	
	員弁西保育園	員弁町石仏 1868-1	180	198	12月～5歳	
	笠間保育園	大安町門前 533	150	122	12月～5歳	
	ふじわら保育所	藤原町川合 770	140	153	12月～5歳	
私 立	社	山郷保育所	北勢町其原 818	120	131	2歳～5歳
		石樽保育園	大安町石樽南 335	140	177	12月～5歳
	協	三里保育園	大安町平塚 535	90	79	3歳～5歳
		丹生川保育園	大安町丹生川中 2109-3	60	47	2歳～5歳
私 立	大安中央保育園	大安町石樽東 1856-10	120	108	3歳～5歳	
	ゆめのみ保育園	大安町石樽東 1856-1	60	44	6月～2歳	
	いなべひまわり保育園	員弁町大泉 2558	30	32	6月～2歳	
合		計	1480	1451		

**（エ）公共施設の維持管理の効率化と統廃合（民間委託等の推進）《一部実施》**

**【具体的な内容】**

教育委員会

これまで、石榑保育園や藤原町内の学校給食センターの調理の民間委託を行ってきましたが、今後も、次のような基準で、指定管理者制度（※）の導入や民営化も含め施設等の管理の効率化と経費削減に努めます。

- ①公共性が確保できること。
- ②住民サービス水準が確保できること
- ③経済性が期待できるものであること
- ④安定的にサービスが供給できること

また、4町が合併したことにより、旧町で整備された重複した公の施設があります。このような施設に対して利用率の調査などの実態調査を行い、利用率が低く将来とも改善が見込めない施設に対しては統廃合、再配置等を検討します。

**【取り組み実績】**

公共施設統廃合に関する答申（平成21年9月）を受けた施設の状況は下記のとおりである。

施設分類	施設名	答申内容				進捗状況	
		現状維持	統廃合	民間委託	廃止	現状	課題等
市民会館等	中央公民館	●					
	北勢市民会館	●					
	藤原文化センター	●					
	員弁コミュニティプラザ	●					
資料館等	郷土資料館				●	調整	
	藤原岳自然科学館				●	廃止	24年4月から藤原文化センター内で展示
児童館	梅戸北児童館				●	調整	
	中央児童センター			●		民間	NPO法人で運営
	丹生川児童館				●	調整	
図書館	北勢図書館		●			調整	
	員弁図書館		●				
	大安図書館		●				
	藤原図書館		●				
体育館	員弁運動公園体育館	●					
	大安スポーツ公園体育館	●					
	北勢体育館				●		
	大安海洋センター体育館	●					
屋内運動場施設	スパーク大安	●					

施設分類	施設名	答申内容				進捗状況	
		現状維持	統廃合	民間委託	廃止	現状	課題等
野球場	員弁野球場	●					
	大安スポーツ公園野球場	●					
	北勢其原グラウンド	●					
	藤原第1野球場	●					
	員弁市之原野球場				●	廃止	旧員弁高校の跡地に移転し防災施設等多目的施設化する。
	北勢中山グラウンド				●		
	大安西部運動場				●	調整	
	藤原第2野球場				●	調整	
プール	員弁運動公園プール	●					
	北勢プール				●		
	大安海洋センタープール				●	廃止	
武道場	大安武道館	●					
	北勢武道場				●	調整	
	大安海洋センター武道場	●					
運動場	員弁運動公園運動場	●					
	藤原運動場	●					
	大安スポーツ公園運動場	●					
艇庫	大安海洋センター艇庫	●					
テニスコート	員弁運動公園テニスコート	●					
	大安スポーツ公園テニスコート	●					
	北勢テニスコート	●					北勢中学校のテニスコートとしている
サッカー場 フットサルコート	員弁運動公園サッカー場	●					
	北勢フットサルコート	●					

廃止：廃止済み 調整：廃止・統合に向け関係者と調整中 民間：民間委託実施済み

民間との協働：体育協会へ体育振興事業を委託

- 1 いなべ市スポーツ振興事業（年間のスポーツ行事を開催）
  - 2 屋外体育施設管理（体育施設受付管理、員弁運動公園ほか）
  - 3 いなべ市スポーツフェスティバル開催
  - 4 三重市町対抗駅伝選手派遣
- 文化協会へ文化振興事業を委託
- 1 地域文化振興事業
  - 2 市民展企画運営事業

給食調理業務：大安学校給食センターの調理は25年4月から民間委託とした

### 【検証】

それぞれの施設で利用頻度の差があるものの市民が利用する現存施設の統廃合は計画通り進んでいません。

各施設とも建築から35年から40年が経過しており疲労度は増すばかりで、修繕箇所も単一施設で多数の修繕箇所が同時に発生しています。

今後はさらにランニングコストが増大することは必至であることから、利用者に対して施設の現状を説明し、費用対効果を十分検討した上で早期の整理を行っていきます。

最優先は耐震基準を満たしていない施設の早期の使用中止。修繕箇所の費用の大小。利用頻度、構造物の疲労度等相対的に判断し統廃合を推進していきます。

### 【資料】

### (3) 財政運営の適正化

#### (ア) 計画的な財政運営の推進

《一部未実施》

##### 【具体的な内容】

企画部

中長期的な視点に立った財政計画を策定し、実施計画の策定過程などにおいては整合を図りつつ、重点施策の優先順位や後年度における負担、官民の役割分担などについて十分な精査を行い、財源の有効配分を行います。

##### 【取り組み実績】

毎年予算基本方針を策定期間に於いて、翌年度以降の市税等歳入状況の把握、合併特例債等を利用する事業の把握し、また普通交付税の合併算定替えによる試算などを考慮し財政シミュレーションを作成しています。

##### 【検証】

現在財政シミュレーションは、財政運営上の重要資料として位置づけ、起債の短期償還等の決定の参考にしています。

しかし、市をとりまく財政状況が不安定な時期が続いていることにより、財政シミュレーションを公表していないのが現状です。

今後は、合併時に策定した新市建設計画において財政計画を改定し公表する必要があります。

##### 【資料】

**【具体的な内容】****企画部**

市の予算額や決算額の状況だけでなく、公有財産や負債等の状況を含めたバランスシートの公表など本市の財務状態を可能な限りわかりやすい方法で公表し、補助金の見直しや受益者負担の適正化に対する市民のみなさんの理解を深めながら改革を進めていきます。

**【取り組み実績】**

いなべ市では新地方公会計の整備を進めています。

行政改革の一環で、資産や負債情報の公表や行政コストの可視化等、財務状況を可能な限り分かりやすい方法で公表することを目的に、貸借対照表と行政コスト計算書を平成17年度の決算について作成しました。その後、政府の新地方公会計制度導入への要請もあり、平成18年度決算からは、総務省改訂モデルを用いた財務書類の公表を行っています。

新地方公会計とは、企業会計で用いられる貸借対照表（バランスシート、B/S）や損益計算書（P/L）といった、複式簿記や発生主義の概念で作成される自治体の財務書類です。貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表からなり、財務書類4表とも呼ばれています。

いなべ市では普通会計財務書類のほかにも、特別会計や水道事業等の企業会計、さらに土地開発公社や関係する一部事務組合等を含めた連結財務書類を作成しています。

**【検証】**

合併以前からある古い施設については、関係書類が無いものも多く資産台帳の整備が困難な状況にあります。

資産台帳を整備することにより、修繕計画など将来発生する経費を洗い出すことも可能となります。

国や他市町の動向を注視しながら、公会計の整備を進める必要があります。

**【資料】**

平成23年普通会計財務書類・連結財務書類・比較貸借対照表・住民一人当たり貸借対照表

令和5年度

# いなべ市の決算状況

令和6年8月



## 目 次

1	全会計の決算状況	1
2	一般会計の決算状況	3
2-1	歳入決算の状況	5
	(1) 科目別歳入決算の状況	5
	(2) 市税	7
	(3) 地方譲与税	8
	(4) 各種交付金	9
	(5) 地方特例交付金	10
	(6) 地方交付税	11
	(7) 交通安全対策特別交付金	13
	(8) 分担金及び負担金	13
	(9) 使用料及び手数料	14
	(10) 国庫支出金	15
	(11) 県支出金	16
	(12) 財産収入	17
	(13) 寄附金	17
	(14) 繰入金	18
	(15) 繰越金	18
	(16) 諸収入	19
	(17) 市債	20
2-2	歳出決算の状況	21
	(1) 科目別歳出決算の状況	21
	(2) 議会費	22
	(3) 総務費	22
	(4) 民生費	23
	(5) 衛生費	23
	(6) 農林水産業費	24
	(7) 商工費	24
	(8) 土木費	25
	(9) 消防費	25
	(10) 教育費	26
	(11) 公債費	27
	(12) 諸支出金	27
	(13) 災害復旧費	28
	(14) 節別歳出決算の状況	29
	(15) 性質別歳出決算の状況	31
	(16) 社会保障施策に要する経費の状況	35

3	特別会計及び企業会計の決算状況	36
	(1) 国民健康保険特別会計の決算状況	37
	(2) 後期高齢者医療特別会計の決算状況	39
	(3) 介護保険特別会計の決算状況	41
	(4) 水道事業会計の決算状況	43
	(5) 下水道事業会計の決算状況	47
4	地方債	49
	(1) 一般会計の地方債	49
	(2) 企業会計の地方債	51
	(3) 全会計の地方債	52
5	基金	53
	(1) 一般会計の基金	53
	(2) 特別会計の基金	55
	(3) 全会計の基金	56
6	歳入歳出予算の状況	57
	(1) 一般会計歳入歳出予算の状況	57
	(2) 特別会計歳入歳出予算の状況	61
7	普通会計の決算状況	62
	(1) 歳入決算（普通会計）の状況	64
	(2) 性質別歳出決算（普通会計）の状況	65
	(3) 経常収支比率	66
	(4) 普通会計の地方債	67
	(5) 普通会計の公債費	67
	(6) 普通会計の基金	68
8	類似団体との比較（令和4年度決算）	69
	(1) 歳入決算の比較	69
	(2) 性質別歳出決算の比較	71
	(3) 目的別歳出決算の比較	73
9	財政健全化比率・資金不足比率	75
	(1) 実質赤字比率	76
	(2) 連結実質赤字比率	76
	(3) 実質公債費比率	76
	(4) 将来負担比率	77
	(5) 資金不足比率	77

### 【一般会計】

地方公共団体の基本的な経費が中心として計上され、その意味では地方公共団体存立の目的を達成するために要する経費を経理する会計とすることができます。

### 【特別会計】

一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区分して別個に処理するための会計です。

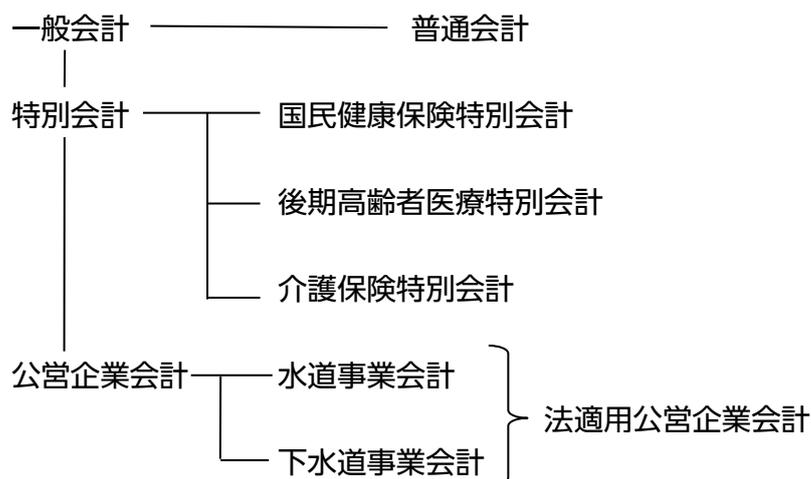
### 【企業会計】

一般的には、株式会社等の民間企業における会計をいうもので、地方財政上は、地方公営企業法の全部又は一部の適用を受ける公営企業の会計です。

### 【普通会計】

個々の地方公共団体ごとに各会計（一般会計及び各種特別会計）の範囲が異なり、団体間の財政比較や統一的な掌握が困難なため、一般会計及び公営企業会計等に含まれない特別会計を合算し重複部分を控除整理したもので、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分です。

## ○市の全会計の体系図



## ○利用上の注意

- ・年次表記について 平成31年度（令和元年度）については、紙面の都合上、「平成31年度」・「H31」と表示しています。
- ・数値について 原則として単位未満で四捨五入しています。このため、合計と内訳の計は必ずしも一致しません。

## 1 全会計の決算状況

一般会計の歳入決算額は表1のとおり263億円、歳出決算額は249億円で、歳入歳出差引額から翌年度繰越財源を除いた実質収支は12億円となりました。

公営企業会計を除く特別会計全体の歳入決算額は97億円、歳出決算額は93億円で、歳入歳出差引額から翌年度繰越財源を除いた実質収支は4億円となりました。

表1 一般会計及び特別会計の決算状況 (単位：千円)

区 分		歳入決算額 A	歳出決算額 B	歳入歳出 差 引 額 C (A - B)	翌年度 繰越財源 D	実質収支 E (C - D)
一 般 会 計		26,251,289	24,879,775	1,371,514	134,203	1,237,312
特 別 会 計	国民健康 保 険	4,322,178	4,241,079	81,098	0	81,098
	後期高齢 者 医 療	1,175,980	1,160,019	15,961	0	15,961
	介護保険	4,174,838	3,904,398	270,440	0	270,440
	小 計	9,672,995	9,305,496	367,499	0	367,499
合 計		35,924,284	34,185,271	1,739,014	134,203	1,604,811

(単位：千円)

区 分		単年度収支 F=E-前年度E	積 立 金 G	繰上償還金 H	積立金取崩額 I	実質単年度収支 J=F+G+H-I
一 般 会 計		△ 358,586	801,963	0	990,076	△ 546,699
特 別 会 計	国民健康 保 険	2,238	0	0	0	2,238
	後期高齢 者 医 療	6,487	0	0	0	6,487
	介護保険	△ 30,756	57,971	0	0	27,215
	小 計	△ 22,031	57,971	0	0	35,940
合 計		△ 380,618	859,934	0	990,076	△ 510,759

企業会計の決算は、表2のとおりです。

水道事業会計では当年度純利益が2千万円、当年度未処分利益剰余金が8千万円となりました。

下水道事業会計では当年度純利益が3億円、当年度未処分利益剰余金が6億4千万円となりました。

表2 企業会計の決算状況

(単位：千円、税抜き)

区 分	水道事業	下水道事業
収 益 的 収 入	984,269	1,744,689
収 益 的 支 出	962,656	1,446,698
当 年 度 純 利 益 ( △ 損 失 )	21,613	297,990
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金 ( △ 欠 損 金 )	0	0
そ の 他 未 処 分 利 益 剰 余 金	53,691	342,692
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金 ( △ 未 処 理 欠 損 金 )	75,305	640,682

(単位：千円、税抜き)

貸 借 対 照 表	水道事業	下水道事業
資 産	13,131,550	25,553,059
負 債	5,444,658	15,602,839
うち、建設改良等企業債	2,508,118	5,715,026
資 本	7,686,892	9,950,220

**【収益的収入】**

サービスの提供の対価としての料金収入を主体とする「営業収益」、受取利息・他会計補助金等の「営業外収益」及び固定資産売却益・過年度損益修正益等の「特別利益」が含まれます。

**【収益的支出】**

サービスの提供に要する人件費・物件費・減価償却費等の「営業費用」、支払利息等の「営業外費用」、固定資産売却損・過年度損益修正損等の「特別損失」及び「予備費」が含まれます。

**【前年度繰越利益剰余金】**

前年度の繰越金から基金積み立てや取り崩しによる増減を加味したものです。

**【その他未処分利益剰余金変動額】**

減債積立金、建設改良積立金の使用済額です。

**【当年度未処分利益剰余金】**

その他未処分利益剰余金に当年度純利益を加えた額です。

## 2 一般会計の決算状況

令和5年度の一般会計決算は、表3のとおり、歳入決算額は、263億円で前年度に比べ5億円（2.0%）増となりました。歳出決算額は、249億円で前年度に比べ9億円（3.9%）増となりました。

収支の状況は、歳入歳出差引額が14億円、実質収支が12億円となりました。実質収支から前年度の実質収支を差引いた単年度収支は4億円のマイナスとなり、単年度収支に積立金や積立金取崩額等を加減した実質単年度収支は5億円のマイナスとなりました。これら実質収支等の状況については、図1をご覧ください。

なお、一般会計決算の推移については、図2をご覧ください。

表3 一般会計決算収支状況

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度 決算額 A	令和4年度 決算額 B	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
歳入決算額 ①	26,251,289	25,731,594	519,696	2.0
歳出決算額 ②	24,879,775	23,946,798	932,977	3.9
歳入歳出差引額 ③ (①-②)	1,371,514	1,784,795	△ 413,281	△ 23.2
翌年度繰越財源 ④	134,203	188,897	△ 54,695	△ 29.0
実質収支 ⑤ (③-④)	1,237,312	1,595,898	△ 358,586	△ 22.5
単年度収支 ⑥ (⑤-前年度⑤)	△ 358,586	△ 139,769	△ 218,817	156.6
積立金 ⑦	801,963	869,546	△ 67,582	△ 7.8
繰上償還金 ⑧	0	0	0	-
積立金取崩額 ⑨	990,076	734,332	255,744	34.8
実質単年度収支 ⑩ (⑥+⑦+⑧-⑨)	△ 546,699	△ 4,555	△ 542,144	11,902.2

図1 実質収支等の状況（一般会計）

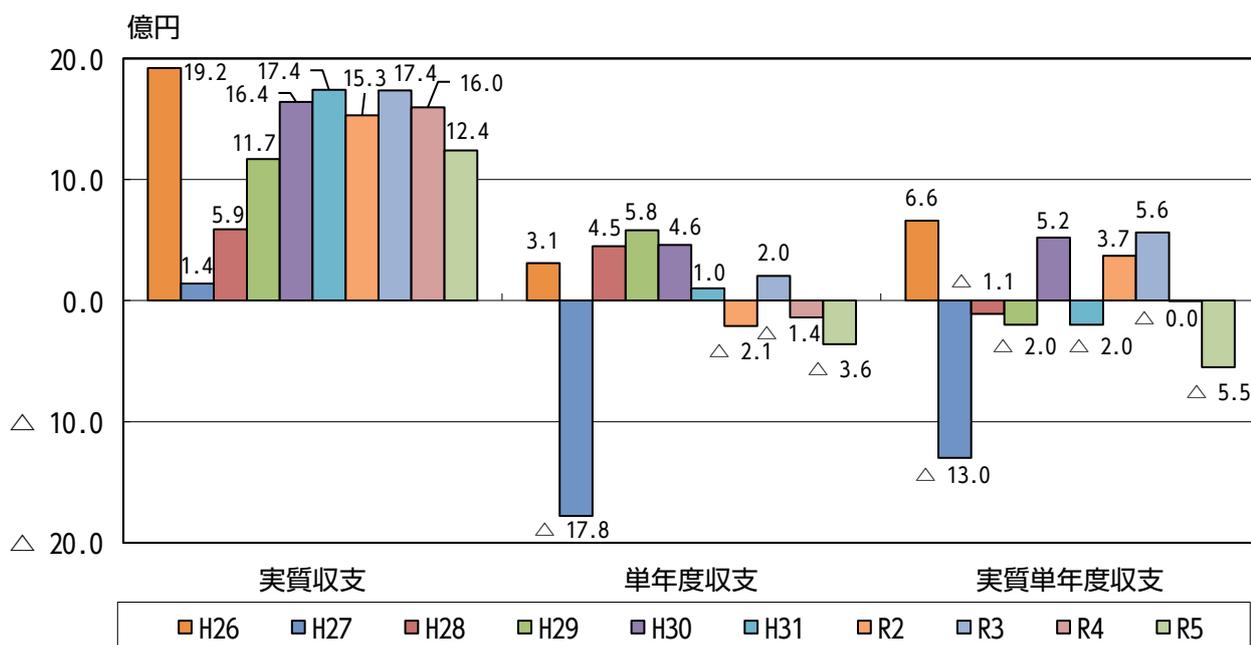
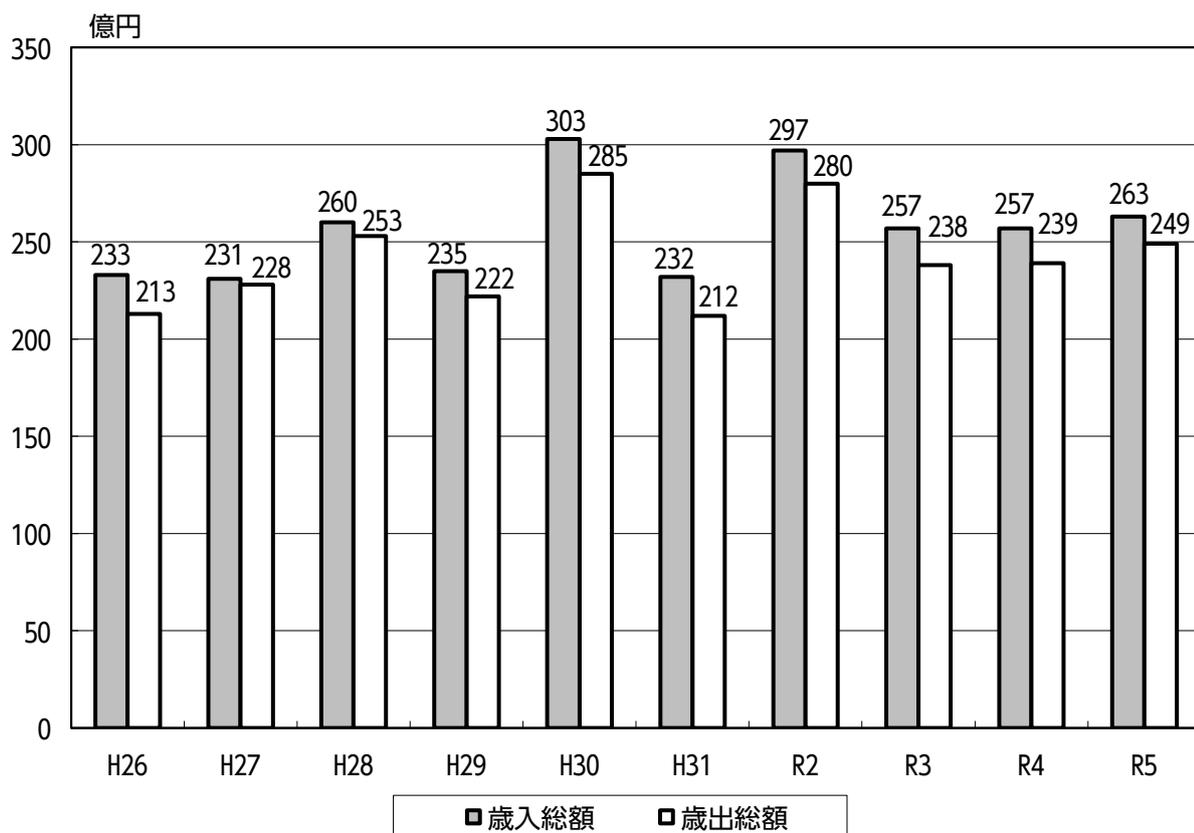


図2 一般会計決算の推移



**【実質収支】**

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度へ繰り越す事業に充てるための財源を差し引いたもので、当該年度に属すべき収入と支出の差を示すものです。

**【単年度収支】**

実質収支は前年度以前からの収支の累計であることから、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものです。

**【実質単年度収支】**

単年度収支には、実質的な黒字要素（基金への積立、繰上償還）や赤字要素（基金の取り崩し）が含まれているため、これらを控除した単年度収支が、実質的にどのようなものかを表したものです。

## 2-1 歳入決算の状況

### (1) 科目別歳入決算の状況

令和5年度の歳入決算額は、262億5千万円で前年度に比べ5億2千万円（2.0%）増となりました。繰入金が5億6千万円（28.1%）減、地方交付税が1億1千万円（3.0%）減、繰越金が6千万円（3.3%）減、寄附金が2千万円（23.5%）減となりましたが、市税が6億円（6.3%）増、市債が4億1千万円（23.5%）増、国庫支出金が1億8千万円（5.3%）増、各種交付金が5千万円（3.3%）増となったためです。

主な理由については、P7以降の各項目をご覧ください。

なお、前年度と比較した科目別歳入決算の状況は、表4、図3をご覧ください。

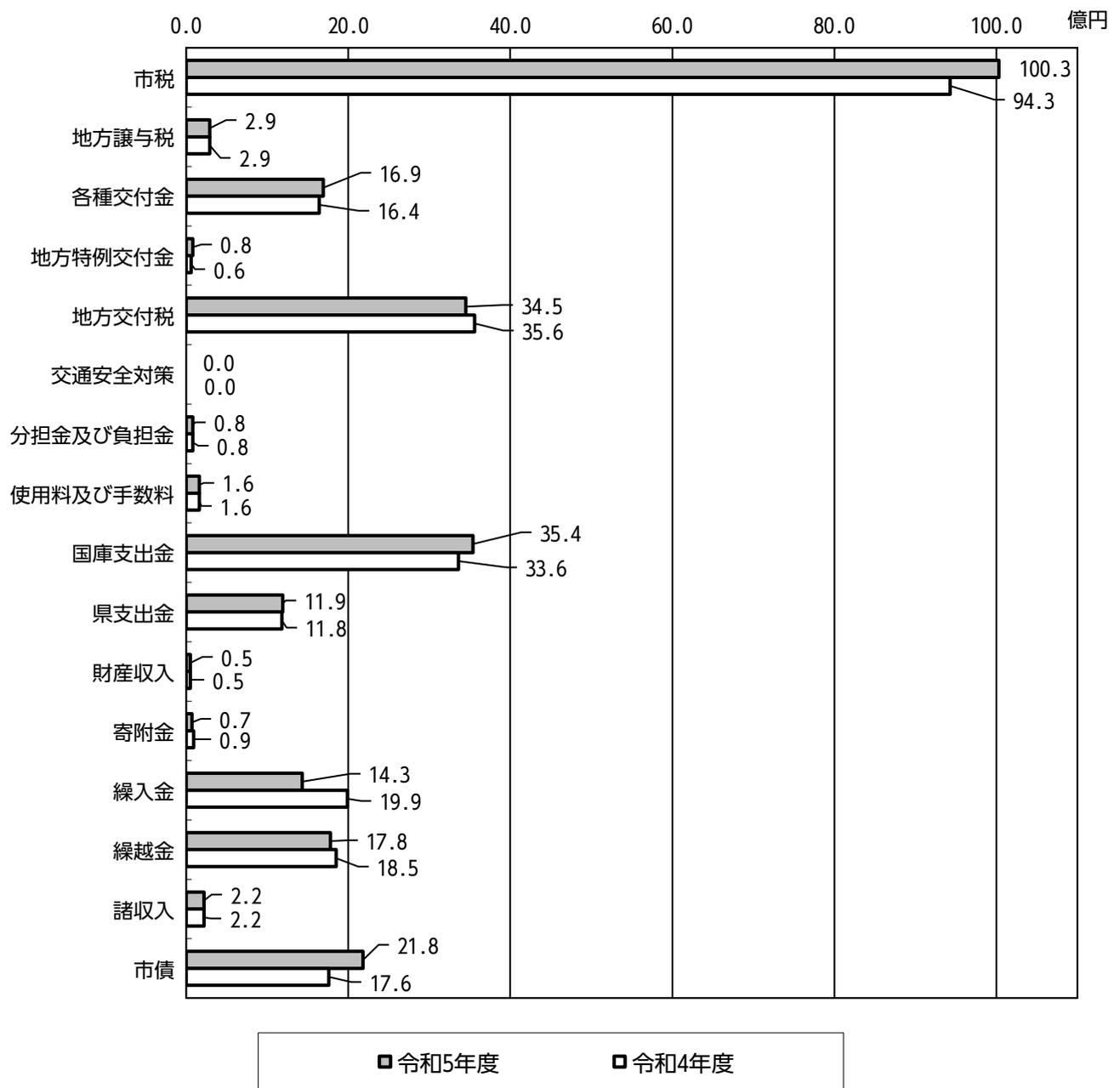
表4 科目別歳入決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較		市 民 1 人 当 負 た 担 額 (円)
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B	
市 税	10,030,173	38.2	9,433,644	36.7	596,529	6.3	225,028
地 方 譲 与 税	289,745	1.1	287,051	1.1	2,694	0.9	6,500
各 種 交 付 金	1,693,795	6.5	1,639,805	6.4	53,990	3.3	38,000
地 方 特 例 交 付 金	75,925	0.3	59,169	0.2	16,756	28.3	1,703
地 方 交 付 税	3,453,232	13.2	3,559,792	13.8	△ 106,560	△ 3.0	77,474
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,371	0.0	4,079	0.0	△ 708	△ 17.4	76
分 担 金 及 び 負 担 金	78,901	0.3	84,224	0.3	△ 5,323	△ 6.3	1,770
使 用 料 及 び 手 数 料	158,256	0.6	157,996	0.6	261	0.2	3,550
国 庫 支 出 金	3,538,293	13.5	3,359,248	13.1	179,045	5.3	79,382
県 支 出 金	1,192,917	4.5	1,183,552	4.6	9,365	0.8	26,763
財 産 収 入	53,036	0.2	52,244	0.2	793	1.5	1,190
寄 附 金	70,292	0.3	91,891	0.4	△ 21,599	△ 23.5	1,577
繰 入 金	1,432,308	5.5	1,991,889	7.7	△ 559,580	△ 28.1	32,134
繰 越 金	1,784,795	6.8	1,845,609	7.2	△ 60,814	△ 3.3	40,042
諸 収 入	219,146	0.8	218,927	0.9	219	0.1	4,917
市 債	2,177,102	8.3	1,762,473	6.8	414,629	23.5	48,844
合 計	26,251,289	100.0	25,731,594	100.0	519,696	2.0	588,950

注) 市民1人当たり負担額は令和5年度の数値です。(人口は、R6.3.31現在住民基本台帳人口44,573人)

図3 科目別歳入決算の比較



(2) 市税

令和5年度の市税収入は、表5のとおり、100億3千万円で前年度に比べ6億円(6.3%)増となりました。

市民税は6億1千万円(19.5%)増となりました。企業収益の増加により法人分が5億4千万円(94.0%)増となったためです。

固定資産税は1千万円(0.2%)減となりました。土地分が1千万円(1.2%)増、家屋分が6千万円(3.5%)増となりましたが、企業の設備投資が前年度より少なかったため償却資産分が9千万円(3.0%)減となったためです。

なお、これまでの市税収入額の推移については図4、表6をご覧ください。

表5 市税決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較		市 民 1 人 当 た り 負 担 額 ( 円 )
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B	
市 民 税	3,749,055	37.4	3,137,412	33.3	611,643	19.5	84,110
個 人	2,635,879	26.3	2,563,591	27.2	72,288	2.8	59,136
法 人	1,113,176	11.1	573,821	6.1	539,355	94.0	24,974
固 定 資 産 税	5,749,092	57.3	5,760,996	61.1	△ 11,904	△ 0.2	128,981
土 地	1,006,147	10.0	994,474	10.5	11,673	1.2	22,573
家 屋	1,891,022	18.9	1,827,457	19.4	63,565	3.5	42,425
償 却 資 産	2,850,765	28.4	2,937,455	31.1	△ 86,690	△ 3.0	63,957
国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	1,158	0.0	1,610	0.0	△ 452	△ 28.1	26
軽 自 動 車 税	201,854	2.0	195,201	2.1	6,652	3.4	4,529
市 た ば こ 税	321,840	3.2	331,481	3.5	△ 9,641	△ 2.9	7,221
鉱 産 税	8,333	0.1	8,554	0.1	△ 221	△ 2.6	187
合 計	10,030,173	100.0	9,433,644	100.0	596,529	6.3	225,028

注) 市民1人当たり負担額は令和5年度の数値です。(人口は、R6.3.31現在住民基本台帳人口44,573人)

図4 市税収入額の推移

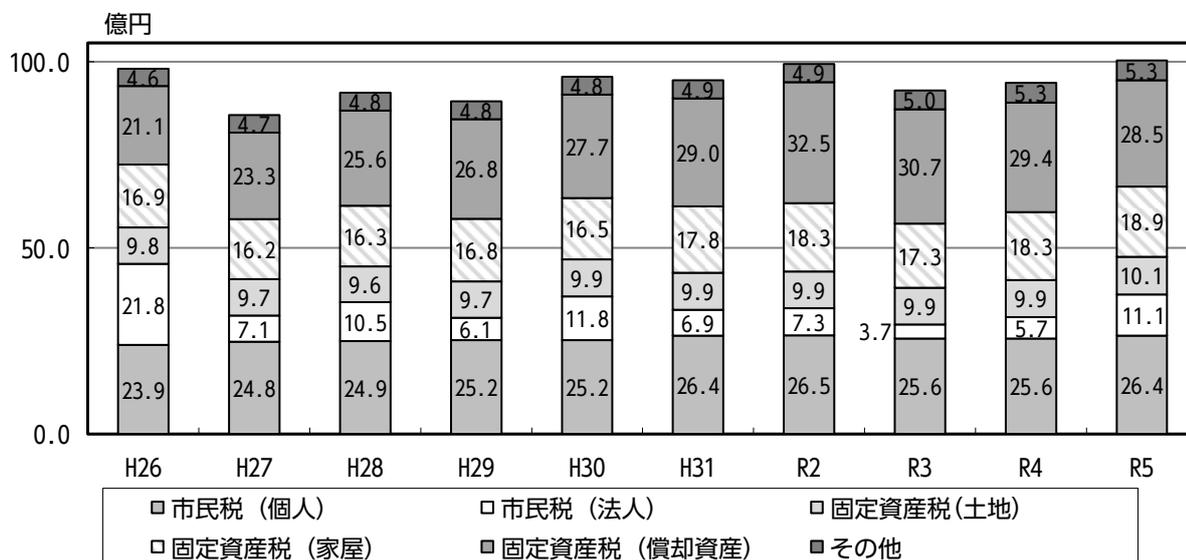


表6 市税収入額の推移

(単位：百万円)

区 分	H26	H27	H28	H29	H30
市 民 税	4,565	3,182	3,537	3,123	3,697
個 人	2,388	2,476	2,489	2,518	2,519
法 人	2,177	706	1,048	605	1,178
固 定 資 産 税	4,779	4,917	5,152	5,332	5,419
軽 自 動 車 税	123	128	144	150	155
市 た ば こ 税	330	330	329	318	314
鉱 産 税	9	9	9	8	9
合 計	9,807	8,567	9,171	8,931	9,593

区 分	H31	R2	R3	R4	R5
市 民 税	3,333	3,373	2,935	3,137	3,749
個 人	2,641	2,646	2,564	2,564	2,636
法 人	693	727	371	574	1,113
固 定 資 産 税	5,679	6,080	5,786	5,761	5,749
軽 自 動 車 税	166	178	183	195	202
市 た ば こ 税	311	304	314	331	322
鉱 産 税	8	8	8	9	8
合 計	9,498	9,943	9,225	9,434	10,030

## (3) 地方譲与税

令和5年度の地方譲与税は、表7のとおり、2億9千万円で前年度とほぼ同額となりました。

地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税ともに前年度とほぼ同額となりました。

表7 地方譲与税決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増減 A-B	伸率(A-B)/B
地方揮発油譲与税	67,504	23.3	67,194	23.4	310	0.5
自動車重量譲与税	203,509	70.2	201,125	70.1	2,384	1.2
森林環境譲与税	18,732	6.5	18,732	6.5	0	0.0
合 計	289,745	100.0	287,051	100.0	2,694	0.9

## 【地方譲与税】

国が徴収した特定の税を一定の基準により市町村に譲与するものです。

## 【地方揮発油譲与税】

地方揮発油税のうち市町村の区域内にある市町村道の延長及び面積で按分した額が譲与されます。

## 【自動車重量譲与税】

自動車重量税の1,000分の407に相当する額が自動車重量譲与税として市町村に譲与されます。

## 【森林環境譲与税】

森林の整備及びその促進に関する費用に充てるため、国から譲与されます。

(4) 各種交付金

令和5年度の各種交付金総額は、表8のとおり、16億9千万円で前年度に比べ5千万円(3.3%) 増となりました。

配当割交付金は1千万円(15.4%) 増となりました。

株式等譲渡所得割交付金は2千万円(74.7%) 増となりました。

地方消費税交付金は1千万円(1.0%) 増となりました。

表8 各種交付金決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B) / B
利子割交付金	2,582	0.2	2,938	0.2	△ 356	△ 12.1
配当割交付金	51,768	3.1	44,850	2.7	6,918	15.4
株式等譲渡所得割交付金	56,702	3.3	32,465	2.0	24,237	74.7
法人事業税交付金	178,059	10.5	173,641	10.6	4,418	2.5
地方消費税交付金	1,232,332	72.8	1,220,630	74.4	11,702	1.0
うち社会保障財源分	624,498	36.9	628,483	38.3	△ 3,985	△ 0.6
ゴルフ場利用税交付金	126,250	7.5	125,164	7.6	1,086	0.9
自動車取得税交付金	2,664	0.2	526	0.0	2,138	406.3
環境性能割交付金	43,438	2.6	39,591	2.4	3,847	9.7
合 計	1,693,795	100.0	1,639,805	100.0	53,990	3.3

【利子割交付金】

道府県民税の利子割収入額のうち、100分の59.4に相当する額が交付されます。

【配当割交付金】

道府県民税の配当割収入額のうち、100分の59.4に相当する額が交付されます。

【株式譲渡所得割交付金】

道府県民税の株式譲渡所得割収入額のうち、100分の59.4に相当する額が交付されます。

【法人事業税交付金】

都道府県の法人事業税収入額のうち、超過課税分を除く額の100分の7.7に相当する額を各市町村の従業者数で按分した額が交付されます。

【地方消費税交付金】

都道府県の地方消費税収入額のうち、2分の1に相当する額が交付されます。

**【ゴルフ場利用税交付金】**

ゴルフ場所在の市町村に対し、都道府県の当該ゴルフ場利用税収入額の10分の7に相当する額が交付されます。

**【自動車取得税交付金】**

都道府県の自動車取得税収入額のうち、100分の66.5に相当する額が交付されます。

**【環境性能割交付金】**

都道府県の自動車税環境性能割収入額のうち、100分の40.85に相当する額が交付されます。

**(5) 地方特例交付金**

令和5年度の地方特例交付金は、表9のとおり、8千万円で前年度に比べ2千万円(28.3%)増となりました。

個人住民税減収補填特例交付金は前年度とほぼ同額となりました。

固定資産税減収補填特別交付金は2千万円(432.4%)増となりました。

表9 地方特例交付金決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
個人住民税減収補填 特 例 交 付 金	52,673	69.4	54,802	92.6	△ 2,129	△ 3.9
固定資産税減収補填 特 別 交 付 金	23,252	30.6	4,367	7.4	18,885	432.4
合 計	75,925	100.0	59,169	100.0	16,756	28.3

**【個人住民税減収補填特例交付金】**

住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方の減収を補てんするために措置されます。

**【固定資産税減収補填特別交付金】**

新型コロナウイルス感染症対策として実施される固定資産税の減税などの地方の減収を補てんするために措置されます。

(6) 地方交付税

令和5年度の地方交付税は、表10のとおり、34億5千万円で前年度に比べ1億1千万円(3.0%)減となりました。

普通交付税は7千万円(2.5%)減となりました。基準財政需要額は国の交付税財源が確保されたことによる臨時財政対策債振替相当額の減により4億2千万円の増、基準財政収入額は市町村民税の法人税割の増により4億9千万円の増となり、財源不足が減少したためです。

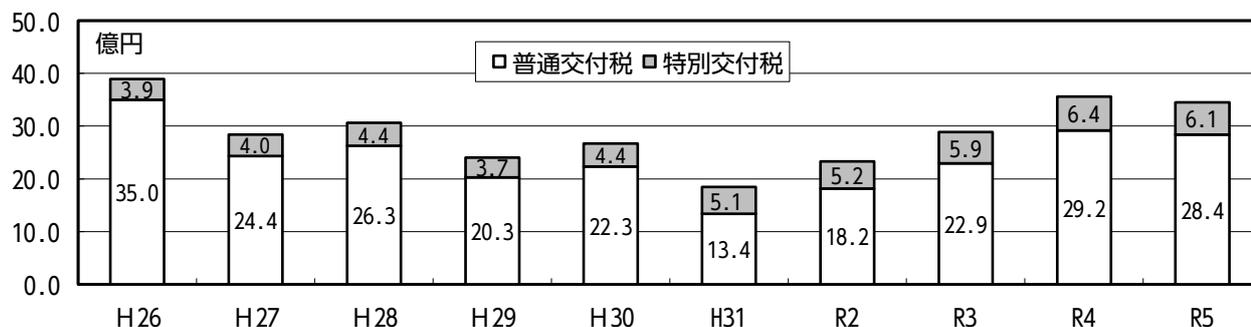
特別交付税は3千万円(5.1%)減となりました。集落支援員に要する経費1億9千万円、地域活性化起業人に要する経費1億円、定住自立圏構想に要する経費8千万円、地域おこし協力隊に要する経費4千万円、除排雪に要する経費4千万円、下水道高度処理に要する経費2千万円、有害鳥獣対策に要する経費2千万円、不採算地区公的病院等に要する経費2千万円などが措置されています。

なお、地方交付税の推移は図5、基準財政収入額及び基準財政需要額の推移は図6、財政力指数(3か年平均)の推移は図7、財政力指数(単年度)の推移は図8をご覧ください。

表10 地方交付税決算の状況 (単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
普 通 交 付 税	2,841,838	82.3	2,915,481	81.9	△ 73,643	△ 2.5
特 別 交 付 税	611,394	17.7	644,311	18.1	△ 32,917	△ 5.1
合 計	3,453,232	100.0	3,559,792	100.0	△ 106,560	△ 3.0

図5 地方交付税の推移



【地方交付税制度】

地方公共団体間の地域格差をなくすため財源の不均衡を是正し、すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うのに必要な財源が確保される制度です。

【普通交付税】

地方公共団体間の地域格差をなくし、一定の行政水準を確保するため、各地方公共団体に標準的な基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、財源不足額が生じる場合に交付されるものです。

【特別交付税】

普通交付税において捕捉されなかった特別の財政需要に対して、また災害等のため特別の財政需要の増加または財政収入の減少に対して交付されるものです。

図6 基準財政収入額及び基準財政需要額の推移

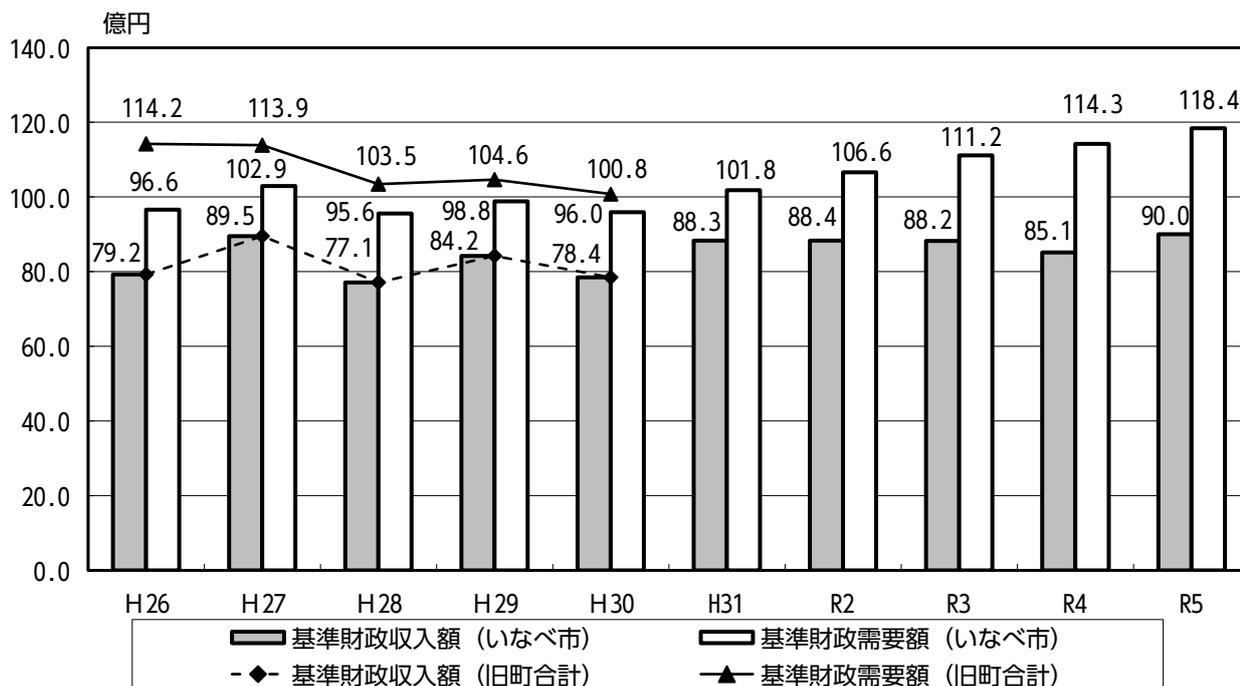


図7 財政力指数（3か年平均）の推移

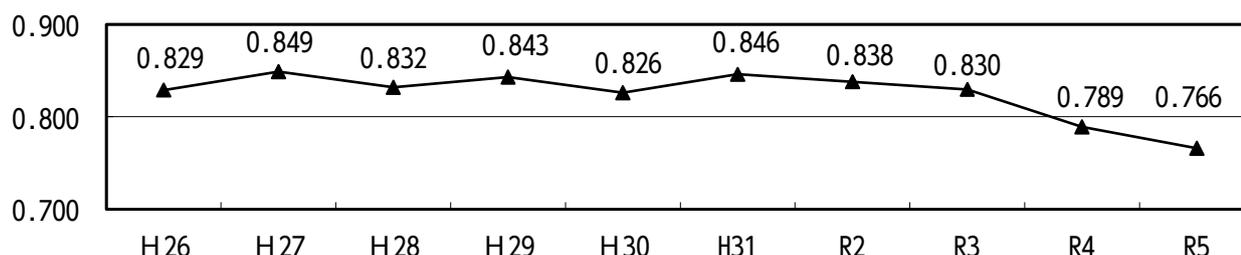
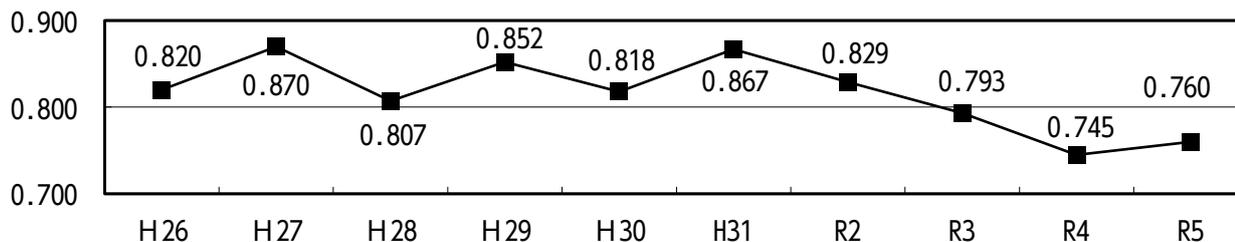


図8 財政力指数（単年度）の推移



**【基準財政収入額】**

地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入を一定の方法により算定した額です。

**【基準財政需要額】**

地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、また施設を維持するための財政需要を一定の方法により算定した額です。

**【財政力指数】**

地方公共団体の財政力を示す指数です。基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去3年間の平均値で表します。この数値が大きいくほど財政力が豊かで、単年度の財政力指数が1を超える場合、普通交付税は不交付となります。

(7) 交通安全対策特別交付金

令和5年度の交通安全対策特別交付金は、表11のとおり、3百万円で前年度とほぼ同額となりました。

表11 交通安全対策特別交付金決算の状況 (単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,371	100.0	4,079	100.0	△ 708	△ 17.4

【交通安全対策特別交付金】

道路交通法第128条第1項の規定により納付される反則金にかかる収入見込額から、郵政取扱手数料相当額、通告書送付費支出金相当額を控除した金額が都道府県及び市町村の交通安全施設整備事業の財源として交付されます。

(8) 分担金及び負担金

令和5年度の手分担金及び負担金は、表12のとおり、8千万円で前年度に比べて1千万円(6.3%)減となりました。

分担金、負担金ともに前年度とほぼ同額となりました。

負担金は保育所入所児童保育料負担金が9百万円増となりましたが、公立保育所園児給食費負担金が1千万円減となりました。

表12 分担金及び負担金決算の状況 (単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
分 担 金	2,948	3.7	3,945	4.7	△ 997	△ 25.3
負 担 金	75,953	96.3	80,280	95.3	△ 4,327	△ 5.4
合 計	78,901	100.0	84,224	100.0	△ 5,323	△ 6.3

【分担金】

市が行う特定の事業に要する経費に充てるため、その事業によって利益を受ける者に対し、その受益を限度として徴収するものです。

【負担金】

国や地方公共団体が特定の事業を行う場合、その経費の全部又は一部に充てるために、その事務・事業の実施により特に利益を受ける等の特別の関係を持つ者に対して、国や地方公共団体が負担を命ずるものです。

(9) 使用料及び手数料

令和5年度の使用料及び手数料は、表13のとおり、1億6千万円で前年度とほぼ同額となりました。

使用料、手数料ともに前年度とほぼ同額となりました。

表13 使用料及び手数料決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
使 用 料	75,008	47.4	74,283	47.0	725	1.0
手 数 料	83,249	52.6	83,713	53.0	△ 464	△ 0.6
合 計	158,256	100.0	157,996	100.0	261	0.2

(10) 国庫支出金

令和5年度の国庫支出金は、表14のとおり、35億4千万円で前年度に比べて1億8千万円（5.3%）増となりました。

国庫負担金は5千万円（2.7%）減となりました。障害者自立支援給付費国庫負担金が5千万円増となりましたが、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金が8千万円減、保育士等处遇改善臨時特例交付金が2千万円減となったためです。

国庫補助金は2億3千万円（15.2%）増となりました。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金補助金が前年度繰越分と合わせて1億6千万円減、新型コロナウイルスワクチン接種事業補助金が1億1千万円減となりましたが、地方創生拠点整備交付金が前年度繰越分と合わせて2億6千万円増、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が2億2千万円増となったためです。

委託金は前年度とほぼ同額となりました。

表14 国庫支出金決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
国 庫 負 担 金	1,794,911	50.7	1,845,538	54.9	△ 50,627	△ 2.7
国 庫 補 助 金	1,733,966	49.0	1,504,913	44.8	229,052	15.2
委 託 金	9,416	0.3	8,797	0.3	620	7.0
合 計	3,538,293	100.0	3,359,248	100.0	179,045	5.3

**【国庫支出金】**

国が特定の事務・事業に要する経費の財源として交付するものです。

**【国庫負担金】**

仕事の性質に応じ、当然の義務として国がその一部又は全部を負担するために交付されるものです。

**【国庫補助金】**

国が地方公共団体に対し、特定施策の奨励又は財政援助の意味合いをもって交付されるものです。

**【委託金】**

純然たる国の事務の一部を市町村長等に委任した場合に要する経費の全額が交付されるものです。

(11) 県支出金

令和5年度の県支出金は、表15のとおり、11億9千万円で前年度に比べ1千万円(0.8%)増となりました。

県負担金は2千万円(3.3%)増となりました。障害者自立支援給付費県負担金が2千万円増となったためです。

県補助金は前年度とほぼ同額となりました。福祉医療費補助金が1千万円増、三重県子育て世帯生活応援給付金が1千万円皆増、重層的支援体制整備事業交付金が1千万円増となりましたが、農村地域防災減災事業費補助金が前年度繰越分と合わせて2千万円減、放課後児童クラブ室整備費県補助金が1千万円減となりました。

委託金は2千万円(15.2%)減となりました。参議院議員選挙費委託金が2千万円皆減となったためです。

表15 県支出金決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
県 負 担 金	688,601	57.7	666,378	56.3	22,223	3.3
県 補 助 金	414,087	34.7	410,779	34.7	3,309	0.8
委 託 金	90,229	7.6	106,395	9.0	△ 16,167	△ 15.2
合 計	1,192,917	100.0	1,183,552	100.0	9,365	0.8

**【県支出金】**

都道府県が特定の事務・事業に要する経費の財源として交付するものです。

**【県負担金】**

事務の性質上法令によって負担を義務付けられているものです。

**【県補助金】**

交付対象事務事業の執行を奨励する必要から支出される任意的なものです。

**【委託金】**

本来都道府県が施行すべき事務であるが便宜上市町村に委託した方がより効率的、かつ経済的である場合にその経費の全額が交付されるものです。

(12) 財産収入

令和5年度の財産収入は、表16のとおり、5千万円で前年度とほぼ同額となりました。

財産運用収入、財産売払収入ともに前年度とほぼ同額となりました。

財産運用収入は財政調整基金債券利子が3百万円増、建物貸付収入が2百万円増となりました。

財産売払収入は公用車売払収入が4百万円増となりましたが、土地売払収入が8百万円減となりました。

表16 財産収入決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構成比	決 算 額 B	構成比	増 減 A - B	伸率 (A-B)/B
財 産 運 用 収 入	29,657	55.9	24,805	47.5	4,852	19.6
財 産 売 払 収 入	23,379	44.1	27,438	52.5	△ 4,059	△ 14.8
合 計	53,036	100.0	52,244	100.0	793	1.5

【財産収入】

地方公共団体が所有する財産（土地、建物等）の貸し付け、私権の設定、出資、交換又は売却等による収入です。

【財産運用収入】

財産（土地、建物等）の貸付け又は基金運用利息等の収入です。

【財産売払収入】

財産（土地、建物等）の売却代等による収入です。

(13) 寄附金

令和5年度の寄附金は、表17のとおり、7千万円で前年度と比べて2千万円（23.5%）減となりました。

寄附金のうち、ふるさと納税が2,068件、60,138千円、内科医確保支援を目的としたクラウドファンディング型ふるさと納税が241件、2,913千円、楽器寄附ふるさと納税の現金化分が5件、177千円と、多くの皆様から寄附をいただきました。

表17 寄附金決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構成比	決 算 額 B	構成比	増 減 A - B	伸率 (A-B)/B
寄 附 金	70,292	100.0	91,891	100.0	△ 21,599	△ 23.5

【寄附金】

地方公共団体の行う事業に要する経費に充てるために受ける金銭のことで、ふるさと納税はここに含まれます。楽器寄附ふるさと納税で寄附していただいた楽器のうち、寄附きぼう以外の楽器は査定協力事業者が新たにリユース事業として活用し、その査定額分はいなべ市へ現金として寄附されます。受け取った寄附金はいなべ市の取り組む事業活動に活用させていただきます。

(14) 繰入金

令和5年度の繰入金は、表18のとおり、14億3千万円で前年度に比べ5億6千万円(28.1%)減となりました。

特別会計繰入金は1千万円(7.3%)減となりました。後期高齢者医療特別会計繰入金が1千万円増となりましたが、介護保険特別会計繰入金が3千万円減となったためです。

基金繰入金は5億5千万円(29.8%)減となりました。財政調整基金繰入金が2億6千万円増となりましたが、市債管理基金繰入金が8億円減となったためです。

表18 繰入金決算の状況 (単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
特別会計繰入金	142,162	9.9	153,279	7.7	△ 11,117	△ 7.3
基金繰入金	1,290,147	90.1	1,838,609	92.3	△ 548,463	△ 29.8
合 計	1,432,308	100.0	1,991,889	100.0	△ 559,580	△ 28.1

【繰入金】

地方公共団体の一般会計、他の特別会計及び基金又は財産区会計間における現金の移動のことをいいます。

【特別会計繰入金】

特別会計の財源に剰余金が生じる場合に一般会計に繰り入れするものです。

【基金繰入金】

一般会計の歳入に不足が生じる場合に、財政調整基金や特定目的のために積み立てられた基金の取り崩しを行い、一般会計に繰り入れするものです。

(15) 繰越金

令和5年度の繰越金は、表19のとおり、17億8千万円で前年度に比べ6千万円(3.3%)減となりました。

表19 繰越金決算の状況 (単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
繰 越 金	1,784,795	100.0	1,845,609	100.0	△ 60,814	△ 3.3

【繰越金】

地方公共団体の前年度決算に剰余金が生じる場合、前年度から繰越されるものです。

(16) 諸収入

令和5年度の諸収入は、表20のとおり、2億2千万円で前年度とほぼ同額となりました。

延滞金、加算金及び過料は1千万円（81.7%）増となりました。市税延滞金収入が1千万円増となったためです。

受託事業収入は前年度とほぼ同額となりました。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業受託事業収入が4百万円増となりました。

雑入は1千万円（6.0%）減となりました。コミュニティ事業助成金が1千万円減となったためです。

表20 諸収入決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
延滞金、加算金 及 び 過 料	13,360	6.1	7,353	3.4	6,007	81.7
貸付金元利収入	7,521	3.4	5,937	2.7	1,584	26.7
受託事業収入	16,022	7.3	11,706	5.3	4,316	36.9
雑 入	182,236	83.2	193,932	88.6	△ 11,695	△ 6.0
市預金利子	8	0.0	0	0.0	8	皆増
合 計	219,146	100.0	218,927	100.0	219	0.1

【諸収入】

収入の性質上いずれの収入科目にも組み込まれることのできないものです。

【延滞金、加算金及び過料】

地方自治法及び地方税法の規定に基づき徴収する延滞金、地方税法に基づき徴収する加算金、地方自治法の規定に基づき徴収する過料のほか、他の法令の規定に基づき徴収されるものです。

【市預金利子】

歳計現金及び歳入歳出外現金から生じた利子です。

【貸付金元利収入】

一般会計から当該地方公共団体以外の者に直接貸し出された資金の元利収入されるものです。

【受託事業収入】

国庫支出金又は県支出金に属するものを除き、国、他の地方公共団体、公社・公団等から委託された事業に係る収入です。

【雑入】

諸収入の中でも1科目を設ける必要性の少ない収入です。

(17) 市債

令和5年度の市債は、表21のとおり、21億8千万円で前年度に比べ4億1千万円(23.5%) 増となりました。

借り入れた地方債の内訳は、P49をご覧ください。

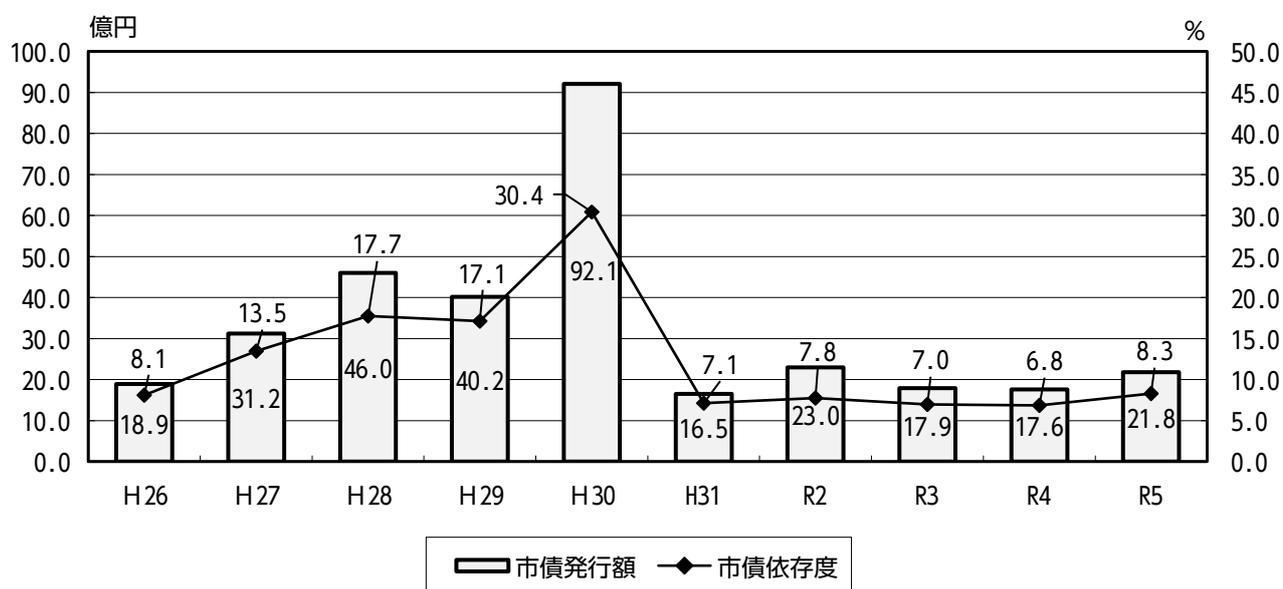
なお、市債発行額・依存度の推移は、図9をご覧ください。

表21 市債決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
市 債	2,177,102	100.0	1,762,473	100.0	414,629	23.5

図9 市債発行額・依存度の推移



**【市債】**

地方公共団体が事業を実施する際に一般財源や国庫支出金等の特定財源をもって充てるが、これ以上に財源が必要な場合に借り入れる資金です。

**【市債依存度】**

歳入総額に占める市債の割合です。

## 2-2 歳出決算の状況

### (1) 科目別歳出決算の状況

令和5年度の科目別歳出決算額は、248億8千万円で前年度に比べ9億3千万円（3.9%）増となりました。

衛生費が4億1千万円（19.0%）減、諸支出金が1億5千万円（9.1%）減となりましたが、総務費が1億6千万円（6.5%）増、民生費が1億1千万円（1.5%）増、農林水産業費が1億3千万円（19.2%）増、商工費が5億2千万円（75.2%）増、教育費が5億1千万円（21.1%）増、公債費が1億1千万円（3.5%）増となったためです。

主な理由については、次ページ以降の各項目をご覧ください。

なお、前年度と比較した科目別歳出決算の状況は、表22、図10をご覧ください。

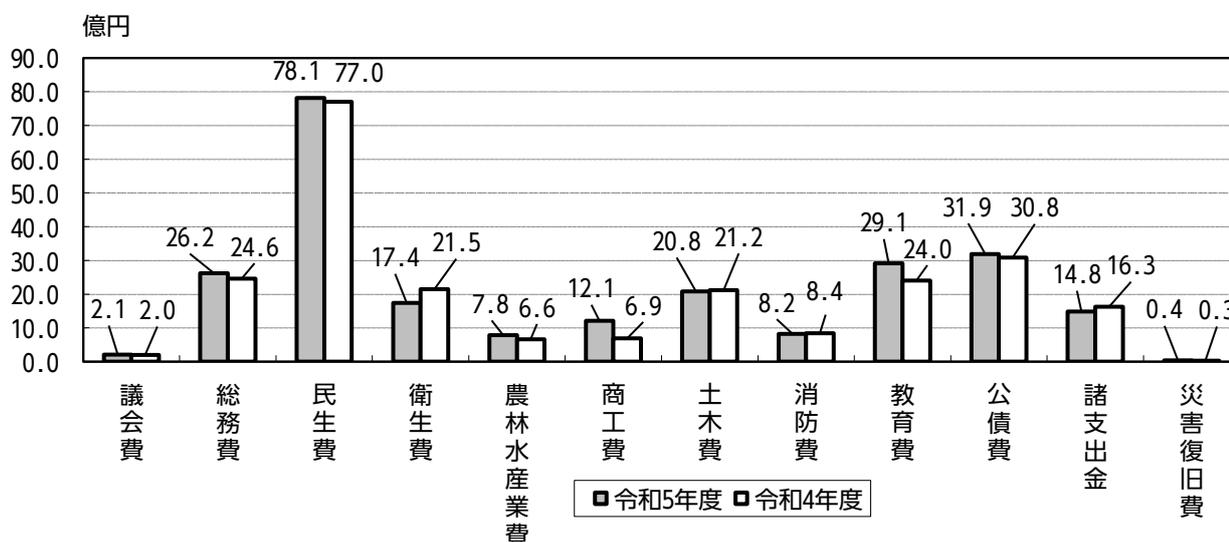
表22 科目別歳出決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較		市 民 1 人 当 た り 負 担 額 ( 円 )
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B	
議 会 費	209,719	0.8	202,413	0.8	7,305	3.6	4,705
総 務 費	2,615,337	10.5	2,455,976	10.3	159,361	6.5	58,675
民 生 費	7,814,897	31.4	7,700,655	32.2	114,242	1.5	175,328
衛 生 費	1,740,454	7.0	2,148,310	9.0	△ 407,856	△ 19.0	39,047
農 林 水 産 業 費	782,220	3.1	656,408	2.7	125,811	19.2	17,549
商 工 費	1,209,165	4.9	689,989	2.9	519,176	75.2	27,128
土 木 費	2,075,951	8.3	2,120,038	8.9	△ 44,087	△ 2.1	46,574
消 防 費	820,974	3.3	840,847	3.5	△ 19,873	△ 2.4	18,419
教 育 費	2,907,000	11.7	2,400,762	10.0	506,238	21.1	65,219
公 債 費	3,185,690	12.8	3,079,001	12.9	106,689	3.5	71,471
諸 支 出 金	1,478,904	5.9	1,626,849	6.8	△ 147,945	△ 9.1	33,179
災 害 復 旧 費	39,464	0.2	25,549	0.1	13,916	54.5	885
合 計	24,879,775	100.0	23,946,798	100.0	932,977	3.9	558,180

注) 市民1人当たり負担額は令和5年度の数値です。(人口は、R6.3.31現在住民基本台帳人口44,573人)

図10 科目別歳出決算の比較



(2) 議会費

令和5年度の議会費は、表23のとおり、2億1千万円で前年度とほぼ同額となりました。

表23 議会費の内訳及び対前年度比較 (単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構成比	決 算 額 B	構成比	増 減 A - B	伸率 (A-B)/B
議 会 費	209,719	100.0	202,413	100.0	7,305	3.6

(3) 総務費

令和5年度の総務費は、表24のとおり、26億2千万円で前年度に比べて1億6千万円(6.5%)増となりました。

総務管理費は1億9千万円(10.0%)増となりました。自治体DX推進事業が7千万円減、システム更新・改修事業が2千万円減、大安庁舎維持管理事業が2千万円減となりましたが、前年度繰越分の水素ステーション整備事業が2億8千万円皆増となったためです。

徴税費は2千万円(6.2%)減となりました。資産税評価事務が2千万円減となったためです。

戸籍住民基本台帳費は1千万円(7.9%)減となりました。新規システム構築事業が前年度繰越分と合わせて1千万円減となったためです。

選挙費は前年度とほぼ同額となりました。令和5年度は県議会議員選挙、市長選挙、市議会議員補欠選挙及び治田財産区議会議員選挙が行われました。

統計調査費は前年度とほぼ同額となりました。令和5年度は住宅・土地統計調査が行われました。

監査委員費は前年度とほぼ同額となりました。

表24 総務費の内訳及び対前年度比較 (単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構成比	決 算 額 B	構成比	増 減 A - B	伸率 (A-B)/B
総 務 管 理 費	2,096,598	80.2	1,905,898	77.6	190,699	10.0
徴 税 費	307,480	11.8	327,693	13.3	△ 20,213	△ 6.2
戸籍住民基本台帳費	158,227	6.0	171,758	7.0	△ 13,531	△ 7.9
選 挙 費	21,341	0.8	20,411	0.8	930	4.6
統 計 調 査 費	9,409	0.4	7,216	0.3	2,194	30.4
監 査 委 員 費	22,282	0.9	23,000	0.9	△ 718	△ 3.1
合 計	2,615,337	100.0	2,455,976	100.0	159,361	6.5

(4) 民生費

令和5年度の民生費は、表25のとおり、78億1千万円で前年度に比べ1億1千万円(1.5%)増となりました。

社会福祉費は3億9千万円(9.6%)増となりました。住民税非課税世帯給付事業が1億4千万円増、高齢者福祉施設整備事業が1億1千万円増、高齢者デジタルライフ事業が9千万円皆増、障害者自立支援福祉サービス事業が9千万円増となったためです。

児童福祉費は2億9千万円(9.0%)減となりました。公立保育園運営事業(人材確保)が1億4千万円増となりましたが、笠間保育園再建事業が3億3千万円減、私立保育園運営支援事業が1億1千万円減となったためです。

生活保護費は1千万円(3.5%)増となりました。生活保護事業が1千万円増となったためです。

表25 民生費の内訳及び対前年度比較 (単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構成比	決 算 額 B	構成比	増 減 A - B	伸率 (A-B)/B
社 会 福 祉 費	4,496,355	57.5	4,101,966	53.3	394,389	9.6
児 童 福 祉 費	2,952,982	37.8	3,245,602	42.1	△ 292,620	△ 9.0
生 活 保 護 費	365,560	4.7	353,087	4.6	12,473	3.5
合 計	7,814,897	100.0	7,700,655	100.0	114,242	1.5

(5) 衛生費

令和5年度の衛生費は、表26のとおり、17億4千万円で前年度に比べ4億1千万円(19.0%)減となりました。

保健衛生費は3億9千万円(29.5%)減となりました。出産・子育て応援交付金事業が前年度繰越分と合わせて3千万円増となりましたが、新型コロナウイルスワクチン接種事業が2億2千万円減、水道事業会計補助事業が前年度繰越分と合わせて1億9千万円減となったためです。

清掃費は2千万円(2.3%)減となりました。ごみ収集事業が1千万円増となりましたが、あじさいクリーンセンター維持管理事業が1千万円減、環境衛生施設整備事業が1千万円減、粗大ごみ場整備事業が1千万円減となったためです。

表26 衛生費の内訳及び対前年度比較 (単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構成比	決 算 額 B	構成比	増 減 A - B	伸率 (A-B)/B
保 健 衛 生 費	930,835	53.5	1,319,530	61.4	△ 388,695	△ 29.5
清 掃 費	809,618	46.5	828,779	38.6	△ 19,161	△ 2.3
合 計	1,740,454	100.0	2,148,310	100.0	△ 407,856	△ 19.0

(6) 農林水産業費

令和5年度の農林水産業費は、表27のとおり、7億8千万円で前年度に比べ1億3千万円(19.2%)増となりました。

農業費は1億2千万円(19.1%)増となりました。下水道事業会計補助事業(農集)が7千万円増、経営体育成支援事業が前年度繰越分と合わせて2千万円増、職員人件費(農地)が機構改革により2千万円増、農業基盤整備事業(補助)が1千万円皆増となったためです。

林業費は1千万円(19.6%)増となりました。林道長寿命化対策事業が1千万円皆増となったためです。

表27 農林水産業費の内訳及び対前年度比較 (単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
農 業 費	743,466	95.0	624,003	95.1	119,462	19.1
林 業 費	38,754	5.0	32,405	4.9	6,349	19.6
合 計	782,220	100.0	656,408	100.0	125,811	19.2

(7) 商工費

令和5年度の商工費は、表28のとおり、12億1千万円で前年度に比べ5億2千万円(75.2%)増となりました。

観光客受入施設管理事業が3千万円減、SDGs未来都市推進事業が2千万円減となりましたが、阿下喜温泉再構築事業が前年度繰越分と合わせて4億5千万円増、野遊び推進事業が前年度繰越分と合わせて1億円増、ツアー・オブ・ジャパン開催事業が2千万円増、観光拠点整備民間資金等活用事業が1千万円皆増となったためです。

表28 商工費の内訳及び対前年度比較 (単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
商 工 費	1,209,165	100.0	689,989	100.0	519,176	75.2

(8) 土木費

令和5年度の土木費は、表29のとおり、20億8千万円で前年度に比べ4千万円(2.1%)減となりました。

土木管理費は2千万円(28.0%)増となりました。職員人件費(土木)が機構改革により2千万円増となったためです。

道路橋梁費は5千万円(6.3%)増となりました。道路メンテナンス事業が前年度繰越分と合わせて3千万円減、雪害対策事業が前年度繰越分と合わせて2千万円減となりましたが、防災・安全交付金事業が前年度繰越分と合わせて5千万円増、道路災害防止対策事業が前年度繰越分と合わせて5千万円増となったためです。

河川費は3千万円(40.5%)減となりました。市単独河川維持改良事業が前年度繰越分と合わせて3千万円減となったためです。

都市計画費は9千万円(8.2%)減となりました。下水道事業会計補助事業(公共)が7千万円減、職員人件費(都市計画)が機構改革により1千万円減となったためです。

住宅費は前年度とほぼ同額となりました。

表29 土木費の内訳及び対前年度比較

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
土 木 管 理 費	77,379	3.7	60,442	2.9	16,937	28.0
道 路 橋 梁 費	926,545	44.6	871,587	41.1	54,958	6.3
河 川 費	45,418	2.2	76,360	3.6	△ 30,942	△ 40.5
都 市 計 画 費	976,229	47.0	1,063,928	50.2	△ 87,699	△ 8.2
住 宅 費	50,381	2.4	47,723	2.3	2,659	5.6
合 計	2,075,951	100.0	2,120,038	100.0	△ 44,087	△ 2.1

(9) 消防費

令和5年度の消防費は、表30のとおり、8億2千万円で前年度に比べ2千万円(2.4%)減となりました。

消防団員報酬支払事務が5千万円皆増となりましたが、消防団事業が4千万円減、消防団研修訓練事業が2千万円減、防災無線事業が1千万円減となったためです。

表30 消防費の内訳及び対前年度比較

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
消 防 費	820,974	100.0	840,847	100.0	△ 19,873	△ 2.4

(10) 教育費

令和5年度の教育費は、表31のとおり、29億1千万円で前年度に比べ5億1千万円(21.1%)増となりました。

教育総務費は3千万円(5.8%)増となりました。学校ICT活用事業が2千万円減となりましたが、スクールバス購入事業が3千万円皆増、スクールバス運行事業が1千万円増となったためです。

小学校費は2千万円(7.0%)減となりました。公立小学校感染症対策支援事業が1千万円減、公立小学校管理事業が1千万円減となったためです。

中学校費は6千万円(28.4%)減となりました。公立中学校施設整備事業が前年度繰越分と合わせて4千万円減、公立中学校管理事業が1千万円減となったためです。

幼稚園費は前年度とほぼ同額となりました。

社会教育費は3千万円(8.8%)減となりました。社会教育施設整備事業が4千万円減となったためです。

保健体育費は5億9千万円(56.9%)増となりました。温水プール建設事業が4億7千万円増、学校給食管理事業が1億円増となったためです。

表31 教育費の内訳及び対前年度比較

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
教 育 総 務 費	510,293	17.6	482,315	20.1	27,978	5.8
小 学 校 費	273,867	9.4	294,632	12.3	△ 20,765	△ 7.0
中 学 校 費	158,677	5.5	221,616	9.2	△ 62,940	△ 28.4
幼 稚 園 費	10,987	0.4	8,893	0.4	2,094	23.6
社 会 教 育 費	322,197	11.1	353,476	14.7	△ 31,278	△ 8.8
保 健 体 育 費	1,630,979	56.1	1,039,831	43.3	591,148	56.9
合 計	2,907,000	100.0	2,400,762	100.0	506,238	21.1

(11) 公債費

令和5年度の公債費は、表32のとおり、31億9千万円で前年度に比べ1億1千万円(3.5%)増となりました。

浚渫残土処分用地購入、消防団車両購入、いなべ消防署車両購入、道路防災、防災拠点施設整備などのために借り入れた市債の償還が始まったためです。

なお、地方債についてはP49をご覧ください。

表32 公債費の内訳及び対前年度比較

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
公 債 費	3,185,690	100.0	3,079,001	100.0	106,689	3.5

(12) 諸支出金

令和5年度の諸支出金は、表33のとおり、14億8千万円で前年度に比べ1億5千万円(9.1%)減となりました。

財政調整基金に前年度決算剰余金の2分の1である8億円を積み立てたほか、将来の地方債償還に備えるために市債管理基金に6億3千万円、ふるさと納税による市への寄附金をふるさと応援基金に4千万円積み立てました。

表33 諸支出金の内訳及び対前年度比較

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
基 金 費	1,478,904	100.0	1,626,849	100.0	△ 147,945	△ 9.1

(13) 災害復旧費

令和5年度の災害復旧費は、表34のとおり、4千万円で前年度に比べ1千万円(54.5%)増となりました。

農林水産業施設災害復旧費は1千万円(131.2%)増となりました。農業用施設災害復旧事業が前年度繰越分と合わせて1千万円増となったためです。

公共土木施設災害復旧費は1千万円(30.4%)増となりました。河川道路橋梁災害復旧事業が前年度繰越分と合わせて1千万円増となったためです。

表34 災害復旧費の内訳及び対前年度比較

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
農林水産業施設 災 害 復 旧 費	14,083	35.7	6,091	23.8	7,993	131.2
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	25,381	64.3	19,458	76.2	5,923	30.4
合 計	39,464	100.0	25,549	100.0	13,916	54.5

## (14) 節別歳出決算の状況

令和5年度の節別歳出決算額は、表35のとおりとなりました。

なお、節別歳出決算の比較は、図11をご覧ください。

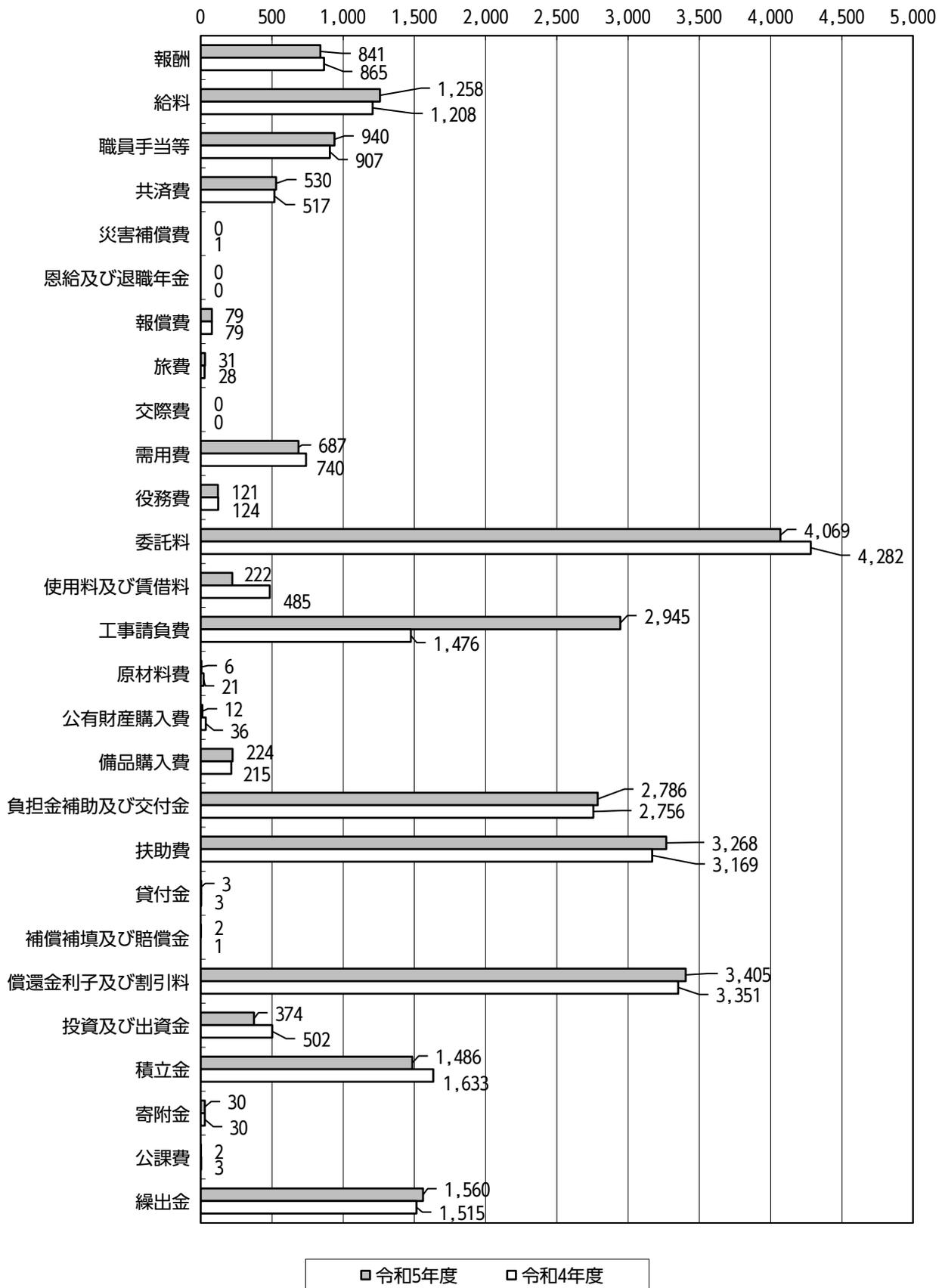
表35 節別歳出決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構成比	決 算 額 B	構成比	増 減 A - B	伸率 (A-B)/B
報 酬	841,286	3.4	864,701	3.6	△ 23,415	△ 2.7
給 料	1,257,590	5.1	1,207,683	5.0	49,906	4.1
職 員 手 当 等	939,514	3.8	906,791	3.8	32,722	3.6
共 済 費	530,208	2.1	516,940	2.2	13,268	2.6
災 害 補 償 費	13	0.0	622	0.0	△ 609	△ 97.9
恩給及び退職年金	-	-	-	-	-	-
報 償 費	79,095	0.3	79,412	0.3	△ 317	△ 0.4
旅 費	30,521	0.1	28,430	0.1	2,091	7.4
交 際 費	98	0.0	269	0.0	△ 171	△ 63.6
需 用 費	687,466	2.8	740,496	3.1	△ 53,030	△ 7.2
役 務 費	120,898	0.5	124,381	0.5	△ 3,483	△ 2.8
委 託 料	4,068,541	16.4	4,281,671	17.9	△ 213,129	△ 5.0
使用料及び賃借料	222,006	0.9	485,278	2.0	△ 263,271	△ 54.3
工 事 請 負 費	2,945,406	11.8	1,475,848	6.2	1,469,557	99.6
原 材 料 費	5,823	0.0	21,465	0.1	△ 15,642	△ 72.9
公有財産購入費	11,709	0.0	35,863	0.1	△ 24,154	△ 67.3
備 品 購 入 費	224,455	0.9	214,533	0.9	9,922	4.6
負 担 金 補 助 金 及 び 交 付 金	2,785,875	11.2	2,756,070	11.5	29,805	1.1
扶 助 費	3,267,600	13.1	3,168,996	13.2	98,605	3.1
貸 付 金	3,000	0.0	3,000	0.0	0	0.0
補 償 補 填 金 及 び 賠 償 金	1,630	0.0	912	0.0	719	78.8
償 還 金 利 子 料 及 び 割 引	3,404,625	13.7	3,350,804	14.0	53,821	1.6
投資及び出資金	373,524	1.5	502,410	2.1	△ 128,886	△ 25.7
積 立 金	1,485,937	6.0	1,632,804	6.8	△ 146,868	△ 9.0
寄 附 金	30,000	0.1	30,000	0.1	0	0.0
公 課 費	2,484	0.0	2,766	0.0	△ 282	△ 10.2
繰 出 金	1,560,470	6.3	1,514,653	6.3	45,817	3.0
予 備 費	-	-	-	-	-	-
合 計	24,879,775	100.0	23,946,798	100.0	932,977	3.9

図11 節別歳出決算の比較

百万円



#### (15) 性質別歳出決算の状況

令和5年度の性質別歳出決算額は、表36のとおりとなりました。

義務的経費は、102億9千万円で前年度に比べ2億5千万円（2.5%）増となりました。

人件費は6千万円（1.9%）増となりました。

扶助費は8千万円（2.2%）増となりました。障害者自立支援福祉サービス事業が8千万円増、子ども医療費扶助事業が3千万円増、住民税非課税世帯給付事業が前年度繰越分と合わせて2千万円減となったためです。

公債費は1億1千万円（3.5%）増となりました。浚渫残土処分用地購入、消防団車両購入、いなべ消防署車両購入、道路防災、防災拠点施設整備などのために借り入れた市債の償還が始まったためです。

投資的経費は、35億2千万円で前年度に比べ13億円（58.4%）増となりました。

普通建設事業費は12億8千万円（58.4%）増となりました。阿下喜温泉再構築事業の前年度繰越分が4億円皆増、観光施設整備事業が1億3千万円皆増、防災・安全交付金事業が前年度繰越分と合わせて5千万円増、私立保育園整備補助事業が4千万円増となったことにより補助事業費が6億3千万円増となり、温水プール建設事業が4億7千万円増、水素ステーション整備事業の前年度繰越分が2億8千万円皆増、野遊び推進事業が前年度繰越分と合わせて1億2千万円増、観光施設整備事業が前年度繰越分と合わせて1億4千万円減、社会教育施設整備事業が4千万円減、笠間保育園再建事業が3千万円減となったことにより単独事業費が6億6千万円増となったためです。

災害復旧事業費は1千万円（54.5%）増となりました。

その他の経費は、110億7千万円で前年度に比べ6億1千万円（5.2%）減となりました。

物件費は3億6千万円（7.7%）減となりました。笠間保育園再建事業が2億9千万円減、新型コロナウイルスワクチン接種事業が1億6千万円減、自治体DX推進事業が7千万円減、高齢者福祉施設整備事業が1億2千万円増、高齢者デジタルライフ事業が9千万円増、農村地域防災減災事業が繰越分と合わせて4千万円減となったためです。

維持補修費は前年度とほぼ同額となりました。

補助費等は3千万円（0.8%）減となりました。下水道事業会計補助事業（公共）が7千万円減、新型コロナウイルスワクチン接種事業が6千万円減、学校給食管理事業が1億円増となったためです。

積立金は1億5千万円（9.0%）減となりました。財政調整基金に前年度決算剰余金の2分の1である8億円を積み立てたほか、将来の地方債償還に備えるために市債管理基金に6億3千万円、ふるさと納税による市への寄附金をふるさと応援基金に4千万円積み立てました。

繰出金は5千万円（3.0%）増となりました。後期高齢者医療特別会計繰出金が4千万円増となったためです。

投資及び出資金は1億3千万円（25.7%）減となりました。水道事業会計出資金が前年度繰越分と合わせて1億8千万円減、下水道事業会計出資金（農集）が5千万円増、下水道事業会計出資金（公共）が1千万円減となったためです。

なお、性質別歳出決算の比較は、図12、性質別歳出決算の推移は、図13、表37をご覧ください。

図12 性質別歳出決算の比較

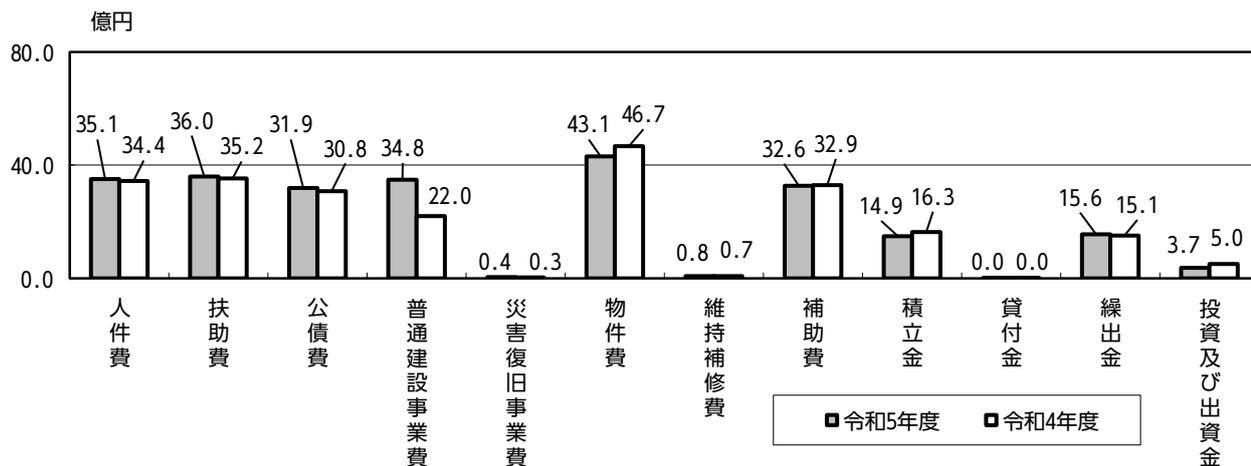


表36 性質別歳出決算の状況 (単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較		市 民 1 人 当 たり 負 担 額 (千円)
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A-B	伸 率 (A-B)/B	
義務的経費	10,291,352	41.4	10,044,265	41.9	247,087	2.5	230,888
人件費	3,505,681	14.1	3,441,869	14.4	63,812	1.9	78,650
扶助費	3,599,981	14.5	3,523,395	14.7	76,586	2.2	80,766
公債費	3,185,690	12.8	3,079,001	12.9	106,689	3.5	71,471
投資的経費	3,522,184	14.2	2,224,237	9.3	1,297,947	58.4	79,021
普通建設事業費	3,482,720	14.0	2,198,688	9.2	1,284,032	58.4	78,135
災害復旧事業費	39,464	0.2	25,549	0.1	13,915	54.5	885
その他の経費	11,066,239	44.5	11,678,296	48.8	△ 612,057	△ 5.2	248,272
物件費	4,307,447	17.3	4,665,704	19.5	△ 358,257	△ 7.7	96,638
維持補修費	76,144	0.3	71,392	0.3	4,752	6.7	1,708
補助費等	3,264,977	13.1	3,292,951	13.8	△ 27,974	△ 0.8	73,250
積立金	1,485,937	6.0	1,632,805	6.8	△ 146,868	△ 9.0	33,337
貸付金	3,000	0.0	3,000	0.0	0	0.0	67
繰出金	1,555,210	6.3	1,510,034	6.3	45,176	3.0	34,891
投資及び出資金	373,524	1.5	502,410	2.1	△ 128,886	△ 25.7	8,380
歳 出 合 計	24,879,775	100.0	23,946,798	100.0	932,977	3.9	558,180

注) 市民1人当たり負担額は令和5年度の数値です。(人口は、R6.3.31現在住民基本台帳人口44,573人)

**【義務的経費】**

歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に節減できず、極めて硬直性の高い経費のことで、人件費、扶助費及び公債費から構成されています。

**【投資的経費】**

その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のことで、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されています。

図13 性質別歳出決算の推移

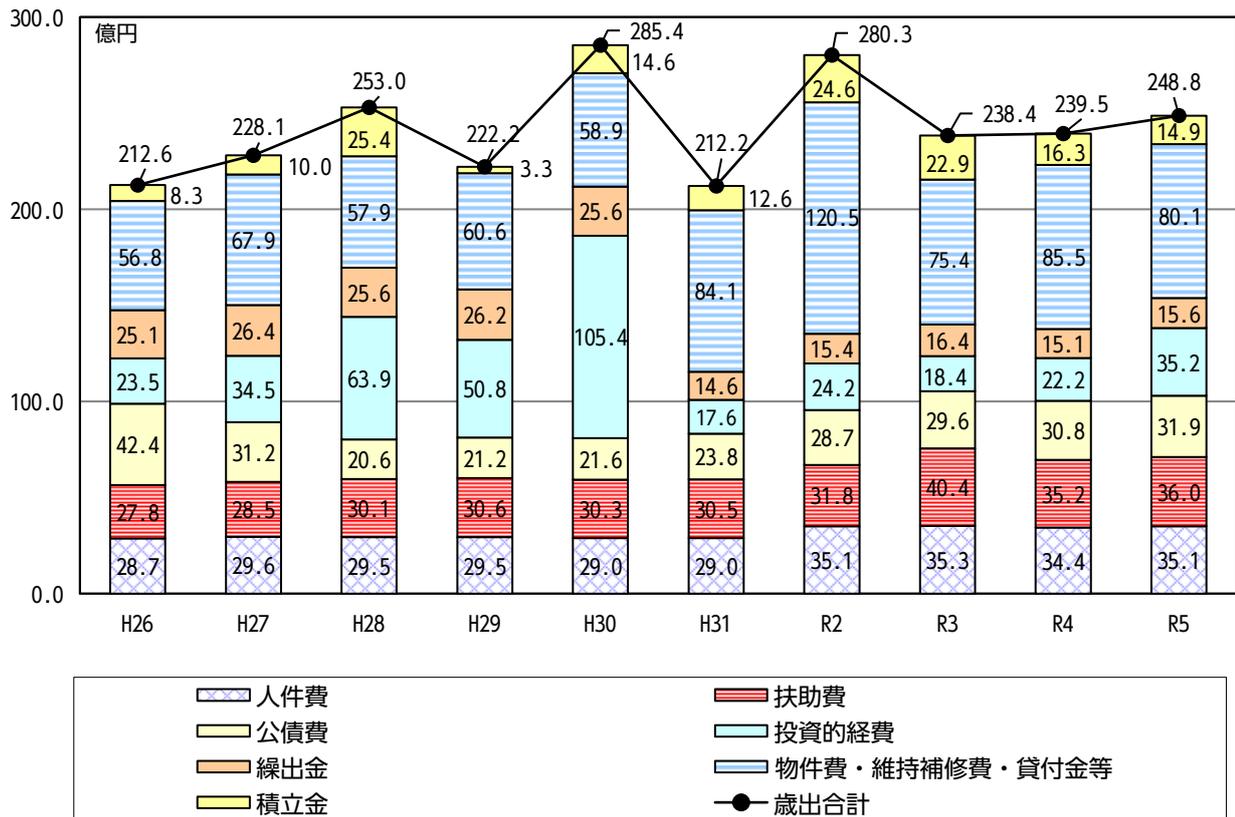


表37 性質別歳出決算の推移

(単位：千円、%)

年 度	人 件 費		扶 助 費		公 債 費	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
平成26年度	2,871,063	13.5	2,781,875	13.1	4,235,442	19.9
平成27年度	2,956,357	13.0	2,853,479	12.5	3,115,358	13.7
平成28年度	2,945,288	11.6	3,014,938	11.9	2,056,720	8.1
平成29年度	2,945,243	13.3	3,057,347	13.8	2,119,942	9.5
平成30年度	2,896,636	10.1	3,033,802	10.6	2,162,946	7.6
平成31年度	2,903,349	13.7	3,049,900	14.4	2,379,426	11.2
令和2年度	3,506,773	12.5	3,182,659	11.4	2,870,824	10.2
令和3年度	3,526,395	14.8	4,036,089	16.9	2,955,626	12.4
令和4年度	3,441,869	14.4	3,523,395	14.7	3,079,001	12.9
令和5年度	3,505,681	14.1	3,599,981	14.5	3,185,690	12.8

(単位：千円、%)

年 度	投 資 的 経 費		繰 出 金		積立金	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
平成26年度	2,346,677	11.0	2,509,621	11.8	833,400	3.9
平成27年度	3,453,631	15.1	2,641,340	11.6	1,002,668	4.4
平成28年度	6,394,165	25.3	2,557,675	10.1	2,535,747	10.0
平成29年度	5,079,906	22.9	2,622,301	11.8	325,624	1.5
平成30年度	10,544,916	36.9	2,564,182	9.0	1,462,141	5.1
平成31年度	1,760,636	8.3	1,455,949	6.9	1,259,382	5.9
令和2年度	2,418,552	8.6	1,542,430	5.5	2,457,981	8.8
令和3年度	1,844,193	7.7	1,635,831	6.9	2,287,448	9.6
令和4年度	2,224,237	9.3	1,510,034	6.3	1,632,805	6.8
令和5年度	3,522,184	14.2	1,555,210	6.3	1,485,937	6.0

(単位：千円、%)

年 度	物 件 費		補 助 費 等		維 持 補 修 費 ・ 出 資 金 ・ 貸 付 金 等	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
平成26年度	3,516,737	16.5	2,003,580	9.4	161,066	0.8
平成27年度	3,696,234	16.2	2,262,657	9.9	830,355	3.6
平成28年度	3,694,194	14.6	2,071,306	8.2	27,801	0.1
平成29年度	3,648,282	16.4	2,352,183	10.6	70,339	0.3
平成30年度	3,626,295	12.7	2,176,762	7.6	71,866	0.3
平成31年度	4,303,632	20.3	3,396,467	16.0	708,584	3.3
令和2年度	3,975,066	14.2	7,773,274	27.7	302,242	1.1
令和3年度	4,035,038	16.9	3,006,884	12.6	515,590	2.2
令和4年度	4,665,704	19.5	3,292,951	13.8	576,802	2.4
令和5年度	4,307,447	17.3	3,264,977	13.1	452,668	1.8

(16) 社会保障施策に要する経費の状況

令和5年度の地方消費税交付金は、12億3千万円となりました。このうち消費税率引き上げに伴う社会保障財源分は、6億2千万円となりました。

社会保障施策に要する経費については、表38のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金 (社会保障財源分)	624,498 千円
(歳出) 社会保障施策に要する経費のうち 社会保障財源分充当事業	8,726,165 千円

表38 社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

事業名	経費	特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	引上分の地方消費税	その他	
社会福祉	総合福祉事業費 (社会福祉協議会補助金等)	169,136	2,214	0	0	19,770	147,152
	障害者福祉事業費 (障害者自立支援給付費等)	1,635,441	971,000	0	4,030	78,217	582,194
	高齢者福祉事業費 (老人福祉施設管理費等)	857,553	139,033	108,300	83,678	62,362	464,180
	児童福祉事業費 (私立保育園運営補助金等)	3,029,408	1,264,841	0	76,572	199,920	1,488,075
	母子福祉事業費 (児童扶養手当給付費等)	156,652	68,845	0	82	10,390	77,335
	生活保護扶助事業費 (生活扶助費等)	327,695	257,281	0	3,520	7,923	58,971
	その他社会福祉事業費 (ひきこもり支援施設整備費等)	385,444	48,085	0	2	39,955	297,402
	小計	6,561,329	2,751,299	108,300	167,884	418,537	3,115,309
社会保険	国民健康保険事業費 (繰出金等)	293,903	118,090	0	0	20,823	154,990
	介護保険事業費 (繰出金等)	595,742	20,700	0	0	68,106	506,936
	後期高齢者医療事業費 (繰出金等)	667,945	72,189	0	6,072	69,840	519,844
	国民年金事業費 (システム改修業務委託料等)	2,635	835	0	0	213	1,587
	小計	1,560,225	211,814	0	6,072	158,982	1,183,357
保健衛生	救急医療体制整備事業費 (産科医確保事業助成金等)	80,188	26	0	2,913	9,149	68,100
	感染症予防事業費 (予防接種事業委託料等)	362,130	160,061	0	1,903	23,707	176,459
	母子保健衛生事業費 (特定不妊治療費助成事業補助金等)	93,485	39,364	0	907	6,302	46,912
	健康増進事業費 (健康増進事業委託料等)	54,575	2,754	0	0	6,137	45,684
	その他保健衛生事業費 (各種健康診査事業委託料等)	14,233	0	0	0	1,684	12,549
	小計	604,611	202,205	0	5,723	46,979	349,704
合計	8,726,165	3,165,318	108,300	179,679	624,498	4,648,370	

令和元年10月1日から消費税率が10% (うち地方消費税率2.2%) に引き上げられましたが、この引き上げ分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策 (社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策) に要する経費に充てるものとする」と地方税法に規定され、「社会保障・税の一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定) においてその用途を明確にすることとされています。

### 3 特別会計及び企業会計の決算状況

特別会計全体の歳入歳出決算は、表39のとおり、歳入が96億7千万円、歳出が93億1千万円となりました。

企業会計の決算は表40のとおり、水道事業会計では、収益的収入が10億6千万円で収益的支出は10億2千万円、資本的収入が3億5千万円で資本的支出が7億8千万円となりました。

下水道事業会計では、収益的収入が18億円で収益的支出は14億9千万円、資本的収入が4億7千万円で資本的支出が11億2千万円となりました。

主な理由については、各会計の決算状況をご覧ください。

表39 特別会計の決算状況

(単位：千円)

区 分	歳入決算額	歳出決算額	一般会計からの繰入金	一般会計への繰出金
国民健康保険	4,322,178	4,241,079	293,903	0
後期高齢者医療	1,175,980	1,160,019	667,945	38,419
介護保険	4,174,838	3,904,398	595,742	103,743
合 計	9,672,995	9,305,496	1,557,590	142,162

表40 企業会計の決算状況

(単位：千円、税込み)

区 分	収 入	支 出	一般会計からの補助金及び出資金	
水 道 事 業	収益的収支	1,064,320	1,018,084	11,009
	資本的収支	346,786	775,372	89,306
下 水 道 事 業	収益的収支	1,802,705	1,491,017	904,899
	資本的収支	472,218	1,117,309	282,218

(1) 国民健康保険特別会計の決算状況

令和5年度の歳入決算額は43億2千万円で前年度に比べ9千万円（1.9%）減となりました。国民健康保険税（料）が2千万円増となりましたが、県支出金が1億1千万円減となったためです。

歳出決算額は42億4千万円で前年度に比べ9千万円（2.0%）減となりました。国民健康保険事業納付金が5千万円増となりましたが、保険給付費が1億4千万円減となったためです。

前年度と比較した決算状況及び科目別決算状況は、表41、図14をご覧ください。また、一般会計からの繰入金の推移は、図15をご覧ください。

表41 国民健康保険特別会計の決算状況

歳入決算

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
国民健康保険税（料）	792,802	18.3	771,669	17.5	21,133	2.7
使用料及び手数料	101	0.0	203	0.0	△ 102	△ 50.2
国 庫 支 出 金	158	0.0	15	0.0	143	953.3
県 支 出 金	3,153,399	73.0	3,264,725	74.1	△ 111,326	△ 3.4
繰 入 金	293,903	6.8	295,297	6.7	△ 1,394	△ 0.5
繰 越 金	78,860	1.8	73,927	1.7	4,933	6.7
諸 収 入	2,954	0.1	1,401	0.0	1,552	110.8
歳 入 合 計	4,322,178	100.0	4,407,238	100.0	△ 85,060	△ 1.9

歳出決算

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
総 務 費	75,166	1.8	73,017	1.7	2,149	2.9
保 険 給 付 費	3,015,768	71.1	3,152,594	72.8	△ 136,826	△ 4.3
国民健康保険 事業納付金	1,079,422	25.5	1,031,994	23.8	47,428	4.6
財政安定化 基金拠出金	0	0.0	0	0.0	0	-
保 健 事 業 費	43,430	1.0	42,053	1.0	1,378	3.3
公 債 費	0	0.0	0	0.0	0	-
諸 支 出 金	27,293	0.6	28,720	0.7	△ 1,427	△ 5.0
歳 出 合 計	4,241,079	100.0	4,328,377	100.0	△ 87,298	△ 2.0

図14 国民健康保険特別会計の科目別決算状況

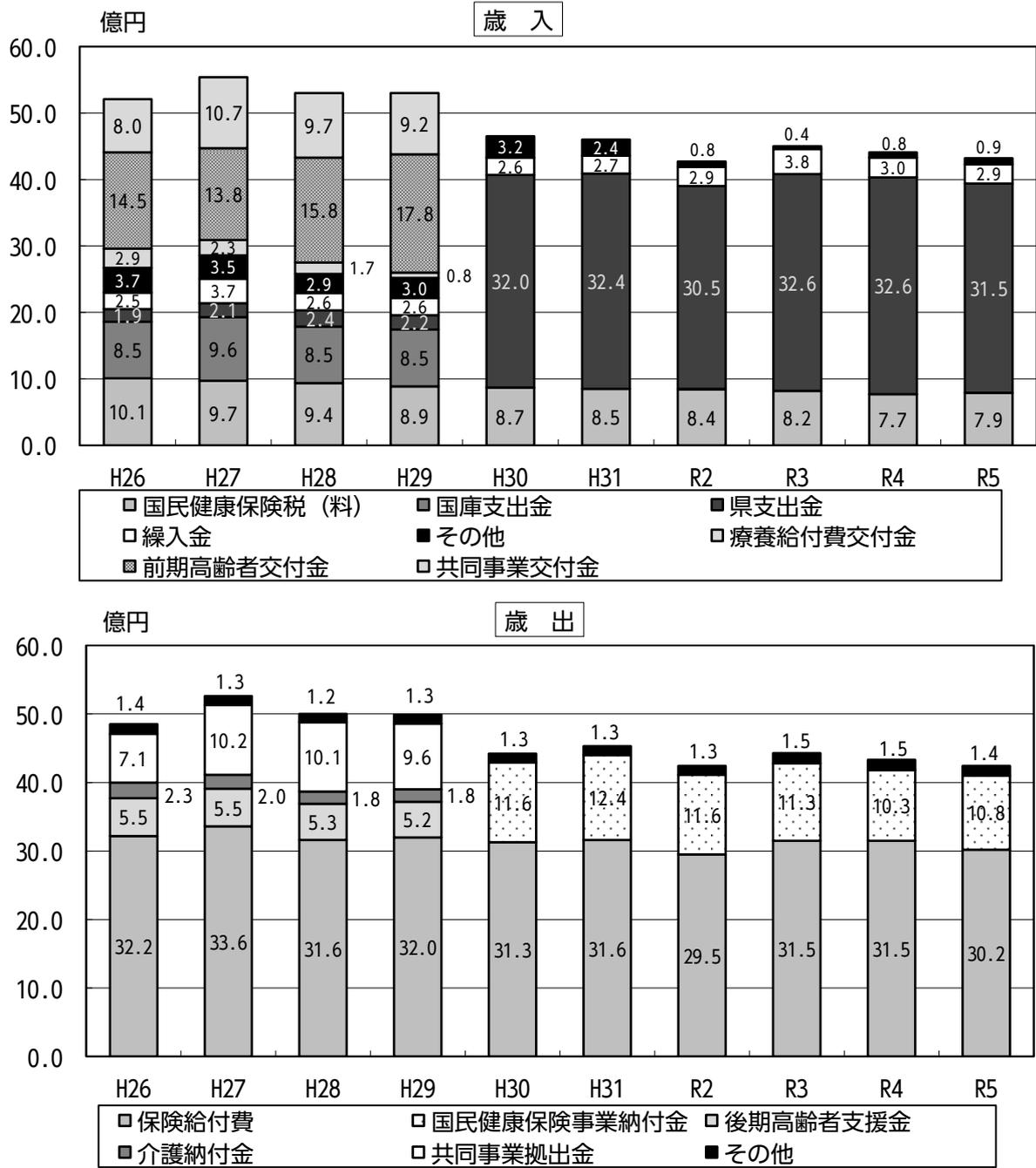
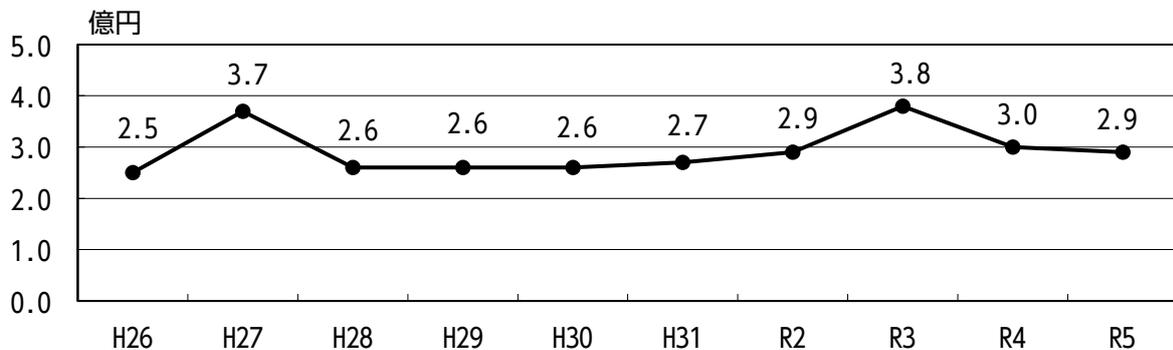


図15 一般会計からの繰入金の推移



(2) 後期高齢者医療特別会計の決算状況

令和5年度の歳入決算額は、11億8千万円で前年度に比べ6千万円（5.4%）増となりました。繰越金が1千万円減となりましたが、後期高齢者医療保険料が1千万円増、繰入金が5千万円増、諸収入が1千万円増となったためです。

歳出決算額は、11億6千万円で前年度に比べ5千万円（4.9%）増となりました。後期高齢者医療広域連合納付金が4千万円増、諸支出金の一般会計への繰出金が1千万円増となったためです。

前年度と比較した決算状況及び科目別決算状況は、表42、図16をご覧ください。また、一般会計からの繰入金の推移は、図17をご覧ください。

表42 後期高齢者医療特別会計の決算状況

歳入決算

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
後期高齢者医療 保 険 料	470,541	40.0	455,689	40.9	14,852	3.3
使用料及び手数料	5	0.0	36	0.0	△ 31	△ 85.9
繰 入 金	667,945	56.8	622,604	55.8	45,341	7.3
繰 越 金	9,474	0.8	16,373	1.5	△ 6,899	△ 42.1
諸 収 入	28,015	2.4	20,787	1.9	7,227	34.8
歳 入 合 計	1,175,980	100.0	1,115,490	100.0	60,490	5.4

歳出決算

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
総 務 費	22,358	1.9	25,961	2.3	△ 3,603	△ 13.9
後期高齢者医療 広域連合納付金	1,099,242	94.8	1,056,533	95.5	42,709	4.0
諸 支 出 金	38,419	3.3	23,522	2.1	14,897	63.3
歳 出 合 計	1,160,019	100.0	1,106,016	100.0	54,003	4.9

図16 後期高齢者医療特別会計の科目別決算状況

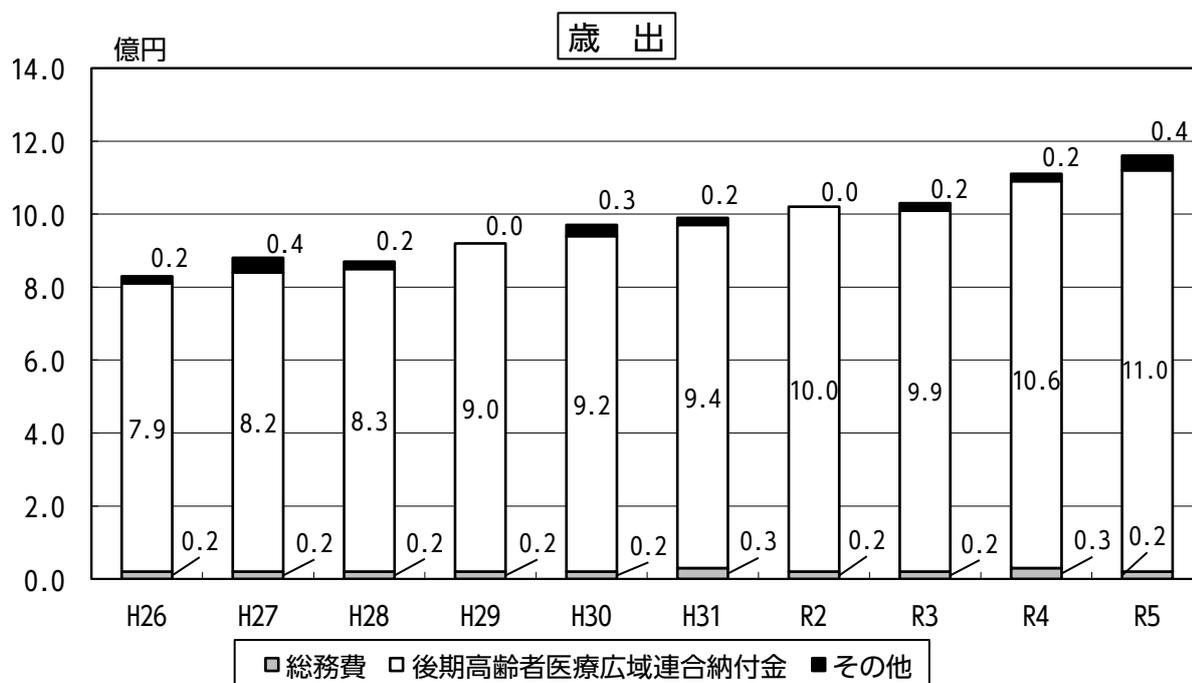
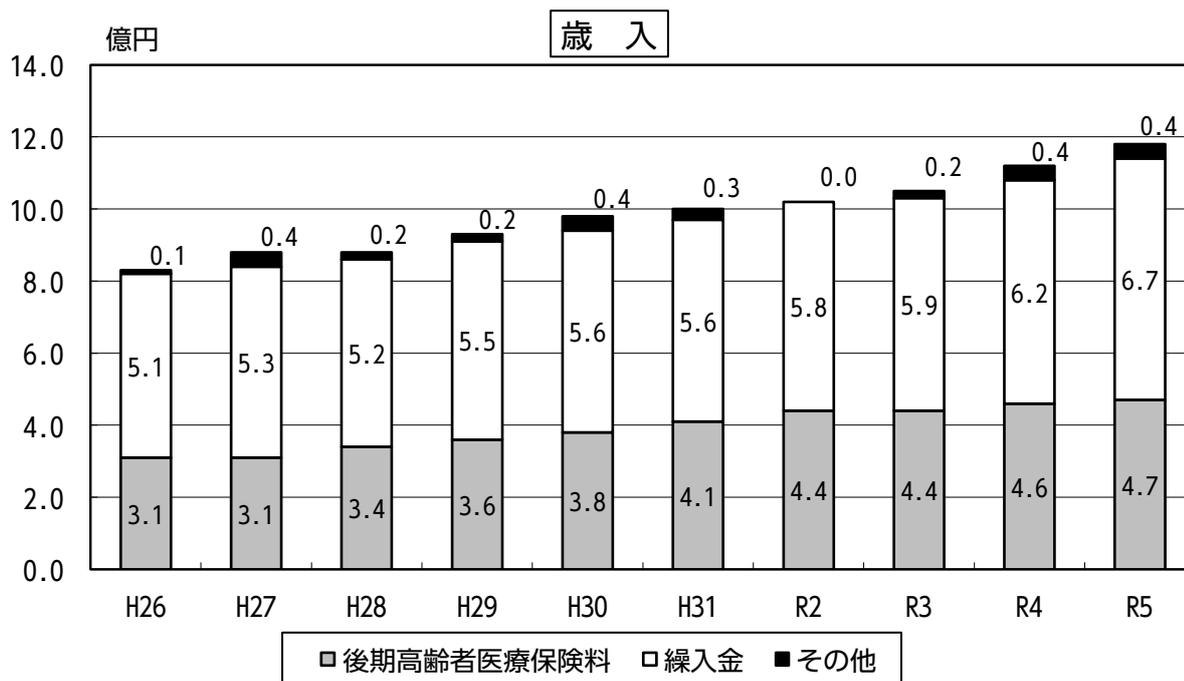
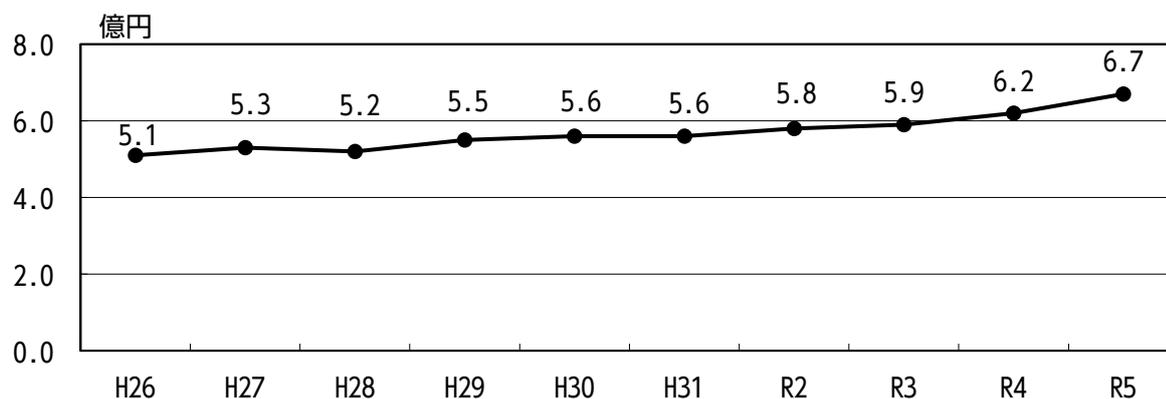


図17 一般会計からの繰入金の推移



(3) 介護保険特別会計の決算状況

令和5年度の歳入決算額は、41億7千万円、前年度に比べ3千万円（0.7%）増となりました。支払基金交付金が2千万円増、繰越金が1千万円増となったためです。

歳出決算額は、39億円で前年度に比べ6千万円（1.5%）増となりました。総務費が1千万円減、基金積立金が1千万円減となりましたが、保険給付費が4千万円増、地域支援事業費が2千万円増、過年度返還金などの諸支出金が1千万円増となったためです。

前年度と比較した決算状況及び科目別決算状況は、表43、図18をご覧ください。また、一般会計からの繰入金の推移は、図19をご覧ください。

表43 介護保険特別会計の決算状況

歳入決算

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
保 険 料	944,552	22.6	942,656	22.7	1,896	0.2
分担金及び負担金	4,315	0.1	4,325	0.1	△ 10	△ 0.2
使用料及び手数料	10	0.0	32	0.0	△ 22	△ 69.9
国 庫 支 出 金	804,691	19.3	810,178	19.5	△ 5,487	△ 0.7
支払基金交付金	978,786	23.4	960,592	23.2	18,195	1.9
県 支 出 金	545,300	13.1	542,764	13.1	2,536	0.5
財 産 収 入	171	0.0	51	0.0	120	236.6
繰 入 金	595,742	14.3	595,312	14.4	429	0.1
繰 越 金	301,196	7.2	291,334	7.0	9,862	3.4
諸 収 入	75	0.0	0	0.0	75	皆増
歳 入 合 計	4,174,838	100.0	4,147,243	100.0	27,595	0.7

歳出決算

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
総 務 費	96,312	2.5	104,997	2.7	△ 8,685	△ 8.3
保 険 給 付 費	3,439,417	88.1	3,395,099	88.3	44,318	1.3
地域支援事業費	99,529	2.5	77,562	2.0	21,967	28.3
基金積立金	57,971	1.5	72,051	1.9	△ 14,080	△ 19.5
公 債 費	0	0.0	0	0.0	0	-
諸 支 出 金	211,169	5.4	196,338	5.1	14,831	7.6
歳 出 合 計	3,904,398	100.0	3,846,047	100.0	58,351	1.5

図18 介護保険特別会計の科目別決算状況

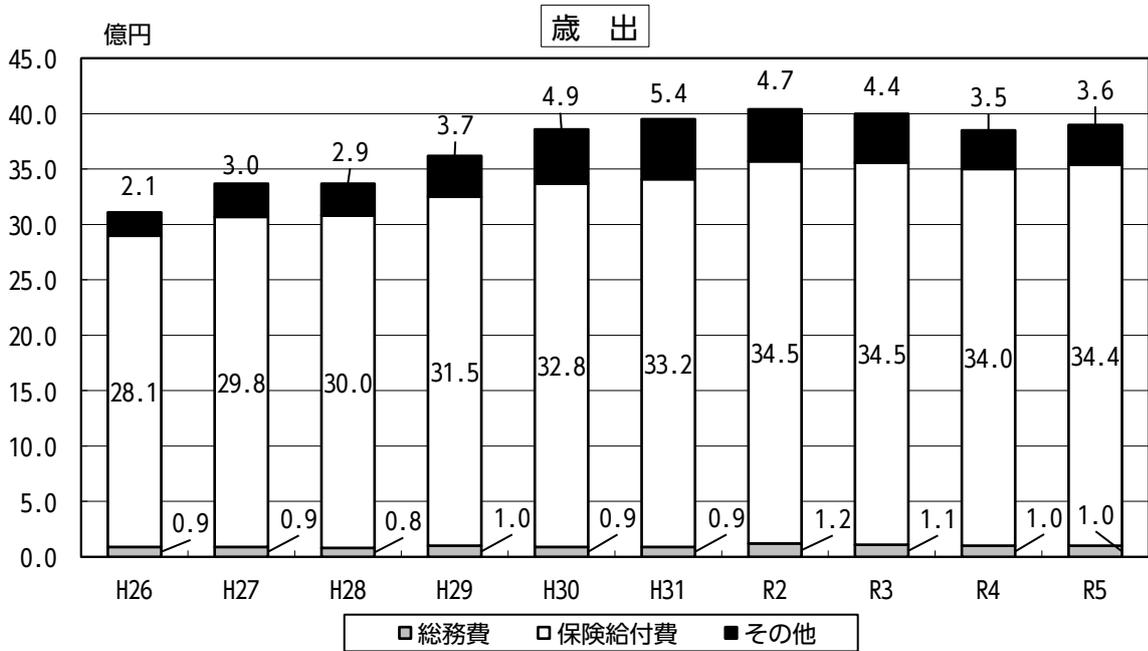
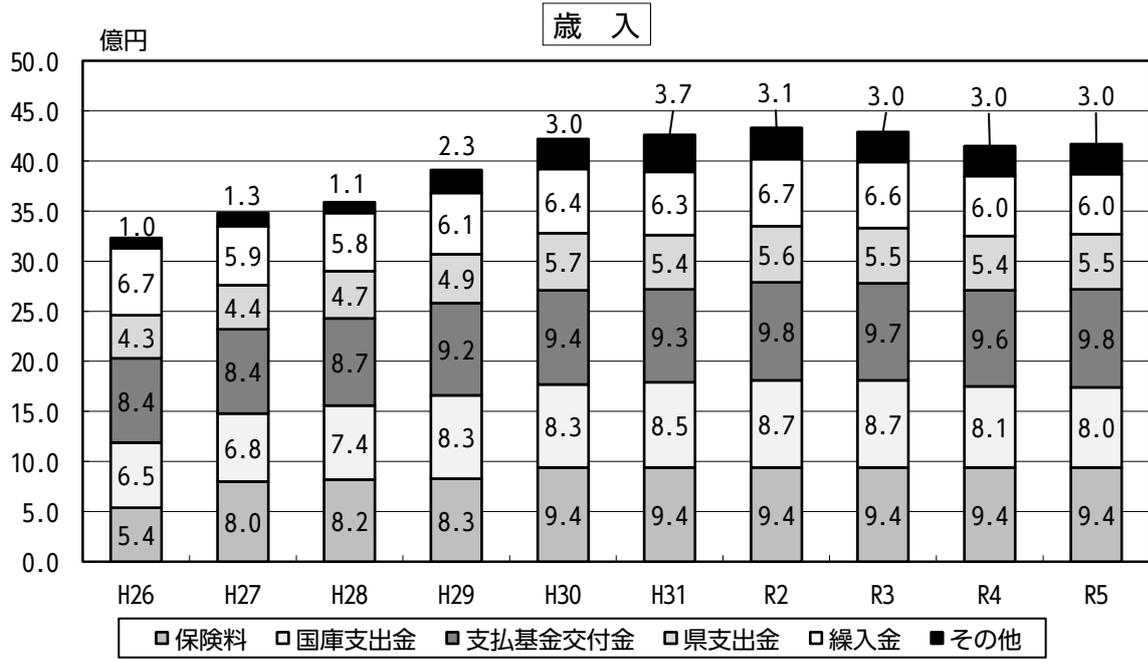
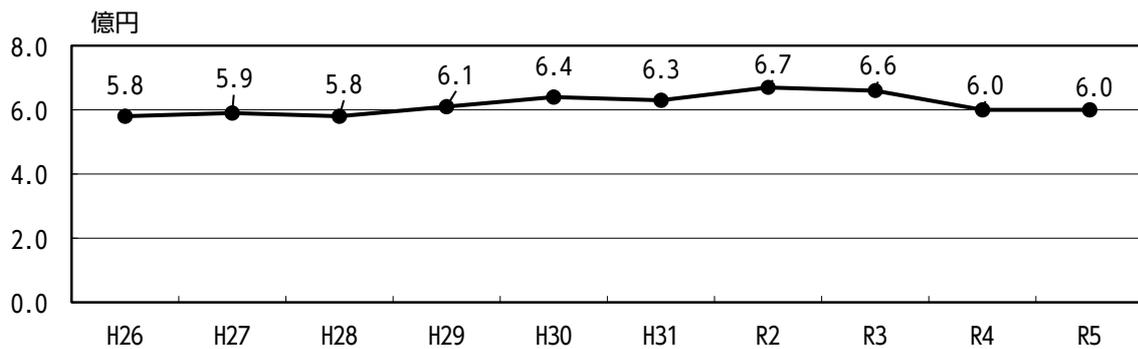


図19 一般会計からの繰入金の推移



(4) 水道事業会計の決算状況

令和5年度の損益計算書では、収益が9億8千万円で前年度に比べ6千万円（5.4%）減となりました。給水収益が1千万円減、他会計補助金が1千万円減、受託工事負担金が1千万円減、雑収益が2千万円減となったためです。

費用は9億6千万円で前年度に比べ2千万円（2.5%）減となりました。減価償却費が3千万円増となりましたが、原水及び浄水費が1千万円減、総係費が1千万円減、受託工事費が1千万円減、雑支出が2千万円減となったためです。

令和5度の貸借対照表では、資産が131億3千万円で前年度に比べ7千万円（0.5%）減となりました。現金預金は増加となりましたが、未収金の減少で流動資産が2千万円減、債券購入により投資その他資産は増加となりましたが、資本形成よりも減価償却が大きいため有形固定資産が1億5千万円減となったためです。

負債は54億4千万円で前年度に比べ9千万円（1.7%）減となりました。長期前受金などの繰延収益が2千万円増となりましたが、企業債償還元金が借入額より大きいため固定負債の建設改良等企業債が4千万円減、企業債や未払金などの流動負債が8千万円減となったためです。

資本は76億9千万円で前年度に比べ2千万円（0.3%）増となりました。

前年度と比較した損益計算書は表44、貸借対照表は表45、業務実績は表46、供給単価と給水原価は表47をご覧ください。また、給水人口の推移は図20、有収水量の推移は図21、供給単価・給水原価の推移は図22、一般会計からの補助金の推移は図23、損益勘定留保資金の推移は図24をご覧ください。

表44 水道事業会計損益計算書

(単位：千円、%)

	令和5年度	令和4年度	増減	伸率
水道事業収益	984,269	1,040,876	△ 56,606	△ 5.4
うち水道料金	746,999	760,340	△ 13,341	△ 1.8
水道事業費用	962,656	987,184	△ 24,528	△ 2.5
当年度純利益（△損失）	21,613	53,691	△ 32,078	△ 59.7
前年度繰越利益剰余金 （△欠損金）	0	0	0	-
その他未処分利益剰余金変動額	53,691	66,393	△ 12,701	△ 19.1
当年度未処分利益剰余金 （△未処理欠損金）	75,305	120,084	△ 44,780	△ 37.3

表45 水道事業会計貸借対照表

(単位：千円、%)

	令和5年度	令和4年度	増減	伸率
資産	13,131,550	13,202,959	△ 71,409	△ 0.5
負債	5,444,658	5,537,680	△ 93,022	△ 1.7
うち、建設改良等企業債	2,508,118	2,590,362	△ 82,244	△ 3.2
資本	7,686,892	7,665,278	21,613	0.3

表46 業務実績

区	分	令和5年度	令和4年度	増減	伸率 (%)
行政区域内人口 (人)		44,573	44,691	△ 118	△ 0.3
給水人口 (人)		44,552	44,667	△ 115	△ 0.3
給水件数 (件)		17,361	17,302	59	0.3
	一般用 (件)	16,151	16,088	63	0.4
	臨時用 (件)	6	2	4	200.0
	その他 (件)	1,204	1,212	△ 8	△ 0.7
年間総配水量 (m <sup>3</sup> )		6,299,720	6,409,929	△ 110,209	△ 1.7
1日平均配水量 (m <sup>3</sup> )		17,260	17,561	△ 301	△ 1.7
年間総有収水量 (m <sup>3</sup> )		5,153,932	5,236,927	△ 82,995	△ 1.6
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> )		20,068	26,832	△ 6,764	△ 25.2
有収率 (%)		81.8	81.7	0.1	

図20 給水人口の推移

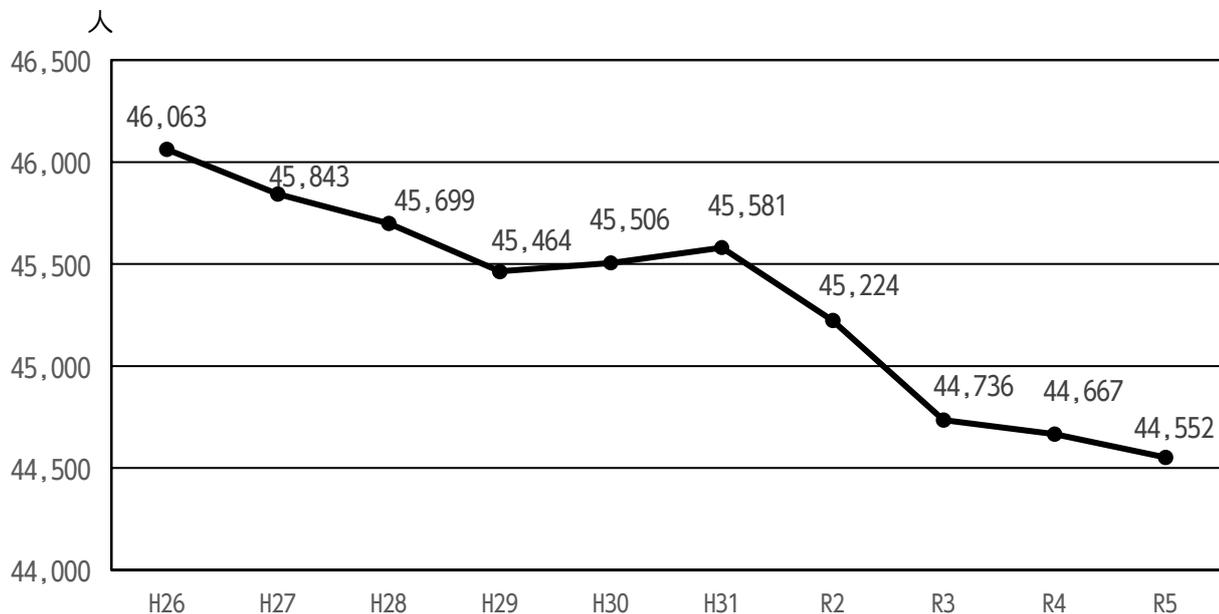
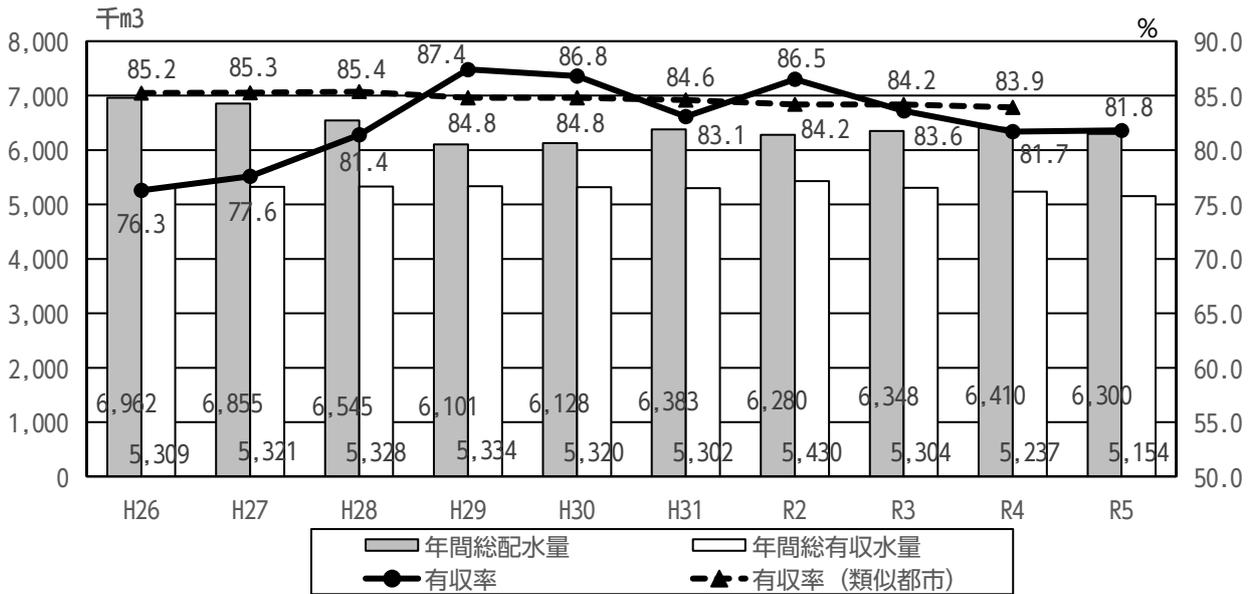


図21 有収水量の推移



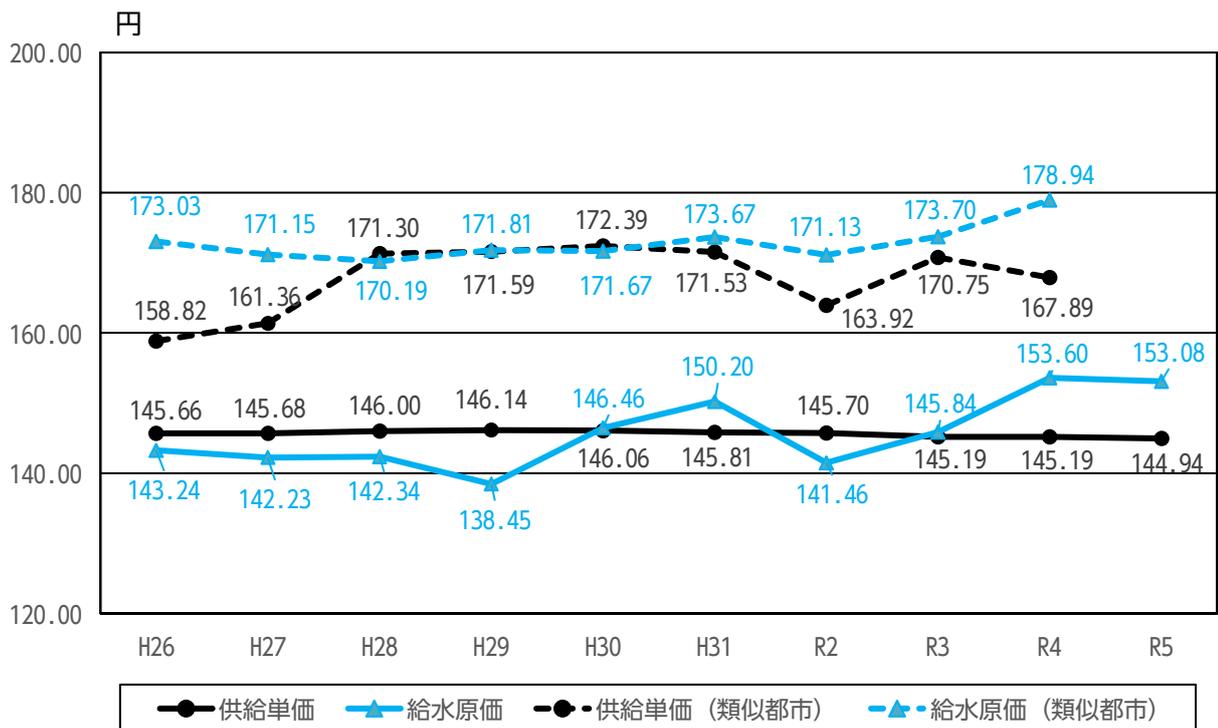
注) 類似都市の数値は前年度までの数値が公表されています。

表47 供給単価・給水原価

(単位：円)

区分	令和5年度	令和4年度
供給単価 (1 m³当たりの水道料金) A	144.94	145.19
給水原価 (1 m³当たりの原価) B	153.08	153.60
差 引 A-B	△ 8.14	△ 8.41

図22 供給単価・給水原価の推移



注) 類似都市の数値は前年度までの数値が公表されています。

図23 一般会計からの補助金の推移

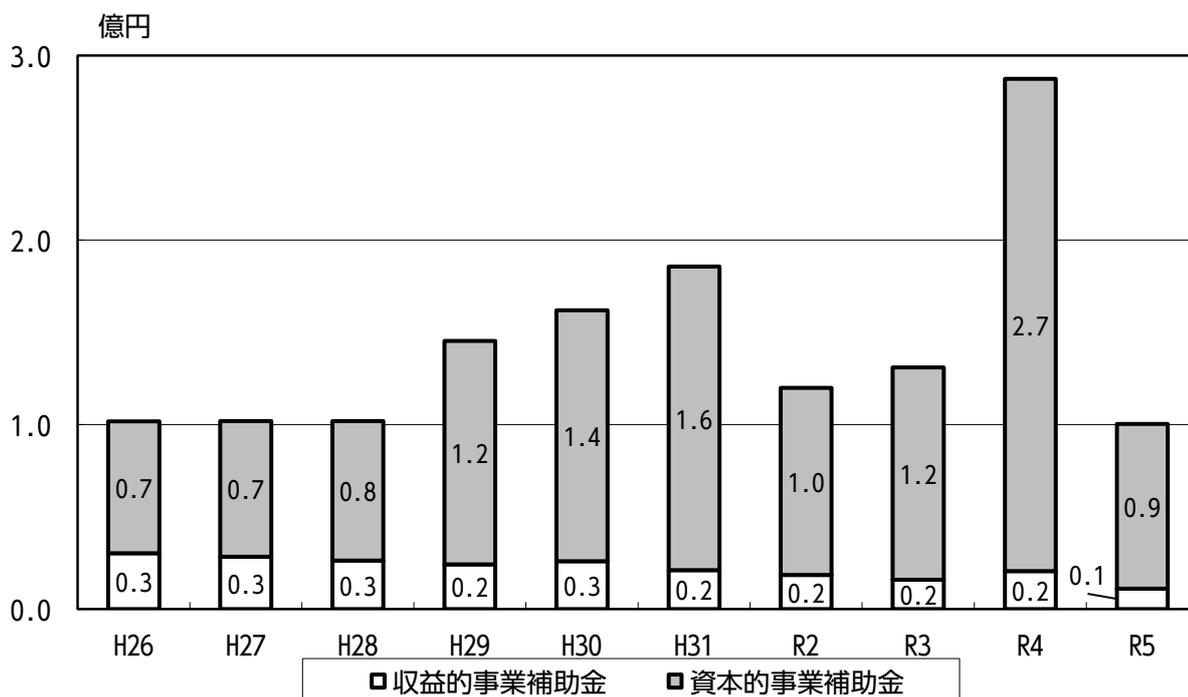
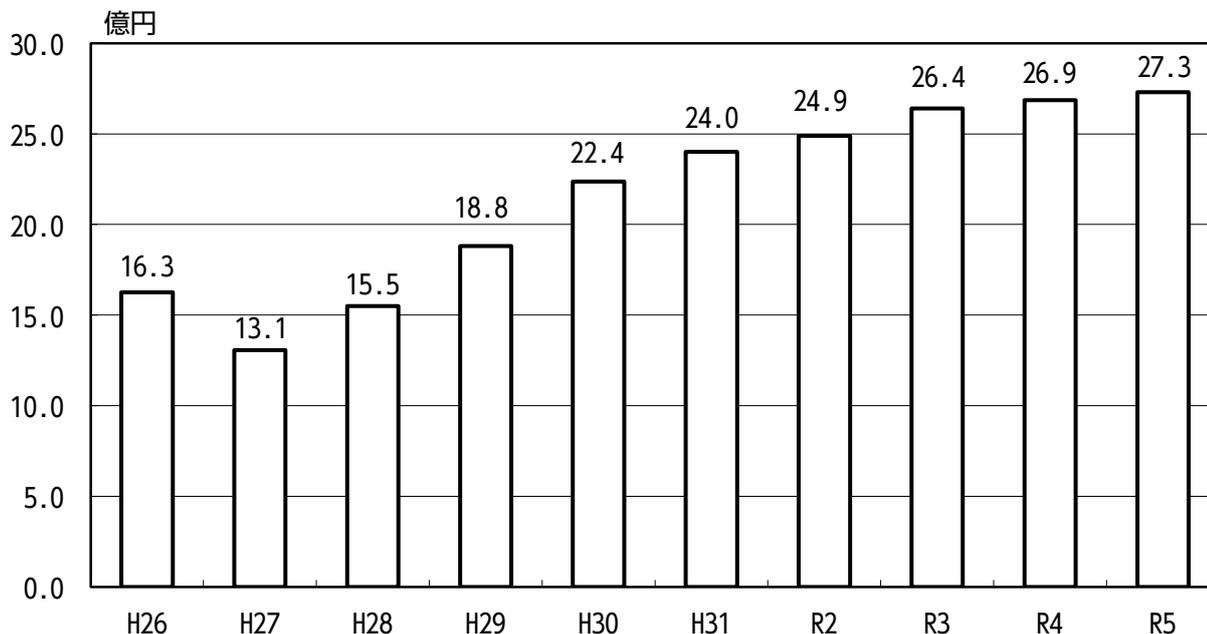


図24 損益勘定留保資金の推移



**【留保資金】**

現金支出を伴わない減価償却費や資産減耗費等、将来の施設更新に備え企業の内部に留保される資金です。資本的収入が支出に対して不足する場合の補てん財源になります。

(5) 下水道事業会計の決算状況

令和5年度の損益計算書では、収益が17億4千万円で前年度に比べ4千万円（2.3%）減となりました。流域下水道維持管理負担金の精算によりその他営業収益が2千万円増となりましたが、他会計補助金が5千万円減、長期前受金戻入が1千万円減となったためです。

費用は14億5千万円で前年度とほぼ同額となりました。

令和5年度の貸借対照表では、資産は255億5千万円で前年度に比べ3億4千万円（1.3%）減となりました。現金預金の増加で流動資産が2億3千万円増となりましたが、資本形成以上に減価償却が進み有形固定資産が5億3千万円減、無形固定資産が4千万円減となったためです。

負債は156億円の前年度に比べ9億2千万円（5.5%）減となりました。未払金などの流動負債が3千万円増となりましたが、企業債償還元金が借入額より大きいため固定負債の建設改良等企業債が7億1千万円減、長期前受金などの繰延収益が2億3千万円減となったためです。

資本は99億5千万円で前年度に比べ5億8千万円（6.2%）増となりました。

前年度と比較した損益計算書は表48、貸借対照表は表49、使用料単価と排水処理原価は表50をご覧ください。また、使用料単価・処理排水原価の推移については図25、一般会計からの補助金の推移については図26、損益勘定留保資金の推移は図27をご覧ください。

表48 下水道事業会計損益計算書

(単位：千円、%)

	令和5年度	令和4年度	増減	伸率
下水道事業収益	1,744,689	1,785,090	△ 40,401	△ 2.3
うち下水道使用料	491,653	496,621	△ 4,968	△ 1.0
下水道事業費用	1,446,698	1,442,398	4,300	0.3
当年度純利益（△損失）	297,990	342,692	△ 44,701	△ 13.0
前年度繰越利益剰余金 （△欠損金）	0	0	0	-
その他未処分利益剰余金変動額	342,692	348,803	△ 6,111	△ 1.8
当年度未処分利益剰余金 （△未処理欠損金）	640,682	691,494	△ 50,812	△ 7.3

表49 下水道事業会計貸借対照表

(単位：千円、%)

	令和5年度	令和4年度	増減	伸率
資産	25,553,059	25,889,257	△ 336,197	△ 1.3
負債	15,602,839	16,519,245	△ 916,406	△ 5.5
うち、建設改良等企業債	5,715,026	6,469,615	△ 754,588	△ 11.7
資本	9,950,220	9,370,012	580,208	6.2

表50 使用料単価・排水処理原価

区分		令和5年度	令和4年度
公共下水道	使用料単価（1 m <sup>3</sup> 当たりの下水道料金） A	112.35	112.26
	排水処理原価（1 m <sup>3</sup> 当たりの原価） B	238.23	231.76
	差 引 A-B	△ 125.88	△ 119.50
農業集落排水	使用料単価（1 m <sup>3</sup> 当たりの下水道料金） A	107.39	106.70
	排水処理原価（1 m <sup>3</sup> 当たりの原価） B	485.62	491.86
	差 引 A-B	△ 378.23	△ 385.16

注) 公共下水道と農業集落排水の使用料金体系は同一ですが、それぞれの「使用料収入/有収水量」をもとに使用料単価を算出しています。

図25 使用料単価・排水処理原価の推移

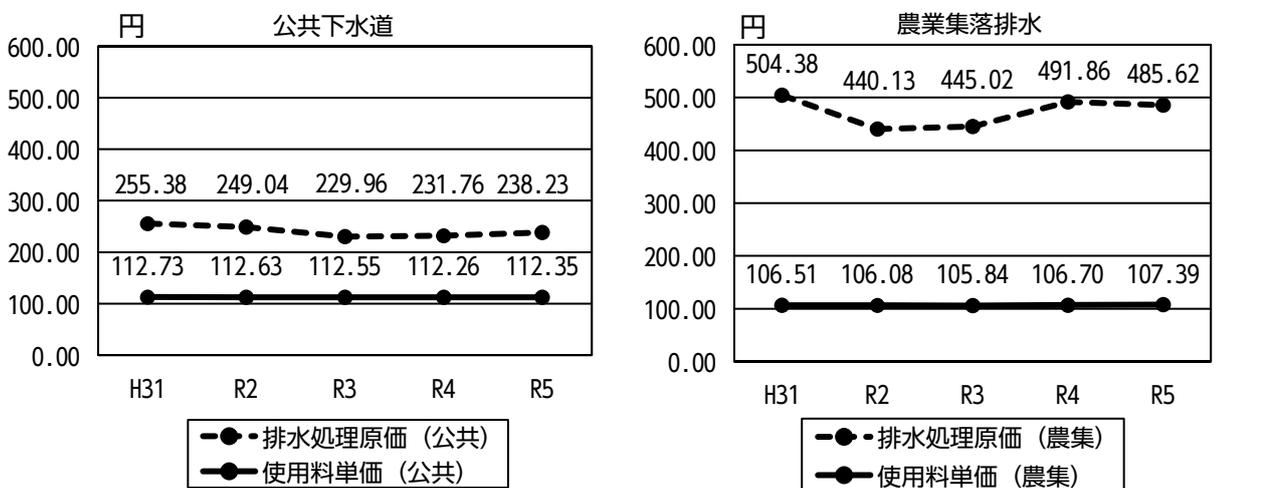


図26 一般会計からの補助金の推移

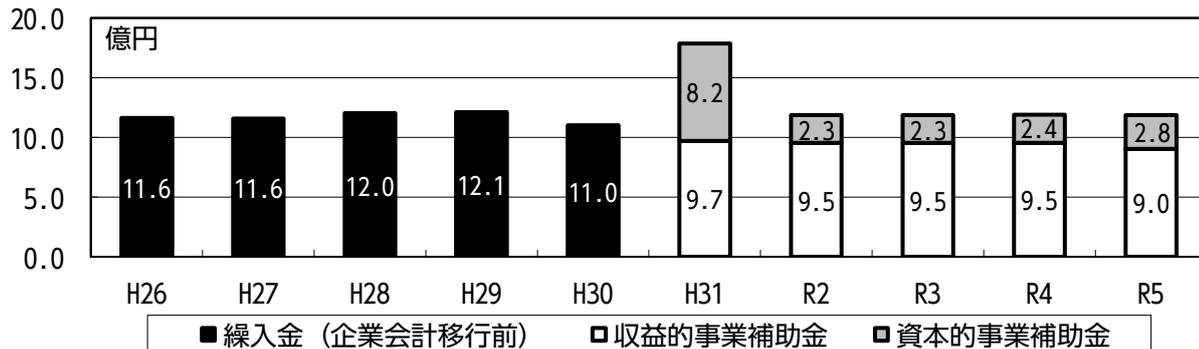
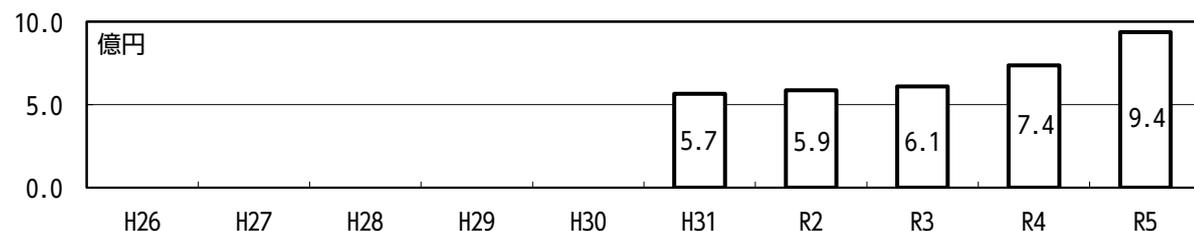


図27 損益勘定留保資金の推移



## 4 地方債

### (1) 一般会計の地方債

令和5年度の地方債現在高は、266億3千万円で前年度に比べ9億2千万円減となりました。

緊急防災・減災事業債は、東日本大震災を教訓として、緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方債です。消防団車両整備事業や消防団詰所整備事業の財源とするため2千万円借り入れました。起債額が元金償還額より少なかったため、現在高は3億9千万円減少しました。

公共施設等適正管理推進事業債は、施設の集約化や複合化、長寿命化などの公共施設等の適正管理のための地方債です。温水プール建設事業や高齢者福祉施設解体事業の財源とするため10億6千万円借り入れました。起債額が元金償還額よりも多かったため、現在高は9億4千万円増加しました。

緊急浚渫推進事業債は、近年の河川氾濫などによる浸水被害を防止するための地方債です。市河川維持改良事業の財源とするため、1千万円借り入れました。起債額が元金償還額より少なかったため、現在高は3千万円減少しました。

臨時財政対策債は、国から地方交付税として配分されるべき財源が不足しているため、その不足分を地方債という形で発行することで財源を補うものです。借り入れの有無を問わず、発行可能額が交付税に算入されます。発行可能額の1億6千万円を借り入れました。起債額が元金償還額より少なかったため、現在高は8億1千万円減少しました。

これらの地方債は、将来の財政を見通し安定した財政運営を図るため、市債現在高と、財政調整基金や市債管理基金等の推移に留意して借り入れています。

前年度と比較した一般会計地方債の状況は表51、一般会計の地方債現在高の推移は図28、合併特例債現在高の推移は図29、目的別の市債現在高は表52をご覧ください。

表51 一般会計地方債の状況

(単位：千円)

区 分	令和4年度 現在高	令和5年度		令和5年度 現在高
		起債額	元金償還額	
1 普通債	16,519,006	2,010,500	2,082,708	16,446,798
うち緊急防災・減災事業債	2,768,371	20,700	411,323	2,377,748
うち公共施設等適正管理推進事業債	1,409,711	1,061,900	122,389	2,349,222
うち緊急浚渫推進事業債	306,300	8,700	36,768	278,232
うち合併特例債	6,483,119	0	959,571	5,523,548
2 災害復旧債	55,181	3,300	15,179	43,302
3 その他	10,982,515	163,302	1,001,436	10,144,381
うち臨時財政対策債	10,849,017	163,302	977,616	10,034,703
うち減収補てん債	73,307	0	0	73,307
合 計	27,556,701	2,177,102	3,099,322	26,634,481

図28 一般会計地方債現在高の推移

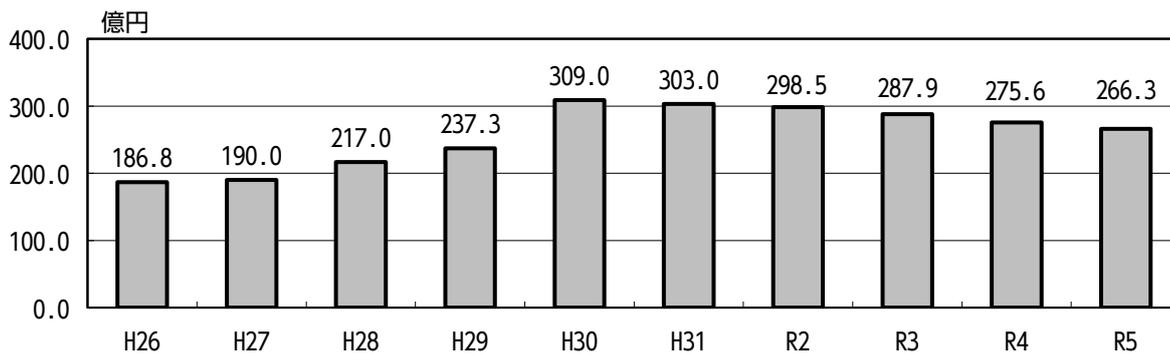


図29 合併特例債現在高の推移

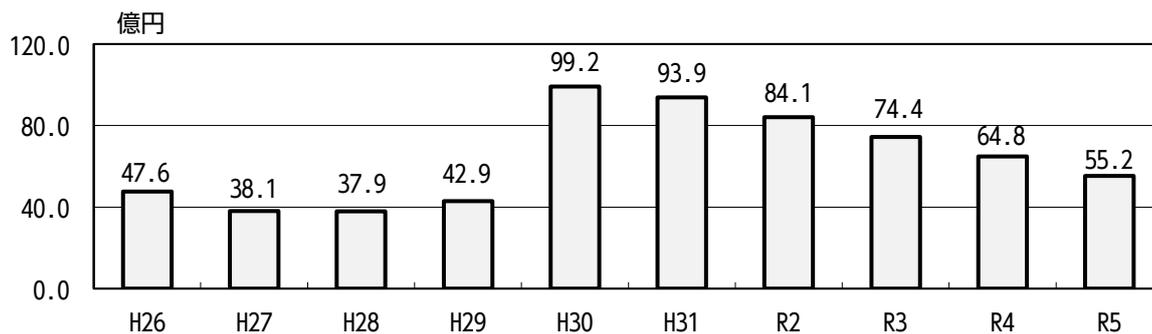


表52 市債目的別現在高の状況

(単位：千円)

区分	令和4年度 現在高	令和5年度		令和5年度 現在高
		発行額	元金償還額	
1 普通債	16,519,006	2,010,500	2,082,708	16,446,798
(1) 総務	5,177,723	117,200	895,823	4,399,101
(2) 民生	1,450,363	108,300	147,209	1,411,455
(3) 衛生	341,078	3,300	23,367	321,011
(4) 農林水産業	96,714	15,000	31,063	80,651
(5) 商工	528,455	395,000	25,569	897,886
(6) 土木	2,576,886	359,800	258,608	2,678,078
(7) 消防	2,016,641	58,300	351,104	1,723,837
(8) 教育	4,319,404	953,600	347,577	4,925,427
(9) 上水道出資	11,741	0	2,389	9,353
2 災害復旧債	55,181	3,300	15,179	43,302
(1) 農林水産業	10,804	3,300	3,517	10,587
(2) 土木	44,377	0	11,662	32,715
(3) その他	0	0	0	0
3 その他	10,982,515	163,302	1,001,436	10,144,381
(1) 減税補てん	60,191	0	23,819	36,372
(2) 臨時財政対策	10,849,017	163,302	977,616	10,034,703
(3) 減収補てん	73,307	0	0	73,307
合計	27,556,701	2,177,102	3,099,322	26,634,481

(2) 企業会計の地方債

令和5年度末の地方債現在高は82億2千万円で、前年度に比べ8億4千万円減となりました。

水道事業は、機械・電気計装設備補強工事の財源とするため2億2千万円借りました。起債額が元金償還額より少なかったため、現在高は8千万円減少しました。

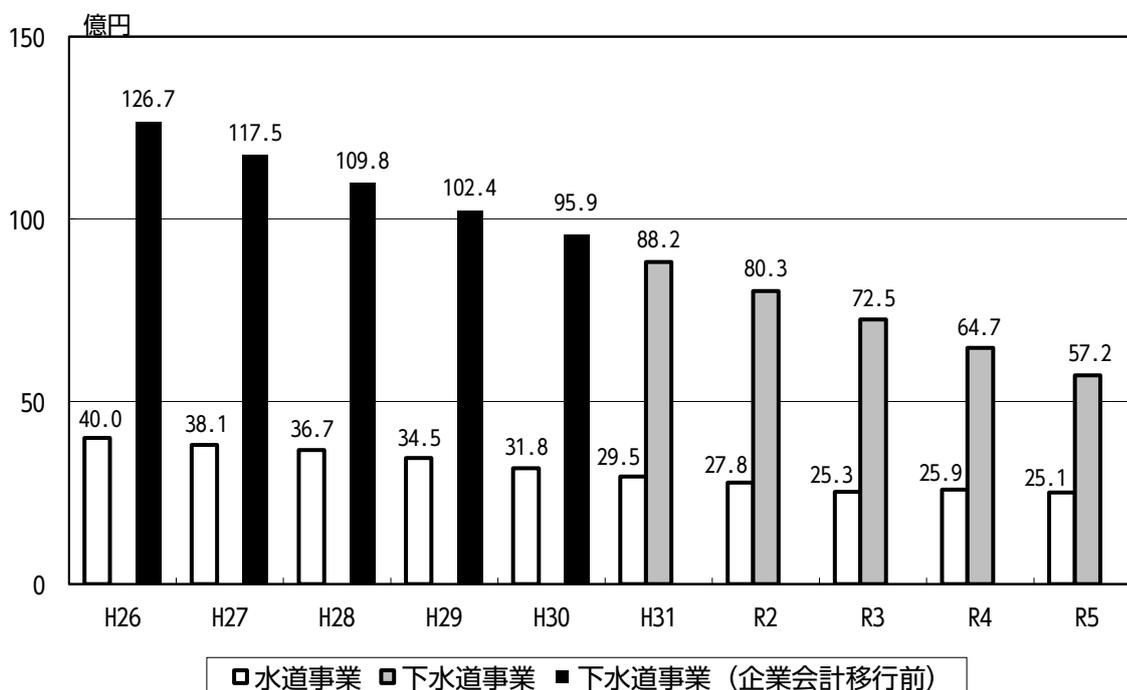
下水道事業は、農業集落排水統合事業などの財源とするため1億2千万円借りました。起債額が元金償還額より少なかったため、現在高は7億5千万円減少しました。

前年度と比較した企業会計地方債の状況は、表53をご覧ください。また、地方債現在高の推移は、図30をご覧ください。

表53 企業会計地方債の状況 (単位：千円)

区 分	令和4年度 現在高	令和5年度		令和5年度 現在高
		起債額	元金償還額	
水道事業	2,590,362	217,000	299,244	2,508,118
下水道事業	6,469,615	119,000	873,588	5,715,026
合 計	9,059,977	336,000	1,172,832	8,223,144

図30 企業会計地方債現在高の推移

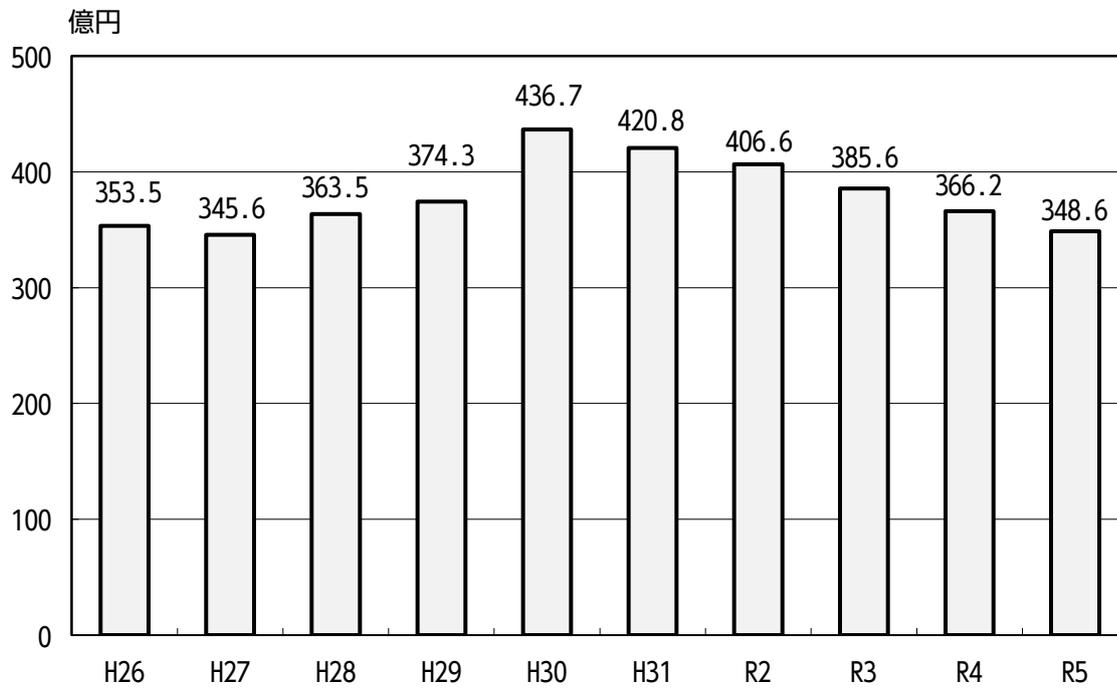


(3) 全会計の地方債

令和5年度末の全会計の地方債現在高は、348億6千万円で前年度に比べ17億6千万円減となりました。

地方債現在高の推移は、図31をご覧ください。

図31 全会計地方債現在高の推移



## 5 基金

### (1) 一般会計の基金

令和5年度末の基金現在高は、114億1千万円で前年度に比べ2億円増となりました。

財政調整基金は、前年度決算剰余金の2分の1である8億を積み立てましたが、財源不足を補うため9億9千万円を取り崩しました。

市債管理基金は、元利償還の増加に備えるため6億3千万円を積み立てましたが、令和5年度の元利償還の財源とするため5千万円を取り崩しました。

庁舎建設基金は、庁舎建設事業のため発行した合併特例債の償還の財源とするため2億5千万円を取り崩しました。

医師養成奨学基金は、医師養成奨学資金貸付事業のために3百万円を積み立て貸付けを行いました。

ふるさと応援基金は、ふるさと納税でいただいた寄附金4千万円を積み立てました。今後はそれぞれの寄附者の思いを実現するための事業の財源としていきます。

指定管理施設管理基金は、指定管理者に管理を行わせる施設の修繕、改良等に備えるため1千万円を積み立てました。

一般会計基金の状況は、表54をご覧ください。一般会計基金の推移は図32、このうち財政調整基金の推移は図33をご覧ください。

図32 一般会計基金の推移

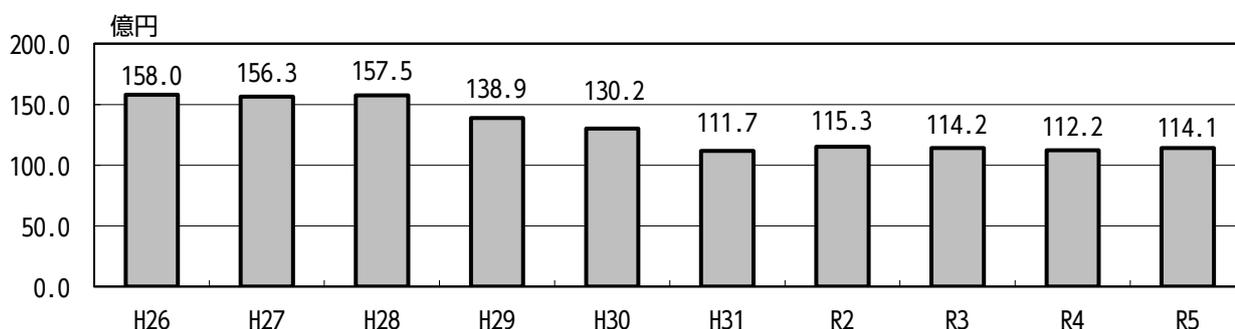


図33 うち財政調整基金の推移

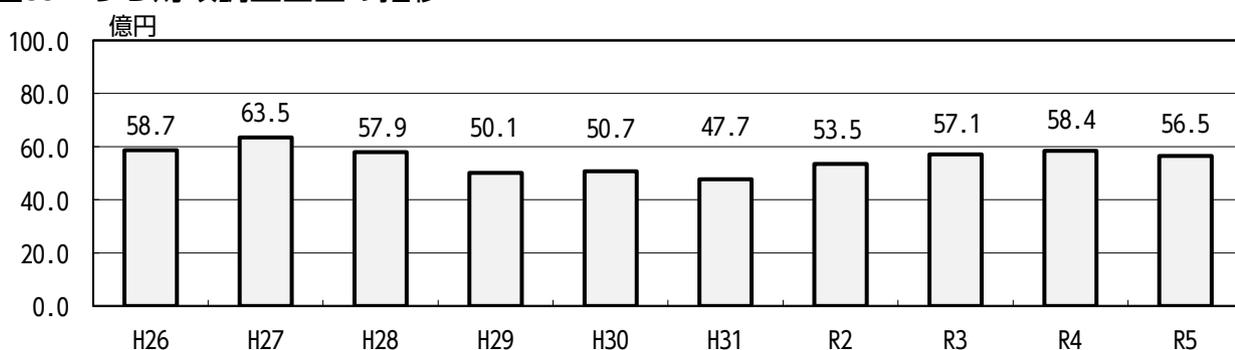


表54 一般会計基金の状況

(単位：千円)

基金名	令和4年度 現在高	令和5年度		令和5年度 現在高	備考
		積立て	取崩し		
財政調整基金	5,840,633	801,963	990,076	5,652,520	
市債管理基金	1,249,208	632,818	48,000	1,834,026	
地域福祉基金	262,108	0	0	262,108	
地域振興基金	2,659,327	1,298	0	2,660,625	
あじさいクリーン センター管理基金	101,542	51	0	101,593	
育英基金	10,644	96	0	10,740	貸付額 768
アジアまなびや基金	34,004	0	0	34,004	
物づくり・発明 支援基金	8,460	4	1,000	7,464	
市営住宅整備基金	19,671	7,146	2,394	24,423	
医師養成奨学基金	0	2,880	2,880	0	貸付額 4,320
災害対策基金	100,180	0	0	100,180	
庁舎建設基金	651,451	326	248,000	403,777	
みえ森と緑の県民税 市町交付金基金	0	0	0	0	
ツアー・オブ・ジャパ ンいなベステージ基金	0	0	0	0	
農業公園整備基金	0	0	0	0	
国民健康保険 高額医療費貸付基金	15,000	0	0	15,000	
ふるさと応援基金	179,228	35,353	676	213,905	
森林環境基金	35,873	658	0	36,531	
指定管理施設管理基金	50,000	6,320	0	56,320	
合計	11,217,329	1,488,913	1,293,026	11,413,215	

**【財政調整基金】**

災害や急激な景気後退等の不測の支出や減収に備えるとともに、年度間における財源の不均衡を調整するための基金です。

(2) 特別会計の基金

国民健康保険事業保険給付等支払基金については変動ありません。

介護給付費準備基金は介護給付費の支払不足に備えるため6千万円を積み立てました。

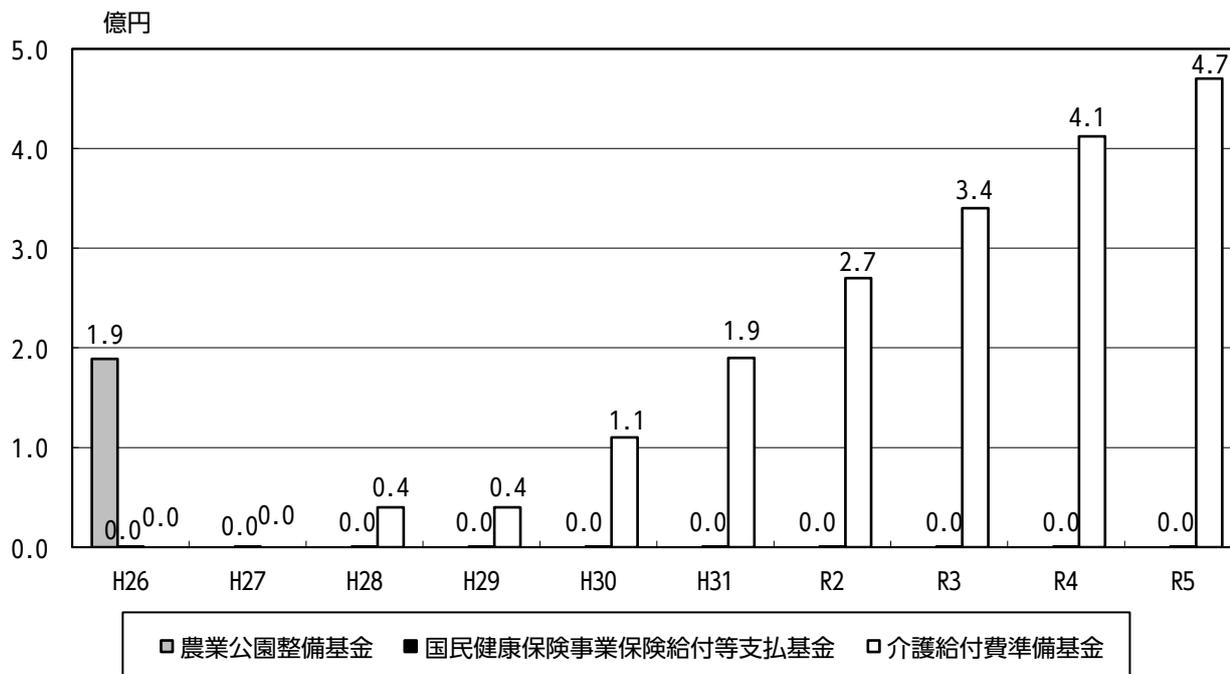
特別会計基金の状況は表55を、特別会計の基金の推移は図34をご覧ください。

表55 特別会計基金の状況

(単位：千円)

基金名	令和4年度	令和5年度		令和5年度 現在高	備考
	現在高	積立て	取崩し		
国民健康保険事業 保険給付等支払基金	467	0	0	467	
介護給付費準備基金	412,132	57,971	0	470,103	
合計	412,599	57,971	0	470,570	

図34 特別会計基金の推移

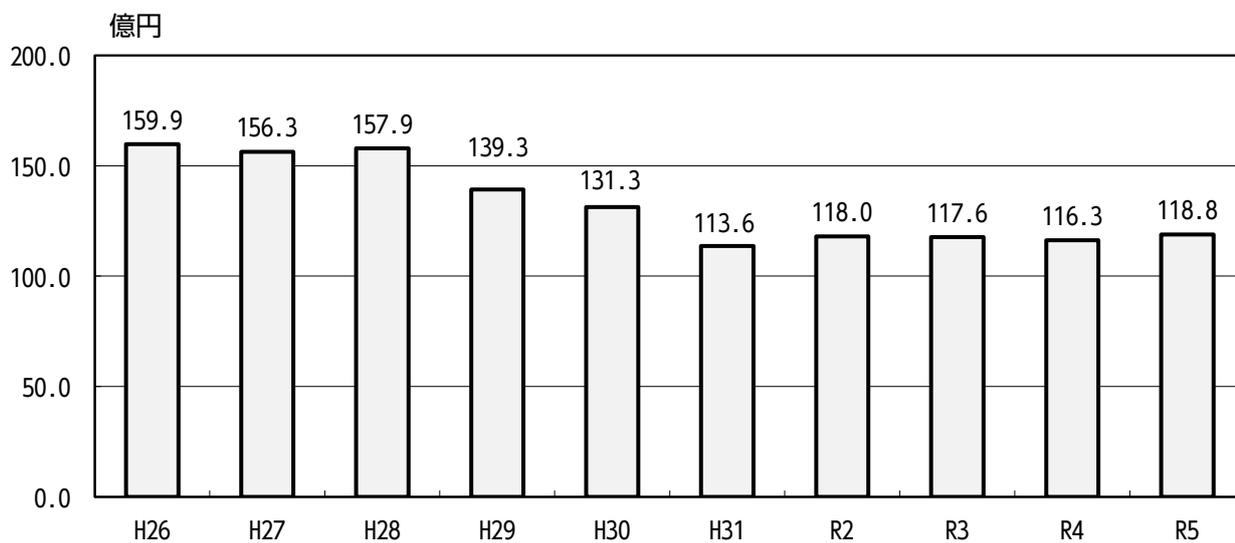


### (3) 全会計の基金

全会計の基金は、118億8千万円で前年度に比べて2億5千万円の増となりました。

全会計の基金の推移は、図35をご覧ください。

図35 全会計基金の推移



## 6 歳入歳出予算の状況

### (1) 一般会計歳入歳出予算の状況

一般会計歳入歳出予算の状況は、表56のとおりです。

表56 一般会計歳入歳出予算の状況

区 分	令和4年度 最終予算額 A	令和5年度						
		当 初	1号 4月専決	2号 6月補正	3号 9月補正	4号 12月補正	5号 12月追加	
歳 入	市税	9,043,855	8,887,000	0	0	0	483,653	0
	地方譲与税	290,212	280,732	0	0	0	0	0
	各種交付金	1,433,000	1,642,000	0	0	0	0	0
	地方特例交付金	59,147	58,200	0	0	0	0	0
	地方交付税	3,515,481	3,120,000	0	0	0	191,017	0
	交通安全対策特別交付金	4,000	4,000	0	0	0	0	0
	分担金及び負担金	91,326	79,116	0	0	1,820	1,629	0
	使用料及び手数料	151,833	151,778	0	0	0	0	0
	国庫支出金	3,617,271	2,942,711	47,284	352,371	11,195	89,493	231,000
	県支出金	1,197,336	1,228,340	0	6,180	6,833	19,103	6,180
	財産収入	47,226	30,724	0	0	0	6,076	0
	寄附金	133,927	83,700	0	0	0	51,316	0
	繰入金	1,998,320	2,640,371	0	17,156	39,131	△ 260,294	0
	繰越金	1,735,667	100,000	0	0	1,495,898	0	0
	諸収入	203,232	192,528	0	2,000	8,748	619	0
市債	2,001,673	2,528,800	0	206,200	21,700	△ 207,898	0	
合 計	25,523,506	23,970,000	47,284	583,907	1,585,325	374,714	237,180	

表56 一般会計歳入歳出予算の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度				比 較		
	6号 1月専決	7号 3月補正	8号 3月追加	最終予算額 B	増 減 B - A	伸率 (B-A)/A	
歳 入	市税	0	400,000	0	9,770,653	726,798	8.0
	地方譲与税	0	0	0	280,732	△ 9,480	△ 3.3
	各種交付金	0	35,332	0	1,677,332	244,332	17.1
	地方特例交付金	0	17,358	0	75,558	16,411	27.7
	地方交付税	0	130,821	0	3,441,838	△ 73,643	△ 2.1
	交通安全対策特別交付金	0	0	0	4,000	0	0.0
	分担金及び負担金	0	△ 1,042	0	81,523	△ 9,803	△ 10.7
	使用料及び手数料	0	△ 1,100	0	150,678	△ 1,155	△ 0.8
	国庫支出金	187,000	△ 297,292	35,900	3,599,662	△ 17,609	△ 0.5
	県支出金	0	△ 44,262	0	1,222,374	25,038	2.1
	財産収入	0	9,625	0	46,425	△ 801	△ 1.7
	寄附金	0	5,703	0	140,719	6,792	5.1
	繰入金	0	△ 1,004,433	563	1,432,494	△ 565,826	△ 28.3
	繰越金	0	0	0	1,595,898	△ 139,769	△ 8.1
	諸収入	0	5,260	0	209,155	5,923	2.9
	市債	0	41,990	35,900	2,626,692	625,019	31.2
合 計	187,000	△ 702,040	72,363	26,355,733	832,227	3.3	

表56 一般会計歳入歳出予算の状況

区 分	令和4年度 最終予算額 A	令和5年度						
		当 初	1号 4月専決	2号 6月補正	3号 9月補正	4号 12月補正	5号 12月追加	
歳 出	議会費	210,036	221,605	0	0	△ 240	920	0
	総務費	2,867,488	2,658,472	0	2,142	10,276	2,239	0
	民生費	8,250,334	7,676,289	47,284	220,100	83,389	143,598	237,180
	衛生費	2,168,398	1,902,841	0	52,886	87,598	△ 2,764	0
	農林水産業費	670,886	881,272	0	30,480	4,866	10,530	0
	商工費	965,906	1,368,423	0	200,000	△ 5,786	23,679	0
	土木費	2,168,086	1,969,501	0	0	32,944	126,587	0
	消防費	890,927	855,538	0	8,299	△ 7,869	14,803	0
	教育費	2,458,266	3,110,665	0	70,000	27,293	18,063	0
	公債費	3,079,502	3,192,413	0	0	0	842	0
	諸支出金	1,639,977	32,981	0	0	1,352,854	32,607	0
	予備費	100,000	100,000	0	0	0	0	0
	災害復旧費	53,700	0	0	0	0	3,610	0
	合 計	25,523,506	23,970,000	47,284	583,907	1,585,325	374,714	237,180

表56 一般会計歳入歳出予算の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度				比 較		
	6号 1月専決	7号 3月補正	8号 3月追加	最終予算額 B	増 減 B - A	伸率 (B-A)/A	
歳 出	議会費	0	△ 6,150	0	216,135	6,099	2.9
	総務費	0	△ 125,666	0	2,547,463	△ 320,025	△ 11.2
	民生費	187,000	△ 179,758	0	8,415,082	164,748	2.0
	衛生費	0	△ 191,275	0	1,849,286	△ 319,112	△ 14.7
	農林水産業費	0	△ 107,217	0	819,931	149,045	22.2
	商工費	0	△ 168,941	72,363	1,489,738	523,832	54.2
	土木費	0	△ 83,399	0	2,045,633	△ 122,453	△ 5.6
	消防費	0	△ 11,990	0	858,781	△ 32,146	△ 3.6
	教育費	0	88,209	0	3,314,230	855,964	34.8
	公債費	0	0	0	3,193,255	113,753	3.7
	諸支出金	0	84,147	0	1,502,589	△ 137,388	△ 8.4
	予備費	0	0	0	100,000	0	0.0
	災害復旧費	0	0	0	3,610	△ 50,090	△ 93.3
	合 計	187,000	△ 702,040	72,363	26,355,733	832,227	3.3

(2) 特別会計歳入歳出予算の状況

特別会計歳入歳出予算の状況は、表57のとおりです。

表57 特別会計歳入歳出予算の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度	令 和 5 年 度					比 較	
	最終予算額 A	当 初	9月 補正	12月 補正	3月 補正	最終予算 額 B	増 減 B - A	伸率 (B-A)/A
国民健康保険	4,733,118	4,586,584	44,441	2,760	0	4,633,785	△ 99,333	△ 2.1
後期高齢者医療	1,123,094	1,130,639	5,563	2,362	36,212	1,174,776	51,682	4.6
介 護 保 険	4,136,426	4,065,259	265,892	3,240	△ 181,590	4,152,801	16,375	0.4

## 7 普通会計の決算状況

令和5年度の普通会計決算は、表58のとおり、歳入決算額は263億円で、前年度に比べ5億円（2.0%）増となりました。歳出決算額は249億円で、前年度に比べ9億円（3.9%）増となりました。

これら実質収支等の状況については、表58、表59、図36をご覧ください。

なお、普通会計は地方財政統計上の算出方法で作成しているため、一般会計の数値とのズレが生じる場合があります。

表58 普通会計決算収支状況

(単位：千円、%)

区 分		令和5年度 決算額 A	令和4年度 決算額 B	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
歳入決算額	①	26,251,289	25,731,594	519,696	2.0
歳出決算額	②	24,879,775	23,946,798	932,977	3.9
歳入歳出差引額	③ (①-②)	1,371,514	1,784,795	△ 413,281	△ 23.2
翌年度繰越財源	④	134,203	188,897	△ 54,695	△ 29.0
実質収支	⑤ (③-④)	1,237,312	1,595,898	△ 358,586	△ 22.5
単年度収支	⑥ (⑤-前年度⑤)	△ 358,586	△ 139,769	△ 218,817	156.6
積立金	⑦	801,963	869,546	△ 67,582	△ 7.8
繰上償還金	⑧	0	0	0	-
積立金取崩額	⑨	990,076	734,332	255,744	34.8
実質単年度収支	⑩ (⑥+⑦+⑧-⑨)	△ 546,699	△ 4,555	△ 542,144	11,902.2

### 【普通会計】

個々の地方公共団体ごとに各会計（一般会計および各種特別会計）の範囲が異なり、団体間の財政比較や統一的な掌握が困難なため、一般会計と公営企業会計等に含まれない特別会計を合算し重複部分を控除整理したもので、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分です。

### 【実質収支】

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度へ繰り越す事業に充てるための財源を差し引いたもので、当該年度に属すべき収入と支出の差を示すものです。

### 【単年度収支】

実質収支は前年度以前からの収支の累計であることから、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものです。

### 【実質単年度収支】

単年度収支には、実質的な黒字要素や赤字要素が含まれているため、これらを控除した単年度収支が、実質的にどのような状態であったかを表したものです。

### ●いなべ市の普通会計

いなべ市の普通会計は一般会計のみですが、平成26年度までは、一般会計及び農業公園事業特別会計を合算し、それぞれの会計間における繰入金及び繰出金を整理したものを用いていました。

表59 普通会計決算収支の推移

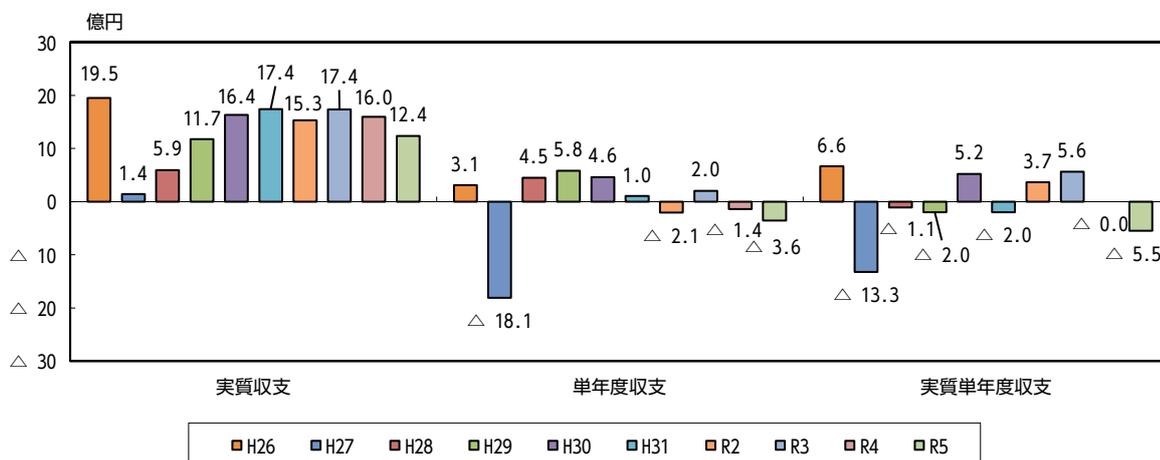
(単位：千円)

区分	歳入決算額 A	歳出決算額 B	歳入歳出差引額 C = A - B	翌年度繰越財源 D	実質収支 E = C - D
平成26年度	23,517,065	21,439,043	2,078,022	129,032	1,948,990
平成27年度	23,119,858	22,812,079	307,779	167,593	140,186
平成28年度	25,955,300	25,297,834	657,466	65,328	592,138
平成29年度	23,481,709	22,221,167	1,260,543	87,059	1,173,484
平成30年度	30,283,187	28,539,546	1,743,641	108,254	1,635,387
平成31年度	23,193,421	21,217,325	1,976,096	236,589	1,739,507
令和2年度	29,719,600	28,029,801	1,689,799	158,357	1,531,442
令和3年度	25,688,703	23,843,094	1,845,609	109,942	1,735,667
令和4年度	25,731,594	23,946,798	1,784,795	188,897	1,595,898
令和5年度	26,251,289	24,879,775	1,371,514	134,203	1,237,312

(単位：千円)

区分	単年度収支 F=E-前年度E	積立金 G	繰上償還金 H	積立金取崩額 I	実質単年度収支 J=F+G+H-I
平成26年度	308,026	811,959	0	457,665	662,320
平成27年度	△ 1,808,804	983,096	0	500,000	△ 1,325,708
平成28年度	451,952	940,659	0	1,500,000	△ 107,389
平成29年度	581,346	301,838	0	1,083,256	△ 200,072
平成30年度	461,903	701,507	0	640,512	522,898
平成31年度	104,120	900,952	0	1,202,416	△ 197,344
令和2年度	△ 208,065	1,668,092	0	1,093,917	366,110
令和3年度	204,225	1,636,649	0	1,277,172	563,702
令和4年度	△ 139,769	869,546	0	734,332	△ 4,555
令和5年度	△ 358,586	801,963	0	990,076	△ 546,699

図36 実質収支等の状況（普通会計）



(1) 歳入決算（普通会計）の状況

令和5年度普通会計の歳入決算は、表60のとおりです。

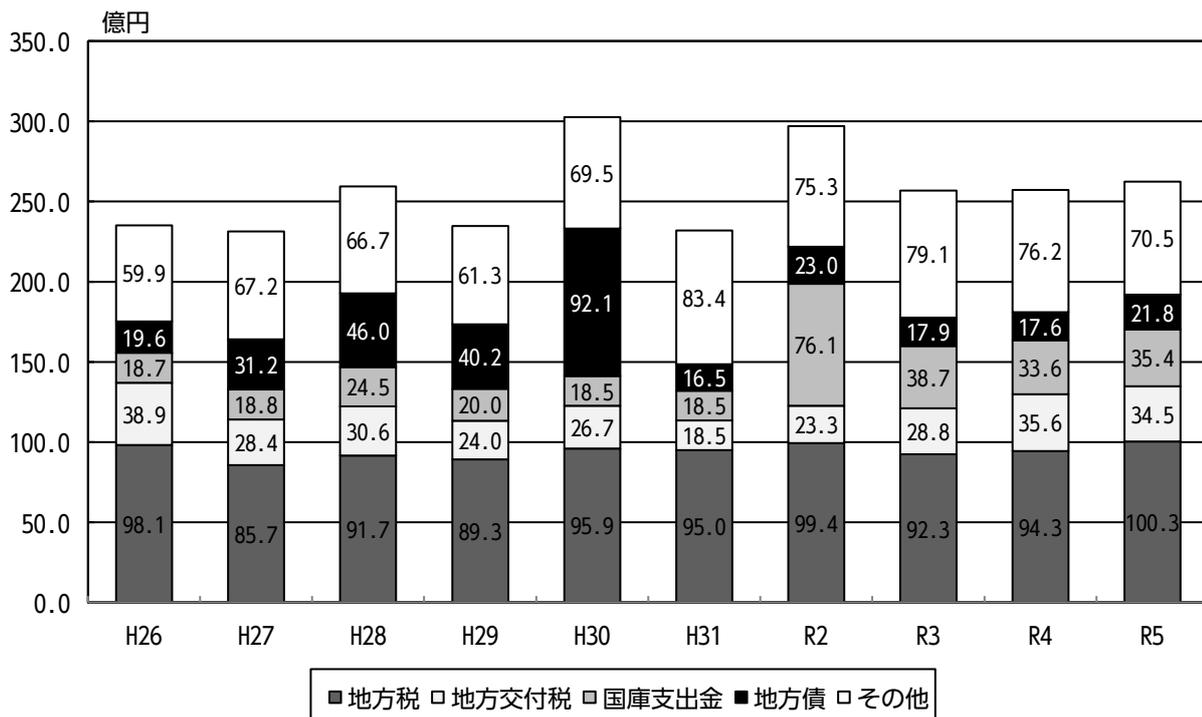
なお、普通会計の歳入決算額の推移は図37をご覧ください。

表60 歳入決算（普通会計）の状況

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 率 (A-B)/B
地 方 税	10,030,173	38.2	9,433,644	36.7	596,529	6.3
地 方 譲 与 税	289,745	1.1	287,051	1.1	2,694	0.9
各 種 交 付 金	1,693,795	6.5	1,639,805	6.4	53,990	3.3
地方特例交付金	75,925	0.3	59,169	0.2	16,756	28.3
地 方 交 付 税	3,453,232	13.2	3,559,792	13.8	△ 106,560	△ 3.0
使用料及び手数料	186,987	0.7	177,609	0.7	9,378	5.3
国 庫 支 出 金	3,538,293	13.5	3,359,248	13.1	179,045	5.3
県 支 出 金	1,192,917	4.5	1,183,552	4.6	9,365	0.8
繰 入 金	1,432,308	5.5	1,991,889	7.7	△ 559,580	△ 28.1
繰 越 金	1,784,795	6.8	1,845,609	7.2	△ 60,814	△ 3.3
地 方 債	2,177,102	8.3	1,762,473	6.8	414,629	23.5
そ の 他	396,016	1.5	431,752	1.7	△ 35,736	△ 8.3
合 計	26,251,289	100.0	25,731,594	100.0	519,696	2.0

図37 歳入決算（普通会計）の推移



(2) 性質別歳出決算（普通会計）の状況

令和5年度普通会計の性質別歳出決算は、表61のとおりです。

なお、普通会計の性質別歳出決算額の推移は図38、義務的経費の推移は図39をご覧ください。

表61 性質別歳出決算（普通会計）の状況

(単位：千円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構成比	決 算 額 B	構成比	増 減 A - B	伸率 (A-B)/B
義務的経費	10,291,352	41.4	10,044,265	41.9	247,087	2.5
人件費	3,505,681	14.1	3,441,869	14.4	63,812	1.9
扶助費	3,599,981	14.5	3,523,395	14.7	76,586	2.2
公債費	3,185,690	12.8	3,079,001	12.9	106,689	3.5
投資的経費	3,522,184	14.2	2,224,237	9.3	1,297,947	58.4
普通建設事業費	3,482,720	14.0	2,198,688	9.2	1,284,032	58.4
補助事業費	1,069,088	4.3	441,031	1.8	628,057	142.4
単独事業費	2,413,632	9.7	1,757,657	7.3	655,975	37.3
災害復旧事業費	39,464	0.2	25,549	0.1	13,915	54.5
うち失業対策事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の経費	11,066,239	44.5	11,678,296	48.8	△ 612,057	△ 5.2
物件費	4,307,447	17.3	4,665,704	19.5	△ 358,257	△ 7.7
維持補修費	76,144	0.3	71,392	0.3	4,752	6.7
補助費等	3,264,977	13.1	3,292,951	13.8	△ 27,974	△ 0.8
積立金	1,485,937	6.0	1,632,805	6.8	△ 146,868	△ 9.0
投資・出資・貸付金	376,524	1.5	505,410	2.1	△ 128,886	△ 25.5
繰出金	1,555,210	6.3	1,510,034	6.3	45,176	3.0
合 計	24,879,775	100.0	23,946,798	100.0	932,977	3.9

図38 性質別歳出決算（普通会計）の推移

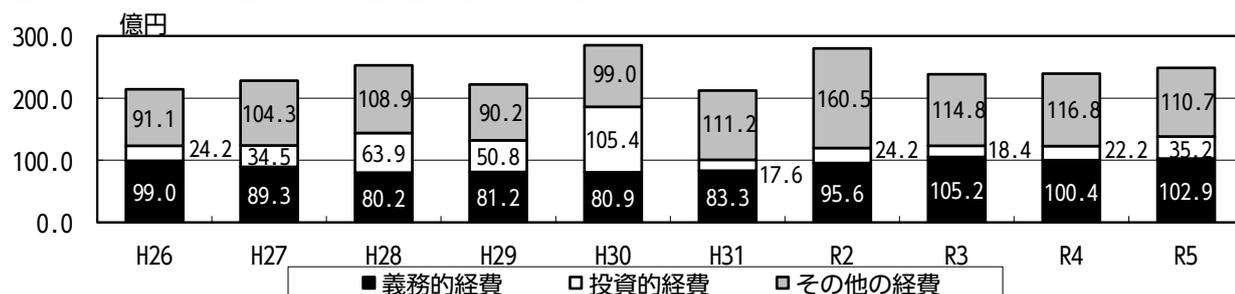
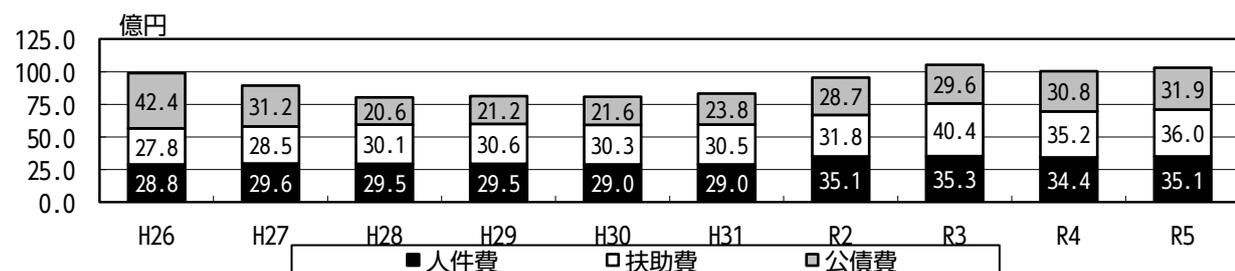


図39 義務的経費の推移



### (3) 経常収支比率

令和5年度の経常収支比率は、89.3%で前年度に比べ0.3ポイント下がりました。

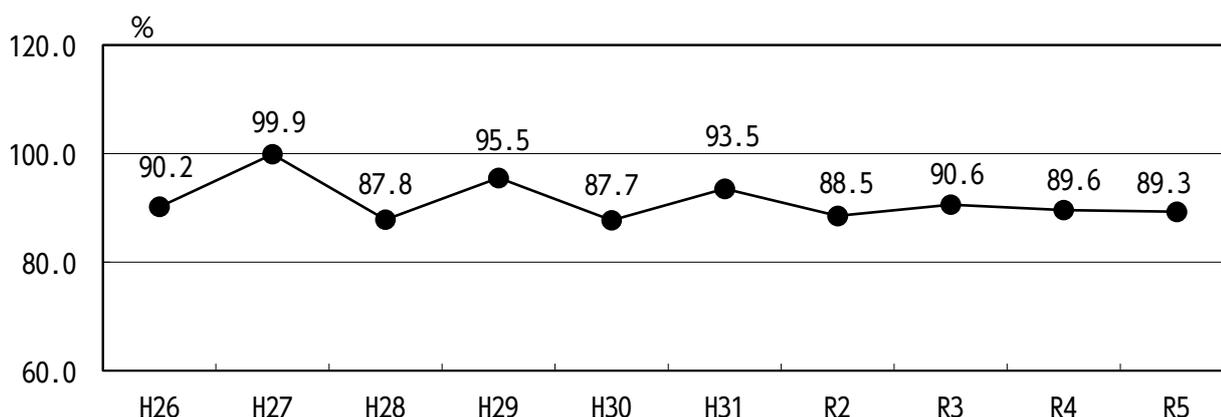
経常収支比率の計算において、分子となる経常経費充当一般財源は、前年度に比べ2億7千万円（2.0%）増となりました。補助費等が8千万円減、投資及び出資金・貸付金が1千万円減となりましたが、人件費が6千万円増、物件費が1億1千万円増、公債費が1億1千万円増、繰出金が4千万円増となったためです。

分母の経常一般財源は、前年度に比べ3億3千万円（2.2%）増となりました。地方交付税が7千万円減、臨時財政対策債が2億7千万円減となりましたが、地方税が6億円増、株式等譲渡所得割交付金が2千万円増、地方消費税交付金が1千万円増、地方特例交付金等が2千万円増、財産収入が1千万円増となったためです。

今後、社会保障経費や公債費等のほか、物価高騰による影響により経常経費が増加し、経常収支比率が上昇する可能性があります。そのため、企業誘致などの財源確保に努めるほか、計画的に経常経費を削減するために、財政調整基金や市債管理基金を取り崩しながら、公共施設の統廃合や、物件費、維持補修費などの経常経費を一層抑制していく必要があります。

なお、経常収支比率の推移は、図40をご覧ください。

図40 経常収支比率の推移



#### 【経常収支比率】

財政構造の弾力性を測定する比率で、人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税等の経常的な一般財源収入がどの程度充当されているかを表したものです。

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源総額}} \times 100$$

#### 【経常一般財源】

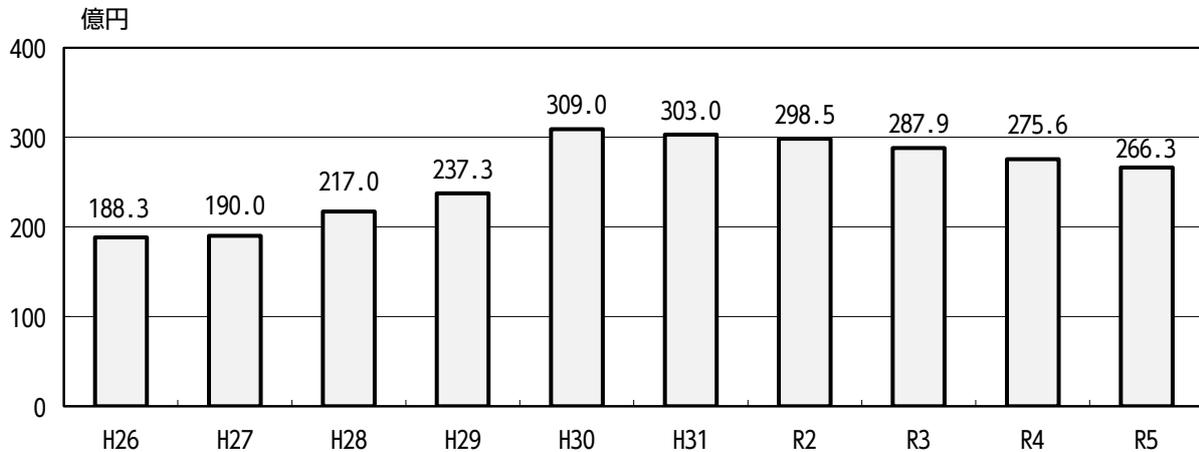
毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず自由に使用できる収入をいいます。具体的には、地方税、地方譲与税、普通交付税、臨時財政対策債等があります。

#### (4) 普通会計の地方債

令和5年度末の地方債現在高は、266億3千万円です。

市債現在高の推移は、図41をご覧ください。

図41 市債（普通会計）現在高の推移



#### (5) 普通会計の公債費

令和5年度の公債費は、31億9千万円で前年度に比べ1億1千万円増となりました。

令和10年度まで、公債費が高い状態が続くと予想しています。

公債費の推移は、図42、公債費の将来推移は、図43をご覧ください。

図42 公債費の推移

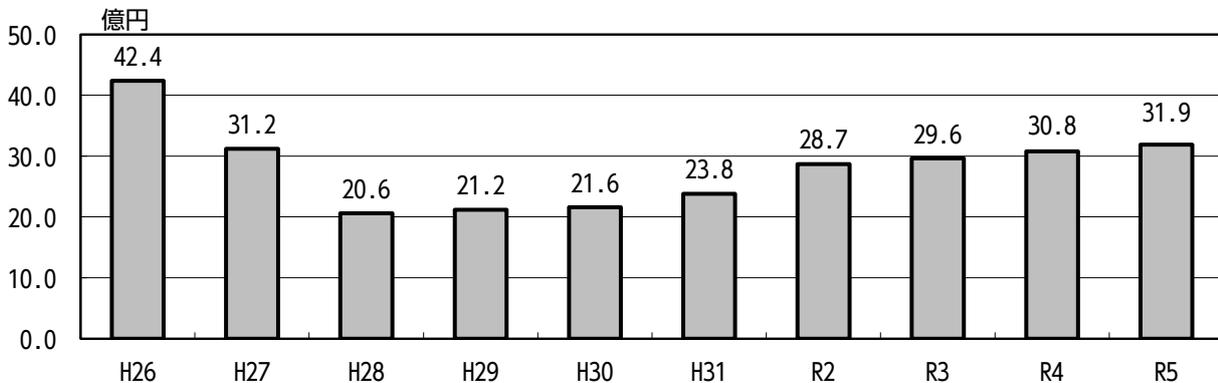
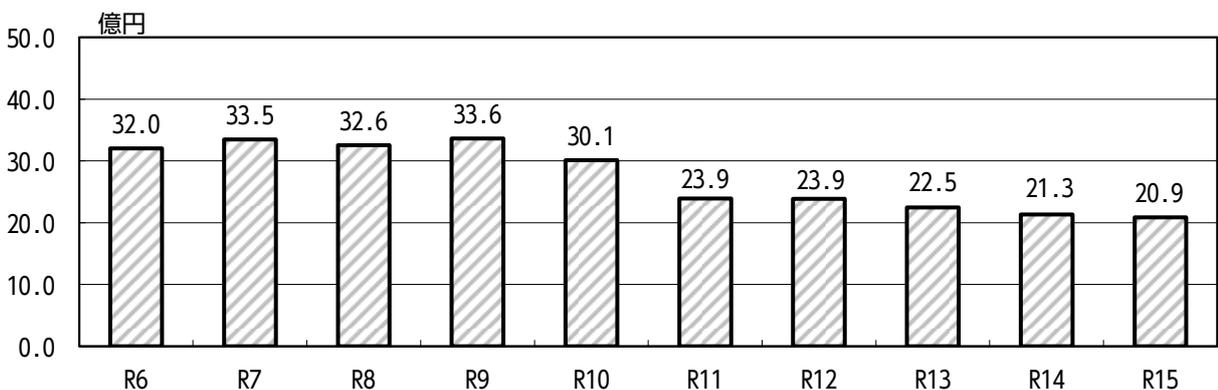


図43 公債費の将来推移

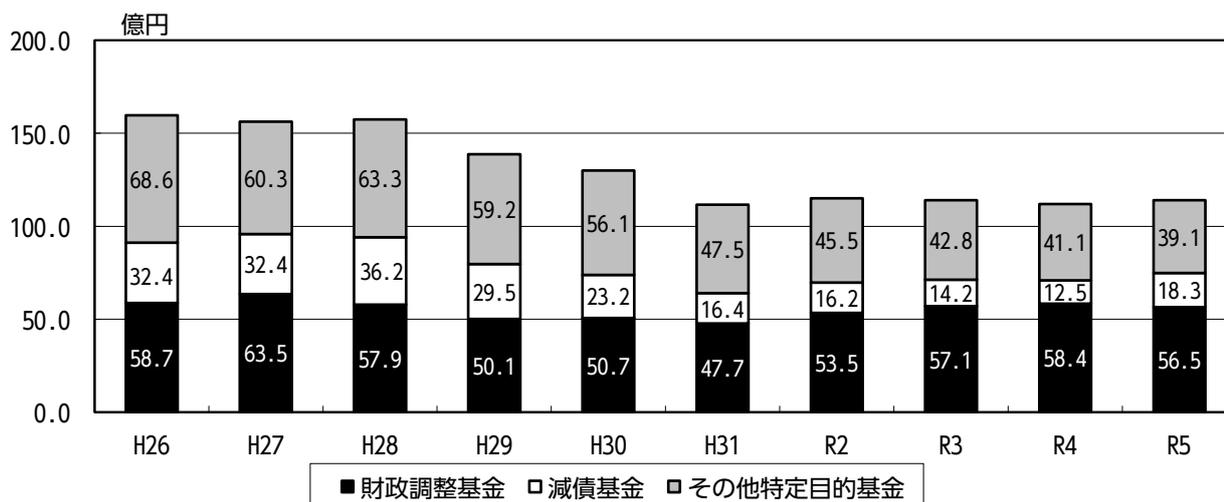


(6) 普通会計の基金

財政調整基金は、令和5年度は9億9千万円を取り崩し、8億円を積み立てたことにより56億5千万円となりました。減債基金（市債管理基金）は、5千万円取り崩し、6億3千万円を積み立てたことにより18億3千万円となりました。その他特定目的基金は、平成30年度から平成31年度にかけて庁舎建設基金を10億9千万円取り崩したことなどにより減少しています。

普通会計基金の推移は、図44をご覧ください。

図44 普通会計基金の推移



**【財政調整基金】**

災害や急激な景気後退等の不測の支出や減収に備えるとともに、年度間における財源の不均衡を調整するための基金です。

**【減債基金】**

地方債の償還及びその信用維持のための基金です。

**【特定目的基金】**

特定の目的のために財産を維持し、資金を積立て又は資金を運用するために設置される基金です。

## 8 類似団体との比較（令和4年度決算）

いなべ市と類似団体で、令和4年度の普通会計の歳入決算及び性質・目的別歳出決算の比較をしています。同一基準となるように、市民1人当たり決算額で比較をおこなっています。

### (1) 歳入決算の比較

歳入では、いなべ市の市民1人当たり決算額は57万円で類似団体に比べ3万円少なくなりました。

地方税は、類似団体に比べ6万円多く、税収を多く得られています。

地方交付税は、類似団体に比べ7万円少なく、財政力が高くなっています。

繰入金は、類似団体に比べ2万円多く、基金等からの繰入れが多くなっています。

なお、歳入決算の比較は、表62、図45をご覧ください。

表62 歳入決算の比較

(単位：円、%)

区 分	令和4年度 いなべ市		令和4年度 類似団体		比 較 A-B
	市民1人 当たり 負担額 (円) A	構 成 比	市民1人 当たり 負担額 (円) B	構 成 比	
地 方 税	210,587	36.7	152,527	25.3	58,060
地 方 譲 与 税	6,408	1.1	5,360	0.9	1,048
各 種 交 付 金	36,605	6.4	30,609	5.1	5,996
地方特例交付金	1,321	0.2	1,052	0.2	269
地 方 交 付 税	79,465	13.8	147,613	24.5	△ 68,148
使用料及び手数料	3,965	0.7	7,624	1.3	△ 3,659
国 庫 支 出 金	74,988	13.1	94,071	15.6	△ 19,083
県 支 出 金	26,420	4.6	38,285	6.3	△ 11,865
繰 入 金	44,465	7.7	19,881	3.3	24,584
繰 越 金	41,199	7.2	28,843	4.8	12,356
地 方 債	39,344	6.8	39,258	6.5	86
そ の 他	9,638	1.7	38,419	6.4	△ 28,781
合 計	574,404	100.0	603,542	100.0	△ 29,138

注) 市民1人当たり負担額は令和4年度の数値です。(人口は、R5.1.1現在住民基本台帳人口44,797人)

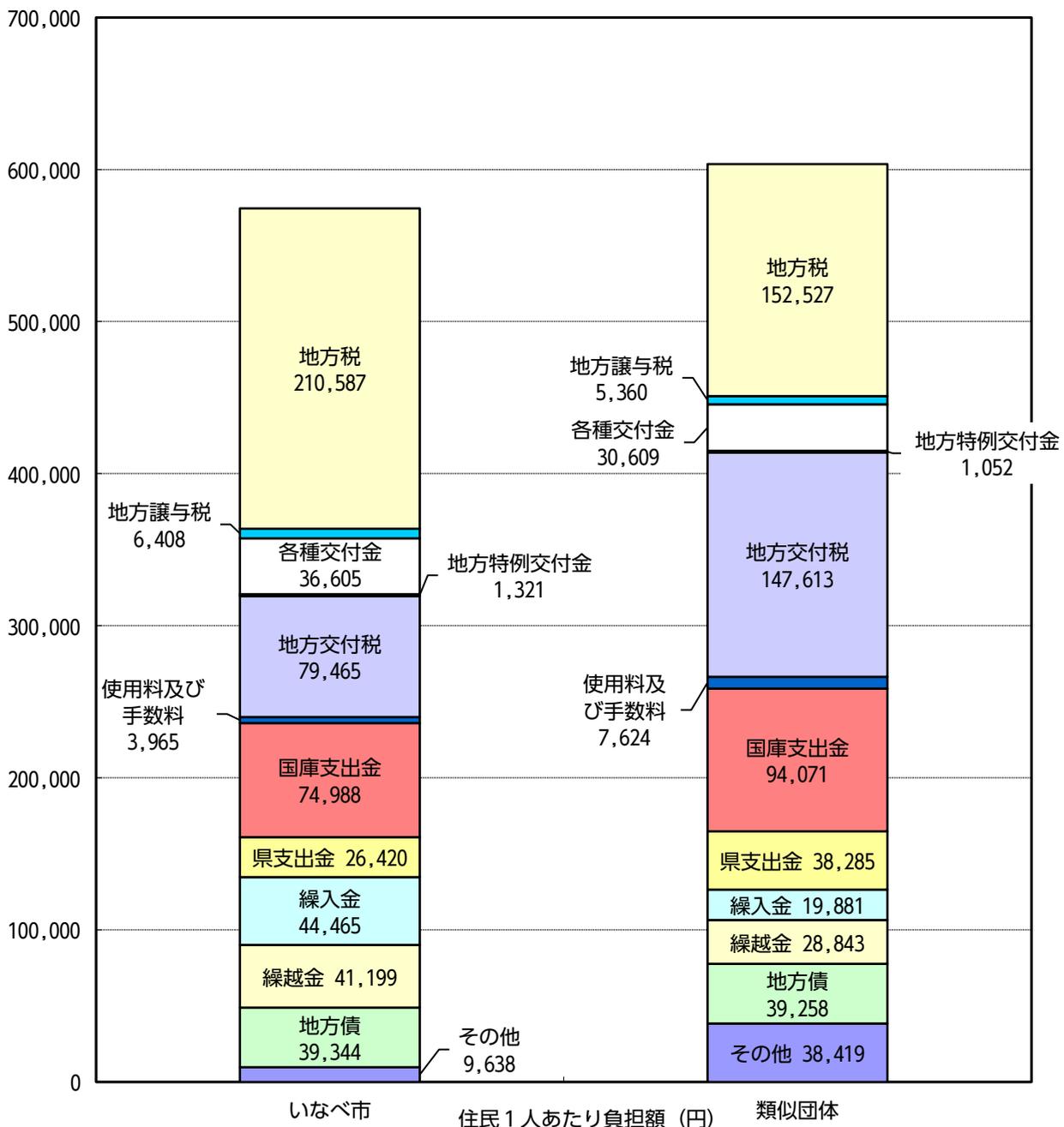
**【類似団体】**

財政運営の適正化及び健全化を図るための比較検討の素材として、「人口」と「産業構造」により区分され、一定の選定基準によって選定された団体です。いなべ市はⅠ－Ⅱに分類されます。（人口による区分『Ⅰ』は人口50,000人未満、産業構造による区分『Ⅱ』はⅡ次、Ⅲ次産業の就業人口割合が90%以上かつⅢ次産業の就業人口割合が65%未満の団体）

令和4年度『Ⅰ－Ⅱ』分類団体は一般市で83団体です。三重県内の選定団体はいなべ市と亀山市が、近隣の選定団体は岐阜県では美濃市、瑞浪市、恵那市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、愛知県では高浜市が該当しています。

図45 歳入決算の比較

類似団体との比較（令和4年度決算）



(2) 性質別歳出決算の比較

歳出では、いなべ市の市民1人当たり決算額は53万円で類似団体に比べ4万円少なくなりました。

義務的経費は、類似団体に比べ1万円少なくなりました。公債費が多く、人件費や扶助費が少なくなっています。

投資的経費は、類似団体に比べ2万円少なくなりました。普通建設事業費、災害復旧事業費ともに少なくなっています。

その他の経費は、類似団体に比べほぼ同額となりました。物件費や積立金が多く、維持補修費や補助費等、繰出金が少なくなっています

なお、性質別歳出決算の比較は、表63、図46をご覧ください。

表63 性質別歳出決算の比較

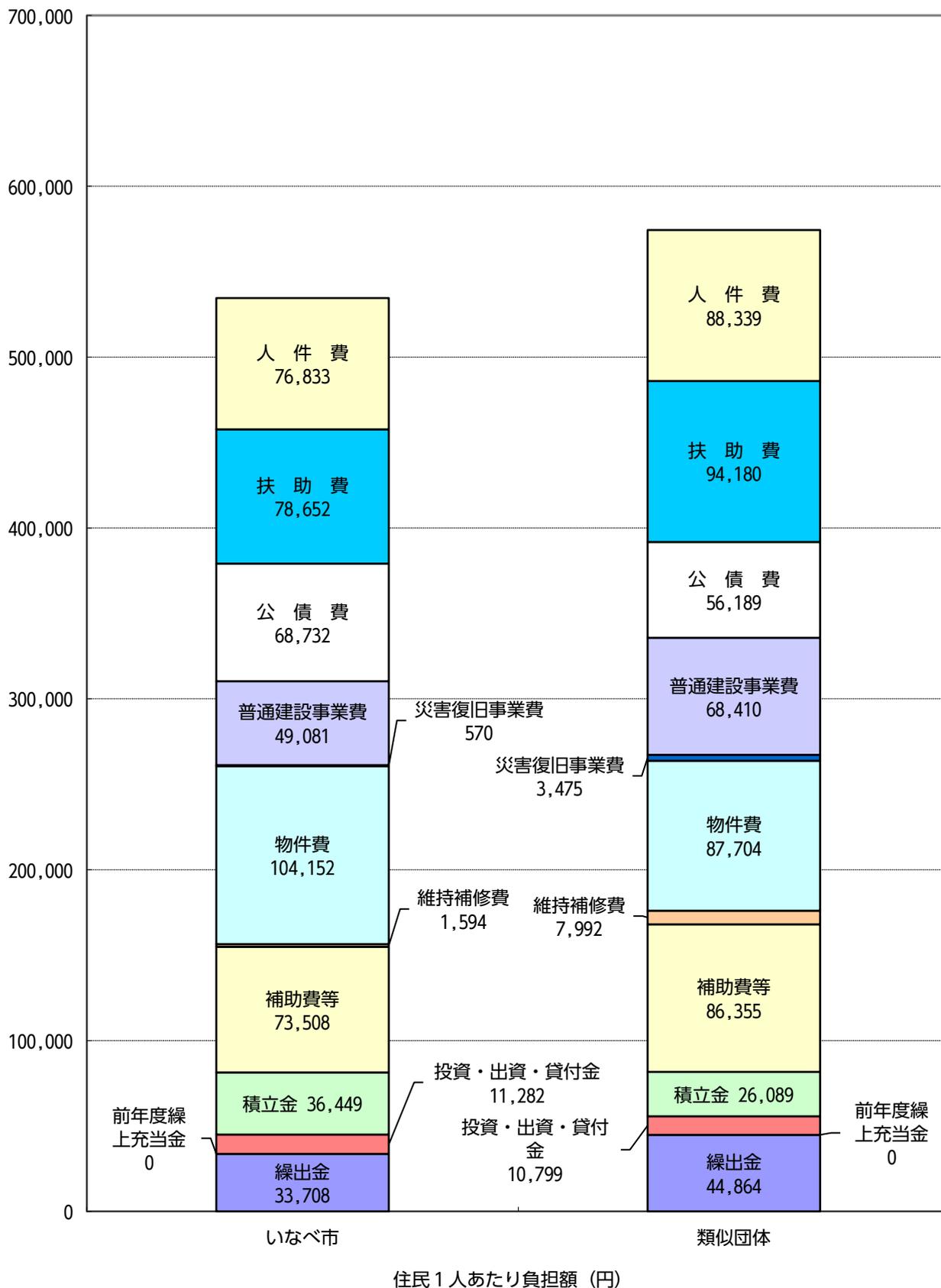
(単位：円、%)

区 分	令和4年度 いなべ市		令和4年度 類似団体		比較 A-B
	市民1人 当たり 負担額 (円) A	構成 比	市民1人 当たり 負担額 (円) B	構成 比	
義務的経費	224,217	41.9	238,708	41.6	△ 14,491
人件費	76,833	14.4	88,339	15.4	△ 11,506
扶助費	78,652	14.7	94,180	16.4	△ 15,528
公債費	68,732	12.9	56,189	9.8	12,543
投資的経費	49,651	9.3	71,885	12.5	△ 22,234
普通建設事業費	49,081	9.2	68,410	11.9	△ 19,329
災害復旧事業費	570	0.1	3,475	0.6	△ 2,905
失業対策事業費	-	-	-	-	-
その他の経費	260,694	48.8	263,803	45.9	△ 3,109
物件費	104,152	19.5	87,704	15.3	16,448
維持補修費	1,594	0.3	7,992	1.4	△ 6,398
補助費等	73,508	13.8	86,355	15.0	△ 12,847
積立金	36,449	6.8	26,089	4.5	10,360
投資・出資・貸付金	11,282	2.1	10,799	1.9	483
前年度繰上充当金	-	-	-	-	-
繰出金	33,708	6.3	44,864	7.8	△ 11,156
合 計	534,563	100.0	574,396	100.0	△ 39,833

注) 市民1人当たり負担額は令和4年度の数値です。(人口は、R5.1.1現在住民基本台帳人口44,797人)

図46 性質別歳出決算の比較

類似団体との比較（令和4年度決算）



(3) 目的別歳出決算の比較

歳出では、いなべ市の市民1人当たり決算額は53万円で類似団体に比べ4万円少なくなりました。

衛生費は、類似団体に比べ1万円少なくなりました。市立病院がないため保健衛生費の補助費等や、ごみ処理事業を一部事務組合等でなく単独で行っているため、清掃費の補助費等が少なくなっています。

農林水産業費は、類似団体に比べ1万円少なくなりました。農業費や農地費、林業費の普通建設事業費が少なくなっています。

商工費は、類似団体に比べ1万円少なくなりました。阿下喜温泉再構築事業や野遊び推進事業などにより普通建設事業費は多くなっていますが、補助費等や貸付金が少なくなっています。

土木費は、類似団体に比べ1万円少なくなりました。道路橋梁費の維持補修費や、都市計画費や住宅費の普通建設事業費が少なくなっています。

教育費は、類似団体に比べ1万円少なくなりました。温水プール建設事業により保健体育費の普通建設事業費は多くなっていますが、小学校費や中学校費、社会教育費の普通建設事業費は少なくなっています。また、市立幼稚園がないため幼稚園費が少なくなっています。

公債費は、類似団体に比べ1万円多くなっています。

なお、目的別歳出決算の比較は表64、図47をご覧ください。

表64 目的別歳出決算の比較

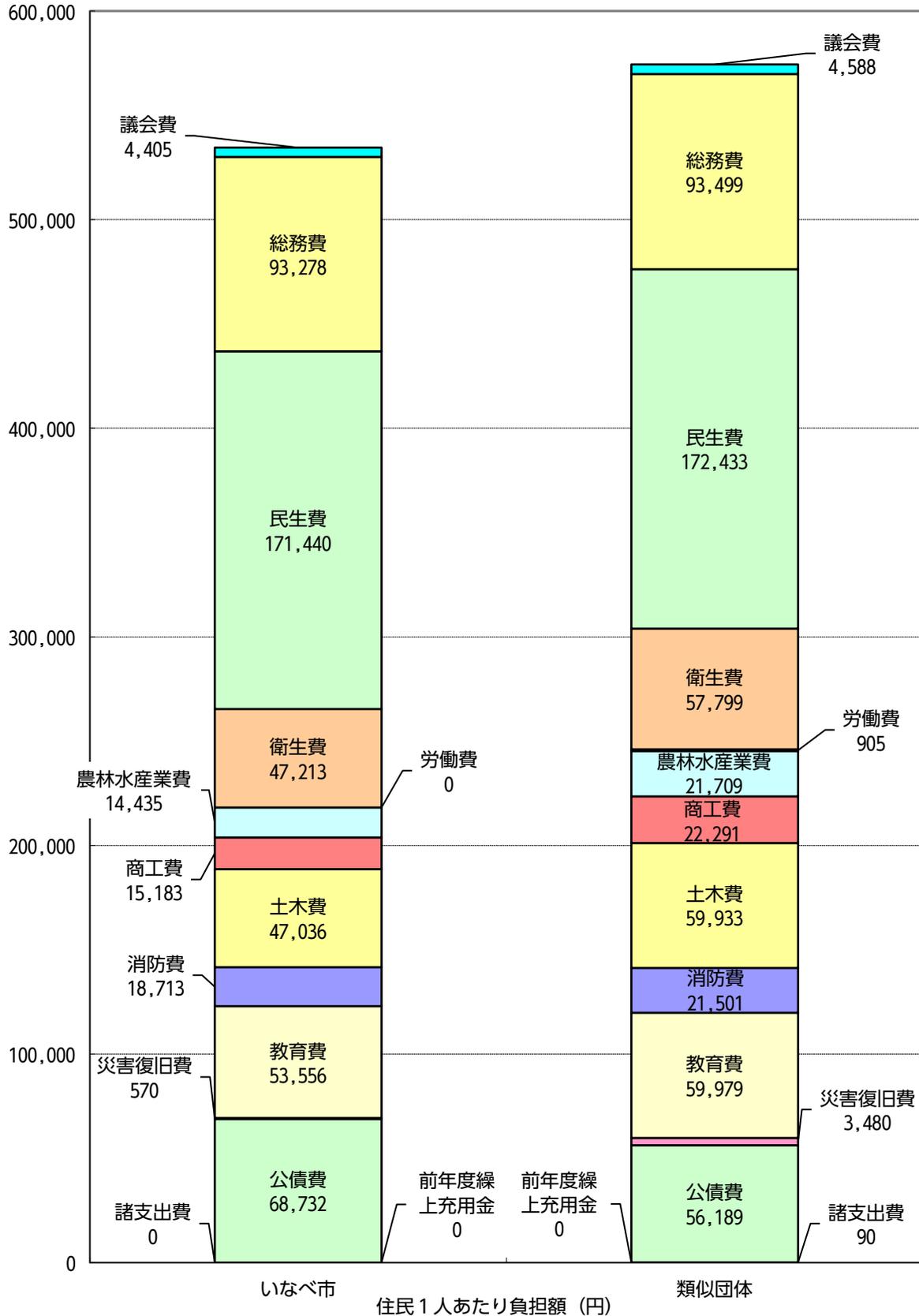
(単位：円、%)

区 分	令 和 4 年 度 い な べ 市		令 和 4 年 度 類 似 団 体		比 較 A - B
	市民1人 当たり 負担額 (円) A	構 成 比	市民1人 当たり 負担額 (円) B	構 成 比	
議 会 費	4,405	0.8	4,588	0.8	△ 183
総 務 費	93,278	17.4	93,499	16.3	△ 221
民 生 費	171,440	32.1	172,433	30.0	△ 993
衛 生 費	47,213	8.8	57,799	10.1	△ 10,586
労 働 費	-	-	905	0.2	△ 905
農 林 水 産 業 費	14,435	2.7	21,709	3.8	△ 7,274
商 工 費	15,183	2.8	22,291	3.9	△ 7,108
土 木 費	47,036	8.8	59,933	10.4	△ 12,897
消 防 費	18,713	3.5	21,501	3.7	△ 2,788
教 育 費	53,556	10.0	59,979	10.4	△ 6,423
災 害 復 旧 費	570	0.1	3,480	0.6	△ 2,910
公 債 費	68,732	12.9	56,189	9.8	12,543
諸 支 出 費	-	-	90	0.0	90
前年度繰上充用金	-	-	-	-	-
合 計	534,563	100.0	574,396	100.0	△ 39,833

注) 市民1人当たり負担額は令和4年度の数値です。(人口は、R5.1.1現在住民基本台帳人口44,797人)

図47 目的別歳出決算の比較

類似団体の比較（令和4年度決算）



## 9 財政健全化比率・資金不足比率

令和5年度の財政健全化比率は表65、資金不足比率は表66のとおりです。

表65 財政健全化比率の状況

区 分	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	- %	- %	12.82 %
連 結 実 質 赤 字 比 率	- %	- %	17.82 %
実 質 公 債 費 比 率	9.8 %	9.0 %	25.0 %
将 来 負 担 比 率	0.8 %	2.3 %	350.0 %

※早期健全化基準のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率の数値は、いなべ市の令和5年度の基準です。

表66 資金不足比率の状況

水道事業会計

区 分	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	- %	- %	20.0 %

下水道事業会計

区 分	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	- %	- %	20.0 %

### 【財政健全化比率】

市の財政状況を毎年度判断するため、算定及び公表が義務付けられ、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、財政健全化計画を議会の議決を経て策定することが義務付けられました。

### 【資金不足比率】

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率で、資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は経営健全化計画を議会の議決を経て策定することが義務付けられました。

### 【実質赤字比率】

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

### 【連結赤字比率】

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率。

### 【実質公債費比率】

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。

### 【将来負担比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

### 【標準財政規模】

地方公共団体が通常水準の行政を行う上で必要な一般財源の額。

### (1) 実質赤字比率

令和5年度の実質赤字比率は「-」で、前年度と同様資金不足はありませんでした。

#### 【実質赤字比率】

標準的な財政規模に占める一般会計等の実質赤字の割合です。通常は、その年度に実施した事業のための支出は、その年度の歳入により行うことが原則ですが、歳入不足となった場合に赤字が生じます。赤字が無い場合は、比率は無しという意味で「-」と表示します。

### (2) 連結実質赤字比率

特別会計や公営企業会計を含めた令和5年度の実質赤字比率は「-」で、前年度と同様資金不足はありませんでした。

#### 【連結実質赤字比率】

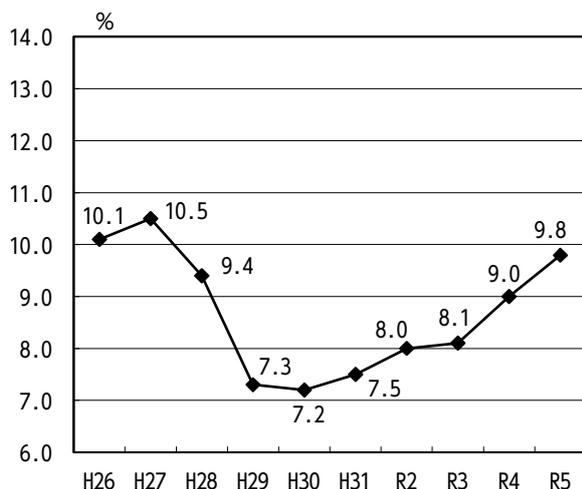
全会計の赤字額から黒字額を引いた額（連結実質赤字額）の標準的な財政規模に占める割合です。特別会計や公営企業会計の運営状況を含めて財政状況を判断しますが、一部事務組合、第三セクター等は、この比率の対象外となっています。赤字が無い場合は、比率は無しという意味で「-」と表示します。

### (3) 実質公債費比率

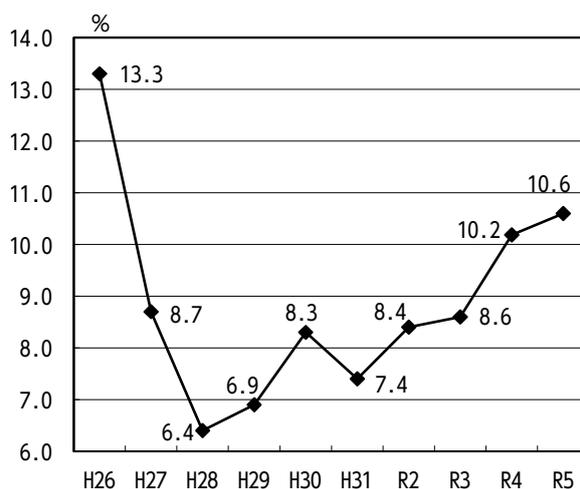
令和5年度の実質公債費比率は9.8%で、前年度に比べ0.8ポイント上がりました。単年度比率は、前年度に比べ0.4ポイント上がりました。浚渫残土処分用地購入、消防団車両購入、いなべ消防署車両購入、道路防災、防災拠点施設整備のために借り入れた市債の償還が始まったことにより公債費が10億1千万円増となったためです。

なお、実質公債費比率の推移は、図48をご覧ください。

図48 実質公債費比率の推移（3か年平均比率）



実質公債費比率の推移（単年度比率）



#### 【実質公債費比率】

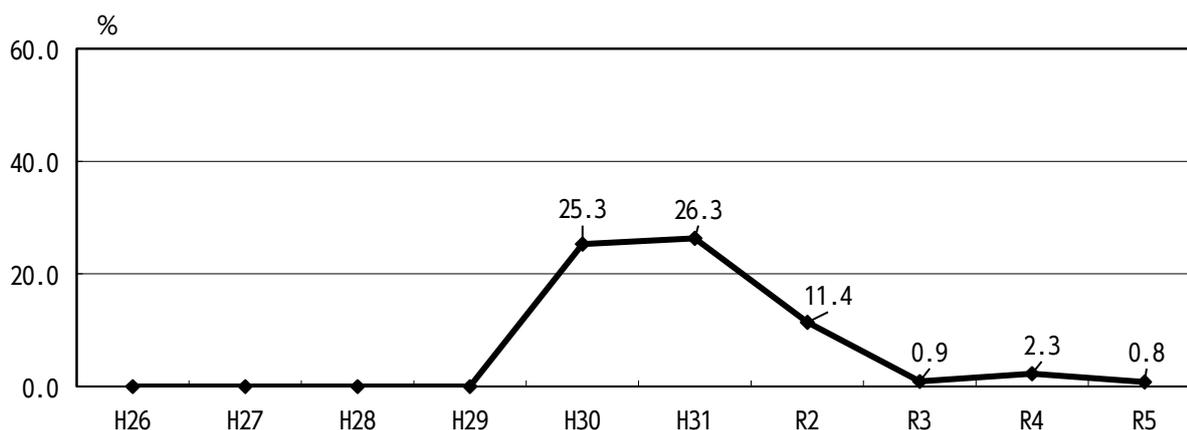
標準的な財政規模に占める公債費の割合で、公債費比率をより厳格にするため、下水道事業等の公営企業の公債費に充てる繰出金等を加味しています。この比率が18%を超えると公債費負担適正化計画の策定が義務付けられ、新たな地方債発行は県の許可が必要になります。さらに25%を超えると、原則として地方債発行が不許可になります。

#### (4) 将来負担比率

令和5年度の将来負担比率は0.8%で前年度に比べ1.5ポイント下がりました。基準財政需要額算入見込額の減により充当可能財源が11億5千万円減となりましたが、地方債の元利償還が進んだことにより地方債残高が9億2千万円減となり、また、市町村民税法人税割の増により標準財政規模が3億1千万円増となったためです。

なお、将来負担比率の推移は、図49をご覧ください。

図49 将来負担比率の推移



#### 【将来負担比率】

標準的な財政規模に占める将来負担すべき実質的な負債の割合で、現在背負っている負債が、標準的な年間収入の何年分かがわかります。地方債残高、債務負担行為額等の将来負担額だけでなく、公営企業会計、一部事務組合、第三セクターの損失補償等、将来市が負担する可能性のあるものも含んでいます。将来負担額がない場合は、比率は無しという意味で「-」と表示します。

#### (5) 資金不足比率

令和5年度の資金不足比率は、すべての会計が「-」で、前年度と同様資金不足はありませんでした。

#### 【資金不足比率】

事業の規模に占める資金不足額の割合です。資金の不足額とは、一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額です。不足額が無い場合は、比率は無しという意味で「-」と表示します。

